

第52集

日本労働年鑑

1982年版

THE LABOUR YEAR BOOK OF JAPAN 1982
VOL. XXXXII

法政大学 大原社会問題研究所

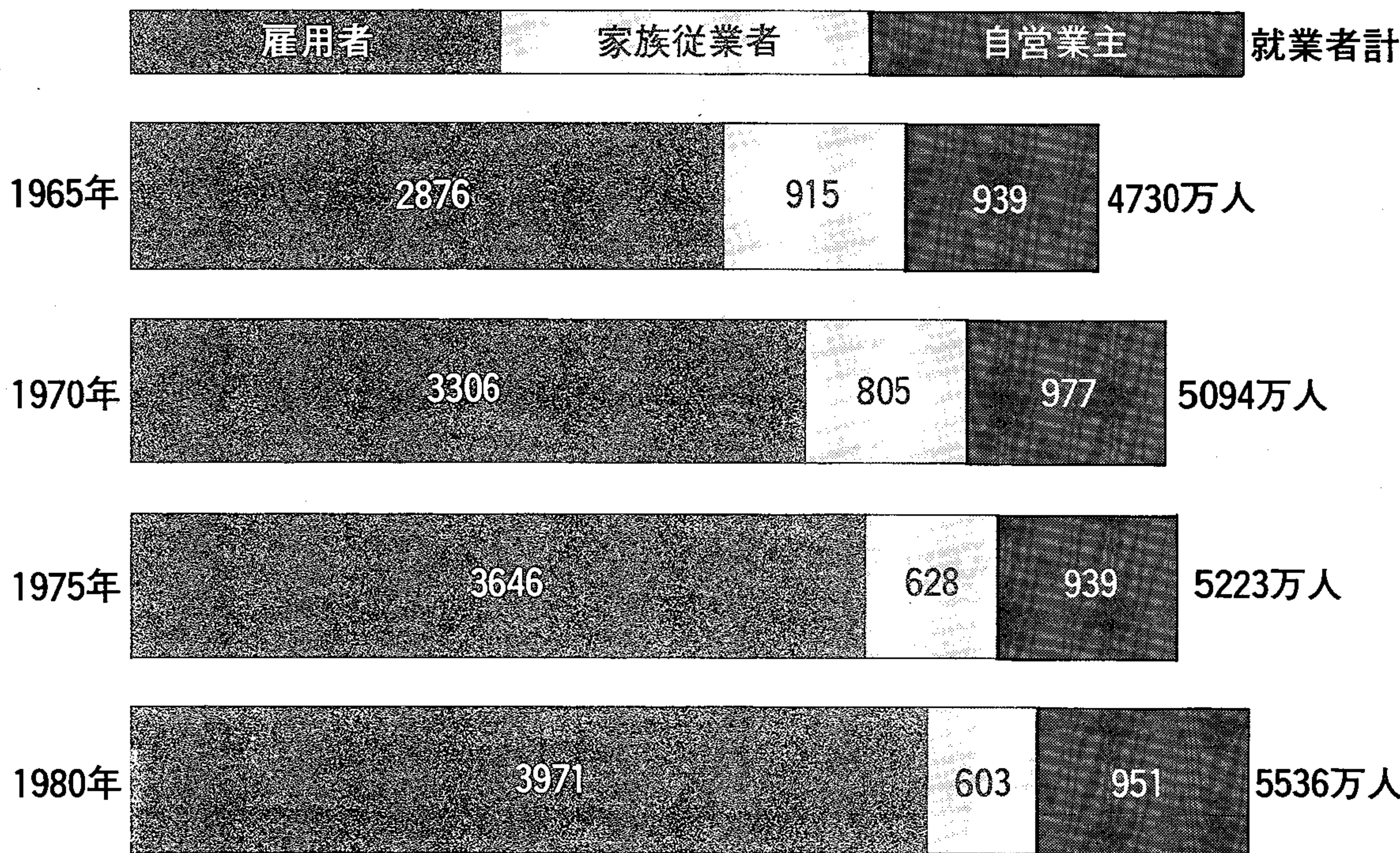
COMPILED BY

OHARA INSTITUTE FOR SOCIAL RESEARCH
HOSEI UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN

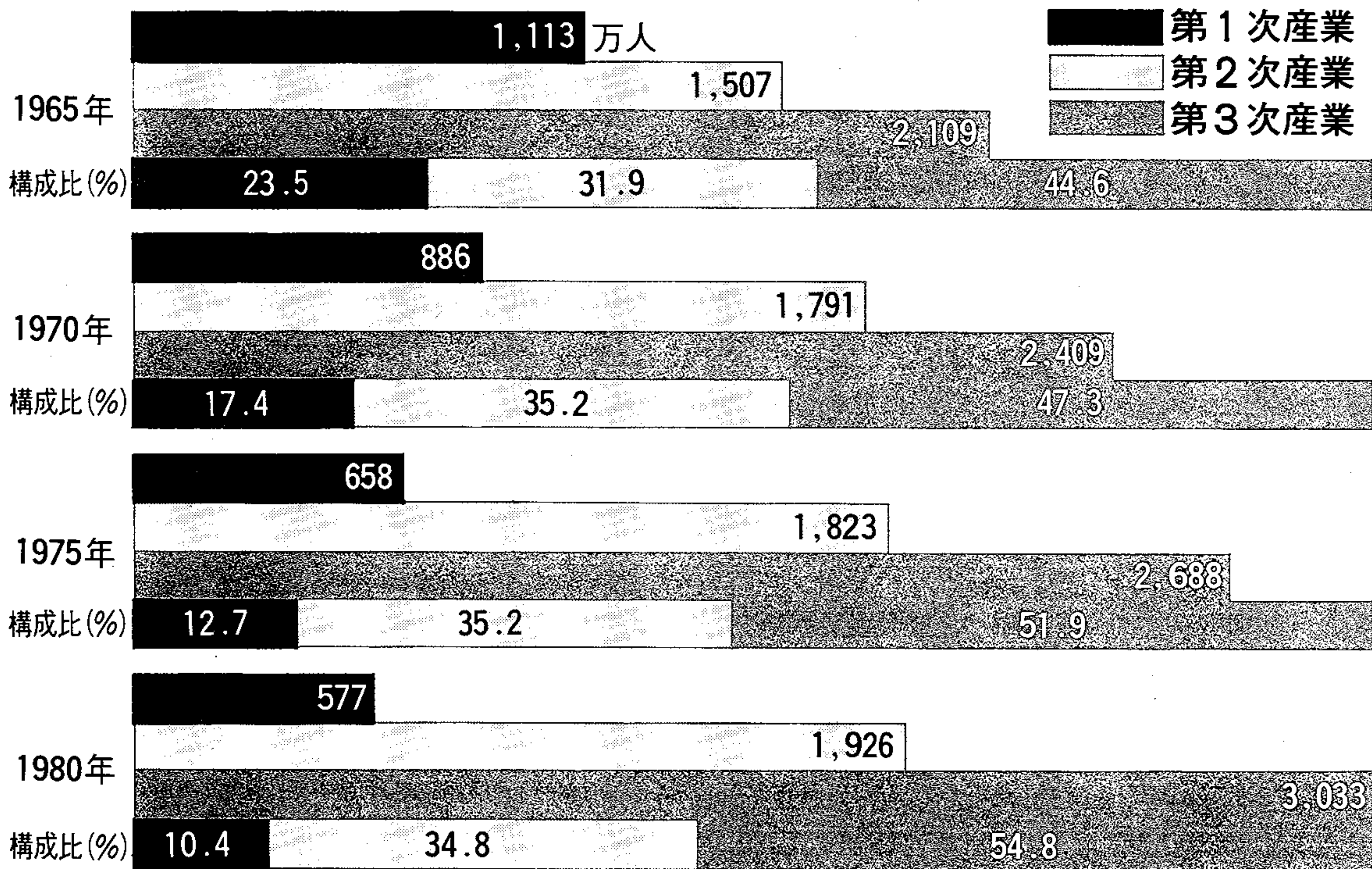
労働旬報社

労働人口のうごき

〔A〕 就業者構成



〔B〕 第1次、第2次、第3次産業別就業者数

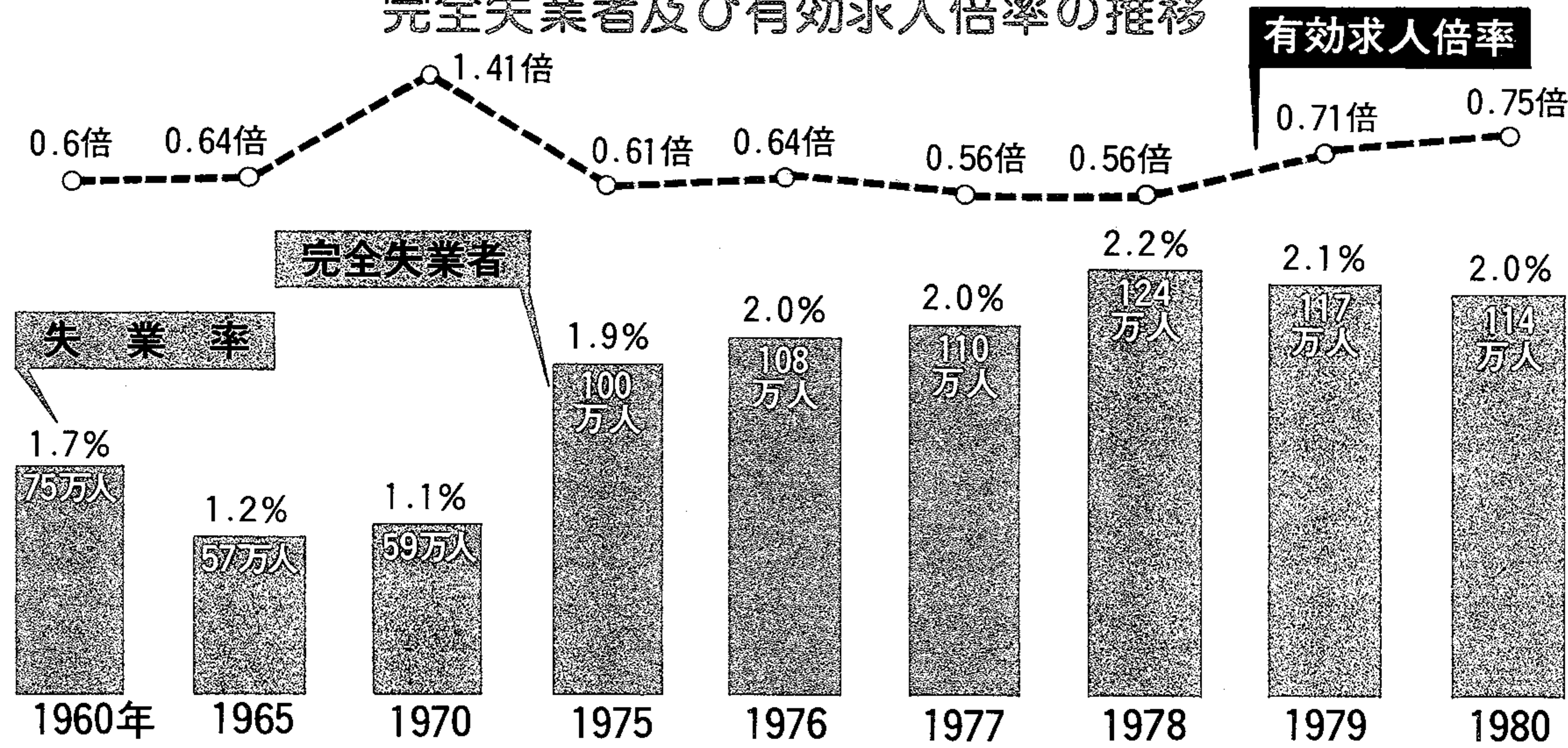


〔備考〕 1) 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。 3) 第2次産業：鉱業、建設業、製造業
2) 第1次産業：農業、林業、狩猟業、漁業水産養殖業 4) 第3次産業：上記以外の産業

日本の雇用者数は1965年の2876万人から、1980年には3971万人へと増加した。この間、第一次産業の就業者は、65年1113万人から、80年577万人へと減少した。また近年、第三次産業の就業者の増加が、顕著である。

雇用・失業情勢の動向

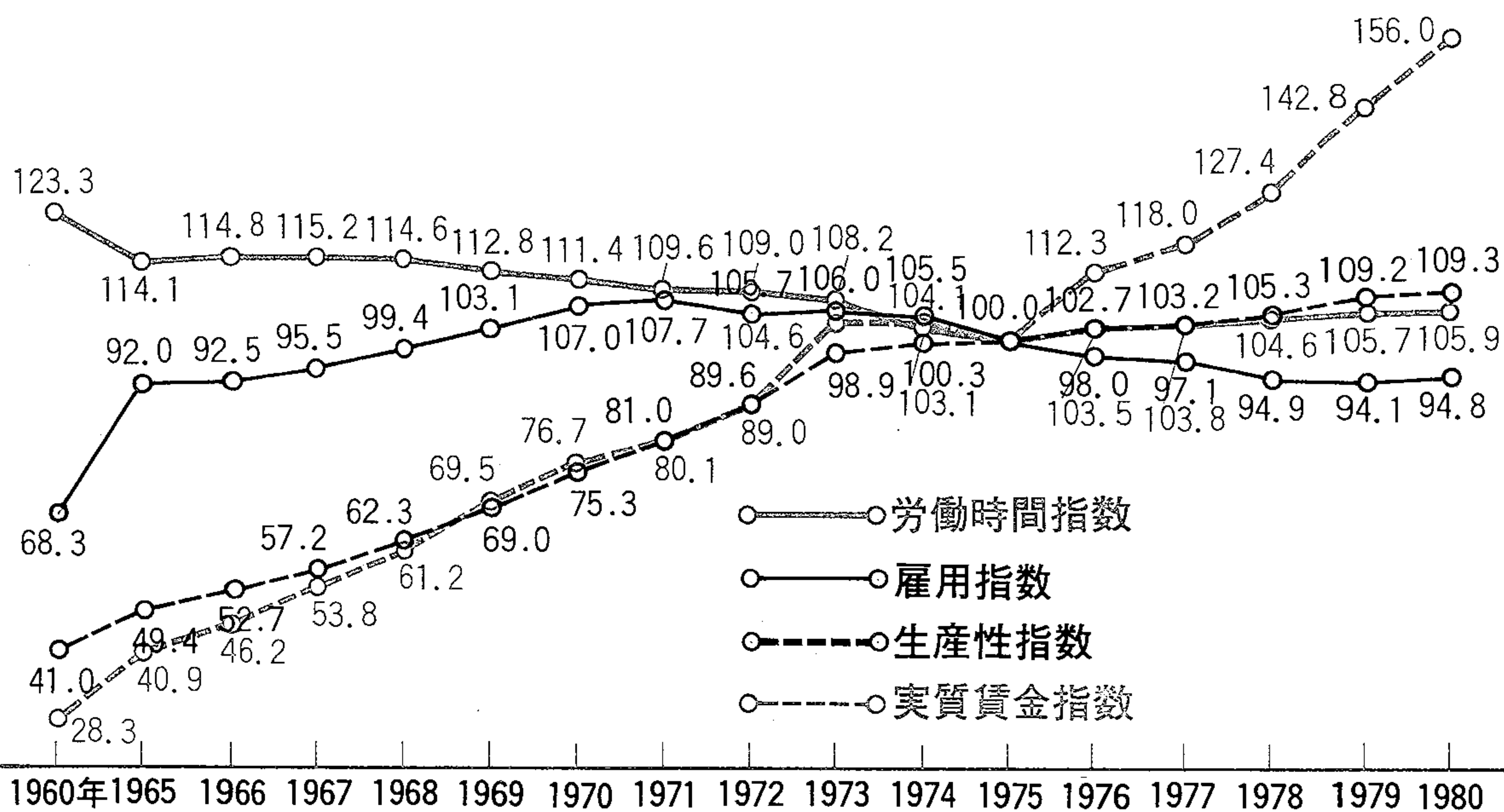
完全失業者及び有効求人倍率の推移



〔備考〕 1) 総理府統計局「労働力調査報告」、労働省「職業安定業務統計」による。
2) ここにいう完全失業者とは、就業能力及び就業希望があるものの調査期間中(毎月末1週間)に仕事につけなかったものをいう。

高度経済成長期、完全失業者は100万人を割り(失業率1%台)、有効求人倍率も1967年からは1倍を上回っていた。だが1975年以降、完全失業者は100万人に達し、有効求人倍率も、0.5~0.6倍台に低下している。ただし79~80年の有効求人倍率は0.71倍、0.75倍とやや改善の兆しをみせた。

製造業における雇用・生産性・労働時間

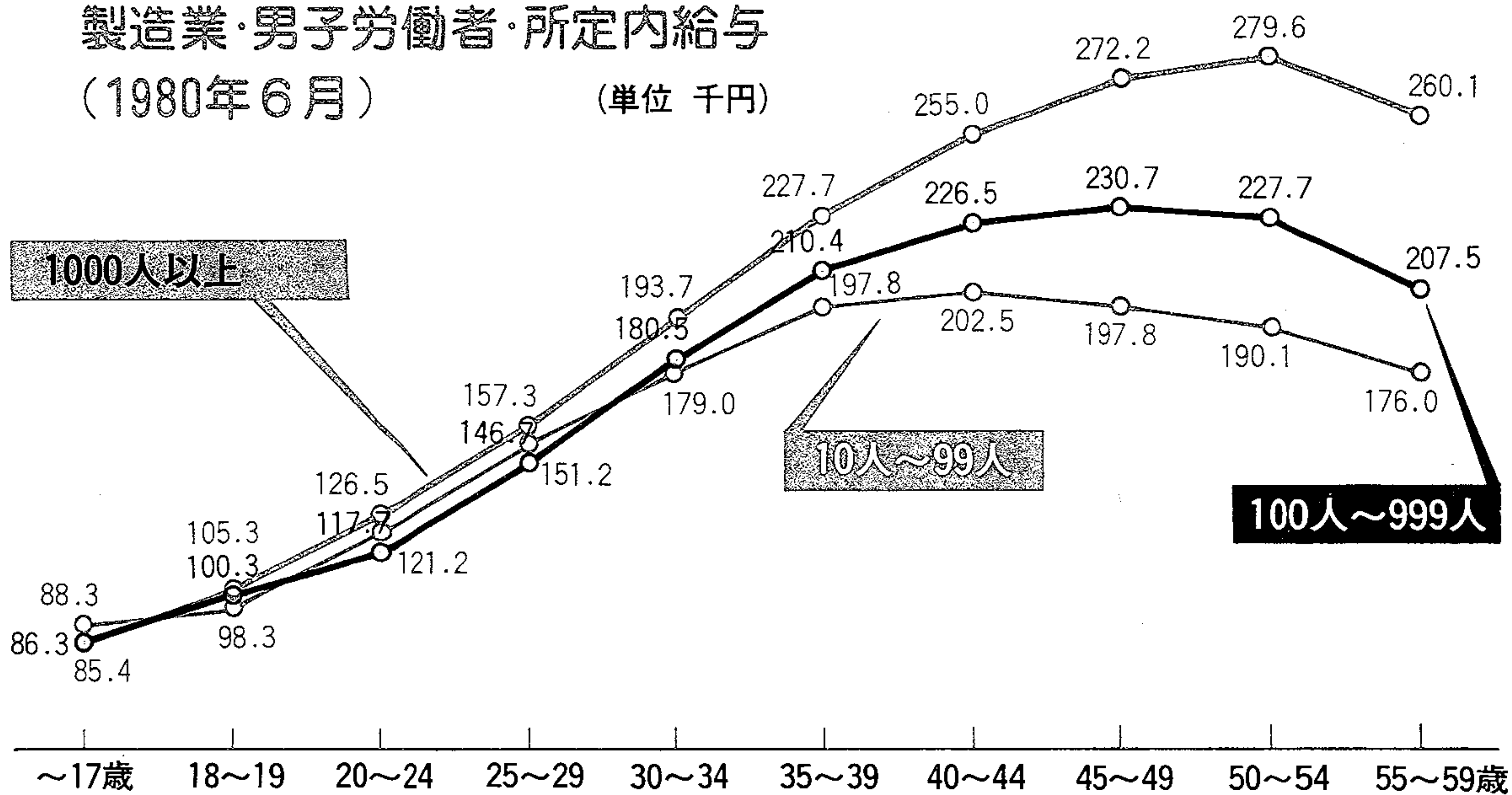


〔備考〕 1) 雇用指数は常用労働者30人以上を雇用する「毎月勤労統計」対象事業所の常用労働者の指数。
2) 労働生産性指数は各業種別労働生産性指数を付加価値ウェイトで総合したもの。
3) 実質賃金指数は「毎月勤労統計」の常用労働者1人平均月間現金給与総額を指数化し、それを消費者物価指数で除したもの。
4) 労働時間指数は「毎月勤労統計」の常用労働者の総実労働時間を指数化したもの。
5) 労働省「昭和55年労働経済の分析」による。

製造業における生産性・実質賃金・雇用・労働時間とも、1974年から1975年にかけての不況の影響が顕著にあらわれている。75年以降、とくに雇用の停滞が目立つ。1980年は雇用の相変わらずの停滞にたいし、生産性の伸びが著しい。

製造業における企業規模別・年齢別賃金の推移

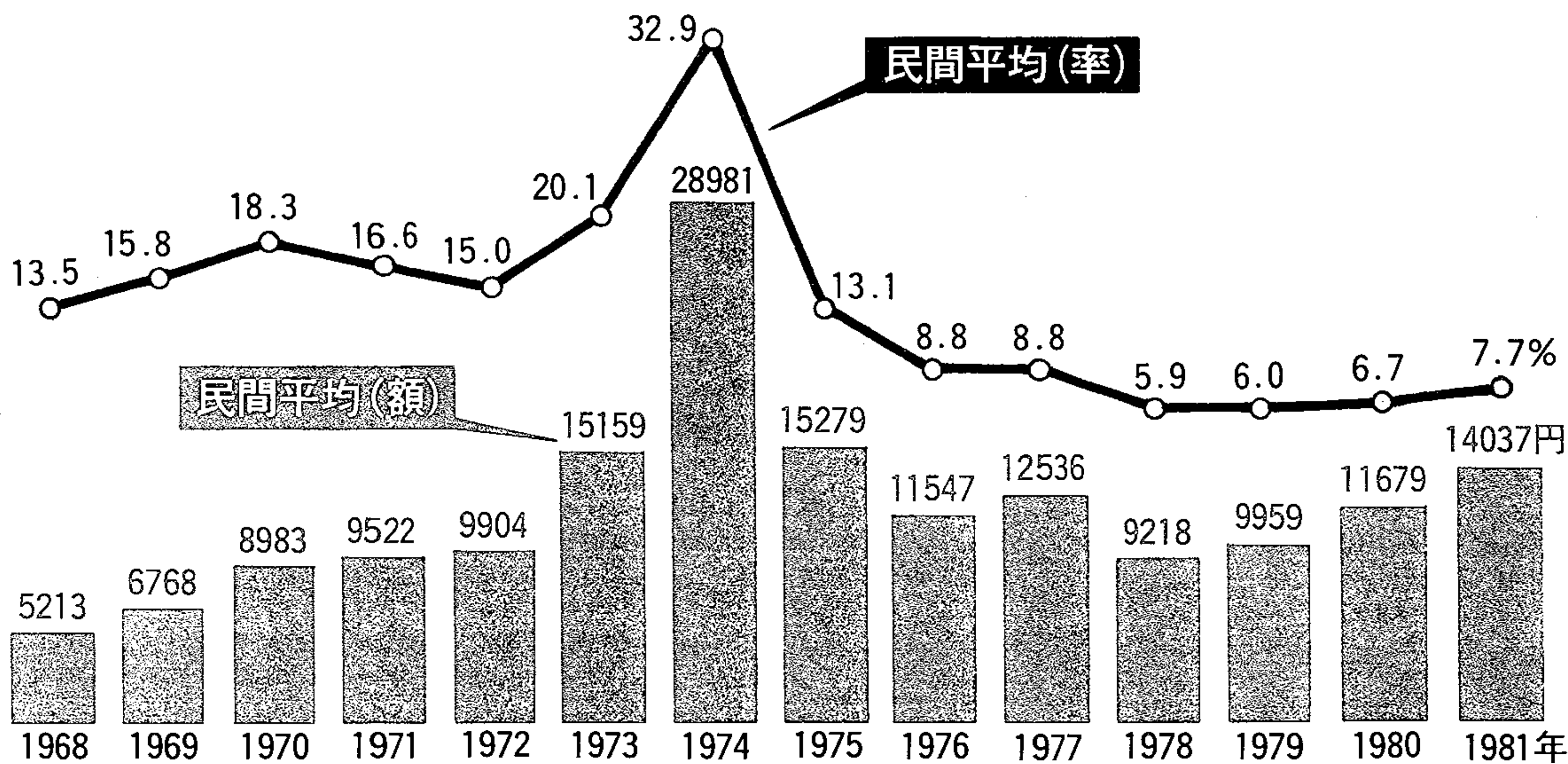
製造業・男子労働者・所定内給与
(1980年6月) (単位 千円)



〔備考〕 労働省「賃金構造基本統計」による。

若年層の賃金の企業規模別格差はごく小さい。だがその後の賃金上昇カーブは企業規模別にみて大きな開きがでている。とくに企業規模が小さいほど、賃金上昇の頭打ち傾向が早くなっている。同時に、中高年労働者の賃金抑制の強まりのなかで、中高年労働者賃金の頭打ち傾向が、全体として強まっている。

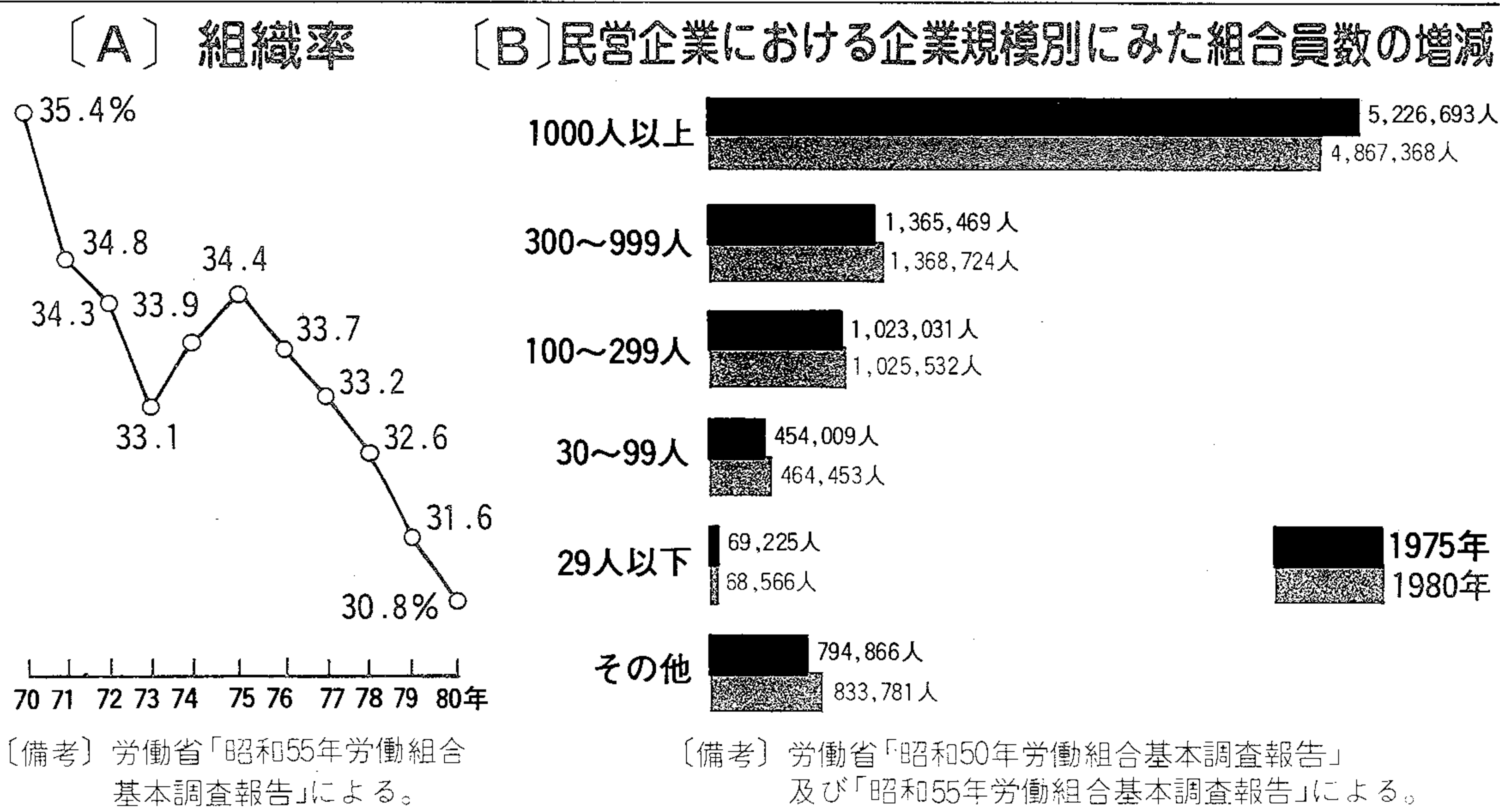
春闘賃上げ額・率の推移



- 〔備考〕 1) 労働省労政局調べ。
2) 集計対象は主要産業に属する労働組合のある大手企業における労働組合。
3) 賃上げ額には定昇分を含む。
4) 賃上げ率は基準内賃金に対する賃上げ額の比率である。
5) 1972年までは旧系列による調査であり、1973年以降は新系列(業種・企業数とも増加)による調査。

1974年に額・率とも、春闘史上空前の妥結結果を示したが、1975年～1978年は一転して額・率とも大幅に落ちこんだ。78年は金額で5ケタを割った。79年は、金額で前年を上回り、率ではほぼ前年並みであった。80年は、金額でふたたび5ケタにのり、率も前年を上回った。81年は、額・率とも前年を上回った。

労働組合の組織率の推移と企業規模別にみた組合員数の増減



日本の労働組合員数は1975年の約1259万人をピークにして、その後減少に向かっているが、組合組織率もまた低下して、1980年には30.8%となっている。

日本の労働組合員数は、1980年には1975年にくらべて約22万1000人減少したが、これを民営企業の組合員数についてみるとさらに大幅に約31万人減少している。しかもこの減少は雇用労働者1000人以上の大企業に集中し、そこでは80年には75年にくらべて約36万人減となっている。

労働組合中央組織の組合員数と組織率の推移

	総評	同盟	新産別	中立労連	その他	合計
1974年	4457(35.8)	2313(18.6)		4614(37.0)		12462千人(100.0%)
		71(0.6)		1401(11.2)		
1975年	4573(36.3)	2266(18.0)		4705(37.3)		12590千人(100.0%)
		70(0.6)		1369(10)		
1976年	4579(36.6)	2209(17.7)		4690(37.5)		12509千人(100.0%)
		66(0.5)		1354(10.8)		
1977年	4557(36.6)	2210(17.8)		4660(37.4)		12437千人(100.0%)
		65(0.5)		1330(10.7)		
1978年	4525(36.5)	2182(17.6)		4679(37.8)		12383千人(100.0%)
		61(0.5)		1321(10.7)		
1979年	4553(37.0)	2147(17.4)		4593(37.4)		12309千人(100.0%)
		63(0.5)		1337(10.9)		
1980年	4551(36.8)	2162(17.5)		4627(37.4)		12369千人(100.0%)
		62(0.5)		1358(11.0)		

〔備考〕労働省「昭和55年労働組合基本調査報告」による。

日本の労働組合中央組織のうち、最大の組織は総評であるが、同盟は結成 이래毎年組合員数を増加し、1974年には総評の約445万7000人にたいして231万3000人と迫り、同年中立労連も140万1000人をおぞえて、総評の地盤沈下が取り沙汰された。しかし1975年以降79年まで、この傾向は逆転し、1974年にくらべると1979年には、総評は約9万6000人増、同盟は約16万6000人減、中立労連は約6万4000人減となっている。だが、80年は、総評がわずかに減少し、同盟、中立労連が増加している。

はしがき

第五一集のはしがきに述べたように、「日本労働年鑑」は、昨年から若干の改善がくわえられた。たとえば、序章「この時期の概観」は、従来年鑑の内容に総花的にふれたものであったが、「国際・国内情勢と労働問題の焦点」と表題を改め、一年間における労働問題の背景と重要なポイントの分析をおこなうことにした。またその時々的重要な問題をとくにピックアップして特集を掲載している。その他個々の項目については、それぞれの執筆者が継続性と事実を重視する客観性の保持に留意しながら、地味ではあるが着実な改善をくわえている。

本年の「日本労働年鑑」も、昨年おこなわれた改善の方針を踏襲している。昨年は「定年制」と「年金問題」を特集したが、本年は「労働戦線統一問題」をとりあげた。長期にわたってとりくまれてきた労働戦線統一がようやく一つの節目にきたと思われるし、このへんで運動の多面的な動向を総括する必要があると考えたからである。

大原社会問題研究所は、本年四月に法政大学の八〇年館（新図書館）に移転することになった。研究室、会議室、事務室等は、旧研究所に比べて格段に広くなったばかりでなく、研究所の戦前からの所蔵図書と協調会文庫を統一的に管理することのできる書庫がつくられ、文字通り労働問題についての日本一のライブラリーをもつことができるようになった。図書の閲覧室には、ほとんど毎日のように多数の閲覧希望者が来ておられ、外国の研究者の来所も少なくない。われわれは、このような新しい設備のととのった研究所を本拠として、心機一転して本年鑑の執筆にとりくんだものである。

さて本年鑑がとりあつかった時期は、一九八〇年後半から八一年前半にかけてである。この間における国際情勢の特

徴は、対立の激化と紛争の拡散という点にあるといつてよい。まずアメリカにおいては八〇年十一月の選挙でレーガンが圧倒的な勝利をおさめて第四〇代大統領に選出された。レーガンは、減税や福祉の削減によって民間企業の活力を高め、経済再生をはかるばかりでなく、「強いアメリカ」をめざして国防予算を大幅に増額して対ソ強硬路線を貫こうとしている。また核戦力を強化するために中性子爆弾の生産の増加にふみきったことは西ドイツをはじめとしたヨーロッパ諸国からの反撥をまねきつつある。一方ソ連のアフガニスタンにたいする武力介入は泥沼化し、イラン・イラク戦争も膠着状態がつづき、イランにおけるイスラム復古派と反体制派の対立も深刻化し、イスラエルが突如としてイラクの原子炉を空爆するなどの対立が世界中いたるところで激化した。国内的な紛争という点では、ポーランドにおける自主労働組合「連帯」のストライキ、中国における華指導部の後退と胡総書記、趙首相の実権把握などさまざまなかたちの紛争が現われている。

世界経済をみると、第二次石油危機は多くの国々に大きな影響を与え、ほとんどの国においてスタグフレーションが深刻になった。すなわちアメリカ、イギリス、フランス、西ドイツ、イタリアなどにおいて消費費物価の上昇がいちじるしく、経済成長率は停滞している。失業率も八〇年を通じて悪化をつづけ、社会不安を現出している国も少なくなっている。このような状況のもとで各国の金利水準は高く、とくにアメリカの金利はいちじるしく高水準である。このようなアメリカの高金利によってアメリカ以外の国も高金利を維持することをよぎなくされ、経済停滞からの回復を困難にする一つの原因となっている。

七九年後半から八〇年初めにかけて拡大をつづけてきた日本経済は、八〇年一月～三月期をピークに、景気調整の段階に入った。いわゆる景気のかげりがそれである。このような景気停滞が生ずるにいたった原因は、石油価格上昇にもとづく卸売物価、消費者物価の上昇によって、個人消費や住宅建設が低下し、さらに中小企業の設備投資も停滞したことに求めることができる。また需要の低下によって在庫調整が長引いたことも景気停滞をもたらす原因の一つとなった。

しかし景気のかげりは、日本経済全体をおおったわけではなく、大企業は比較的好調であったのにたいして個人消費に関連の深い中小企業の業績が悪化した。また業種間では素材産業部門がふるわないのにたいして、加工産業部門が好調であり、さらに冷夏、豪雪の影響を受けて地域別の格差がみられるといったまだら模様となった。

八一年春闘においてもっとも問題になったポイントは、八〇年度の実質賃金がマイナスになったということである。すなわち消費者物価は、八〇年度平均で政府改定見通し（七％程度）を大きく上回り、七・八％となった。その結果、実質賃金は、八〇年二月以降（七月・一二月をのぞき）、マイナス傾向がつづき、八〇年度平均では対前年度比一・一％減になった。このような実質賃金の低下は、労働組合の下部の賃上げ意欲をもりあげ、賃上げの結果如何によっては、労使関係を不安定にする可能性があったといつてよい。経営者としては、このような労使関係要因を配慮せざるをえなかったから、有効求人倍率や企業業績が前年より悪化していたにもかかわらず、前年よりもほぼ一％程度高い賃上げ率となった。すなわち労働省労政局の調査によると、春闘の賃上げ結果は、七・六八％、一万四〇三七円となっており、率・額ともに前年を上回った。八一年度の消費者物価上昇率は、五％程度と見通されているので、実質賃金はふたたびプラスに転ずることが予想される。欧米においてはスタグフレーションが深刻になり、実質賃金が低下している国が多いのにたいして、日本の場合はいろいろ問題をはらみながらも一応良好なパフォーマンスを示しているといつてよい。

本年鑑は、以上に述べたような点を包含した労働問題を多角的な観点から、資料をつうじて明らかにしようとしたものであり、例年同様、労働者の状態（第一部）、労働運動その他の社会運動（第二部）、労働政策（第三部）の三部構成をとっている。本年鑑でとりあげた以外に重要な問題もあることが予想され、またそれぞれの項目において不十分なところもあると思われるが、これらの点については、大方の率直な御批判をおおきたいと念願するものである。

一九八一年一〇月

目次

労働日誌……………	(一)
序章 国際・国内情勢と労働問題の焦点……………	(三五)
特集 労働戦線統一問題……………	(四三)
第一部 労働者状態……………	
I 労働人口の構成……………	(五)
II 雇用構造と労働市場……………	(九二)
III 賃金と労働時間……………	(一〇六)
IV 合理化の現状と労働災害・職業病……………	(一二)
V 労働者の生活……………	(一四八)
VI 農家の状態と農民の生活……………	(一六六)
第二部 労働運動……………	
I 労働組合の組織現状と組織運動……………	(一八六)
II 主要な労働組合の大会……………	(二〇四)
III 労働争議……………	(二二四)
IV 賃金闘争……………	(二三五)
V 合理化反対闘争……………	(二七六)
VI 権利闘争……………	(二九五)
VII 公害反対闘争……………	(三〇七)

VIII	社会保障闘争	(三四)
IX	労働者福祉運動	(三五)
X	国際労働組合運動と日本	(三五)
XI	農民運動	(三六)
XII	人権擁護運動	(三九)
XIII	政治的大衆行動と平和運動	(四〇)
XIV	政 党	(四一)
第三部 労働政策		
I	政府の労働政策	(四七)
II	雇用政策	(四八)
III	賃金政策	(五〇)
IV	社会保障	(五〇)
V	経営者団体の労働政策	(五三)
VI	労働判例の動向	(五三)
VII	ILO	(五四)
〈付録〉 1 主要な労働組合の現状 (五九) 2 労働組合名簿 (五八)		
統計表索引 (五二) 事項索引 (五〇)		

総目次

はしがき
労働日誌（二七八〇年七月～一九八一年六月）……………一
序章 国際・国内情勢と労働問題の焦点……………二五

特集 労働戦線統一問題

序——課題と対象時期の限定……………四
Ⅰ「労働戦線統一」運動の展開と挫折（一九六〇年代末～七三年七月）……………六
1 「労働戦線統一」運動の提唱、抬頭……………六
全通宝樹委員長の「労戦統一」についての提唱（一九六七年一月）——総評、「原口四原則」の確認——総評の態度にたいする同盟の反応「労働問題研究会」の発足——全民懇、大阪民労協の動向
2 六九年総選挙結果と宝樹氏の「戦線統一」提唱……………六
六九年総選挙——全通宝樹論文——同盟、全民懇の動向——総評内の動向
3 総評の統一四原則……………六
総評の統一四原則と第四〇回定期大会——統一四原則にたいする総評傘下単産の態度

4 「戦線統一世話人会」……………二
「戦線統一世話人会」の発足——发起人組合の選出問題——发起人会の発足見送り
5 戦線統一拡大世話人会の発足……………三
戦線統一拡大世話人会の結成——一七単産会議の発足
6 労働戦線統一民間単産連絡会議の発足と清田メモ……………四
労働戦線統一民間単産連絡会議の発足——総評第四四回定期大会と戦線統一方針——清田メモ——各組合の態度
7 二三単産会議の解散……………七
——「労働戦線統一」運動の挫折——民間単産連絡会議での討議と総評、同盟の対立激化——民間単産連絡会議の解散と民間労組共同行動会議の発足
Ⅱ「労働戦線統一」運動の新たな抬頭と展開……………六
1 新たな抬頭……………六
政策推進労組会議の結成過程——政策推進労組会議の発足と活動——賃闘対策民間労組会議
2 「労働戦線統一」運動の本格的抬頭……………六
——一九七八年～七九年九月、統一推進会の結成まで「戦線統一」運動の本格的抬頭——同盟、ゼンセン、鉄鋼の「戦線統一」方針——総評等の方針——総連合の結成——「戦線統一」をめぐる諸潮流——「戦線統一」推進派の動向——七九年一〇月総選挙結果と同盟の対応——総評、「社公中軸」路線への転換と「戦線統一」方針の変化——統一労組懇の「批判活

「戦線統一」運動の本格的展開	六
——統一推進会発足から今日まで	
「労働戦線統一推進会」の発足と会合——「戦線統一の基本構想」発表——「基本構想」内容の修正、変更の余地問題——「基本構想」の内容と「清田メモ」の比較——「この指とまれ」方式の「基本構想」——統一推進会、第一三回会合確認事項——「基本構想」への総評の対応と諸論議——同盟——統一労組懇の「基本構想」批判——電機労連、私鉄総連、合化労連の態度——総評第六三回定期大会	
結 び	七
第一部 労働者状態	
I 労働人口の構成	七
1 わが国の人口と世帯の概況	七
——八〇年第一三回国勢調査抽出速報集計結果による	
都道府県別人口——年齢別人口——労働力人口と労働力率——就業者の産業別数	
2 人口の社会的構成	五
——一九八〇年の社会階級構成表	
3 労働者の部門別構成	七
工業労働者——鉱山労働者——運輸・通信労働者——公務労働者——教育労働者	
II 雇用構造と労働市場	九
1 雇用の動向	九
労働力人口——就業人口——完全失業者——非労働力人口——就業構造——就業者の産業別構成——雇用者人口——雇用者の産業別構成——雇用者の企業規模別構成——雇用者の職業別構成——雇用者の雇用形態——短時間就業と転職希望	
2 景気動向と雇用動向	一五
景気動向——新規学卒者の需給状況——一般職業紹介状況——技能労働者需給状況——入・離職率の推移——雇用保険の諸指標	
III 賃金と労働時間	二〇
1 賃 金	二
1 賃金水準と労働分配率	二
名目賃金——春季賃上げ額と率——実質賃金——労働分配率の動向	
2 企業間賃金構造	一五
産業別賃金格差——規模別賃金格差——地域別賃金格差	
3 企業内賃金構造	一八
労働者種類別賃金格差——男女別賃金格差——年齢別賃金格差	
4 賃金支払形態	三
賃金構成比率——定年延長と賃金形態	
5 定期給与と臨時給与	三五
2 労働時間	三六

労働時間の動向——週休二日制——夏季休暇	
IV 合理化の現状と労働災害・職業病	三二
1 「合理化」の局面・形態	三三
経済基調——労働生産性の急上昇と減量経営——雇用・「合理化」の進展	
2 主要産業における「合理化」の実態	三四
鉄鋼業——自動車——電機産業——造船業——紙・パルプ——公務員——国鉄——郵政	
3 労働災害・職業病	四二
1 労働災害	四二
産業別災害度数率・強度率——規模別災害度数率・強度率——重大災害発生状況	
2 職業病	四五
業務上疾病発生状況の年次別推移——産業別種類別発生状況	
V 労働者の生活	四六
1 消費者物価の動向と政府の物価見通し	四九
八〇年全国消費者物価指数の上昇率八・〇%——政府の物価見通し	
2 庶民の物価感覚と勤労者生計費諸指標	五一
「国民生活動向調査」結果——春闘共闘の生計費指数——総理府統計局の「生計費指数」検討作業	
3 一九八〇年版『国民生活白書』	五一
——「変わる社会と暮らしの対応」	
4 労働者家計の収入と支出	五六
概況——収入と支出——共働き世帯の家計収支	
5 首都圏労働者の家計	六〇
——春闘共闘の一九八〇年第七回家計調査結果	
収入——支出——人事院の標準生計費との比較	
6 標準生計費	六五
人事院の標準生計費——厚生省の生活保護基準	
VI 農家の状態と農民の生活	六六
1 農家と農家人口	六七
1 農家と農家人口	六八
農家人口と農家数——経営耕地規模別農家数	
2 専業農家と兼業農家	七〇
専業別農家構成	
3 農業従事者と兼業従事者	七二
農業就業人口——基幹的農業従事者——兼業従事者	
4 農家人口の異動	七四
農家人口の異動——農家労働力の産業間異動——農家世帯員の出稼ぎ状況	
5 農家子弟学卒者の動向	七九
農家子弟の学卒者数——農家子弟学卒者の卒業後の動向	
2 農家経済と農業労賃	八〇
1 農家経済と農家生計費	八〇
農家経済と所得——経営耕地規模別農家経済——農家の費目別生計費	
2 農家総所得と農業賃金	八三
農家と勤労者世帯の所得比較——農業労賃と農村内外諸賃金の比較	

第二部 労働運動

I 労働組合の組織現状と組織運動……………一六

1 労働組合の組織状況……………一七

1 労働組合の組織水準……………一七

組合員数——組織率——国際比較

2 産業別組織状況……………一八

産業別組合員数——産業別組織率

3 企業規模別組織状況……………一九

企業規模別組合員数——組合員数の企業規模別構成

4 組合員数増減の諸要因……………二二

組合員数増減の主要因——要因別にみた産業別労働組合員数の増減——企業規模別実質的新設・解散組合員数

5 主要連合体の組織状況……………二四

労働組合の連合体——総評——同盟——新産別——中立労連——全日本金属産業労働組合協議会（IMF・JC）——主要連合体の産業別組織状況——主要連合体の適用法規別組織状況

6 都道府県別組織状況……………二六

都道府県別組合員数——主要連合体の都道府県別組織状況

2 組織運動……………二〇

1 全国中央組織の組織方針……………二〇

総評の組織方針——同盟の組織方針

2 産業別組織の動向……………二二

全鉱と製錬労協による非鉄金属産業労働組合総連合協議会結成の動き——全日自労建設一般労働組合の発足——電通労連の結成——電通労組の結成——電力総連の結成

II 主要な労働組合の大会……………二四

1 総評の大会……………二五

1 総評第六一回定期大会……………二五

開会と槓枝議長のあいさつ——運動方針提案——運動方針案についての質疑討論と機能強化策提案——事務局長の総括答弁と採択された諸決議

2 総評第六二回臨時大会……………二九

大会の課題——春闘へのとりくみと一〇％統一要求基準——国民春闘方針ほかの提案——執行部の総括答弁と諸決議

2 同盟第一七回年次全国大会……………三二

開会と宇佐美会長のあいさつ——八一年度賃金・政策闘争ほか諸決議案の提案——五決議の採択と役員補充

3 中立労連、新産別、総連合、金属労協の大会……………三四

1 中立労連第七回定期大会……………三四

2 新産別第三三回定期大会……………三五

3 総連合第三三回定期大会……………二六

4 金属労協（IMF・JC）第一九回定期大会……………二七

4 主要労組の大会……………二八

主要労組大会の特徴——私鉄総連第四四回定

期大会——電機労連第二八回定期大会——動
労第三六回定期大会——国労第四二回定期大
会——日教組第五五回定期大会——全電通第
三三回定期大会——全通第三三回定期大会
——自動車総連第九回定期大会——ゼンセン
同盟第三六回定期大会——鉄鋼労連第六三回
定期大会——海員組合第四一回定期大会

III 労働争議

1 争議の概況

争議件数・参加人員と労働損失日数——月間
争議行為参加人員の推移と春闘の動向

2 産業別規模別にみた争議

3 主要要求別争議と解決状況

4 主要連合団体別にみた争議

IV 賃金闘争

1 八〇年秋季年末闘争

闘争をとりまく情勢——総評・秋季年末闘争
方針——高齢者大集会——労働四団体の共同
行動——春闘共闘、秋闘ヤマ場決起集会——
春闘共闘、予算編成へ集中交渉——年末一時
金闘争——年末一時金妥結状況

2 八一年春季闘争

1 国民春闘共闘会議の発足

国民春闘共闘会議の発足——春闘共闘第二回
総会——労働四団体、賃上げ要求など統一
——八一賃闘対策民間労組会議と七単産ブリ
ッジ共闘の成立

2 春闘共闘会議の春闘白書……………二四三
八一年国民春闘白書の発表——八一年春闘白
書の要点

3 同盟の賃金・政策闘争白書

同盟・八一年度賃金・政策闘争白書の発表——
同盟・八一年度賃金・政策闘争白書の要点

4 金属労協（IMF・JC）の白書

5 八一年春闘諸要求とその他の特徴
賃上げ要求基準——その他の諸要求

6 春闘前段のとりくみ

春闘共闘、八一春闘戦術構想——春闘共闘、
日経連報告に反論——鉄鋼労連、経済整合性
路線で論議——春闘共闘、第一次中央総決起
集会——三・一物価・減税メーデー——内
職・パートの春闘決起

7 春闘の本格的展開

JC戦術委、回答指定日を決定——春闘共闘、
四月中・下旬の決戦戦術確認——統一労組懇
三・二七中央総決起集会——春闘共闘、四・
一中央集会——先行組合、順調な出足——金
属労協へ集中回答——春闘共闘、第四次中央
集会——最低賃金問題で労働四団体共同歩調
——四月中旬、回答状況——私鉄、実質一万
五二〇〇円で決着——公労協、民間準拠で決
着——二七〇〇組合が五月へ——五月上旬、
全体の七割が妥結へ

8 同盟の八一年賃金闘争

同盟の八一年賃闘方針——先行組合、順調な

出足——八一賃闘、最大のヤマ場へ——金属 労協へ一斉回答——ゼンセン、綿紡、羊毛二 段階ベア——賃闘、後半戦へ——賃闘、終盤 の追い上げへ——賃闘、大勢終結へ	二五
9 八一年春闘妥結状況……………	二六
10 八一年春闘総括……………	二七〇
総評——同盟——金属労協——鉄鋼労連、回 答表示、経済整合性路線で見解	
V 合理化反対闘争……………	二七六
1 総評、同盟の「合理化」対処方針……………	二七七
総評——同盟	
2 主要組合の「合理化」反対闘争……………	二八〇
電機労連——全造船機械——合化労連——紙 パ労連——食品労連——私鉄総連——全日自 労建設一般の失対事業打ち切り反対闘争—— 国労、動労	
3 臨時行政調査会第一次答申をめぐる組合側の見解……………	二九
総評——行政改革推進国民運動会議——総評 ・公労協、公務員共闘と同盟・全官公——統 一労組懇	
4 労働時間短縮闘争……………	二九二
春闘共闘の時短闘争年次方針——各種実態調 査とその集約——中央労働基準審議会の状況 と労基法第四〇条にもとづく特例の廃止—— 公務員の四週五休制実現——銀行法一八条 (新二五条)の改正、金融機関の週休二日制実 施の明確化——八一年春闘における時短闘争	
VI 権利闘争……………	二九五
1 スト権奪還闘争……………	二九六
衆参ダブル選挙の結果と奪還闘争——公共企 業体等関係閣僚会議事務局の報告	
2 全通の団交重視路線と特昇問題……………	二九七
全通の新執行部の選出と10・28路線の定着化 ——団交中心路線のあらわれとしての特昇制 度の承認	
3 国鉄二〇二億円損害賠償請求を撤回させるたたかい……………	二九九
総評国鉄損害賠償対策委員会の設置と活動 ——ITF国際連帯行動にもとづく統一行動 ——教宣活動と署名運動	
4 民間でふえる損害賠償請求事件……………	三〇一
全国一般日本検査工業事件——パンアメリカ ン航空労組事件——全国一般上野製作所事件 ——全日建竹中工務店事件	
5 反合理化、権利確立をめざす集会……………	三〇三
国民春闘共闘「反合理化・権利確立全国討論 集会」——総評「反合理化、権利闘争の再構 築をめざす分裂組合全国交流集会」	
6 男女差別是正闘争……………	三〇四
男女差別別定年制と最高裁判決——男女昇格差 別と津地裁判決——賃金・昇格差別をめぐる 和解例——日弁連の男女雇用平等法要綱試案	
VII 公害反対闘争……………	三〇七
1 概 況……………	三〇八
昭和五六年版「環境白書」の発表とその特徴	

——環境・公害行政の後退と被害の深化・拡大——公害反対運動の新たな展開——労働組合の公害反対運動	
2 原発反対闘争	三〇九
柏崎原発公開ヒアリング阻止闘争——島根原発二号機、浜岡原発三号機公開ヒアリング阻止闘争——高知・窪川町の新発推進派町長のリコール運動——日本原発敦賀原発放射能漏れ事件——原発下請労働者の被ばく実態調査と下請労働者の労組結成	
3 合成洗剤追放運動	三二三
合成洗剤追放第七回全国集会——全水道の合成洗剤追放運動	
4 日教組のNO ₂ 測定運動	三二四
5 自治労のフェニックス計画反対闘争	三二五
6 スモン闘争	三二七
7 その他の公害問題への労働組合のとりくみ	三三〇
日教組の教育研究全国集会——中央・千代田両区労協の安中裁判支援活動	
8 全国公害連の活動	三三一
環境庁長官への申し入れ——全国公害連・愛知現地調査	
VIII 社会保障闘争	三四
1 福祉切り捨て、社会保障後退反対闘争	三五
2 医療保障闘争	三六
健保改悪阻止・医療制度の改革をめざす運動——老人医療有料化反対闘争——総評の「高	
IX 労働者福祉運動	三五
1 労働金庫運動	三六
銀行法大幅改正で再燃する金融再編競争——会員基盤変化と経常収支率の悪化——懸案の改正労金法成立、金融機能拡大へ——グリーンカード制度、問題点が浮き彫りに——オンライン全国ネット化へ統一システム（一次）完成——財形貯蓄分野に新たな競争——日本労信協の設立と事業開始	
2 労働者共済運動	三二
長期計画の設定と中期計画初年度の活動——経営発展計画の準備すむ——八〇年度の事業概況——共済規制と事業自主権をめぐる動き、初の厚生省検査——保障設計運動のとりくみ	
3 生活協同組合運動	三四
非消費支出が大幅な伸び——灯油裁判・損害賠償請求は棄却——出店競争激化の流通業界	
3 老齢保障闘争	三〇
年金改善闘争——総評、同盟、中立労連の厚生年金制度改革構想——九・一五高齢者大集会——老地連の「高齢者の権利宣言草案」	
4 福祉をめぐる運動	三三
「ベビーホテル」対策要求運動——国際障害者年のとりくみ——堀木訴訟闘争	
3 老齢保障闘争	三〇
年金改善闘争——総評、同盟、中立労連の厚生年金制度改革構想——九・一五高齢者大集会——老地連の「高齢者の権利宣言草案」	
4 福祉をめぐる運動	三三
「ベビーホテル」対策要求運動——国際障害者年のとりくみ——堀木訴訟闘争	
1 労働金庫運動	三六
銀行法大幅改正で再燃する金融再編競争——会員基盤変化と経常収支率の悪化——懸案の改正労金法成立、金融機能拡大へ——グリーンカード制度、問題点が浮き彫りに——オンライン全国ネット化へ統一システム（一次）完成——財形貯蓄分野に新たな競争——日本労信協の設立と事業開始	
2 労働者共済運動	三二
長期計画の設定と中期計画初年度の活動——経営発展計画の準備すむ——八〇年度の事業概況——共済規制と事業自主権をめぐる動き、初の厚生省検査——保障設計運動のとりくみ	
3 生活協同組合運動	三四
非消費支出が大幅な伸び——灯油裁判・損害賠償請求は棄却——出店競争激化の流通業界	

と生協規制の強まり——組合員数・供給高の伸張——「くらしを守る四つの提案」——生協大会の成功と商品、連帯の強化発展	
4 労働者住宅運動……………	三六
新設住宅着工戸数大幅に減少——勤住協建設戸数も減少——用地取得など制度改善で前進——財形住宅制度の隘路、一步打開——厚生年金融資に係る新保証協金の発足——集中豪雨・豪雪で被害続出——各地の住宅生協で新しい試み	
X 国際労働組合運動と日本……………	三五
1 国際労働組合組織の動向とわが国の労働組合……………	三五
1 国際労働組合組織……………	三五
国際労働組合組織の諸形態——日本労働組合の加盟	
2 総評・中立労連の国際連帯・交流活動……………	三五
総評の国際連帯活動方針——タイ労働組合代表団の来日——総評代表団の訪朝——総評代表団の訪中——総評青年婦人代表団のベトナム訪問——チリCUT代表団の訪日——OATUU大会への代表派遣——OATUU代表団の訪日——CFDT代表団の来日——UIL大会への代表派遣——総評代表団のポーランド訪問——ポーランド「連帯」代表団の訪日——第一五回日ソ労組交流委員会——ユーゴスラビア・東独訪問——FDGB代表団の訪日	
3 同盟の国際連帯・交流活動……………	三六
同盟の国際連帯活動方針——アジア四労組定期会談——同盟第一次訪中団の派遣——中華民国の訪問——日本・フィリピン二国間セミナー——同盟、AFLCIO第一二回定期会談——同盟、AFLCIO第一三回定期会談——アメリカへの調査団の派遣——ピノチェト大統領訪日反対——OATUU大会への出席——UIL大会への出席——同盟とポーランド訪日代表団との会談	
2 国際労働組合の諸会議……………	三六
1 世界労連系の会議……………	三六
WFTU第二二回執行局会議——第八回国際炭鉱労働者会議——平和のための世界人民議會——WFTU第三一回総評議會——WFTU第二四回執行局会議	
2 国際自由労連・国際産業別組織ITS系の会議……………	三六
ICFTU第七五回執行委員会——ITF第三三回世界大会——ICFTU開発調整會議——ICEF第一七回世界大会——南ア独立黒人労組支援會議——ICFTU第七六回執行委員会——IMFアジア鉄鋼セミナー——ARO第四六回執行委員会——南北問題国際會議——IMF第二五回世界大会	
3 その他の国際労働組合會議……………	三七
世界現像労働組合會議——第一回太平洋労働組合會議	
XI 農民運動……………	三九
1 農業情勢と農民運動の動向……………	三七〇

1 農業情勢と農政の動向……………	三七〇
農産物過剰と農業経済の悪化——農政審の答 申と減反政策の推進	
2 農民運動の動向……………	三七二
農民団体共闘と行革米価闘争——エサ米公認 推進運動の成果——総合食管制度の提案—— 地方における農漁民の運動	
2 主要な農民運動……………	三七四
1 行革反対運動と食管制度を守る運動……………	三七四
財界主導行革反対運動／全日農の行革反対運 動——財界主導行革粉砕全国農民総決起大会 ——食管法改変をめぐる運動／全日農の総合 食管制度——麦価算定方式改変反対運動—— 米・麦価闘争／全日農の米価方針——農民団 体共闘の米価運動——農業団体の米価運動 ——麦価要求運動——米の生産調整反対運動 と農業災害対策要求運動／減反反対と災害対 策運動——全農総連の減反対策——米の生産 調整反対運動とエサ米作り運動／全日農の減 反反対とエサ米運動——エサ米推進全国連の 結成	
2 葉たばこ価格・乳価その他の運動……………	三七九
葉たばこ価格その他の運動／葉たばこ共闘の 運動——農業団体の葉たばこ価格運動——畑 作物価格要請運動——乳価その他の農畜産物 価格運動／乳価共闘の運動——農民団体共闘 畜産対策——農協などの乳価運動——乳製品 在庫量誤認抗議——給食牛乳推進運動——養	

鶏危機突破大会——繭糸価格運動	
3 農業・農地課税反対運動……………	三八三
全日農の税金運動——全中の農地課税運動	
4 三里塚（成田）空港廃港闘争……………	三八四
二期工事阻止・廃港闘争——燃料輸送延長阻 止闘争——二期工事粉砕闘争	
5 原発反対その他の公害反対運動……………	三八六
柏崎・刈羽原発反対闘争——浜岡原発増設反 対闘争——窪川原発誘致阻止運動——熊野原 原発反対闘争——能登原発反対運動——新大隅 開発反対運動	
6 出稼ぎ農民・農村労働者の運動……………	三八七
全国出稼連の運動——農村労連の運動	
3 農民団体その他……………	三八九
XII 人権擁護運動……………	三九一
1 刑事再審を求める運動……………	三九二
免田事件——徳島事件——三田川事件——そ の他	
2 選挙弾圧反対闘争……………	三九六
選挙弾圧事件の概況——運動の展開——最高 裁でのたたかい——高津事件	
3 日本国民救援会……………	四〇〇
XIII 政治的大衆行動と平和運動……………	四〇二
1 第五二回メーデー……………	四〇三
2 原水爆禁止運動……………	四〇四
原水爆禁止一九八〇年世界大会——被爆者援	

護法制定運動——被災二七周年三・一ビキニ デー集会——核基地をなくす沖縄国際会議	
3 一〇・二一全国統一行動	四〇八
中央集会のあり方をめぐる経過——一〇・二 一中央集会	
4 金大中氏救出運動	四二一
5 核持ちこみ反対運動	四二三
6 その他の運動	四二四
公選法「改悪」阻止闘争——教科書問題	
XIV 政 党	四二六
1 国 会	四二七
第九二特別国会——第九三臨時国会——第九 四通常国会——労働四団体、五野党予算修正 で初の共闘	
2 選 挙	四三〇
知事選——市長選——東京都議選——自社後 退、公共躍進——各党の都議選総括	
3 日本社会党	四三四
1 概 況	四三四
「社公中軸」路線維持——「道」見直し問題 ——派閥——大都市での党勢低落——役員	
2 組織・機関紙・財政	四三六
党員数——機関紙——定期刊行物——財政	
3 大会・中央委員会	四三八
第四五回大会——労働三団体、社会党大会に 共同アピール——大会経過——書記長人事 ——主要な大会論議——第五九回中央委	
4 政策・方針	四三二
一九八一年度運動方針——労働運動方針—— 理論センター「中間報告」——プロジェクト ・チームの報告——その他の政策、声明・主張	
5 国際活動その他	四三六
朝鮮労働党との交流——社会主義インター第 一五回大会——海外への代表団派遣——「平 民会議」結成——社会党を支持し強める会 ——シンポジウム・平和革命と民主主義—— シンポジウム・軍事大国か非武装中立か—— 行財政改革シンポジウム	
4 公明党	四三九
1 概 況	四三九
党再建に地方選を重視——安保・防衛で、現 実路線——労働組との提携強化——創価学会 批判の激化と公明党——役員	
2 組織・機関紙・財政	四四二
党員数——議員数——機関紙——定期刊行物 ——財政	
3 大会・中央委員会	四四二
第三五回中央委員会／「同時選挙」の敗北を 総括——第一八回全国大会／「社公民路線」 の維持を再確認——民社委員長、新党結成へ 意欲——大会出席の労組代表——大会論議の 焦点——第三六、三七回中央委員会	
4 政策・方針	四四六
第一八回大会活動方針——八〇年代連合政権	

要綱

5 労働組合との関係	四七
労働との定期協議	
5 民社党	四八
1 概況	四八
健全な野党づくり——防衛問題で積極発言——党勢拡大と同盟系労組——役員	
2 組織・機関紙・財政	四〇
党員数——民社党における同盟系労組員の比重——機関紙誌——定期刊行物——西高東低の党勢——財政規模急増	
3 大会	四三
佐々木委員長、中道諸党の結集先行を提唱——公明、新自ク、中道新党に慎重——大会経過——主要な大会論議	
4 政策・方針	四四
八一年度運動方針——八一年度政策大綱——その他の政策	
5 国際活動など	四七
海外へ代表団——ソ連共産党書簡に返書——平和・安保シンポジウム——読売報道問題	
6 日本共産党	四八
1 概況	四八
政党間で孤立——革新統一懇、統一労組懇を重視——党勢の伸び鈍化——国際問題で積極的に発言——役員	
2 組織・機関紙・財政	四〇

党員数——機関紙——『赤旗』財政の赤字

——定期刊行物——財政

3 中央委員会総会

概況——四中総、総評指導部を批判——五中総——六中総

4 政策・方針

「戦後第二の反動攻勢期」論——「労戦統一基本構想」批判——「アフガニスタン問題」でソ連批判論文——「真の平和綱領のために」——政策・声明・主張

5 国際問題その他

代表団の海外派遣——日ソ両党会談——国際誌『平和と社会主義の諸問題』の改善を提案——伊藤律帰国問題——全国革新懇の結成

第三部 労働政策

I 政府の労働政策

1 政府の行財政改革	四七三
2 八一年度労働省予算	四七四
新労働政策と予算編成——労働省予算の編成	
3 労働大臣の所信表明	四七七
4 労働白書の公表	四七九
5 雇用、労働条件等をめぐる主要施策	四八一
労働時間の特例廃止——週休二日制等労働時間対策推進計画——第九三国会における労働	

関係法案——第九四国会における労働関係法案——国家公務員法の一部を改正する法律——雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律——中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

II 雇用政策

1 雇用動向と政府の雇用政策

1 雇用政策の概要

雇用情勢と雇用政策——マクロ経済的雇用政策——八〇年度の雇用安定政策

2 高年齢者職業安定対策の推移

定年延長対策——業種別定年延長労使会議——高年齢者の雇用率——再就職促進対策——中高年齢者雇用開発給付金——高年齢者労働福祉対策——シルバー人材センター

3 失対事業と職業訓練行政

失業対策制度調査研究会報告——職業訓練行政——高年齢者職業訓練対策

2 労働力需給と雇用政策の展望

一九八一年の雇用見通し——八一年度の職業安定政策——労働力需給の長期展望

III 賃金政策

1 人事院の公務員給与勧告

人事院勧告——公務員制度の全面的見直しを予告

2 最低賃金制の運用状況

地域別最低賃金の改定——適用状況と水準

IV 社会保障

1 行政改革と福祉見直し

第二次臨調第一次答申——厚生省の対応

2 医療制度の動向

1 老人保健医療制度の創設問題

老人保健制度第一次試案——厚生省「老人保健法案要綱」——制度審、保険審の答申——老人保健法案国会へ提出、継続審議へ

2 医療保険制度

健康保険法改正案成立——医療費適正化対策——診療報酬の改定

3 年金制度の動向

厚生年金保険法等改正案成立——国民年金法等の一部改正——企業年金研究会報告

4 社会福祉の動向

児童手当制度の見直し——「ベビーホテル」対策——国際障害者年の推進

5 難民条約加入にともなう社会保障関係法の一部改正

V 経営者団体の労働政策

1 日経連第三四回定期総会

2 労働問題研究委員会報告

3 経済同友会の「提言」

4 個別企業の労務管理対策の動向

VI 労働判例の動向

1 統計からみた労働争訟事件

2	最高裁判所判例……………	五三
	最高裁判所判決一覽——全通プラカード戒告 処分事件／日産自動車定年差別事件／専売公 社山形工場戒告事件	
3	下級審主要判例……………	五八
	サガテレビ地位保全仮処分申請事件／光工業 製作所損害賠償請求事件	
VII	I L O……………	五〇
1	総会と主要な会議……………	五一
	1 第六六回国際労働総会……………	五一
	総会の概要——高齢労働者勧告——職業病リ スト改訂——議題外決議——機構問題——財 政問題——日本語通訳	
2	第九回アジア地域会議……………	五三
	会議の概要——労使関係——農村労働者	
3	主要な会議……………	五四
	衣料産業会議——合同海事委員会——ハワイ トカラー委員会——経営参加シンポジウム	
2	ポーランド問題……………	五六
3	その他……………	五七
	国際障害者年——日本でILO会議——技術 協力専門家——ILO条約批准——世界の労 働争議——多国籍企業問題——国連開発メッ セージ——インフレ動向調査——人事	

付 録

付1	主要な労働組合の現状……………	五九
付2	労働組合名簿……………	五九
	統計表索引……………	六一
	事項索引……………	五〇

労働日誌

一九八〇年七月——一九八一年六月

年	政治・経済の動き	労働組合の動き
月		
(昭和 55) 年		
	4 専売公社、全専売に停職四人をふくむ一五四四人の処分発表	2 国民春闘共闘会議第四回総会、八〇年国民春闘総括 総評民間単産幹事会、労働戦線統一問題で労働四団体を軸にすすめる方針確認 同盟三役会議、労働戦線統一問題で六単産による会の発足に努力する旨確認
	9 通産省、アル専に五〇名の処分発表	3 新産別中執委、労働戦線統一問題に慎重に対処する旨確認
	11 農林省、全農林に四万四四名の処分発令 林野庁、全林野に一万二二〇名の処分発令	4 総連合常任幹事会、労働戦線統一問題で総評、同盟と話し合う旨決定
	労働省「労働白書」発表 社会党、共産党、社民連、総評など「金大中氏救出日本連絡会議」結成	8 総評第四回拡大評議員会、八〇年度運動方針原案決定
	14 国連、婦人の十年世界大会（一三〇日・コペンハーゲン） 社会党・総評五人委、「八〇年代連合政権」構想再確認	9 運輸労連第一三回定期大会（一〇日・北海道）
	15 自民党、鈴木善幸氏を総裁に選出 政府、国鉄、郵政の仲裁裁定を「議決案件」とする旨決定	10 労働四団体、四団体事務局長・書記長会議の公式化、政策委設置など確認 公務員共闘、人事院勧告の早期実現、早期支払いをかかげて中央総決起集会
		11 総評、中立労連、新産別、金大中氏の釈放につきカーター大統領への要請書を 米大使館に手交 政策推進会議、「五五・五六年度政策制度要求と提言」発表
		13 全印総連第二九回全国大会（一五日・高知）
		14 総評幹事会、日本母親大会不参加の方針決定 新産別第七回中央委、衆参選挙闘争中間総括
		15 合化労連第六四回定期大会（一七日・千葉鴨川） 全日通第三五回定期大会（一七日・伊東） 都市交通第四五回定期大会（一六日・嬉野） 日高教第五三回定期大会（一八日・長崎）

1980			
7			
16 民社党中執、選挙総括 日経連、サマーセミナー（一八日）	17 第九二特別国会（二五日）、鈴木内閣成立、労相に藤尾正行氏	23 公明党書記長会議、社公民連合政権構想の堅持確認	25 労働省、五四年一〇月一五五年三月までの賃金不払の概況発表
26 社会党全国書記長会議、選挙総括			
全医労第三四回定期全国大会（一八日・白浜） 全農林第二四回定期大会（一八日・高知） 全水道第二九回定期大会（一八日・鹿児島） 公労協、全官公、政府が国鉄・郵政関係の仲裁裁定を「議決案件」としたことに抗議声明	16 電機労連第二八回定期大会（一八日・松山） 紙パ労連第六六回定期大会（一八日・城崎） 紙パ総連合第一〇回定期大会 私鉄総連第四四回定期大会（一八日・下呂） 17 出版労連第四一回定期大会（一九日・箱根） 資源労連、資源産業政策確立中央集会 公労協、仲裁裁定の早期完全実施を求めて中央総決起集会	18 新化学第三〇回定期大会 19 総評榎枝議長、総評大会に共産党代表を招待しない旨発表 民放労連第五〇回定期大会（二〇日・新潟） 全駐労第三五回定期大会（二〇日） 20 全機金第三一回定期大会（二二日・伊東） 21 総評第六一回定期大会（二四日・東京） 22 全電線第三四回定期大会（二四日・山中） 全建総連、生活防衛・予算要求総決起大会 23 全司法第三六回定期大会（二六日・高松） 全国労組生産性会議、五五年度労組生産性中央集会（二四日） 24 総連合、同盟と労戦統一問題で懇談、討議をすすめる方向で合意 全石油第四六回定期大会（二六日） 25 統一労組懇、総評の「解散要求」に反論する声明発表 公務員共闘、第二次統一行動	26 日教組執行委、東京都教組問題で査問委設置を決定

年	(昭和 55) 年	
月	7 月	
政治・経済の動き	28 共産党第四中総、選挙総括（～三〇日） 29 中央最賃審、地域別最賃の平均アップ率 六・九九%ときめ、労相に答申 七九年度「公害白書」発表 30 鈴木首相、参院全国区拘束名簿式比例代表 制の国会提案を表明	
労働組合の動き	28 労働四団体、鈴木首相に「国民生活の安定確保」について申し入れ 総連合、労働戦線統一問題で総評と懇談会、協議継続を確認 新聞労連第五回定期大会（～三〇日） 医労協第二九回定期大会（～三〇日・鳥羽） 政労協第四五回定期大会（～三〇日） 全農協労連第三九回定期大会（～三〇日・札幌） 29 自動車労連、自動車問題研究会 国際電電第三七回定期大会（～三一日・蒲郡） 全国一般第三〇回定期大会（～八月一日・鬼怒川） 31 全国一般第三〇回定期大会（～八月一日・鬼怒川） 1 同盟、国民生活の安定をめざす運動（～一〇月末） 全動労第七回定期大会（～四日・奈良） 2 新教組第一一回定期大会（～三日・広島） 5 全国セメント第三五回定期大会（～六日） 7 全林野第三三回定期大会（～九日・水上） 8 全国ガス第三六回定期大会（～九日・箱根） 公務員共闘、人事院勧告に「生活実態を無視したもの」と声明	
	2 原水爆禁止一九八〇年度世界大会・国際会議（～三日） 労働省、七九年雇用動向調査発表 4 原水禁、被爆三五周年原水爆禁止・広島大会 5 原水爆禁止一九八〇年世界大会・広島大会（～六日） 八〇年度「防衛白書」発表 8 人事院、内閣と国会に職員給与平均四・六一%（九六二・一円）の引き上げを勧告	

1 9 8 0			
8			
「金大中氏を殺すな」国民大会			
9 公明・民社首脳会議、両党の結束確認			
15 経企庁、八〇年度「経済白書」発表			
23 労働省、五六年度重点施策と予算要求の概要発表			
27 郵政省、公労委に「特別昇給制度」につき調停申請 奥野法相、衆院法務委で憲法改正を主張			
11 総評、政府に閣僚の靖国神社参拝、靖国法案反対申し入れ			
12 労働四団体第一回政策委、物価対策、高齢者雇用対策へのとりくみ確認			
13 政策推進労組会議、行政改革について提言発表			
15 動労、労働運動の階級的前進をめざす八・一五集会			
18 統一労組懇臨時総会（一〇日・熱海）、当面の活動方針決定（一九日）			
19 全倉運第三五回定期大会（二一日・瀬戸）			
20 日建協第五〇回定期大会（二一日）			
21 生保労連第一二回定期大会（二二日）			
22 動労第三六回定期全国大会（二六日・名古屋）			
23 全建労第三六回定期大会（二五日・飯坂）			
全財務第二八回定期大会（二五日・福岡）			
24 自治労第三八回定期大会（二七日・福岡）			
25 同盟、行管長官に「行政改革の断行について」申し入れ			
国労第四二回定期大会（二九日・仙台）			
日教組第五五回定期大会（二八日・盛岡）			
全施労第一一回定期大会（二六日・岩手）			
26 全鉦第七九回定期大会（二八日）			
全金同盟第三〇回年次大会（二七日）			
全電通第三三回定期大会（三〇日・山口）			
全日自労第四二回定期大会（二九日）、建設一般全日自労労働組合結成			
27 全国金属第四六回定期大会（二九日・蒲郡）			
造船重機労連第一一回定期大会（二九日・加賀）			
国公労連第一一回大会（三〇日）			
28 同盟、北方領土返還全国統一行動日			
政策推進労組会議、全国大行動中央集会			

(昭和 55) 年		年
月		月
政治・経済の動き 2 公明党第三五回中央委、選挙総括 5 政府・経済閣僚会議、総合経済対策決定 7 厚生省、老人保健医療制度試案発表 8 日本生産性本部、労働政策研究会議（一三日）		労働組合の動き 29 総評、奥野法務大臣の「改憲」発言に抗議声明 1 総評第三回幹事会、ポーランドのスト収拾で声明発表 全造船第四五回定期大会（一三日・山口） 運輸一般第七回定期大会（一三日・蒲郡） 電力労連第二七回定期大会（一三日・福岡） 全通第三三回全国大会（一五日） 2 労働四団体第二回政策委、臨時国会にむけた共同要求決定 同盟、ポーランドのスト収拾で書記長談話発表 全印刷第四六回定期大会（一五日） 3 自動車総連第九回定期大会（一五日・伊東） 4 総評民間単産会議幹事会、「統一を進める会」に参加するとの方針決定 6 電通共闘第二〇回定期大会（一七日）、電通労連と改称 8 食品労連第一六回定期大会（一〇日） 鉄労第一三回定期大会（一一日・福岡） 地公労第二一回定期総会 9 総評単産書記長会議、四五〇万アンケート調査実施を了承 全港湾第三七回定期大会（一一日・札幌） 10 金属労協第一九回定期大会 ゼンセン同盟第三六回定期大会（一二日） 公務員共闘第一七回拡大共闘委員会、八〇年度方針決定 国労、動労、名古屋新幹線訴訟支援で減速闘争（一三日） 11 総評、一〇・二一統一行動の共産党独自集会は分裂行動であると談話発表 総連合三役会議、労働戦線統一問題で純中立をふくむ労働団体をカバーするか

1980			
9			
12 閣議、行政改革大綱了承			
16 労働省、五五年婦人労働の実情発表			
17 金大中氏に死刑判決、抗議の緊急国民集会 ひらかる			
20 社会党東京都本部大会、"明るい革新都政 をつくる会"解散で紛糾、延期			
24 日経連、第六〇回全国労務管理者大会（ 二五日・熊本）			
26 自治省、地方公務員給与の適正化通達			
27 労働省、中職審に各種給付金の統合につい ての試案提案			
28 民社党、新安保政策まとめる			
29 第九三臨時国会 給与関係事務次官会議、定年、退手法改正 法案等の国会提出決定			
30 国税庁、七九年「民間給与の実態調査」発表			
たちで六単産を選出する旨確認			
14 第一〇回九・一五高齢者集会			
16 労働四団体、官房長官、労働大臣に「経済運営」「物価対策」で申し入れ 公労協第七回共闘委、八〇年度たたかいの方向決定			
17 総評第一回拡大評議員会、八〇年秋季年末闘争方針決定 全化同盟第二九回定期大会（一九日・山中）			
18 総評、国民の国鉄をめざす国民対話集会			
19 中立労連第七回定期大会			
22 総連合・同盟、総連合・総評間会談、六人委員会の発足を承 総評五役会議、六人委員会発足を認める方針確認 同盟第一三回執評、訪中団派遣を決定			
24 総評臨時五役会議、「労働戦線統一対策委員会」の設置確認 公労協、動労教宣部長襲撃事件で抗議声明			
25 鉄鋼労連第六三回定期大会（二七日・島根）			
26 総評民間単産会議幹事会、六人委員会の九月三〇日発足を了承 全国化労協第一九回全体会議			
27 総評、社会保障政策発表			
29 同盟、AFL・CIO第一二回定期会談（一〇月一日）、共同声明発表 化学総連第三回定期総会 全専売第三三回定期大会（一〇月二日・草津）			
30 六単産による「労働線戦統一推進会」発足 化学エネルギー労協第五回定期総会			

年 月		(昭和 55) 年 月
政治・経済の動き		4 社会党理論センター、「道」改定の骨格提示 8 鉄鋼大手五社、六〇歳段階的定年制延長具 体策を回答
労 働 組 合 の 動 き	30 アル専第二九回定期大会（一〇月二日・塩原） 公務員共闘、「定年制、退手」二法案の国会提出閣議決定に抗議声明 炭労第九一回定期大会（一〇月二日）	1 同盟、労相に対米輸出自粛の業界指導を要請 2 政推会議、定年年齢調査結果発表 P T T I 加盟協議会総会、全郵政の加盟凍結決定 3 同盟、イラン、イラクにおける日本人労働者の安全確保を要請 統一労組懇、第六回秋の学習交流大集会（一四日） 4 総評、第四回下請・臨時労働者問題全国集会（一五日） 5 労働四団体事務局長、書記長会議、中国の I L O 加盟を支持する旨確認 6 同盟、国民の生活の安定をめざす中央総決起集会 総連合、政策要求実現代表者集会 日教組、都教組の統一労組懇加盟についての第一回査問委をひらく 7 総評民間単産会議第一五回総会 政推会議第五回総会 8 総評、一〇・八国民生活改善要求中央集会 全食品同盟第三四回全国大会（九日・浜松） 鉄労第一三回定期大会（一一日） 9 国公労協第五回定期大会（北海道） 10 ゼンセン同盟第三六回定期大会（一二日・京都） 11 国税会議第一九回定期全国大会 13 総評緊急単産書記長会議、一〇・二一中央集会是全国実行委と安保破棄・諸要 求貫徹実行委で主催する旨確認 検集労連第一一回定時大会 14 総評、地域労働運動を強めるための第三回交流集会（一六日・岐阜）

	1980
	10
21 給与関係五閣僚会議、人事院勧告の取扱い協議	
23 社会党社会主義理論センター、「八〇年代の内外情勢の展望と社会党の路線」を提示	
24 民社党佐々木委員長、鈴木首相と会談、防衛力整備につき原則的に合意	
28 衆院本会議、国鉄、郵政の仲裁裁定にあたり「議決案件」を可決	
政府、人事院勧告で一般職は勧告どおり実施決定	
30 民社党、「防衛三法」賛成決定	
15 自交総連第一三回定期大会（一七日・北海道）	公務員共闘秋闘第一次中央行動（一五日）
全交連・第二回アジア交通労組セミナー（一六日）	
同盟、第一次訪中団（一二日）	
17 公労協第一回共闘委員会、活動方針決定	
全海連第四三回定期大会	
全化同盟第二九回定期大会（一九日・石川山中）	
航空同盟第七回定期大会（一八日）	
20 新産別第三三回定期大会（一二日）	
21 一〇・二一統一行動	
全国港湾第一四回定期大会（一二日）	
日林労第二二回定期全国大会（二三日・下呂）	
電通労連・産業政策討論集会	
国労、仲裁裁定即時実施をかねて中央行動（二三日）	
22 合化労連・化学産業総合研究集会（二四日）	
市銀連第五五回全国大会（二三日）	
23 自動車労連第一五回定期全国大会（二五日・京都）	
全交連、国鉄再建法反対中央総決起集会	
24 八一国民春闘共闘委発足総会、九七単産、六五〇万、地方共闘二二〇万人結集	
公的企業・行財政改善労組懇、一二分野一〇〇項目の要求提出	
29 全交連第三七回定期大会（一一月一日・石川山中）	
公労協、公務員共闘、中央総決起集会	
30 マスコミ共闘第一八回総会	

年		(昭和 55) 年
月		月
政治・経済の動き		5 金大中氏救出日本連絡会議第三回総会、 「全国民への緊急アピール」 6 社会主義理論センター、社党中執に「論点 と整理」を報告 11 衆院本会議、健保法案可決 12 全国労委連絡協議会第三五回総会 13 社会主義インター第一五回大会（一六
労働組合の動き	31 総連合第二回総会 政推会議、物価問題シンポジウム 総評、中高年雇用創出・失対再確立共闘会議発足	1 統一労組懇、「国民大運動」のアピール 2 電気通信産業労働組合結成大会 3 PTTI第八期アジア会議（一七日・オークランド） 4 海員組合第四一回定期大会（一八日） 全建総連第二一回定期大会（一六日・山口） 全電通、電通労組結成にともなう組織対策で下部指導 5 統一推進会第二回会合、戦線統一の阻害要因について意見交換 全自交労連第三六回定期大会（一七日・熊本） 林政民主化共闘第六回総会 6 総評、中連、新産別、社会党首脳との会談で協力関係の協議機関設置で合意 全国金属、政策制度研究活動家集会（一八日、伊東） 炭労、石炭政策確定全国縦断キャラバン（一七日） 7 ゼンセン同盟、総合労働政策シンポジウム（大阪） 8 純中立懇、賃金討論集会 大蔵統一懇第五回定期総会 11 総評、統一労組懇の一一・五集会に参加しないよう加盟組合に要請 総評、統一推進会の第二回会合における四項目を了承 総評、全交連、「国鉄再建法」反対・国鉄本社前連鎖集会（一二三日） 全建総連、健保国保改善要求一一・一一中央総決起大会 医労協、健保改悪阻止をかねて時限スト 12 政推会議、行政改革シンポジウム、アピール発表 13 運輸労連、交通労連と合同で政労使懇談会

1980			
11			
日・マドリード)	14	中職審など、各種給付金の統合と充実につき建議を提出	
	16	社民連第二回全国大会	
	17	政府、一連の改憲発言で統一見解	
	18	共産党第五中総（一九日）	
	19	社会党有志、政権構想研究会発足 民主教育国民連合・国民大集会（二〇日）	
	21	最低賃金周知旬間（三〇日）	
	24	生産性本部、生産性フォーラム（二五日）	
	14	総評富塚事務局長、ポーランド「連帯」ワレサ議長と共同コミニケ発表 全官公第四回全国会議（一五日）	
	15	全国電労協第一三回定時大会	
	16	統一労組懇ら「軍事費を削って、くらしと福祉、教育の充実を」国民運動中央集会	
	17	全造船争議組合総行動（一八日）	
	18	国民春闘共闘、時短問題で労働省交渉（一九日） 自交総連、タクシー労働と運賃問題を考えるシンポジウム 地公労、地方財政確立につき関係各省庁に要請	
	19	統一推進会第三回会議、民間先行統一母体の性格等について討議 マスコミ共闘、政治反動阻止・秋闘勝利・争議組合支援総決起集会	
	20	国民春闘共闘、「いのちとくらし、福祉を守る」秋闘勝利総決起集会 金属労協「国際貿易問題と労組の対応」シンポジウム	
	21	八一賃闘対策民間労組会議、二六単産で発足 七単産ブリッジ共闘発足	
	22	民放労連、ラジオ活性化のための全国フォーラム（二三日）	
	23	国労、動労など、国鉄再建法案に反対してローカル線で時限スト、減速闘争（二五日）	
	25	総評、国民生活防衛・反動諸法案粉碎緊急決起集会 建設一般、全日自労全国統一行動集中期間（一二月八日）	
	26	労働四団体、鈴木首相に五六年予算編成について申し入れ 電通労連、憲法改悪阻止、秋闘勝利をかかげて中央総決起集会 医労協、看護制度一本化中央討論集会	

年		(昭和 55) 年
月	11 月	月
政治・経済の動き	27 社会党、「八〇年代、軍縮・平和創出の展望」発表 28 八〇年版「厚生白書」発表 衆院本会議、国鉄再建法案可決成立、退手・定年二法案継続審議	1 社会党第一四回定期全国大会（一三日） 2 総合安全保障関係閣僚会議発足 公明党第一六回定期全国大会（一四日） ILOアジア地域会議（一一日） 4 労働省、労基審労働時間部会に「週休二日制等労働時間対策推進計画」をはかる 6 社会党、連合を考えるシンポジウム 失業対策制度研究会、報告書を提出 9 公労委、郵政の特昇問題につき調停不調を確認 八〇年度「世界経済白書」発表 10 日経連など六団体、「米国労使関係セミナー」（一一日）
労働組合の動き	27 総評・中連・新産別首脳会議、社会党の「道」見直し報告支持する旨表明 総評、中連、新産別、平和憲法を守る国民大会 日建協、海外建設問題につき建設大臣に要請 28 同盟、民社ら、「平和と安全保障問題」についてシンポジウム 29 労働四団体事務局長・書記長会議、賃金要求二ケタをめざす方針確認 30 全印総連、細川一一・三〇大集会	1 総評幹事会、賃上げアンケート調査により、賃上げ要求二ケタ台を確認 2 総評民間単産会議、要求基準二万円、二ケタ目標を申し合わせ 3 総評、「金大中氏救済」緊急行動はじまる 総評榎枝議長、統一労組懇代表と会談 八一賃闘対策民間労組会議、要求基準の統一化を確認 金属労協、九％プラスアルファ要求基準決定 4 全石油、中央討論集会（一五日） 日教組、主任手当撤廃などをかけて中央行動（一五日） 5 総評、「金大中氏救済」一万人集会 6 電機労連、八一討論集会はじまる 動労、金大中氏死刑判決の動きに抗議して安全確認行動（一八日） 8 全日自労ら、低所得者、失業者、高齢者、障害者の暮らしと福祉、地方財政の危機を打開する予算要求国民大会 10 統一労組懇年次総会、「八〇年代の展望と労働組合運動の基本方向」決定 政推会議、八〇政策制度要求中央討論集会

1	9	8	0
12			
16雇用審・定年延長部会、定年延長問題で報告提出	11総評、中央賃金討論集会、賃上げ要求最低基準（一〇％）を確認（一二日） 同盟三役会議、賃上げ要求基準（一〇％）を決定 12金属労協第二三回協議委員会、八一年賃闘方針決定 出版労連、第一回春闘討論集会 運輸一般、春闘中央討論集会（一二三日） 15国民春闘共闘三役会議、賃上げ要求基準について確認 総評五役会議、労働省関係の審議会の統廃合に反対の方針確認 新産別第七五回中央委、一〇％基準の方針決定（一六日） 鉄労全国代表者会議、二〇二億円損害賠償取下げに反対との態度確認 16総評、全国農協中央会と初会談 鉄鋼労連第七八回中央委、八一春闘、一時金闘争組織化方針決定 全金同盟・賃金討論集会（一八日） 17総評、中高年雇用創出・失対再確立中央総決起集会 同盟ら、生産性国際交流フォーラム 公企業労組懇、国民生活改善をめざす中央総決起集会 18労働四団体事務局長・書記長会議、五六年の賃上げ要求一〇％基準と発表 国民春闘共闘、「81国民春闘白書」、家計調査結果発表 19統一推進会第四回会議、「明年内に統一準備会を発足させるよう努力する」旨確認 20労働三団体呼びかけ人総会、社会党を強める会を明年三月に正式発足を確認 総評争議対策委員会、倒産闘争研究交流集会（二一日） 22同盟、公明党と第一回定期協議 多国籍労組会議第八回総会 23公務員共闘、給与改善の予算計上問題で関係各省に要請	19社会、公明両党首会談 日経連、「労働問題研究委員会報告」発表 20閣議、来年度予算編成方針決定 税制調査会、税制改正で答申 21労働省、週休二日制等労働時間対策推進計画発表 労働省、高年者就業実態調査結果発表 22第九回通常国会召集	

1981年

1980年	年
12月	月
25労働省、五五年労働組合基本調査結果発表 28労働省、一九七九―八〇年海外労働情勢発表	政治・経済の動き
25鉄鋼労連大手五社各労使、定年延長にともなう人事、賃金制度について妥結・調印 27同盟、「81年度賃金・政策闘争白書」発表	労働組合の動き

(昭和56)年	年
月	月
19雇用審議会、定年延長に関する答申	政治・経済の動き
6総評、旗開き 7金属労協、旗開き 8統一推進会第五回会議、「運動の基調」につき協議 9統一労組懇、旗開き 10全電通第八二回臨時中央委、「権利侵害攻撃、団交権擁護、当事者能力の拡大の闘い」を決定 12国民春闘共闘全単産委員長会議、新春アピール発表 13労働四団体代表、共同記者会見で「満額獲得」の決意表明 14都庁職組、定員削減反対で時限スト 16同盟第一七回執評、「企業年金制度の改善構想」について確認 政推会議第二回代表者会議、五六年度予算案に対する重点政策アピール発表 17金融共闘・討論集会（一八日） 18マスコミ文化共闘・第二回春闘討論集会（二〇日） 19総評、公共輸送優先の交通政策実現をめざす国民共闘会議結成総会	労働組合の動き

	1981
2月	1
6 第一回アジア太平洋地域社会主義政党政会 議・第一回総会（八日・シドニー）	21 社会党書記長会議、理論センター「報告」 の全党討議を決定（一二二日） 日経連第六一回全国労務管理者大会 27 日経連、卸売・小売業モデル就業規則を発 表 28 産労懇第一〇二回会合、労働側、物価対策 の充実に関する提言 21 総評、ポーランド「連帯」ワレサ議長招待の方針決定 自治労、春闘討論集会（二〇日） 都労連、定員削減に反対して二時間スト 21 同盟宇佐美会長ら、住宅関連産業の雇用対策強化を労働省に要請 22 労働四団体代表、五野党に五六年度予算案修正実現を要請 金属労協、中央賃金討論集会（二四日） 全通中執、特昇問題につき協約化の方針を確認 全施労中執、国労の二〇二億円損害賠償闘争に協力しない旨決定 23 総評、中連、新産別代表、共産党に予算修正実現を要請 25 民放労連第五七回臨時大会、春闘方針決定 27 国労、国鉄再建に関し当局に提言 都市交、公営交通を考えるシンポジウム 28 新聞労連第五六回臨時大会（三〇日） 化学共闘、全国討論集会（二九日） 29 同盟第一七回年次全国大会（三〇日） 鉄鋼労連、中央討論集会（三一日） 30 国労、第一二回権利討論集会はじまる 動労千葉地本再建大会 海員組合、トップをきって賃上げ要求各部門平均一〇・九九％を提出 1 全電通、春闘討論集会はじまる 4 総評第六二回臨時大会（五日）、春闘方針決定 5 全石油第四七回臨時大会、春闘方針決定 一般同盟第一六回全国大会（六日・宮城） 6 総評、組織拡大討論集会（八日・熱海） 全国労組生産性会議、中央討論集会

(昭和 56) 年		年
月		月
政治・経済の動き		政治・経済の動き
13 財界五団体首脳による「行革推進五人委員会」発足		
18 民社党第二六回定期全国大会（～二〇日）		
19 日経連地方団体長会議、賃金、物価で意見交換		
20 新自由クラブ第四回全国代議員大会		
労働組合の動き		労働組合の動き
9 自動車総連、第一五回自動車問題研究会（～一〇日） ゼンセン同盟、総合討論集会（～一〇日）		
10 労働四団体政策委員会、政府予算の修正にむけ、はたらきかけを強化する旨決定		
12 同盟第一八回執評、行財政改革小委員会の設置を確認 統一推進会第七回会合、運動の基調草案作成にむけ討議 金属労協第二回戦術委、物価問題で政府批判のアピール		
13 全国金属第四七回臨時大会（～一四日） ゴム労連第一五回臨時大会（～一四日）		
16 労働四団体、予算修正で各党要請 私鉄総連第二回中央委、春闘方針決定 公務員共闘、春闘中央討論集会（～一七日）		
17 電機労連第六七回中央委、春闘方針決定（～一八日） 新聞労連第二四回新聞研究集会（～一九日） IMF第一〇回アジア青婦人シンポ（～一九日・マニラ）		
18 国民春闘共闘、公開シンポはじまる 日教組、機関紙上に「都教組問題特集」発表		
19 政推会議、生活安定総決起集会 全交運第二回拡大幹事会、春闘方針決定 日建協第五七回定期大会（～二〇日）		
20 国民春闘共闘、春闘勝利第一次中央総決起集会 金融共闘、大蔵省に銀行法の改正案につき反対を申し入れ		
23 総評第一回行政改革委、行政改革基本方針決定 繊維労連第三八回臨時大会（～四日） 全日自労、労働省前座り込み行動（～二八日） 海員、協約改訂交渉はじまる		

(昭和 56) 年		年
月		月
17 所得税減税財源で与野党合意成立 16 第二次臨時行政調査会発足		政治・経済の動き
出版労連第四二回臨時大会 日高教第五四回特別大会（一六日） 6 金属労協、四月第二週を回答日に指定 7 総評、中立労連、新産別「社会党を支持し強める会」設立総会 10 八一賃闘対策民間労組会議第五回会議、ヤマ場の設定など協議 七単産ブリッジ共闘、集中決戦体制について確認 全農林、第一〇回中央討論集会（一一日） 炭労第九九回臨時大会（一一日） 11 全鉱第八〇回臨時大会（一二日） 12 国民春闘共闘第三回総会、四月第二週までの闘い方決定 同盟第三回中闘、「中闘決意」表明 13 政推会議、「地方行政調査報告」発表 同盟、第二臨調への提言発表 14 総評主婦の会、第一七回内職・パート大会（一五日） 15 全造船、指名解雇撤回・佐伯再建をめざす三・一五現地大集会 16 総評幹事会、行政改革にたいする基本方針決定 第三回・日米繊維労組合同会議（一七日・ワシントン） 17 同盟交運協第三回定期総会 18 労働四団体、与野党の所得税減税合意について共同声明発表 化学エネルギー労協第一回評議員会、賃上げ闘争アピール 新聞労連、東京総行動（二〇日） 公共交通国民共闘、中央統一行動 19 同盟第三回中闘、先行組合の第一次回答の目標について確認 化学共闘代表者会議、方針決定 国労、二〇二億円損賠訴訟撤回統一集会 20 出版労連、第一回出版産業討論集会（一二日）		労働組合の動き

	1181
4月	3
1 労働省、第二次建設雇用計画 2 公労懇第六回総会、民間準拠問題に関する 小委員会報告了承 八一年度予算案成立	26 自治省「地方公務員給与実態調査」発表 28 労働省、八〇年賃金構造基本統計調査発表
1 国民春闘共闘、八一国民春闘ストライキ宣言中央総決起集会 2 国民春闘共闘、「官公労働者の賃金決定基準」につき労働大臣に申し入れ 総評、生活を守る主婦中央行動 全石油、中央総決起大会 地銀連ら、八一春闘銀行労働者中央行動 3 総連合、八一春闘勝利決起集会 国労、地方線廃止反対をかねて出改札スト 公務員共闘、制度・政策検討委員会設置決定 5 食品労連、食品労働者中央総決起集会 6 国民春闘共闘、物価プラスアルファを目標に闘争強化の方針確認 政推会議、行官庁長官などに行政改革断行を申し入れ	マスコミ・文化労組共闘、総評、教科書攻撃で政府答弁撤回を労働省に申し入 れ 23 総評全単産書記長会議、行革問題で「プロジェクト・チーム」設置決定 統一労組懇第四回代表者会議、ヤマ場のたたかい協議 24 マスコミ共闘、文化・言論要求討論集会 25 金属労協第四回戦術委、四月九日を回答指定日に 運輸一般第八回臨時大会 同盟、政推会議ら「行政改革推進国民会議」結成 26 国民春闘共闘、四月二二―二四日を総決起月間に 全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）結成大会 27 労働四団体、調整減税断行せよと声明 造船重機労連・八一賃闘総決起大会 賃闘民間労組会議、中央総決起集会 統一労組懇、総決起集会 30 全国ガス総決起集会

(昭和 56) 年		年
月		月
政治・経済の動き		労働組合の動き
9 金属四業種にそれぞれ回答		
10 私鉄大手に一万四〇〇〇円の一次回答 労働省、「昭和五六年度雇用の見通しと職業安定行政の重点施策」を発表		全自交労連、交通政策要求中央総決起大会 7 電機労連戦術委、八％水準確保の方針確認 8 全国セメント、中央総決起集会 全国公、第一次中央総行動（十九日） 政労協、「天下り白書」発表 9 金属労協第五回中闘、今後の対策として自主的方針を確認 同盟第二二回執評、「国際障害者年の活動計画」決定 全自交総連、ハイタク労働者中央行動 10 私鉄総連第四回拡大中央委、回答拒否の戦術決定 全官公、八一賃闘公企体中央総決起集会 11 自動車総連第五回中闘、大手組合の妥結方向確認 12 行革推進会議、提言発表 13 労働四団体、中小企業対策で通産省に申し入れ 国民春闘共闘拡大三役会議、大手「八％以上」中小「昨年妥結額プラス三〇〇〇円以上」の目標確認 電機労連第四回中闘、一二中闘組合の集約確認 14 国民春闘共闘拡大戦術委、四月二二～二四日をヤマ場に 総評、二〇二億円損害賠償請求撤回国際連帯集会 公労協、労使双方合意の調停申請の方針決定 15 国民春闘共闘、闘いぬこう・勝ちぬこう第四次中央総決起集会 公労協・全官公、賃上げ回答に声明発表 16 公労協戦術委、二三～二四日の統一ストに各単産の具体的戦術確認 国労、動力車、全印刷、アル専、全造幣、公労委に合意調停申請 17 労働四団体、最賃制で統一要求書 鉄鋼労連第五回中賃闘、収拾の方向確認
15 公企体各当局、平均八二八五円の回答		

	1981
5月	4
8 第二回日米首脳会談、共同声明発表	22 私鉄大手に一万四七〇〇円、プラス一〇月から一〇〇〇円の回答 23 中労委、京成電鉄争議につき「会長勧告」 公労委、加重平均七・六四％の調停委員長見解提示、仲裁移行 30 公労委、電電関係に七・七二％アップの調停委員長見解 全通、全林野、公労委に合意調停申請 19 公労協、全官公、公労委で調停委員長と合同会見 20 新聞労連第六七回中央委、総括と一時金闘争方針決定（一・二一日） 21 労働四団体、政府に金融機関の週休二日制早期実現の申し入れ 全造船、背景資本追及東京総行動 22 国民春闘共闘三役会議、八％基準で公労委の調停作業に臨むことを確認 公労協書記長会議、賃上げ目標七・八％に設定 私鉄総連、回答でスト中止 電力労連、敦賀発電所の事故問題につき見解発表 23 国民春闘共闘三役会議、七・八％確保できない場合はストに入ると指令 同盟第六回中闘、四月末をメドとする方向決定 公労協共闘委、調停委員長見解に「これ以上の進展は望めない」と受諾を決定、スト中止 全電通、当局交渉で「一定の合意」に達し、スト中止 24 統一推進会第一一回会合、「民間先行による労働戦線統一準備会（仮称）発足」など確認 25 総評など、憲法改悪阻止・平和を守る婦人の中央集会 27 海員組合、カーフェリー、漁船部門で妥結、協約闘争終結 1 第五二回メーデー、全国一一五八カ所に六五〇万人が参加 統一推進会、「労働戦線統一の基本構想」発表 国労、動労、全施労、全動労、国鉄改善計画の撤回を求める共同声明 7 総評、行管庁長官に行政改革基本方針で申し入れ 退手・定年共闘、第二次中央行動（一・八日） 8 労働四団体、物価抑制、減税等について政府に申し入れ

年	(昭和 56) 年
月	月
政治・経済の動き	16 公労委、三公社五現業の賃金に関する仲裁 裁定提示
労働組合の動き	9 民放労連第一八回全国婦人集会 『銀行の中高年問題を考える会』結成 11 総評の招待で来日したポーランド『連帯』ワレサ議長歓迎東京集会 同盟第二四回執評、八一賃闘総括 建設一般全日自労第四三回臨時大会（～一二日） 12 労働四団体、ポーランド『連帯』ワレサ議長と会談 市銀連第二六回定期大会（～一三日） 退手・定年共闘、第三次中央総決起集会 13 八一賃闘対策民間労組会議第一〇回会議、総括、懇談会として存続を確認 日教組、労働者教科書集会 14 全建総連、老人医療の改悪反対中央行動 退手・定年共闘、第四次中央行動（～一五日） 16 総評、ポーランド『連帯』と共同声明発表 公労協、全官公それぞれ声明発表 18 全通、郵政を守れ！ 中央行動（～一九日） 公労協、労働省に仲裁裁定早期完全実施を要請 19 同盟、AFL-CIO第一二回定期会談（～二二日・ワシントン） 公労協、退職手当削減反対・定年法制化阻止総決起集会 公務員共闘、公務員二法案反対で時限スト 20 総評、総連合と労戦統一問題で四団体協議をすすめることを確認 統一労組懇第五回全国代表者会議、推進会の「基本構想」に見解発表 21 通信士組合第一二回定期大会 OECD・TUAC総会（～二二日・パリ） 22 総評、中立労連ら第二六回はたらく婦人の中央集会（～二三日） 同盟、第二二回全国婦人の集い中央集会 23 総評、公労協、仲裁裁定の一括議決案件に抗議声明

1 9 8 1 年					1 9 8 1				
6 月					5				
3 ILO第六七回総会はじまる 5 閣議、来年度の予算要求ワク決定、軍事費七・五% 6 第九四通常国会閉会 定年制導入法案成立					26 “平和・民主主義・革新統一をすすめる全国懇談会”（全国革新懇）結成 27 政府、三公社五現業の公労委仲裁裁定の国会付議を閣議決定 29 衆院、“核持ち込み”連合審査				
1 労働四団体、仲裁裁定即時完全実施を政府に要請 公労協幹事会、仲裁裁定完全実施を要求して六・五統一スト戦術確認 2 総評、日本の新しい政治と行財政を考える懇談会 行革推進会議、国民臨調シンポジウム 3 統一推進会第一三回会合、“基本構想”参加要請”アピール発表 総評富塚事務局長「基本構想」に「大筋において理解する」との談話発表 統一労組懇春山事務局長、「基本構想」に“分裂宣言”であるとの談話発表 4 総評ら核持ち込み糾弾・ミッドウェー寄港阻止横須賀集会 総評、反合理化・権利闘争の再構築をめざす分裂組合全国集会（一五日） 公務員共闘、二法案の成立阻止をかねて早朝一時間スト 6 総評・中立労連・新産別、日米軍事同盟反対などの要求で全国総決起集会 8 同盟、構成組織地方同盟代表者会議、労戦統一問題で討議					24 IMF第二五回世界大会（一二九日） 25 統一労組懇、未組織労働者の組織化全国交流集会（一二六日） 26 公労協、仲裁裁定の即時完全実施・退手、定年法案阻止中央総決起集会 27 総評民間単産会議幹事会、労戦統一問題で統一した対応を確認 全炭鉱第三四回定期大会（一二九日・松阪） 全民労第二七次全国大会（一二八日・宮崎） 28 総評第三回拡評、中間総括、労戦統一対策など協議 29 民放労連“報道フォーラム”（一二三一日） 自治労連第一二回全国大会（一二日向）				

1 9 8 1 (昭和 56) 年					年
6 月					月
9 共産党第六回中央委員会総会（～一〇日） 13 社会党第五三回中央委員会 17 原水禁、沖縄大会（～一九日） 民社党、新自由ク、行革提言 23 東京都議選告示					政治・経済の動き
9 総評・中立労連・新産別、核問題で公明党と意見交換 11 同盟三役会議、統一推進会の「基本構想」を認めていく旨確認 総評、日教組ら「教科書攻撃に総反撃する国民集会」 12 総評・同盟・中立労連、TUAC総会の採択した声明の実現を政府に要請 総評民間単産幹事会、私鉄を軸に労戦統一に対応する旨確認 15 総評、「六・一五平和と民主主義を考えるシンポジウム」 TWARO第七回定期大会（～一六日） 16 中高年雇用創出失対確立共闘、労働省に強制退職措置の強行中止を申し入れ 17 全郵政第一七回定期大会（～一九日・石川） 日高教第五五回定期大会（～二〇日・大津） 18 総評行革対策委、第二臨調の第一次答申にたいするたたかい方等決定 第一回アジア船員組合東京サミット、ITFの連帯強化を確認 19 総評第四回拡評、方針案、労戦統一への対応を決定 21 統一労組懇第六回代表者会議、方針骨格討議 22 国民春闘共闘第四回総会、総括 23 総評、中立労連、新産別傘下一二単産、労戦統一問題で意見交換 総連合、総評と労戦統一問題で懇談、団体間協議を確認 動労、反戦全国行動 商業労連第一八回全評（～二五日） 25 同盟第二六回執評、労戦統一につき、各単産「準備会参加」を確認 全電通、全通、日放労、国際電電、「情報通信共闘会議」結成で合意 26 政推会議、政策制度要求と提言決定 30 同盟構成組織書記長会議、労戦統一問題で意見交換					労働組合の動き

序章

国際・国内情勢と労働問題 の焦点

1 国際情勢の特徴

対立の激化と紛争の拡散 一九八〇年後半から八一年前半にかけての国際情勢は、対立の激化と紛争の拡散という言葉で特徴づけることができる。まずアメリカにおいては八〇年十一月の選挙でレーガンが圧倒的な勝利をおさめて第四〇代大統領に選出された。レーガン政権の政策の原則は、減税、福祉削減、産業規制の廃止ということであるが、それは個人所得の減税によって労働者に働く意欲を起こさせ、企業減税によって経済再生の鍵である民間投資を拡大させ、歳出の削減によって財政赤字の解消をはかることを目的とし、さらに強いアメリカをめざして国防費予算を大幅に増額した。

このように国防費を優先させる政策をとるにいたった最大のねらいは、対ソ強硬路線を貫こうとするところにあり、ソ連との軍事力のひらきを維持拡大するために通常兵力や軍事基地体制を強化し、限定された核戦争に備えるために中性子爆弾の生産を促進するなどの対策をとるにいたっている。

アメリカの対ソ強硬路線の一つの口実となっているソ連のアフガニスタンにたいする武力介入は、依然としてなんらの解決もみられないままに継続され、ソ連の支持するカルマル政権はかろうじて優位を保っているとはいうものの、反政府ゲリラの根強い抵抗にあって政権の基盤をゆすぶられている。

イラン・イラク戦争は、解決の見通しもないままに戦線の膠着状態がつづいており、交戦国のイランにおいては、ホメイニを中心とするイスラム復古派と、バニサドルを代表とするリベラル派との対立が頂点に達し、バニサドルは大統領職を奪われて、ついにフランスに亡命せざるをえない状態となった。しかしイラン国内においては、イスラム復古派に反対する勢力のゲリラ的活動も頻発し、復古派の中心人物のひとりであるベヘシティが暗殺されるにいたった。

このような状況のもとで八一年六月九日、イスラエルは突如イラクの原子炉を空爆によって破壊した。これによって中東の全面戦争が懸念されたが、アラブ世界にはさまざまなかたちでの対立があり、イスラエルにたいしてアラブが共同行動をとるといった事態に発展することはみられなかった。

EC諸国において注目される出来事は、八一年五月一日の大統領選挙で社会党のミッテラン氏が当選したことである。その後六月後半におこなわれた総選挙でも、社会党を中心とした左翼は圧勝をとげ、フランスにおける政治状況のダイナミックな変化をもたらした。ミッテランは、最低賃金引き上げ、各種年金・手当増額、生活必需品の付加価値税撤廃などの政策を打ち出したが、しかしフランスは国際収支の赤字など経済的困難をかかえており、ミッテランの政策がどのような結果をもたらすかが国際的にも注目されている。

ポーランドにおいては、八一年八月一四日、食肉値上げ反対、賃上げ要求をかかげたグダニスク・レーニン造船所のストライキが発生したが、その後、要求には制度的改革の問題がふくまれることになってストライキは全国に波及した。八月三十一日、グダニスクにおいて、政府と労働者の代表のあいだに制度的改革をふくむ協定が調印され、全国ストは終結するにいったった。この協定によって賃金、労働条件、社会保障など経済面の改善がおこなわれることになったばかりでなく、国家から独立した自治労働組合の結成、スト権の実質的承認などの労働者の権利が承認された。

このような制度的改革は、単にポーランド一国の問題ではなく、社会主義国全体に大きなインパクトを与えるものといつてよく、そのためソ連の軍事介入が懸念された。しかしポーランド政府の慎重な姿勢と、自主管理労組「連帯」の柔軟な対応によって、ソ連の介入をまねくことは避けられている。

中国においては、文化大革命後の政治を担当してきた華指導部が後景に退き、かわって胡総書記・趙首相が実権をにぎった。新指導部の政治的目標は、いわゆる現代化の推進であるが、党内反対派の抵抗は依然根強く、指導部のおかれている状況はきわめてきびしいといつてよい。

世界経済の動向 第二次石油危機は、世界経済にたいして大きな影響を与え、ほとんどの国においてスタグフレーションが深刻になった。すなわち石油の価格上昇にともなって消費者物価の上昇が顕著になり、八一年四月における前年同月比は、アメリカ一〇%、イギリス一二%、フランス一二・七%、西ドイツ五・六%となっている。また石油代金の増嵩にともない経常収支が悪化し、経済成長率は八〇年においてアメリカ、イギリスはマイナス成長、西ドイツ一・八%、フランス一・三%にとどまっている。失業率も八〇年をつうじて悪化をつづけ、八一年三月の時点では、アメリカ七・三%、イギリス九・九%、西ドイツ四・九%、フランス七・七%となっている。

このような状況のもとで、各国の金利水準はかなり高くなっている。それは各国における物価の上昇率が高いためであるが、そのうえアメリカにおいては、連邦準備銀行の金融政策が金利重視の姿勢から通貨量重視の姿勢に転換したため、アメリカの金利はいちじるしく高水準となり、はげしい乱高下をくりかえすようになった。

かくしてアメリカと西ヨーロッパ・日本の金利格差の拡大がドル相場の上昇をまねき、アメリカ以外の国は、自国通貨価値の下落による輸入物価の上昇がインフレをもたらすのを防止するため、金利を引き上げてアメリカ金利との格差を縮めることをよぎなくされている。たとえば西ドイツでは、公定歩合は七・五%であるが、マルク防衛のため特別ローンバート貸付金利を三%引き上げ、またフランスはミッテラン当選後のフラン暴落に対処するため金利を二二%という高水準に引き上げている。このような高金利は、アメリカ以外の国の経済停滞からの回復をいっそう困難にしていると見てよい。

2 国内情勢の特徴

鈴木内閣の政策 鈴木政権発足後、八〇年一〇月に初の臨時国会が召集されたが、憲法問題では奥野法相によるたび

かさなる改憲発言で野党の追及を受け、また斎藤厚生大臣は富士見病院事件で辞任に追いこまれた。しかし八一年四月には、昭和五六年度予算が成立し、政局には一つの区切りがつけられた。

五月における日米首脳会談に先立って、二年近くにわたってくすぶりつづけていた日米自動車問題が五月一日、最終的に決着をみた。この結果、日本は八一年四月から八四年三月末まで三年間にわたって、乗用車の対米輸出を政府の強力な行政指導のもとで自主的に抑制することになった。五月七日にひらかれた日米首脳会談では、自動車、防衛、アメリカの対ソ穀物禁輸措置解除などの問題が討議された。第二回目の首脳会談後に発表された共同声明のなかで、「日米安保上の役割分担」が明記され、さらにソ連の動きを名指しで批判し、それにたいする共同行動の必要性を強調した。声明に初めて明記された「日米同盟」の解釈をめぐる混乱によって伊東外務大臣辞任にまで波及した。さらに核積み米艦船の日本寄港を認めたライシャワー元駐日大使の発言もかなり、非核三原則をめぐる首相の発言が一度ならず訂正されるなど一連の不手際は、首相のリーダーシップにたいする疑問をよび起こす結果となった。ハワイで六月にひらかれた第一三回日米安保事務レベル協議は、「防衛計画の大綱」のわくに固執する日本側と、大綱の水準の二倍近い巨額な防衛分担を要求するアメリカ側の主張がかみ合わないままに終わったが、アメリカの日本にたいする防衛力増強の要請はますます高まり、国内ではこのような外圧を利用しての軍拡促進の動きが強まっている。

八一年三月一六日、第二次臨時行政調査会（第二臨調）が発足した。この調査会の会長には財界の長老である土光経団連名誉会長が就任することになり、集中的な審議をおこなった結果、七月「行政改革に関する第一次答申」が発表された。答申は三つの部分からなっているが、その第一において、わが国の今後めざすべき方向として、国内的には「活力ある福祉社会の実現」をあげている。これは西欧型福祉社会にみられるような政府依存型の福祉肥大化を廃し、民間部門の自主的な努力と創造的活力を生かすと同時に、日本社会の特色といわれる小集団間の連帯を充実し、育成しようというものである。第二は、「緊急に取り組むべき改革方策」であり、このなかで支出削減の推進、行政の合理化・効

率化が中心課題としてとりあげられている。第三に臨調においてすでに削減の対象として具体的にとりあげられているのは、公的年金の国庫負担率の削減、国民健保助成費の一部の都道府県への肩代わり、児童手当について、所得制限による支給範囲の限定である。以上のような臨調の答申にたいして総評は、行政改革対策委員会を組織し、関係各単産の政策を調整して政府・財界に改革をせまる方針を提起している。また、人事院勧告や公労委の仲裁裁定につき政府・自民党内には行政改革との関連でその実施は認められないという意見が根強く、この問題をめぐって政府と労働組合の対立が激化することが予想される。

国内経済の動向 七九年後半から八〇年初めにかけて拡大をつづけてきた日本経済は、八〇年一月～三月期をピークに、景気調整の段階に入った。とくに夏以降、冷夏・冷害の影響もくわわっていわゆる景気のかげりが一段と強まることになった。このような景気停滞が生じるにいたった原因は、石油価格上昇による卸売物価、消費者物価の上昇によって、個人消費や住宅建設が低下し、さらに中小企業の設備投資も停滞したことに求めることができる。また耐久消費財の需要の低迷や住宅建設の落ちこみによって需要が弱かったため、在庫調整が長びいたことも、景気停滞をもたらす原因の一つとなった。しかし景気のかげりは、日本の経済全体をおおったわけではなく、大企業は好調であったのにたいして中小企業の業績が悪化し、また業種間では素材産業部門がふるわないのにたいして加工産業部門が比較的好調であり、さらに冷夏・豪雪の影響を受けて地域別の格差があるといった跛行性のみられることが特徴となっている。

卸売物価の前年同月上昇率は、八〇年四月の二四％を峠として沈静化し、八一年四月にはマイナス〇・五％となった。消費者物価も八〇年九月の八・九％を境に安定化の方向にむかい、八一年五月には四・八％となり、実質賃金も四月にはプラスに転じている。このような消費者物価の安定にともなって個人消費には徐々に回復のきざしが現われつつある。以上のように物価の安定がみられるため金融引き締めが漸次緩和され、公定歩合は八〇年八月、十一月、八一年三月と引き下げられ、九％から六・二五％に低下している。企業の在庫調整も、八一年四月～六月期には底入れする状

況が生まれている。住宅投資は依然低迷しており、国内景気は底入れしたものの回復のテンポはゆるやかである。

以上に述べた景気の動向は、労働分配率に反映している。すなわち日本銀行「主要企業短期経済観測」によって製造業の労働分配率の動きをみると、八〇年上期には四八・七％と前年同期に比べて二・七ポイント低下したが、下期には景気のかげりを反映して、五一・四％と前年同期に比べて二・二ポイントの上昇となっている。

3 雇用・賃金の動向と労働政策

就業構造と雇用動向 総理府統計局の「労働力調査」によると、一九八〇年の労働力人口は五六六〇万人で、前年を五四万人上回った。労働力人口中の就業者数は五五三六万人で前年より五四万人の増加である。完全失業者数は前年より三万人減少し、年平均一一四万人で推移した。

完全失業率は〇・一ポイント低下して二・〇％となった。就業人口の増加でみる雇用の増加は比較的好調であったが、完全失業率でみる労働の需給バランスは、さほど好転せず、なお相当に不整合な状態をつづけた。一方における雇用の増大と他方における労働力需給バランスの停滞とが交錯し、八〇年の雇用情勢はいわばまだら模様で推移した。

八〇年の就業人口の増加は、第二次産業部門、とくに製造業で顕著であった。就業者数は、前者で四五万人、後者で三四万人増加した。就業者の産業部門別構成は、第一次産業一〇・四％、第二次産業三八・四％、第三次産業五四・八％となっている。前年と比べて、第一次産業〇・八ポイント減、第二次産業〇・四ポイント増、第三次産業〇・四ポイント増となった。

就業人口の比較的堅調な増加とともに、就業人口中雇用者人口が大幅に増加したことは、八〇年の雇用動向の重要な特徴の一つである。すなわち雇用者人口は前年より九五万人増加し、対前年増加率は二・五％となっている。その結

果、就業人口の従業上の地位別構成は、自営業主一七・二%、家族従業者一〇・九%、雇用者七一・七%となり、雇用者比率は前年より一・〇%上昇した。

八〇年の雇用動向の諸特徴は、この年における景気動向を反映しているといつてよい。すなわち第一に雇用の増大は、実質経済成長率と鉱工業生産の推移におけるマイルドな好況を反映した。第二に、雇用水準における業種別・規模別の顕著で多様な変動は、八〇年の成長と生産のパターンが輸出産業型、民間設備投資けん引型であり、個人消費、公共投資停滞型であったことを反映している。

以上の諸特徴は、新規学卒者の求人倍率や就職先の動向、一般職業紹介における新規求人数の動向にも直接的な影響を与えた。また八〇年には、雇用の増大と減少という業種間、規模間の雇用変動の多様化を背景とした労働異動が相当に活発となった。しかし使用者の雇用ニーズにかんするさまざまな調査や「技能労働者需給状況調査」によれば、一方における人手不足と他方における仕事不足の状況が根強くつづいている。

賃金の動向 八〇年の賃金は、現金給与総額の対前年上昇率でみると、調査産業計で七・〇%、製造業で八・一%となっており、それぞれ前年の上昇率を上回った。しかし賃金水準の上昇が一ケタにとどまっているのは、労働力需給緩和の傾向がつづいていることと、消費者物価の上昇率がやや高まったとはいえ八・〇%におさまったことにもとづくものである。

八一年の春季賃金闘争における賃上げ率は七・六%で、額・率ともに前年を上回っている。八一年春闘時における有効求人倍率は〇・七倍程度で、前年の〇・七八倍を下回り、また消費者物価も前年一月～三月に比べて低下している。さらに企業の業績も悪化しているにもかかわらず、賃上げ率は前年を上回った。このような結果をもたらしたのは、八〇年度における実質賃金目減りの問題が、賃上げ圧力として作用したためである。いいかえれば経営者は、いわゆる労使関係要因を考慮して賃金決定をおこなったといえるであろう。

企業間賃金構造をみると、八〇年において製造業の賃金は前年にひきつづいて相対的に上昇し、製造業以外の産業は、不動産業をのぞいていずれも指数が低下している。産業分類別にみてもっとも賃金が高いのは、電気・ガス・水道業であり、産業中分類別には鉄鋼がもっとも高い。規模別賃金格差は、前年にひきつづいて若干拡大をみている。長期的な傾向をみると、石油ショック以後における規模別賃金格差の拡大が目立っている。

企業内賃金構造をみると、ホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差は、鉱業でいくらか縮小し、製造業でやや拡大している。年齢別の賃金格差をみると、一〇〇〇人以上の規模の企業の賃金は、賃金がピークとなる年齢が五〇～五四歳から四五～四九歳に若くなると同時に、三五～三九歳から年功賃金のカーブがやや立ち上がる傾向を示している。ただし年齢別の賃金の統計は、中途採用者の賃金をふくめた平均賃金であるから、いわゆる標準労働者の年齢別賃金の動向を示すものではないことに留意すべきであろう。

政府の労働政策 八〇年における政府の労働政策において第一優先順位を与えられているのは雇用政策であるが、その長期的展望を考えるうえにおいて重要な意味をもつ「労働力需給の展望」が、雇用政策調査研究会（会長・馬場啓之助氏）から発表された。この報告においては、まず労働力需要は、経済成長率五％強程度のもとで過去一〇年間の伸び率〇・九％と同程度の伸び率で増加し、一九八〇年の五五三六万人から九〇年の六〇三〇万人程度に増加することが見込まれている。他方労働力人口は八〇年の五六五〇万人から九〇年の六一四〇万人程度（年率〇・八％増）になるものと見込まれ、したがって九〇年における需給ギャップは一一〇万人程度、率にして一・八％になると見通している。

以上のような展望にもとづく雇用政策の基本的方向としては、①適正な経済状態の確保、②労働市場の円滑な調整（とくに六〇歳前半までの雇用継続と積極的な産業調整による雇用の安定）、③高年齢者の就業機会の確保、④女子の職場進出への対応、⑤高学歴化への対応、⑥産業構造の変化や技術革新への対応があげられている。

ところで八〇年度の雇用政策は、七九年八月に閣議決定をみた「第四次雇用対策基本計画」の基本方針に即して、そ

の重点を高年齢者の雇用対策においた。八〇年には、高年齢者の雇用対策がある程度進展し、雇用対策指標の動向からみて一時期を画した。高年齢者の雇用率は、従業員規模一〇〇人以上の企業の平均で六月一日現在、前年の五・八%から〇・三ポイント上昇して六・二%となり、平均では法定雇用率六・〇%を超えた。また八〇年には定年制の延長がとくに大企業においてある程度の進展をみた。他方中小企業では、その進展が停滞している。

中高年齢者雇用開発給付金の支給対象労働者数が、八〇年六月末現在、七九年七月末以降の一年間において、合計で一〇万人を上回った。この数字は同年同月の五五歳以上の完全失業者が二一万人であり、うち「仕事を主に希望」する者が一六万人であることを勘案すると、一応の規模であるといえよう。

職業訓練のうち、能力再開発訓練と成人職業訓練訓練生数が八一年四月一日現在、二〇万人を上回った。同月現在のそれら二つの成人訓練の訓練生数の合計は、二五歳以上の労働力人口の〇・九一%に相当する。他方、失業対策制度調査研究会は、一〇月六日、労働大臣に報告書を提出し、失対事業は「基本的には終熄を図るべき段階にきている」と提言した。八〇年代の雇用対策で注目すべきことの一つは、ホワイトカラーの高年齢者を意識した雇用対策が始動しはじめたことである。「シルバー人材センター」の設置（全国一〇〇カ所を予定）と「人材カレッジ」の設立（八〇年には東京に一カ所）がとくに注目される。

4 労働運動の特徴

(1) 八一年春闘について

八一年春闘の背景 まず八一年春闘の背景をみると、政治情勢は自民党の安定多数が確立され、他方野党間の足並みの乱れと、とくに社共間のきびしい対立がつづいており、その意味において労働組合にとっては必ずしも有利ではなか

った。また行財政改革が大きくとりあげられ、三月には第二次臨時行政調査会が発足した。

日本経済の動向は、前にも述べたように景気のかげり現象からの回復が遅れ、中小企業の一部や素材産業部門では減産体制がつづき、雇用動向も前年よりは悪化する傾向がみられた。また企業収益は、八一年三月期決算は前九月期に比べて減益となった。しかし依然として高水準の利益を確保していることは否定できない。消費者物価は、八〇年度平均で政府改定見通し（七％程度）を大きく上回り、七・八％となった。その結果実質賃金は、八〇年二月以降（七月、一月をのぞき）、マイナス傾向がつづき、八〇年度平均では対前年度比一・一％減となった。

春闘の態勢と戦術 春闘の態勢としては、総評、中立労連が例年のように国民春闘共闘会議を発足させ、また同盟、新産別もそれぞれ中央闘争委員会を設置した。また鉄鋼労連、電機労連、造船重機労連、自動車総連など主要二三単産は、ナショナルセンターのわくをこえて「八一賃闘対策民間労組会議」を組織し、情報交換、獲得目標、ヤマ場の時期等について話し合いをおこなった。右の会議を代表した鉄鋼労連、電機労連などの四単産と私鉄総連、全日通などの三単産は、七単産ブリッジ共闘を組織し、八一賃闘対策民間会議と共同歩調をとった。

春闘共闘会議は、春闘前段の政策制度要求から春闘ヤマ場の賃金闘争にいたる統一行動について、三月三〇日から四月三日までの第一次闘争集中期間を皮切りに、四月二日から二四日までの第四次闘争集中期間の四次にわたる闘争集中期間を設定した。また同盟は、先行組合について統一的な回答指定日を三月下旬段階に設定した。さらに最低目標を設定し、それに達しない産別・単組は目標達成まで長期強力な闘争を展開するとした。

賃上げ要求と政策闘争 労働四団体は賃上げ基準について初めて公式に調整した。すなわち要求根拠を実質賃金確保の基本方針のもとに過年度消費者物価上昇分を七％と見込み、これに生活向上分、定昇分を上積みして一〇％とした。金属労協のうち鉄鋼労連は、当初いわゆる要求の経済整合性を維持するためには一ケタ台の要求にすべきだと主張していたが結局は一〇％基準に同調した。統一労組懇は、一〇％基準を低すぎると批判し、独自に「三万円以上」の要求基

準を決定した。

労働四団体は、物価、減税、雇用対策、時短等の諸問題について調整をおこなって統一要求をまとめ、共同の対政府交渉をたびたびおこなった。その後八〇年度実質賃金の目減りが確実視される情勢のもとで要求項目を物価（物価対策財源の確保）と減税（所得課税最低限度額の引き上げ）にしぼって要求したが、自民党の衆院予算委員会における新年度予算案の単独採決という行動に野党が態度を硬化させ、紛糾した。しかし衆議院議長裁定にもとづく与野党間の折衝で昭和五五年度剰余金を所得減税に当てることで合意し、減税要求は事実上決着をみた。

また第二次臨時行政調査会が三月一六日に発足したが、それに呼応して労働組合の立場から行革を推進する国民運動をもちあげるという考えから、同盟、政策推進会議などが、行政改革推進国民運動会議を発足させた。

金属労協の闘争 春闘共闘会議、同盟ともに金属労協の集中回答前の闘争を重視し、先行組合を選定して高額回答の引き出しをはかった。先行したのは、マスコミ、流通、金属、化学の一部であり、九〇程度の高率妥結がみられたが、それは必ずしも鉄鋼回答に反映しなかった。

すなわち金属労協は、四月九日に「集中回答日」を設定し、この日に鉄鋼、造船、電機、自動車の回答がおこなわれた。その内容は、鉄鋼、造船、電機は約一万三五〇〇円、自動車は約一万四〇〇〇円であった。ところで鉄鋼回答の一萬三五〇〇円、交替手当一〇〇〇円（三五歳、勤続一五年の標準労働者）について他産業なみの平均基準内賃金に換算したものが新聞に報道（基本賃金で一万七二六二円）され、いわゆる「隠しベア」について論議されるにいたった。

神戸製鋼労連の資料によると、①三〇歳、勤続一二年で基本賃金の増額は一万二四三〇円、アップ率は七・七四％、②四〇歳、勤続二二年で基本賃金の増額は一万五九四〇円、アップ率七・五一％である。これによると一万七〇〇〇円というのは必ずしも正確とは思えないが、いわゆる標労方式とベースアップ方式とを厳密に比較することが困難なのは否定できない。

以上のような金属労協の「集中回答」なканずく鉄鋼回答は、他産業に強い影響を与え、いわゆる「鉄冷え春闘」などの言葉が新聞に報道された。

電力・私鉄の闘争 電力労連は、前年のように電力料金値上げ問題がなかったので、私鉄が解決する前の四月中旬に金属労協の妥結額を上回る一万四三〇〇円で解決した。七四年以来九年ぶりにストライキを構えたことが注目される。私鉄総連は、要求額を昨年より引き下げたり、回答指定日を金属労協に合わせるなど、前段においては七単産ブリッヂ共闘との関係を重視したが、「鉄冷え春闘」などの実態を考慮し、ヤマ場の闘争日程では、交運共闘を重視し、国労・動労と闘争の時期を合わせるにいたった。私鉄総連は、第一波ストとして大手組合四月二二日～二三日四八時間スト、中小組合四月二三日～二四日四八時間スト、第二波ストとして全組合二七日～二八日四八時間ストを設定し、これを背景に交渉をすすめたが、交渉は難航した。

四月二二日未明に第二次回答（賃上げ一万四五〇〇円、年間臨給昨年同額）が出されたが、年間臨給について昨年同額であったことなどから最終回答とはみられず、ついに組合は二二日始発から四八時間ストに突入した。かくして第三次回答（賃上げ一万四七〇〇円プラス生活関連分一〇月以降一〇〇〇円、年間臨時給昨年同月数）が提示され、組合はこれを受諾し、午前七時一五分ストを中止して解決をみた。

京成は合理化問題がからみ、交渉が難航したため、二二日はスト打ち抜きとなり、中労委が労使から実情聴取したのち「会長勧告」を双方に提示した結果、労使双方受諾し、二三日午後一時ストを中止して解決をみた。

公労協の闘争 公労協にたいする当局の有額回答は主要民間がほぼ出そろった四月一五日に提示されたが、民間の回答が昨年を上回っているにもかかわらず、行政改革、財政再建というきびしい情勢を反映して、ほぼ昨年同率のものであった。その後自主交渉がゆきづまったということで労使共同で調停申請がおこなわれ、私鉄が解決した四月二二日午前から調停作業が本格化した。

調停段階において、公労協は民賃準拠問題を重視し、調停の場でそれを明確にすることを要求した。前年においては公労委が私鉄総連が獲得した高率の賃上げに準拠しなかったことを不満として、総評系の労働者側委員を引き揚げるといった事態となったが、公労協は民賃準拠問題を公労懇の場に持ちだし、比較する民間企業を一〇〇人以上の大企業にすべきこと、また民間賃金と公団体賃金とをラスパイレース方式で比較する場合に、年齢ばかりでなく勤続年数をも考慮すべきことを主張していた。しかしこれらの問題提起については、公労懇で結論が出ず、勤続年数要因を考慮するかどうかの問題に関連して労働省が中途採用者の賃金を調査することとなっていた。

以上のような経過があったため、調停委員長は初めて「民間賃金準拠のあり方」などについて口頭説明をおこなった。その内容は、民賃準拠とは、賃金構造基本統計調査にもとづき一〇〇人以上の規模の企業の賃金と公団体の賃金を年齢要因にもとづいてラスパイレース比較をすることと、これらの調査は春闘時期に間に合わないので、民間大企業二八社の賃上げ動向を調査し、その他の資料と合わせて総合判断することによって公団体の賃上げを調停するという趣旨を明らかにしたものであった。

調停段階における四月二二日の時点で調停委員長は、民間主要企業（二八八社）の賃上げ動向の資料を提示したが、これは調停の歴史のなかではじめてのことであり、公労協はこれを高く評価した。ちなみに二二日の時点における賃上げ動向の推計は、七・六二％であった。

二三日未明の合同調停委員会で「調停委員長見解」（公団体全体の平均引き上げ率、七・六四％）が提示されたが、調停不調となり、仲裁移行によって事実上決着をみた。これにより公労協傘下組合が二三日から二四日に予定していた四八時間ストは回避された。

また独自に自主交渉を継続して決着の遅れていた電電についても、四月三〇日に「調停委員長見解」が提示され、調停不調、五月一日に仲裁移行となり、これによって事実上決着をみた。春闘において国労・動労がストライキをおこな

わなかったのは、一七年ぶりのことである。

このように公企体労使関係には、安定化の傾向がみられるが、しかし行政改革との関連で国家公務員にたいする人事院勧告や公企体にたいする仲裁裁定を実施しないということになった場合、官公労労使関係には重大な変化があらわれることが予想される。また八〇年の賃上げ結果をみると、例年大企業よりも中小企業の賃上げ率が高くなっていたのが、逆転している。規模別賃金格差の拡大の動向には、注意する必要がある。

(2) 労働戦線統一問題

「戦線統一」問題の重要化 この一年の労働運動の動向をみる場合、労働戦線統一問題が新たな重要性を帯び、動いていることを見落とすわけにはいかない（この問題の重要性にかんがみ、本年鑑では「特集」として、「労働戦線統一問題」を組んだ。したがって、くわしくはそちらにゆずる）。したがって、ごく簡潔に、問題の動向を記しておこう。

今日の労働戦線統一問題は、六〇年代末から七三年半ばにかけて展開された「戦線統一」運動が挫折し、その後しばらく影をひそめていたのち、七八年初頭から本格的に抬頭したものである。

これには、低成長移行下における春闘の「様変わり」、そのなかでのJ C（金属労協）集中決戦の強化、賃闘対策民間労組会議の発足（七七年）、民間大単産による政策推進労組会議の結成（七六年一〇月）、中立労連と新産別の連けい強化（七九年三月、総連合結成）などの、いわば舞台装置づくりがともなっていた。そして一方で、「戦線統一」論議が活発化すると同時に、他方、七九年九月の総選挙を契機とする総評の「社公中軸路線」への転換、および、これにたいする共産党の影響力の強い統一労組懇の批判、活動の活発化といった事態をともなうに及んで、「戦線統一」問題はいつそう複雑化し、かつ重要性を増した。

「労働戦線統一推進会」と「基本構想」 八〇年九月三〇日には、その前に塩路自動車総連会長の提唱した「統一準備

会」の前段としての「統一を進める会」が、総評、同盟、総連合、純中立の団体・グループを「カヴァー」する代表六名を構成メンバーとして、「労働戦線統一推進会」の名のもとに発足し、「戦線統一」運動は新たな段階に達した。ちなみに、代表六名とは、つぎのメンバーであった。中村卓彦鉄鋼労連委員長（総評）、中川豊全日通委員長（総評）、宇佐美忠信ゼンセン同盟会長（同盟）、橋本孝一郎電力労連会長（同盟）、堅山利文電機労連委員長（総連合）、塩路一郎自動車総連会長（純中立）。

この統一推進会は、その目的を「民間労組の統一を推進すること」におき、のべ一三回にわたる会合をつみかさねた。そのなかで、①統一の性格をゆるやかな協議体または共闘組織的性格とする、②統一推進会で民間統一に必要な重要課題について相当部分につめ、八一年夏の単産定期大会に前向きの中間報告ができるよう努力する、③八一年内に統一準備会を発足させるよう努力する等を確認した。

統一推進会は、その会合をつみかさねるなかで、八一年五月一日、「民間先行による労働戦線統一の基本構想」を発表するにいたった。それは、①運動の基調（理念）、②情勢の基本認識、③統一の必要性と目的、④統一の進め方、⑤全的統一への展望よりなり、全体として、「この指とまれ」方式の性格をもつが、同時に統一労組懇の排除など反共・選別結集の性格をも備えていた。

こうして以後、事実上この「基本構想」が、各関係方面の論議の中心となった。

「基本構想」をめぐる諸潮流 この「基本構想」については、当然いくつかの異なった対応、評価が見られる。同盟、夏の各単産の大会、総評大会等をつうじ、あえて分ければつぎの四つになる。

(1) 積極賛成・推進派 「基本構想」提唱にかかわる単産はいうまでもないが、同盟も大筋において「評価」し、統一準備会参加の方向を打ち出している。

(2) 条件つき賛成・対応派 総評大会等をつうじ、総評の五項目補強意見をよりどころに、いわば条件つき賛成・対

応派は数を増した。ただ、そのなかには、かなりの幅があるし、今後の状況の推移では、さらに分かれることもありうる。

(3) 批判的対応派 統一労組懇をのぞくと、総評系では、紙パ労連、その他中小民間単産、地域組織など。さらに一部をのぞく官公労。

(4) 全面的批判派 統一労組懇を最左翼に、動労、国労などだが、総評の補強意見との関係などでは異なる。

いずれにしても、この「戦線統一」問題をめぐって、総評は、夏の大会につづき、十一月に臨時大会をひらき、態度をきめようとしており、また「基本構想」にいう「統一準備会」の発足も一二月一四日に予定されているのが本稿執筆時点の状況である。そうした点でも、八一年秋の諸動向が注目される。

特集

労働戦線統一問題

序 — 課題と対象時期の限定

一九八一年五月一日、第五二回メーデーの日に、労働戦線統一推進会が、「民間先行による労働戦線統一の基本構想」（後述）を発表していき、いまや労働戦線統一問題は、新しい重要な局面を迎えたといっても過言ではない。

そこで、『日本労働年鑑』第五二集の「特集」では、戦後労働戦線の推移のうち、一九六〇年代末から現在までにいたる労働戦線統一問題の様相、動向を、できるだけ客観的にフォローし、問題整理をおこなうこととした。

ところで、ここで六〇年代以降の労働戦線統一問題に限定して取り扱うのは、紙数の関係を別にすれば、おおむねつぎの理由による。第一に、六〇年末以降から現在まで、労働戦線統一問題は二回にわたり本格的に問題化したことが、しかしその間には、共通性、継続性が見られることである。第二に、この期間の労働戦線統一問題は、六〇年代、とくに半ば以降、「高度成長」の本格化、民間重化学工業のウェイト増大のもとで、六四年、IMF・JC（国際金属労連日本協議会、今日の金属労協）の結成に見られるごとく、民間の独占的大企業労組の影響力が強まり、そのもとでこそ、問題化している。この点は、民間大企業における労使関係の「安定化」と関連し、労働戦線統一問題の性格、特徴をさぐる場合に欠かせない点で

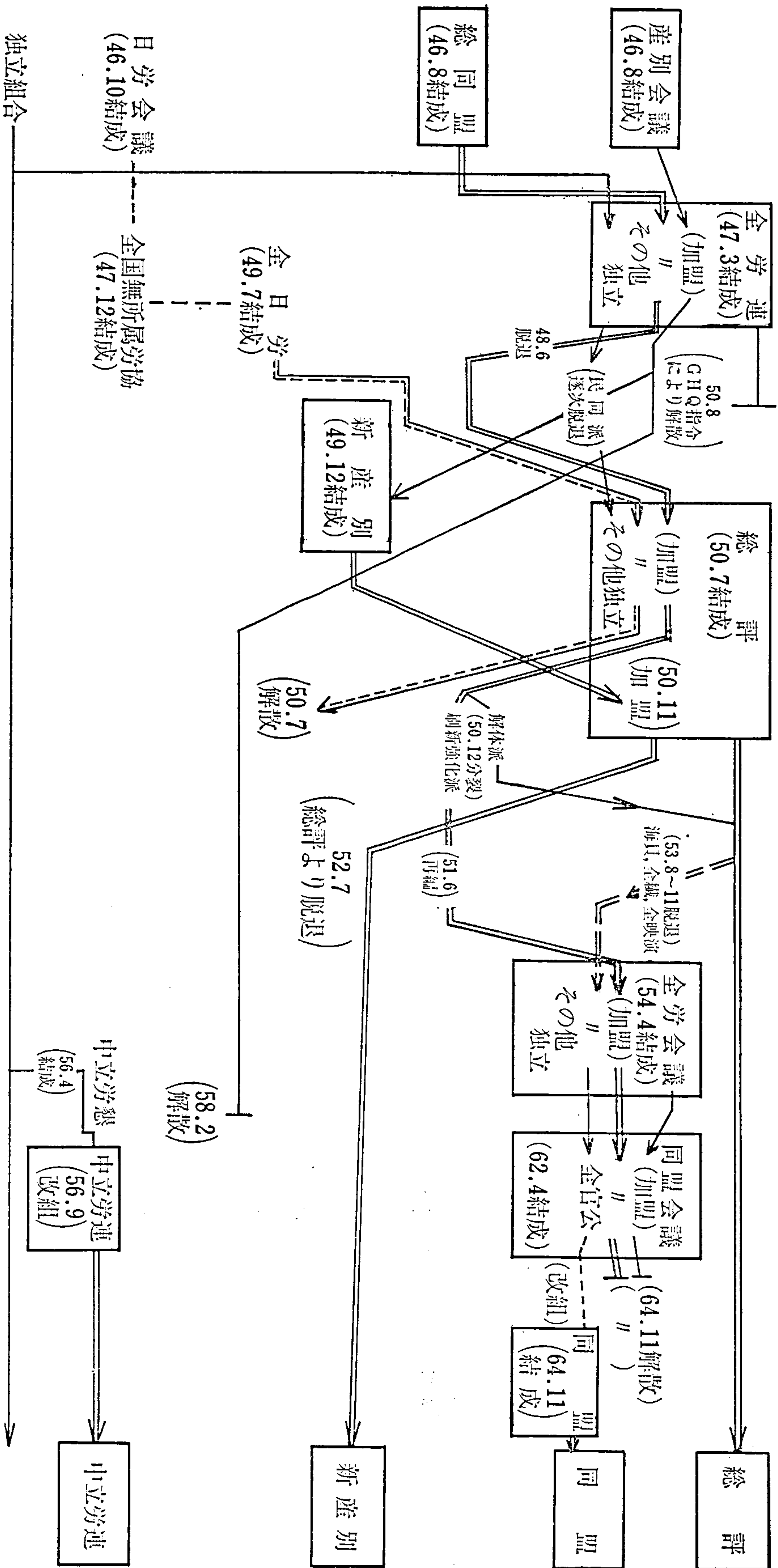
ある。第三に、全国労働団体（ナショナル・センター）との関連でいうと、六四年、同盟結成いき、総評、同盟、新産別、中立労連という四つのナショナル・センターが存立し、そのもとの労働戦線統一問題として提起されている。

いま参考までに、戦後の主要全国労働団体の系統図をかかげておく（第Ⅰ図）。それによると、戦後初期、共産党の影響力の強かった産別会議、社会党を支持し、戦前の総同盟の流れをくんだ総同盟、および日労会議とナショナル・センターは分立したが、四七年二・一ゼネスト（中止）のあと、全労連結成という、日本労働運動史上、画期的な戦線統一を成就した。だがそれも長くはつづかず、占領政策の反動化、内にあつては産別民主化同盟の発生、総同盟の全労連脱退、GHQ指令による全労連解散など一連の事態と併行し、五〇年七月、総評結成というかたちで、戦後労働戦線は一大再編された。だが、その総評もやがて、平和問題を契機に「左傾化」するにつれ、これに批判的な勢力が脱退し、やがて全労会議を結成し、新産別とならぶ。そして全労会議は、その後、同盟結成へといたる系譜を形成する。他方、総評結成にはくわわらなかった勢力、およびその後組織化され、総評、新産別、全労会議などにくみしない勢力などが、別に中立労連を結成した。

かくして、労働運動のナショナル・センターは、結局、前述の四つに整理され、そのもとで労働戦線統一問題が顕在化している。そして、問題の一つとして、すぐれてナショナル・センターのあり方が問われてもいる。

おおむね以上の理由により、対象時期を限定し、客観的な整理、記述をおこなおうとするものである。

第I図 戦後主要全国労働団体系統図



〔備考〕 労働省大臣官房統計情報部『労働組合基本調査30年史』（1978年）より。

I 「労働戦線統一」運動の展開と

挫折（一九六〇年代末～七三年七月）

一九七〇年代末から現在まで、「労働戦線統一」運動が展開され、日本の労働運動のゆくえをめぐる一大焦点となっている。この運動の動向、問題の様相については、のちにふれることにする。ところで、現在の「労働戦線統一」運動に先立つものとして、一九六〇年代末から七三年半ばにかけて、やはり「戦線統一」運動が展開された。

この二つの「戦線統一」運動には、当然のことながら、共通性ないし関連性と、他方で相違性との二つの側面がある。そこでまず、現在の「戦線統一」運動についてふれる前に、それに先立つ、いわば第一次の「戦線統一」運動、その展開と挫折にいたる過程を追うことにしよう。

1 「労働戦線統一」運動の提唱、抬頭

全通宝樹委員長の「労戦統一」についての提唱（一九六七年一月）

一九六〇年代末から、七三年にかけての「労働戦線統一」運動の火つけ役となったのは全通宝樹委員長であり、宝樹氏の二回にわたる「労戦統一」の提唱（六七年一月、および七〇年一月）が、重要

な契機となった。まず最初の提唱から見ていこう。

すなわち、六七年一月の「労働戦線統一と社会党政権樹立のために」（『月刊労働問題』六七年二月号）と題する宝樹論文がそれである。同論文は、①新しい経済環境に適應する労働組合の産業別再編成、②社会・民社の統一による革新政権の展望、③共産党の排除、を骨子とする反共統一論である。これは全通の数年来の主張、すなわち「五三年に総評から全労が分裂したのちも、労働四団体の間では統一の話し合いがあったし、中立労連傘下組合も六一年頃までは、総評加盟を指向していた」。こんにち統一の氣運が薄れてきたのは、「総評が社共両党支持の立場をとってきたからだ。共産党の排除が戦線統一の決定的課題である」という考え方を、鮮明にしたものである。

こうした宝樹論文の背景には、いうまでもなく、「高度成長」の展開、産業構造の高度化に関連する労働組合運動における民間大企業労組のウェイトの増大と「総評ばなれ」があった。加えて、六七年一月の衆議院選挙の結果、公明党が進出し、野党の「多党化」現象が顕著になった。宝樹論文は、そうした背景のもと、民社をも吸合した社会党政権樹立、そのための共産党排除とそれを前提とした「戦線統一」を提唱したものであった。このように、「戦線統一」と政権構想が車の両輪のごとく組み合わされていた。

この宝樹論文にたいし、同盟は条件つきながら、歓迎の意を示し、六四年に結成されたIMF・JC、それに新産別は、バックアップする態度をみせた。中立労連のなかのリーダーである電機労連は反共を前提に労働四団体を統一する方針を示した。しかし、肝心の総評内では、賛成の意見とともに、「反共と労使協調を前提とする戦線統一論はまやかしだ」という声もまた強かった。このため、

この段階では、総評の組織をゆさぶるところまではいかなかったが、六七年七月の総評第三四回定期大会で、賛否両論が激突すれば、五五・五六年、高野ラインと太田・岩井ラインの対立が激化したように、「民同」内部の新たな対立激化を招来しかねないことが懸念された。そこでこの両論の間に入って、妥協がはかられた。すなわち、全鉦原口委員長が提起した「四原則」の確認がそれであった。

総評、「原口四原則」の確認

総評が六七年七月の第三四回定期大会で確認した全鉦原口委員長提起の「四原則」は、大要つぎのようなものであった。

①すべての労働者が団結し、大幅賃上げ、労働時間短縮などについては、共闘の組織体制をつくる。このことは、全国中央組織のみならず、産業別組織のレベルでも推進していく。

②すでに加盟関係にある組織にたいしては、相互に奪い合いはしない。

③各組織の政治路線の伝統は、相互に認め合う。そして全体の共闘組織としては、反独占という立場を明確にし、必要に応じ、問題に応じて、革新諸政党と提携・協力していく。

④共産党をふくむあらゆる政党の支配を排除し、また、政府や資本の組合支配にたいしては、組織相互に協力して、その独立性を確立する。

このいわゆる「原口四原則」によって、総評内の対立は一応回避された。そして、この「四原則」についての総評主流の解釈がその後、七〇年代前半にわたる総評の基本的な態度となった。

総評の態度にたいする同盟等の反応

「原口四原則」を基調とする総評の「戦線統一」についての考え方にたいして、同盟は六七年八月、「労働戦線統一にかんする同盟の見解」を発表した。同盟はそのなかで、宝樹氏らの提唱によって、最近もりあがってきた「戦線統一」論には、「左翼労働運動の非現実性を克服して、民主的労働運動をめざす動きが底流にある」と評価しながらも、「総評系労組の多くは、なお『共産主義路線』を克服できないでいる。こうした現状では、統一できる条件はない」と、従来からの主張をくりかえした。

なお、新産別は六七年一〇月、「金属と化学の各部門、基礎産業、第三次産業にわたる民間の産業別組織再編成の運動と、その進展が労働戦線統一の今日的課題である」という方針を再確認した。

ところで、総評内での賛否両派の妥協は、一応対立したが、これによって問題はけっして解決されたわけではなかった。鉄鋼労連は六七年七月末からの大会決定で、「原口四原則」によって、各単産は総評の決定にしばらくは従うことなく、「労働戦線統一」のための独自活動を展開することができるようになったという解釈にもとづき、各単産がイニシアチブをとり、「一切の前提条件をおかない立場で、中央に戦線統一懇談会を設置する」ことを提唱した。また、鉄鋼労連はこの大会で、「日本共産党については、鉄鋼労連の組織全体からみて、協力する体制にはないので、一切の共同行動は取り組まない」方針をきめた。

一方、電機労連は六八年六月の大会で、従来からの金属共闘との関係を絶ち、IMF・JCによる金属労働戦線の再編成促進と、その影響拡大を軸にしながら、総評、同盟、中連のわくをこえた「横

断的な民間単産会議」の設置を提案する方針をきめた。

「労働問題研究会」の発足

六八―六九年の時期には、労働戦線統一問題について、少なくとも中央組織のレベルでは大きな変化はなかった。しかし、ここで見のがせないのは、六八年八月の「労働問題研究会」の発足である。

「労働問題研究会」は、全通、全織、鉄鋼、海員、電機、全鉱、全電通、日通、自動車労連、電労、全生保の一一単産書記長および新産別書記長がそのメンバーである。同研究会は、「経済流動化現象に対応する労働運動のあり方の共同研究および会員相互間の親睦におく」ことを目的にかかげているが、宝樹提唱を契機とする一連の労働戦線統一問題が中心課題とされているとみられた。事実、そうであるが故に、宝樹氏の足元の全通では、六八年八月の全通大会で、「労働問題研究会」の推進役をつとめてきた外山書記長が副委員長選挙で落選し、宝樹委員長にたいする不信任票も三七%にのぼったことは、こうした動きにたいする全通組合員の警戒心、批判を示したものだといえる。

大阪民労協、全民懇の動向

六八年いらい、準備をすすめてきた大阪地方民間連絡協議会（大阪民労協）は、六九年一月、正式発足をみた。同民労協は、松下電器、住友金属、関西電力の三労組委員長を代表幹事とし、大阪の民間企業労組一三七六組合、約四七万人を傘下に結集したといわれる。総評、同盟、中連、新産別の各系統の組合を包含していること、また、それぞれの組合が、組織決定によって結集したことが特

徴として注目された。

大阪民労協は、結成趣意書のなかで、「新たな産業体制のなかで、観念的な政治闘争や反体制運動、前近代的マルクス主義や共産主義の硬直したイデオロギーにとらわれたり、また、官公労中心の指導体制では、現実的な問題の利益の追求は不可能である。労働組合もまた生産性の向上、合理化、産業再編成、経済の国際化などに真正面から取り組まざるを得ないという現実を認識し、産業政策、民主的労使関係を軸にした現実的政策を持って、正しい労働運動を推進していくことが必要である」。そして、これが七〇年代の労働運動である、と述べている。

一方、六九年三月いらい、八幡製鉄、松下電器、東レなど一一の大企業労組委員長によって準備がすすめられてきた「全国主要民間労組委員長懇談会」（全民懇）は、七〇年一月、正式発足した。この全民懇には、機関で正式参加を決定した一一組合のほか、五組合がオブザーバーとして参加した。

全民懇は、当面の活動として、「各単産内部および地域で、労働組合運動を革新し、民間労組を中心に再編成を促進、戦線統一を提唱していく。このため、所属する単産やナショナルセンターの内部で、広く同志をつのって呼びかける。また、各地域に散在する傘下支部、分会を通じて、大阪民労協のような結集をすすめ、密接な連携をとる」ことを明らかにした。

また、全民懇は、「労働組合は、直接資本主義制度の変革をねらうとする反体制運動ではない。……労使関係に階級闘争を持ち込むことには反対である。……わが国資本の進出が多くなっていることから、東南アジア諸国における労組の組織化と活動の正当な保障お

よび支援」など、『労働組合主義』についての考え方を明確にしている。

以上のとおり、大阪民労協、全民懇両組織の運動の基調は共通するものであった。

2 六九年総選挙結果と宝樹氏の

「戦線統一」提唱

六九年総選挙

六九年一月二七日総選挙がおこなわれた。自民党は得票率を一・二%減らしたが、前回を上回る二八八議席を獲得し、さらに無所属当選を入党させることにより三〇〇議席を確保した。公明党は得票数を前回の二倍にのぼして四七議席をとり、共産党は前回の四議席から一挙に一四議席へと躍進したが、社会党は大敗し、前回より五〇議席減、すなわち一四〇議席から一ケタの九〇議席へと激減、民社党も得票数、議席とも前回水準に停滞（三一議席）した。このことは、労働組合、とくに社会党系ならびに民社党系幹部に大きなショックを与え、七〇年にはいって、労働戦線統一をめぐる論議に大きな影響を与えることになった。

全通宝樹論文

七〇年一月一日、全通の宝樹委員長はこの機をとらえて『読売新聞』に「一九七〇年代の労働運動前進のために——二年後を目標に労働戦線の統一を実現しよう」と題する論文を発表した。同じ宝樹

委員長が、三年前の六七年一月に、「労働戦線統一」を主張する論文を『月刊労働問題』に発表したさいには、その題名が「労働戦線統一と社会党政権樹立のために」であったことからわかるように、社会党政権樹立をめざして反共「労働戦線統一」を呼びかけるという、きわめて政治色の濃いものであったが、今回の論文は、その大部分が総評に結集する「官公労働運動」の「政治主義的傾向」を非難し、「労働組合主義を中心に結集する」ことを主張していた。また総選挙の結果からみて、革新政権の誕生を早急に期待することはできないとし、七〇年代初頭にまず労働戦線を統一して巨大なナショナル・センターを樹立するために、①労働組合の大産業別への結集・再編、②産業政策へのとりくみ、③労働戦線統一のために、労働組合と政党の支持協力関係について話し合うこと、④労働戦線統一が組織を整理し、労働組合の教育、宣伝、組織、福祉、共済活動に組合費を活用すること、⑤発展途上にあるアジア諸国の労組の支援活動を中心にした国際連帯活動をおこなうことなどを主張し、七二年を目標に戦線統一を実現することをよびかけていた。

同盟、全民懇の動向

同盟は七〇年二月の第六回定期大会で決定された七〇年度運動方針のなかで、労働戦線の統一問題について、従来の態度を一步ずつめ、つぎのような考え方を明らかにした。また、その方針にもとづき、労働戦線の統一・結集のよびかけを準備する動きを示した。

①民主的労働運動への転換が急激にすすむなかで、第一義的には、これらの民主主義労働運動を志向する組織を同盟に組織するよう全力をそそぐが、そのみに固執せず、さらに広くよびかけ、新

しい運動の開拓と建設にとりくむ。②これらの組織と共同行動を協議する場をつくるようよびかける。③よびかけは、まず民間労組を対象としておこない、既存の全国組織や産別組織にこだわらない。

全民懇は、七〇年三月の第二回会合で、参加組合を一九労組にふやし、懇談会の名称から「主要」をはずして、「全国民間労組委員長懇談会」に改めた。そして六月の第三回会合では、参加組合数を一挙に二三九組合にひろげた（内訳は総評系一四組合、同盟系六三組合、中立労連系四五組合、新産別系二一組合、純中立二三組合、無所属七三組合）。この会合で民間労働戦線統一に果たす全民懇の役割を確認し、「戦線統一促進についての提唱」を採択した。そして、「ナショナル・センター次元の統一は望ましいが、いずれも自己の立場にとられすぎて、現実には無理である、強力なナショナル・センターをつくるには、それを支える産業別組合の再編がすみ、強化されることが前提になる。したがって、第一段階は、民間単産を中心にして、できるところからゆるやかな連絡協議会を設置し、統一へのプログラムを作成していく」方針を明らかにした。

総評内の動向

いずれにしても、六九年総選挙結果をふまえ、七〇年に入り、「労働戦線統一」運動は活発化した。総評内部でも、一月二八日、原口全鉦委員長を議長とする総評の民間単産会議が「総評は民間産業労組の運動を中心とした指導に切換えるべきである。労働組合の原点にかえった運動に基づく共同行動・統一行動の発展が労働戦線の統一につながる」という主旨の提言を、総評にたいしおこなった。これにたいして総評は、一月二九・三〇日の拡大評議員会でこ

の問題を討議し、「戦線統一は、資本に対して一層戦闘的な力を發揮するものであること、官民などを区別しないあらゆる労組の結集を目指すものであること」などの大綱方針を確認し、「戦線統一」派の主張にたいして反論をくわえた。

3 総評の統一四原則

総評の統一四原則と第四〇回定期大会

この時期まで戦線統一問題にたいして消極的なとりくみしかみせなかった総評は、七〇年度運動方針案の討議をすすめるなかで、七〇年五月二九日、第五回拡大評議員会をひらき、ここで初めてこの問題に積極的にとりくむ姿勢を示すとともに、それにとりくむさいの四つの原則を明らかにしたが、それは字句上の多少の修正をくわえたうえで、八月九・一三日の第四〇回定期大会で承認された。それは、「あらゆる労働組合の大結集をめざす労働戦線の統一への積極的努力をする」と述べ、そのさいの統一の原則として、①すべての組合の大結集を展望するもので、組合の団結を思想、宗教、組合の大小、官公労、民間などで区別しない、②資本にたいする果敢な戦闘性、③大結集体である組合は特定政党とのあいだに支持関係をもたない、④大結集体ができれば既存団体を解消する、の四つをあげていた。この四原則の採択は、総評内の「戦線統一」派が総評の方針をはなれて、この問題でかつてな行動をとることをおさえる意味合いをこめていたが、この大会で「戦線統一」派はまったく発言しなかった。他方、こうした四原則の採択とならんで、この大会で

は堀井議長・岩井事務局長が辞任し、あらたに市川議長・大木事務局長が就任するという事態が生まれた。このうち、とりわけ岩井から大木（全電通）への事務局長の交替は、「戦線統一」派にとって有利に作用するものとされ、一部では、岩井辞任は全通宝樹委員長らの画策によるものと噂された。

統一四原則にたいする総評傘下単産の態度

七〇年五月に総評が統一四原則を発表したのち、六月二―五日にひらかれた日教組大会は、「右寄り再編成」を強く批判するとともに、統一四原則を支持して「闘う統一」の方針を採択したが、これにつづいて、私鉄総連、全日通、炭労、国労、動力車など総評傘下主要単産はすべて四原則支持の方針をきめた。また八月三〇日―九月三日の全通大会では、宝樹委員長が開会のあいさつで、四原則にこだわらずに統一を推進すべきで、「無条件にひとつの問題について組織を越えて話し合う時期は一〇月に到来すると思う」と述べ、この大会を「戦線統一」推進への足がかりにしようとしたのにたいして、運動方針案の審議にさいしては、宝樹執行部にたいする批判が集中し、総評の四原則に「自由自在に対処する」としていた運動方針案は根本的に修正され、大会は「四原則を確認するなかで地域別、産業別に共同行動を拡げ、具体的な統一された戦線ができるよう努力する」ことをきめた。ただ鉄鋼労連は八月一九―二一日の大会で、①七二年を目標に積極的に対処する、②まず民間から結集する、③活動の主体を民間におく、④全民懇、地方労問懇などは統一のための情勢づくりの役割として位置づけ、積極的に参加するなど、四原則にかかわりなく「戦線統一」をすすめる方針を採択し、

注目された。

4 「戦線統一世話人会」

「戦線統一世話人会」の発足

総評は七〇年の定期大会で、統一四原則を決定したが、鉄鋼労連は、前述のごとく、総評の四原則にかかわりなく、「戦線統一」をすすめる方針を決定した。

また、六六年、総評民間単産会議議長に就任した全鉦原口議長は、「戦線統一」推進派の有力メンバーとして重きをなしてきたが「四原則」で総評内の妥協がはかられた直後も、「いまや総評の体質改善をはかる時期にきている。このためには、民間単産会議の強化、拡大や企業別組合でしかない国家公務員組合を解体、単一組織化をはかるなど、大産業別組織の確立を急がねばならない。これが労働戦線統一の実現にも大きなきっかけを生むだろう」という持論をくりかえし披瀝した。

こうした底流があって、七〇年二月から、原口全鉦委員長、宮田鉄鋼労連委員長、滝田全織同盟会長（同盟会長）、前川電労連会長、塩路自動車労連会長、南波佐間海員組合長、古賀造船総連委員長、清田電機労連委員長らの民間単産代表によって、労働戦線統一問題にかんする非公式会議がもたれてきた。この民間八単産委員長の話し合いは、五月の会合で、九月二五日に、「戦線統一世話人会」を発足させることをきめた。しかし、ねらいとしていた私鉄総連の参加が得られなかったことや電機労連のなかに批判が出ていたことな

どから、発足は一時延期し、十一月になって、原口、宮田（総評傘下）、天池、前川（同盟傘下）、清田（中立労連傘下）、小方（新産別傘下）の六人による世話人会を正式に発足させた。この世話人会の役割は、労働戦線統一の発起人組合を選出し、労働戦線統一発起人会を年内に発足させることをめざすものであった。

こうした事態に備えて、総評は一〇月末、統一四原則具体化のための諮問機関として、二三単産代表による「労働戦線統一対策委員会」を設置した。同時に、十一月の世話人会の発足にあたって、宮田鉄鋼労連委員長、原口全鉱委員長は、総評の正式代表としてではなく出席することを追認した。

発起人組合の選出問題

発起人組合を選出するための世話人会は、年内に五回の会合をかさねたが、難航し、発起人会の年内発足は見合わせ、七一年に持ち越すこととなった。この間世話人会がまとめた発起人会メンバーの選定基準は、①主要産業の全国単産、②競合していない単産、③「戦線統一」に賛成の単産、であり、その割当数は、同盟五、総評四、中立労連三、新産別一、純中立二というものであった。そして、七一年二月一日の会合では、具体的なメンバーとして、鉄鋼労連、全鉱、私鉄総連、合化労連（以上総評）、全織同盟、海員組合、全金同盟、電労連、全化同盟（以上同盟）、電機労連、全国セメント、生保労連（以上中立労連）、全機金（新産別）、自動車労協、造船重機労協の一五単産を内定し、二月八日に発起人会を発足させることとした。

同盟は、こうした世話人会の動きを承認したが、総評内では、宮

田、原口両委員長は、総評の四原則にもとづいて行動していない、と個人プレーにたいする批判が強く、大木事務局長はこれを容認しているという批判も出た。また、私鉄総連は発起人会に不参加の態度をとった。総評の申し入れによって、世話人会は、割当数を総評、同盟とも同数の五とし、中立労連を四にふやす譲歩を示すとともに、二月八日に予定していた発起人会の発足を、二月二五日に延期することにした。

発起人組合の選出をめぐる、いま一つ大きな問題になったのは、全国金属をくわえるかどうかである。総評は参加する五単産を全国金属、私鉄総連、合化労連、鉄鋼労連、全鉱ときめたが、同盟、新産別からクレームがついた。総評内では、全国金属の参加が認められない以上、私鉄総連、合化労連は参加を見合わせるという態度表明があり、中立労連内でも、全国金属のボイコットや見切り発車をするならば、発起人会に参加しないという組合も出てきた。

発起人会の発足見送り

局面打開のために、二月二五日、世話人会が打ち出した收拾策は、要旨つぎのようなものである。

①全国金属については、路線上の違いから、世話人会としては、発起人会への参加は認めない。②発起人会の発足を見合わせ、拡大世話人会に切り替える。拡大世話人会が事実上、発起人会の役割を果たし、統一のために必要な路線確定をふくむ具体的作業をすすめる。③メンバーは、発起人組合に内定していた一七単産のほかにもひろげ、充実はかる。④従来の世話人会を拡大世話人会の幹事団とする。

かくして発起人会の発足は断念することになった。

今回の一連の動きについて、総評は二月二五日、「こうしたことがおこなわれるならば、それは『労働戦線の統一』ではなくて、同好の士による『再編成』であり、『同盟路線』への吸収である。このような方法ですすめられる『発起人会』に参加すれば、職場労働者に背を向けることになる」という声明を発表している。

全通では七一年二月の臨時大会で、総評内における「戦線統一」派の一方の旗頭であった宝樹委員長を中心とする執行部にたいし、労務政策改変をめぐる年末闘争の收拾のあり方をめぐって下部組合員の不満が爆発し、委員長以下執行部を辞任に追いこむ一幕があり、関係方面にショックを与えた。

5 戦線統一拡大世話人会の発足

戦線統一拡大世話人会の結成

労働戦線統一発起人会の発足は結局、見送りとなった。七一年二月二五日、発起人組合に予定されていた一七単産のうち、出席したのは一一単産であった（全鉱、鉄鋼労連（以上総評）、全金同盟、電労連、海員組合、全織同盟、全化同盟（以上同盟）、電機労連（中立労連）、全機金（新産別）、造船重機、自動車労協（以上純中立））。世話人会は、「見切り発車」の印象を避けるため、一一単産で拡大世話人会を構成、従来の世話人は幹事団となって、統一のための具体的作業にとりくむことになった。これが、戦線統一拡大世話人会である。

そして、八月になって、拡大世話人会の幹事会は、『実践的労働組合主義』を基調とする「統一路線にかんする討議試案」をまとめた。同時に、拡大世話人会のなかに、課題別の政策研究会を設置して、この研究会に全単産の参加をよびかけることで原則的な一致をみた。

全民懇（全国民間労組委員長懇談会）は、いち早くこれに反応し、一〇月末にひらかれた拡大幹事会で、この討議試案を支持するとともに、そのテーブルの場には、純独立、無所属組合の参加をよびかけ、拡大世話人会を上回る新たな「統一連絡会議」を設けることなどを提唱した。また全民懇は、七二年一月末に「地方民労協全国連絡協議会」（全国民労協）を結成、統一世話人会が提唱する民間先行の「統一連絡会議」を二月に発足させ、全国民労協代表をこれに参加させることを統一世話人会に要求した。

一方、同盟は、七二年一月、第八回大会で拡大世話人会や全国民労協の動きを支持するとともに、民主主義労働運動の大きな統一をめざし、志を同じくする組合が結集して、共同行動をすすめる場をつくる、などの方針を決定した。

一七単産会議の発足

こうした動きのなかで七一年一月の拡大世話人会幹事会は、七二年二月に、「統一問題連絡会議」（仮称）を発足させ、見切り発車する方針をきめた。しかし、一月一八日の拡大世話人会に先立ってひらかれた幹事会では電機労連から、私鉄総連は全国金属をふくむ一七組合によびかけるまでは参加しないとの態度をとっているが、電機労連としては私鉄の参加がえられないよびかけには参加で

きないとの態度が表明されたため、「統一問題連絡会議」の構想は、事実上実施不可能となった。

そこで局面打開のために、拡大世話人会が打ち出したのが、総評五単産会議（総評と全鉱、鉄鋼、合化、私鉄、全金）と全国金属をふくむ「一七単産会議」（鉄鋼、全鉱、合化、私鉄、全金〔総評〕、全金同盟、電労連、全織、全化同盟、海員、造船重機〔同盟〕、電機、生保、セメント、全建総連〔中立労連〕、全機金〔新産別〕、自動車労協〔純中立〕）の発足である。総評、同盟の同意をとりつけて、七二年二月にひらかれた「一七単産会議」は、三回の会議をかさねて、つぎの結論に達した。

①一七単産会議のメンバーに全印総連（総評）、食品労連（中立労連）をくわえた一九単産会議を、七二年三月一日に発足させる。②会議は当面の共通課題その他必要な課題を協議する。③会議の名称、目的、性格、運営については、一九単産会議で定める。④無所属組合の一組合は再検討し、意見が一致をみたら、二、三組合を増加する。⑤私鉄、全織、電機、全機金の四単産で窓口をつくり、予備討議をおこなう。⑥民間単産連絡会議は、当面ひらかない。

この一九単産会議の発足とともに、一七単産会議と拡大世話人会は解消されることになった。

6 労働戦線統一民間単産連絡会議の

発足と清田メモ

労働戦線統一民間単産連絡会議の発足

一七単産会議のメンバーに全印総連（総評）と食品労連（中立労連）の代表をくわえ、総評、同盟各六、中立労連五、新産別一、純中立一単産で構成される一九単産会議の初会合は七二年二月一日に東京・全織会館でひらかれた。会議ではこの一九単産会議の名称を労働戦線統一民間単産連絡会議とし、会議の目的は労働戦線の全的統一であるが、当面は民間労組の統一をはかることなど、会議の名称、目的、任務、運営などについてきめた。

総評第四四回定期大会と戦線統一方針

他方、総評は七三年の大会に先だつ七月一九日に、総評の戦線統一対策委員会をひらき、七〇年の第四〇回大会決定の統一四原則を基礎に、①共同行動の強化、②労組の主体性の確立——資本との癒着をたち切る、③大衆的戦闘的労働運動の構築、④賃金・労働条件のみでなく、政治・社会・文化などの諸制度の改革をめざす運動領域の拡大、⑤官民一体とする全的統一の原則の確認、⑥政党との関係について当面各団体の自主性を認める、統一実現の際には要求、政策中心の協力関係に改める、⑦国際関係については国内労働団体の統一を最優先として対処する、などの戦線統一についての「総評七方針」をきめた。

八月七日一日の第四四回定期大会では、この七方針が「全統一の原則」を強調していたのと、本部提案の七二年度運動方針案のなかに「われわれが民間先行を認めたのは、民間組合は資本や企業毎に分断されているなかで、労働市場面からみても相対的に弱く、産業別的まとまりをもって、まず行動に起き上がることが先決であると考えたからであり、民間組合のみの先行的組織統一をすることを認めたのではない」と、民間先行をまったく否定するかに受けとれる字句があったことから、議論は紛糾した。私鉄、合化、鉄鋼、日通は、連絡会議発足の経緯を無視したものであるとして反対し、とくに鉄鋼労連は「七方針が決定されるならば行動の自由を留保する」との態度をとり、合化労連は「全統一のめざすが民間先行を原則とする」との修正案を出した。しかし最終的には、全統一の問題についてつぎのような本部案が鉄鋼労連と合化労連の反対のみで採択された。

戦線統一はいうまでもなく対等、平等、無差別が基本原則である。そのためには官公労働者を含む全統一のなければならない。

第一に四原則を具体化した七方針を確認する。第二に年金・時短などの共同行動をすみやかに積極的に起す。第三に、民間単産の先行を認める立場に立ってもたれた民間単産連絡会議は、路線論議、共同行動、官公労働加問題などを一体のものとして討議をすすめる。その意味で、今後官公労働を速かに参加させることを強く求める。

清田メモ

一貫して「戦線統一」派の中心組合の一つであった鉄鋼労連はともかくも、総評大会いらい、合化労連太田委員長が総評大会のきめた方針にたいして真っ向から反対して「民間先行」を強調し、私鉄

総連三橋委員長は窓口組合辞退を申し出るなど、総評陣営内の足並みが大きく乱れたなかで、九月に入り、全労協は九月二・三日の幹事会で総評大会決定を批判し、民間単産連絡会議参加の単産に民間先行の決断を求めることを確認するとともに、①三橋私鉄総連委員長が七月二五日の合化労連大会の席上明らかにしたいいわゆる「三橋構想」（民間単産のゆるやかな協議体の結成を提案）を支持し、一〇月末までにその実現を求める、②七三年夏を目途に統一体にふみ切る体制づくりをすすめる、③協議体は官公労とブリッジ方式で共闘をすすめる、④可能な単産から組織化をすすめ、参加できない単産があれば単組レベルでも参加を認める、との態度をきめた。これはいわば「統一」推進派による見切り発車の主張であった。ついで九月九日には天池同盟会長が秋田において談話を発表、そのなかで、総評大会の決定を「背信行為である」と非難しつつ、「民間先行による統一の気運は熟している。おそくも十一月に統一運動は数段前進しよう」と述べた。

こうして「統一」推進派の一部に見切り発車の主張が強まるなかで、民間単産連絡会議の窓口四組合の一つである電機労連の清田委員長は、路線問題にかんする審議を推進するため、「労働戦線統一にかんする清田メモ」を作成し、一〇月二日に他の窓口組合の関係者に提示した。

清田メモの骨子は、大要つぎのようなものであった。まず、全国民間産業別労働組合協議会（全労協）を発足させる。構成単位は、原則として民間単産を中心とする。統一連絡会議において、この合意が成立した段階で、一万名以上の単産に無差別に参加をよびかける。全労協は恒常的組織であり、労働者の共通課題についてとりく

み、活動していく。目標とする運動の基調は、労働組合としての独立性、労使の対等性を運動の根本基調とし、団体交渉を重視し、かつ要求貫徹にはストライキ権を行使して、運動の発展を期する。議会制民主主義を尊重するとともに、市民運動、国民運動など直接的な民主主義運動を重視し、積極的にとりくむ。政党と労働組合は、相互不介入の原則に立ち、政策の一致を基本として、革新政党と協力関係をもつ。当面、各参加組合の政党支持は、各単産が自主的にさめる。各国の社会制度の違いにとらわれず、諸国の労働者との相互協力関係の伸長につとめる。全労協が発足したならば、この協議会側と官公労組側よりそれぞれ若干名の代表委員を選出して、唯一の全国統一組合の結集に必要な準備作業にとりくむ。唯一の全国統一組合が実現するまでは、既存の全国組合は、その内部事情などによる理由以外、解散をしない、などである。

各組合の態度

総評は清田メモに検討をくわえた結果、一〇月一二日の第三回戦線統一対策委員会で「労働戦線統一に関する当面の方針」（いわゆる大木メモ）をきめ、そのなかで、①路線と組織原則については各団体で一致できる点で統一点を求め、残る項目については継続討論する、②すみやかに年金、時短などについて要求の一致点を求め、共同行動を開始し、共同行動体をその性格とするゆるやかな民間単産協議会の発足を認める、③協議会の発足と同時に二二単産会議に官公労代表を加え、路線論議を開始する、④総評代表はこの方針に従い一致した行動をとる、などのことを決定し、さらに一〇月二五日の拡大評議員会でのこの方針を確認した。しかし鉄鋼労連は「一

致した行動」については留保した。

新産別は一〇月二四・二五日の中央委員会で、①統一ナショナルセンターは官民の区別なしに全産業を結集したものにする、②民間統一協議会を発足させ、共同行動を推進する、との方針をきめた。

電機労連は一〇月二六日の政策委員会で、①本年中に協議会を発足させる、②協議会発足後、民間、官公労のそれぞれの代表を選出し、唯一の全国組合結成の準備作業にとりくむ、③路線問題は窓口組合で検討してきた内容を基調として認め、窓口組合と連絡会議で討議を深める、との方針を決定したが、中立労連も同日関係五単産と連絡した結果、電機労連の方針の①、②と同じ趣旨の方針を確認した。

同盟は一〇月二八日の中央評議会で、①民間労組の協議会を年内に発足させ、民間先行の運動を幅広く推進するための協議をすすめ、民間労組の統一達成をはかる、②年金問題を優先的にとりあげ、協議会が母体になって共同行動をおこす、③路線論議は新協議会で「路線試案」の基調にそっておこなう、④官公労組織とは理解・協力につとめ、民間の統一に即応して総合的形態についてさらに検討を深め、条件の成熟を待つて民間の機関を設けて全的統一の協議をおこなうとの方針を決定した。

このあと、三橋私鉄委員長の窓口世話人辞任にともなう後任問題の決定について総評と私鉄総連が手まどり、一〇月三〇日に予定された第六回民間単産連絡会議が延期されると、「統一」推進派の二三単産は一〇月三〇日に有志懇談会をひらいて、十一月六日に連絡会議開催、十一月七日民間協議会準備会発足、一二月総選挙後協議会発足の方針を確認した。

7 二二単産会議の解散

——「労働戦線統一」運動の挫折——

民間単産連絡会議での討議と総評、同盟の対立激化

七二年一二月に衆議院選挙がおこなわれた。その結果、議席数は自民二七一、社会二一八、共産三八、公明二九、民社一九、諸派二、無所属一四になった。公民が敗退し、共産党が躍進、社会党が前回の「失地回復」をし、議会勢力は変動した。

こうした総選挙をはさみ、民間単産連絡会議は、七二年三月～七年七月にかけて、一三回の会議がもたれた。この間、七三年一月の第九回会議では、清田メモの修正を求める総評側と、清田メモに、結論が得られないのであれば打ち切り、を主張する同盟の間に立って、窓口組合によって調整がおこなわれた。そこでまとめられ、会議で諒承されたのは、①全的統一のための官民の代表による連絡会議は、民間協議会発足後、ただちに発足させ、全的統一のために必要な業務をおこなう。②連絡会議の構成は、連絡世話人に一任する。③路線については、清田メモを中心に、合意の展望がもてたので、若干の補強、修正のため、小委員会を設置して文章を整理する。④小委員会は、連絡世話人のほかに、総評一、同盟一、中立労連一、純中立二の計九名をもって構成する、というものであった。

一月末にひらかれた小委員会では、清田メモにたいする総評の修

正案にたいし、同盟からは、①実践的労働組合主義があくまで基調である、②民主主義とは、全体主義に対比するものである、③暴力革命反対、闘争至上主義反対、マルクス・レーニン主義否認が中心である、④ストの圧力、労組の力によって迫れば、議会制民主主義は崩れる、⑤法と秩序に従うことは当然であり、悪法も法だ、⑥したがって、官公労のスト権奪還ストに反対する、⑦年金ストにも反対である、⑧政府とは、団交という立場に立たない、あくまで陳情、請願、要請である、と反論が出された。

一月末から二月末に、同盟第九回定期大会、総評第四五回臨時大会がもたれたが、両者の対立はより鮮明になってきた。七三春闘中の四月と七三春闘後の六月に、第一回、第一二回の民間単産連絡会議がもたれたが、公労協が二月一〇日にスト権奪還ストをおこなったこと、また、四月二七日に「交通ゼネスト」をたたかうことによって、賃上げとともに「トップ会談」に政府を引き出したこと、そしてスト権を中心とする政治問題について七項目の約束を政府からかちとったことなどによって、総評、同盟の対立は決定的なものになった。

六月一二日の第一二回会議でも、同盟はあいかわらず清田メモの確認を統一の条件として固執。合意が得られなければ、民間単産連絡会議は解散すべきだと主張した。小委員会の結論で、総評、同盟が対立したまま、一致点を見いだせなかったのは、①民間協議会の「目標とする運動の基調」、②「民主主義の尊重」、③「議会制民主主義の尊重」、④「労使関係」（労働組合は、資本との対抗組織の性格をもつことを確認するかどうか）の諸点であった。

民間単産連絡会議の解散と民間労組共同行動会議の発足

七月一三日にひらかれた第二三回会議では、総評系、中立労連系、新産別系の単産は、会議の存続を主張したが、同盟系単産と総評傘下のうち、鉄鋼労連と合化労連は解散を主張、意見の調整はならなかった。

六七年の宝樹提唱からはじまった第一次「労戦統一」運動は、この日の戦線統一民間単産連絡会議の解散をもって、挫折した。この間、合化労連の太田委員長の意見書などで、調整する動きもあったが、勢いの赴くところ、連絡会議では論議の対象にもならなかった。

会議ののち、総評は、①統一して対処する必要はますます増大している、②「共通課題による共同行動の積み上げ」「互譲の精神」こそが統一の基本であり、この精神に則るならばいかなる場所においても虚心に話し合う用意がある。同盟系七単産は、①連絡会議の存続それ自体が統一の発展を延引せしめると判断した、②より多くの民間産別や民労協、その他の関係組織との協議の場を速やかに設け、労働組合主義を基調とする民間先行の統一のため、ただちに新たな活動に入ることを明らかにすると、それぞれ声明を発表した。

このあと十一月一日には、全国民労協が先に事前に打ち合わせをおこなった同盟六単産（全繊同盟、海員組合、自動車労連、造船重機労連、全化同盟、全金同盟）ならびに総評二単産（合化労連、鉄鋼労連）に自動車総連と全国民労協をくわえた一〇組織で会議をひらいて、民間労組共同行動会議を発足させた。この組織は、やがて新たな「戦線統一」運動の抬頭に至る一つの「踏み石」として、見

のがすことはできない。

Ⅱ 「労働戦線統一」運動の新たな抬頭と展開

1 新たな抬頭

六〇年代末から七三年半ばにかけての「戦線統一」運動は、結局、運動の路線問題が主要な原因となり、七三年七月、二三民間単産会議は解散、ここに第一幕を閉じることになった。その後、「戦線統一」運動は、民間労組共同行動会議などの動きはあったものの、運動の大きな流れとはならず、事実上、影をひそめることになった。

「戦線統一」運動の新たな抬頭のためには、それに相応する前提条件、舞台装置がつけられていなければならなかった。それは基本的に、「高度成長」が終わりを告げ、低成長へと移行したことを背景に、「大幅賃上げ」も抑えこまれ（七五、七六年、日経連ガイドライン、ガイドゾーン）、電機労連をもふくむJC（金属労協）集中決戦の開始（七六年春闘）、政策・制度要求をも包含する国民春闘の展開の弱まりなどのなかで形成されていった。ここでは、JC集中決戦の展開と春闘の「様変わり」を重視しつつも、とくに政

策・制度要求にかかわって、七六年一〇月に結成された政策推進労働会議に叙述上の重点を置こう。

政策推進労働会議の結成過程

ところで、政策推進労働会議（略称・政推会議）の結成にいたる経過をみるには、その前身ともいえる民間労働共同行動会議に若干なりともさかのぼらなければならない。

この民間労働共同行動会議は、発足の時点から電機労連の参加を要望していた。しかし、電機労連としてはこの共同行動会議が戦線統一民間単産連絡会議（いわゆる二二単産会議）の挫折の後に発足したものであることから、組織の性格に危惧をいだきつつづけていた。七四年五月の第二二回定期大会では、代議員の質問に答えて、執行部は「共同会議は特定グループの集りであり、戦線統一再編の見切り発車と考えられ現状ではよびかけがあっても参加しない」と言明していた。

その後も共同行動会議は電機労連の参加を要請しつつづけるのだが、七五年春闘を前にして同会議の代表幹事である太田合化労連委員長と宮田鉄鋼労連委員長のあいだに闘争のすすめ方をめぐって論争があるなどして、共同行動会議の活動は停滞していった。

しかし事態は七六春闘で「JC集中決戦」に電機労連が参加したことなどから急速に流動化の方向をたどった。同年五月の鉄鋼労連春闘総括中央討論集会で宮田委員長は「共同行動会議は電機労連の参加を得られるなら発展的に改組する」と提唱。一方、電機労連は六月の第二四回定期大会で「民間労働と共通する課題や国民的課題についての情報交換や共同行動強化のため、主要単産労働組織によ

る共同行動組織の結成に本格的行動を起こす。民間労働共同行動会議については、新規参加単産による新たな共同行動組織として発足させる」との方針を決定した。

これを契機に共同行動会議は、同会議の改組および政策課題について検討する一方、電機労連や全機金とも調整をかさねた。共同行動会議の拡大なのか、新しい民間組織の結成なのか、この間の問題はこの点にしばられた。

結局、共同行動会議は同会議を存続したまま、同会議構成の一〇単産と全国国民労協に、電機労連、全国ガスなど六単産をくわえて「政策推進労働会議」を新たに結成することにし、七六年一〇月七日、政推会議は一六単産と一組織をもって発足した。この新組織結成にふみきる動機としては、労働四団体が「インフレ抑制、雇用保障」などの政策要求をかかげて断続的ながら共闘をつみかさねていること、私鉄総連が同年七月の第四〇回定期大会で、力徳委員長あいさつとして、「総評、春闘共闘、全交運をとび越えての運動はありえない。民間労働共同行動会議は真の革新とはいいがたく警戒が必要だ」とのきびしい見方をしたことなどが指摘できよう。

政策推進労働会議の発足と活動

一〇月七日の政推会議の結成総会では、代表世話人に橋本電労連会長、堅山電機労連委員長の両名を選出、ほかに運営委員に宮田（鉄鋼）、太田（合化）、宇佐美（ゼンセン）、塩路（自動車）、小方（全機金）の五人の委員長、会長が選出された。この総会で採択された結成趣意書は、「日本経済が高度成長から安定成長へと転換がはかられるなかで、労働者の生活を守り安定させるためには、今日

の政策・制度の抜本的な改革をはかることが必要不可欠であり、緊急課題です。私どもは当面、『経済政策』『雇用』『物価』『税制』の四つに重点項目をしぼり、積極的に共同行動を推進すべきだと考えます」と決意を表明した。

この政推会議の発足について、総評の反応は微妙なものであった。一二月一六日に示された見解は、「同会議が当面、路線上の問題をタナ上げし、経済、雇用、物価、税制を中心に共闘をつみ上げていこうとしていることは総評として十分理解できる。このような政治課題を避けて通ることができない情勢であることを示した点で、われわれの掲げる国民春闘路線と合致点を見い出すからである」としたうえで、①労働四団体に強い影響力をもつ同会議参加組合が四団体共闘の推進力となるよう努力されたい、②国の予算、政策を遂行するために官公労働者の役割は重要となっている。いまこそ官民一体となって結束して行動すべきである、③七七春闘で幅広い結集に参加されんことを心から期待する、との三項目の注文をつけた。一方、同盟の天池会長は「政推会議は政策推進のカンパニア組織と規定されているが、遠くに統一をにらんでいることは疑いない」とし、「全的統一論に反対するものではないが、まず民間先行の合意を得ることが大事だ、この原則をゆがめると統一は不可能となる」と、この政推会議が民間先行の統一へ発展する期待を率直に述べた。

期待と警戒の交錯するなかで発足した政推会議は、発足直後に首相官邸で井出官房長官、浦野労働大臣と会見し、三木首相あての要請書を提出。ついで明けて七七年一月、三月に福田首相、石田労働大臣らと会見して経済政策、雇用、物価、税制について申し入れを

おこない、あわせて共産党をのぞく各野党や経団連、日経連にもこれら政策課題について協力を要請、一方で中央、地方で決起集会をひらくなど活発な活動を展開しはじめた。

七八年は、今回の「戦線統一」運動の幕明けとなる年で、一月の同盟第一四回定期全国大会で天池会長がそれまでの「戦線統一の基本方針」として、①民間先行、②労働組合主義のほかに、「左右の全体主義の排除」、「国際自由労連志向」をくわえて注目された。そして八月のゼンセン同盟、九月の鉄鋼労連のそれぞれの定期大会で、八〇年代初頭に民間先行による戦線統一を実現するとの方針を打ち出した（後述）。この七八年に政推会議も大きな飛躍をとげることになった。その第一は、前年から課題となっていた参加組織の拡大について八月の代表者会議で合意し、七八賃闘対策民間労組会議参加メンバーで政推会議未加盟の食品労連、全食品同盟、紙パ総連合、交通労連の四単産に参加要請をし、一〇月の第三回総会でこの四単産の加盟を決定したこと。これで政推会議は二〇単産、一組織へ拡大した。第二に、一一月の代表者会議で、①各ブロック（全国九ブロック）に連絡会を設置する、②社・公・民三党とのあいだに定期協議会を設置し、原則として月一回開催することなどを決定した。発足三年にして政推会議は「戦線統一」の母体としての機能、役割、そして組織体制を固めつつあったのである。同年九月の鉄鋼労連大会は、政推会議を中心に民間先行の統一を八〇年代初頭には実現するとの方針を決定し、政推会議への熱い期待を内外に明らかにした。

賃闘対策民間労組会議

ところで、この政推会議と密接な関係にある賃闘対策民間労組会議についてもふれておかねばならない。この賃闘対策会議は政推会議とちがって、春闘時期の時限共闘なのだが、七六年春闘からの金属労協を中心とした賃金闘争の分野で、政推会議同様にナショナル・センターのわくを越えて主要民間単産が結集し、しかも構成メンバーが政推会議とほぼ一致するという点を考えると、新しい「戦線統一」運動の重要な部分を担ってきたと考えられるからである。

賃闘対策民間連絡会議の構想は、初め同盟の天池会長が七七年一月の第一三回年次全国大会で提唱したことから始まった。天池提案は、七七年賃闘で同盟および金属労協参加単産による共闘組織の結成にあった。これは一つには七六年春闘からの民間主導の賃金闘争を定着させることで、総評などの「国民春闘共闘会議」に対抗させること、二つには活動を強化しつつある政推会議を牽制すること、で、「戦線統一」の主導権をにぎろうとしたものといわれた。

しかし、当初参加を予定していた電機労連は、この構想は「同盟主導」になると反発、①同盟のよびかけでなく、民間労組の自主的参加にすること、②一年限りの連絡機関として戦線統一問題は扱わないこと、③私鉄を参加させること、などを主張してこの天池提案は一応陽の目を見ずに終わった。だが、その趣旨は電機労連などの努力で生かされ、三月二十八日、「七七賃闘対策民間労組会議」として発足することになったが、実際に参加したのは鉄鋼、合化、造船重機、全金同盟、ゼンセン、全化、海員、電労連、全機金、自動車総連、電機労連の一一単産で、すべてが政推会議参加組合であった。注目の私鉄総連は三役は参加の意向を示したものの、三月二六

日の代表者会議で全国金属と全日通の参加が条件であるとされ、結局参加はとりやめられた。

この後、七八年、七九年と賃闘連絡会議は毎年の賃金闘争時期に時限共闘として設置され参加単産も拡大されたが、最大のテーマは、私鉄、全国金属、全日通の加盟問題であった。これは七九年から八〇年にかけて「戦線統一」の準備会的役割を果たすとされた「統一を進める会」（塩路自動車総連会長の提唱で、のちに統一準備会として実現）の構成メンバーの問題と密接にかかわりのある問題として、新たな意味が付与されたが、結局、八〇年三月に賃闘対策会議側からの鉄鋼、電機、自動車、電力の四単産と私鉄、全国金属、全日通の総評三単産がブリッジ共闘を組むことで一応の決着をみることになった。

2 「労働戦線統一」運動の本格的抬頭

——一九七八年～七九年九月、統一推進会の結成まで

「戦線統一」運動の本格的抬頭

七八年は今回の「戦線統一」運動が本格化したスタートの年であった。前回七〇年代初頭の「戦線統一」運動が七三年に最終的に挫折したのち、この動きはしばらく停滞していたが、七六年春闘での「JC集中決戦」の実現、同年の政策推進労組会議の結成、さらに翌七七年に「七七賃闘対策民間労組連絡会議」の発足などを経て、「八〇年代初頭に民間先行による戦線統一の実現を」という機運がもりあがってきた。鉄鋼労連、ゼンセン同盟などの七八年の定期大

会がそのことを明瞭に打ち出して先駆的役割を果たすわけだが、その機運が、さらに八〇年九月三〇日の統一推進会の発足をみるまでには、なおいくつかの曲折を経なければならなかった。

その原因と思われる第一は、この新しい「戦線統一」運動が総評労働運動ないし「階級的労働運動」に対立するものとしての「労働組合主義」あるいは「民主的労働運動」を基調とするという点では七〇年代初頭の戦線統一問題と同様だが、この路線を伝統的に代表してきた同盟とその翼下单産をふくめて民間主要単産のあつれきがあったことである。第二は、そのことの別の表現だが、新しい「戦線統一」運動の牽引者である鉄鋼、電機、自動車などの主要民間単産が日本を代表するビッグ・ビジネスの企業連に指導されているということから、総評などの左派組合は当然として、同盟の組合にも反発が生じたことである。

ところで、いわゆる「戦線統一」推進派内のこのような矛盾、思惑の違いを克服して、統一推進会が発足し、「基本構想」を発表するにいたるには、総評の態度の変化、とくに七九年総選挙後の社公中軸路線への転換、国際自由労連志向の表明などが決定的な要因としてはいたらとみることができる。

これらの経過を、以下で跡づけてみることにする。

同盟、ゼンセン、鉄鋼の「戦線統一」方針

七八年一月一八日から三日間開催された同盟第一四回定期大会は、労働戦線統一問題について、「われわれは労働戦線を再編し、ゆるぎない新しい統一体を創造することに勇気をもって挑戦しなければならぬ」としたうえで、①当面、民間労組を中心に再編統一

をめざす、②路線の明確化（労働組合主義、左右の全体主義排除、国際自由労連志向）、③業種別・産業別組織の結集への努力、④官公労働運動の民主化推進などの方針を決定した。この方針は同盟の従来の考え方と変わるものでなく、むしろ「左右の全体主義排除」、「国際自由労連志向」などを条件とすることで、統一の垣根を高くするものという非難さえ一部にあった。

この年の論議の中心は、「民間先行」を認めるかどうかにあったといえる。その点では、「七八賃闘対策民間労組会議」が、上部団体のわくを越えて二〇単産に拡大したこと、政策要求活動を活発に展開してきた政策推進労組会議が、この賃闘会議と同じ二〇単産になったこと、七七年に結成された化学エネルギー労協も着実に活動を展開していることなどから、「民間先行」は事実として定着しつつある観さえあった。

このような状況をふまえて、ゼンセン同盟は九月の第四二回定期大会で、「今後とも同盟を通じて政策・制度要求の実現のための行動を進め、この闘いをより広範なものにするため政策推進労組会議を重視し、連携行動を強化する。これらの行動を積み上げる中で相互信頼を深め、八〇年代初頭には民間先行による労働戦線統一の実現をはかる」との方針を打ち出し、その統一の前提として、①労働組合主義を基調とする、②相互信頼を基盤とする、③運動は力と政策を基本とする、④国際自由労連支持の方向、の四条件を提起した。

ゼンセン同盟大会の一カ月後の九月二〇日から三日間おこなわれた鉄鋼労連の第四二回定期大会でも戦線統一について、①最終目標としての全的統一を念頭に置きながら、現実的には民間先行が最善

の道、②政推会議が民間結集の基盤となり、結果として統一の足がかりとなりうる、③現状の労働運動の実態から、戦線統一の決断の段階にあることをふまえ、民間労組の戦線統一の八〇年代初頭での実現に全力をあげる、などの方針を決定した。

総評等の方針

民間単産主導型というべき、これらの戦線統一方針にたいして、総評は「戦線統一の基本方向は、労働四団体の統一を基軸に、すべての労組、労働者を共通の組織体に結集することに置かれるべきだ」とし、四団体の統一、全的統一を主張した。「民間先行」ではゼンセン同盟、鉄鋼労連などと一致している同盟でも、統一のすすめ方については内部に意見があった。ゼンセン同盟大会に出席した全化同盟田中会長は、そのあたりについて「同盟の中に同盟派と政推労組派があり、対立していると聞いている」とあいさつのなかで述べていた。

一方、あくまで「全的統一」を主張する総評内でも鉄鋼のほか合化、電通労連などは「民間先行」を提起しており、総評としても「民間、官公労が要求で一致し、統一できる条件が満たされるなら民間先行も一つの方法」との態度を打ち出さざるをえなかった。

総連合の結成

なお、この年、中立労連は一〇月の第三回定期大会で新産別に組織統合のよびかけをおこなったが、以後両組織のあいだで話し合いが開始され、七七年一二月の協議で、①労働戦線統一の触媒としての機能を保持しつつ連合組織づくりをすすめる、②無所属の単産・

単組にも参加をよびかける、などの方針について合意をみた。そして七八年一〇月に全国労働組合総連合結成準備会を発足させ、七九年三月九日に東京・池之端文化センターで結成大会をひらいて全国労働組合総連合（総連合、約一四〇万人）を発足させた。採択された運営要綱によれば、総連合は、①労働戦線統一を運動の基本戦略とし、②資本、権力、政党のいずれからも独立し、政党支持については構成組織の自主性にゆだね、③当面は民間労組の結集を中心とし、共同行動をおこなう、④労働四団体共闘の再構築に努力するが、総連合としての主体的な共闘対応の一本化をもはかってゆくものとされ、総連合の議長に堅山中連議長、議長代行に小方新産別委員長が選出された。

総連合のこの方針にそい、七九年五月一八日、常任幹事会で総連合の「当面の組織・共闘方針」をきめたが、そこでは、情勢の認識・要求の設定・具体的運動の展開についての意志統一のうえに立った持続的共闘の積みかさねが戦線統一につながるとし、当面の対策として、①中立・無所属組織に参加を求める活動、②総評、同盟の双方とそれぞれ協議の場をめざし意思疎通をはかる、③民・公・官（民間、公企体、公務員組織）の諸組織とも多角的な協議の場をもつよう努力する、などをあげていた。

「戦線統一」をめぐる諸潮流

七九年から八〇年九月三〇日の統一推進会の発足にいたるまでは、きわめて複雑な経過をたどった。そこでいくつかの流れに分けてその経過をみることにする。その第一は鉄鋼労連、自動車総連、ゼンセン同盟など民間単産主導型の「戦線統一」推進派の動きであ

る。第二は七九年三月に「戦線統一の触媒役を果たす」として結成された総連合とその中心である電機労連の役割。第三はナショナル・センター、とくに総評の動向とそれに反発を強める統一労組懇の動向である。

「戦線統一」推進派の動向

七九年は四月の統一地方選、一〇月の総選挙と二つの全国的選挙がおこなわれた年であった。四月の地方選の結果は保守・中道各党の伸びにたいして社会党の後退が目立ったが、それは一方で社公民路線を追求する「戦線統一」推進派の「統一」へ向けての意欲をいっそう強めることになった。九月の鉄鋼労連第六一回定期大会は、①七九年内に準備会または発起人会の発足、来秋にナショナル・センター発足、②民間の再編統一が達成された際には総評脱退、などの方針を決定した。また、同月のゼンセン同盟第三五回大会も、鉄鋼労連と同じく、①統一準備会の年内発足、②明年賃闘後に新組織発足について合意を得るよう努力する、などの方針を打ち出した。さらに同月の自動車総連大会では、塩路会長が統一準備会の前段階として「統一を進める会」の早期設置を提唱した。

鉄鋼労連、ゼンセン同盟が八〇年に新組織発足を提唱したことは、各方面に反響を与えた。全金同盟天池会長、電機労連堅山委員長、造船重機土居委員長などは時期尚早として、八一年ないし八二年新組織発足を提起した。

電機労連堅山委員長が鉄鋼、ゼンセンの八〇年説にブレーキをかけたのは、みずから議長をつとめる総連合が八月から九月にかけて総評、同盟にたいして「四団体共闘の修復」や「戦線統一につい

てナショナルセンター間の話し合い」をおこなうことの働きかけなど、精力的に媒介役をつとめていたからであった。この時期の総連合の方針は、単段階ですすめられている「統一」への話し合いを支持しながら、一方でその話し合いを総連合、総評、同盟が了解しすすめることを考えていたのであった。

七九年一〇月総選挙結果と同盟の対応

しかし、一〇月におこなわれた総選挙は、自民惨敗、社会の漸減、共産倍増、民社躍進という結果になった。同盟はこの結果を「民社党が大幅に伸張し、結党以来の総選挙での最高の成果をかつとり、民社党漸次増加の方向づけを定着させた」と評価、今後は、①民社党を中軸とする民主社会主義勢力が政治の担い手となる、②八〇年代を展望して民社党が中心となって政権担当能力のある革新政党づくりの役割を果たすと、いわば「民社党主軸」論を強調した。それはつまり労働運動の分野での「同盟主軸」論でもあった。かくして一月五日の総連合と同盟の懇談会では、「総評とは根本的に方針が違う」と述べ、総連合の媒介役を否定する発言をおこなった。一方、塩路会長提唱の「統一を進める会」も七九年中は進展をみせず、問題は八〇年に持ち越されることになった。

総評、「社公中軸」路線への転換と「戦線統一」方針の変化

この間の焦点はむしろ、四月の統一地方選から一〇月の総選挙にかけての総評の変化にあった。その内容は政治路線での「社公中軸」であり、労働戦線統一問題では「民間先行の承認」、「国際自由

労連志向への賛同」であった。「社公中軸」の端緒は一〇月の総選挙であった。この総選挙に際して総評富塚事務局長と矢野公明党書記長のあいだで、①公明党と全通、全電通の選挙協力を尊重する、②公明党候補がおらず、公民協力のない選挙区では、公明党は社会党候補の応援を検討する、などを申し合わせた。さらに総選挙後、総評の主導のもとに社会党と公明党とのあいだに「政権協議委員会」を設置し、公明党からの「政権の基盤勢力から共産党を排除すべきである」との主張を受け入れ、八〇年一月両党間で社公中軸政権の基本政策の合意をみるにいたった。

一方、労働戦線の分野でも「統一」推進派への「譲歩」が特徴的となる。七九年七月の第五回定期大会では、①いかなる選別主義も認めない、②特定国際組織への加入を国内戦線統一の条件とすべきでないとの条件を付しながらも、「全的統一を目指しつつ具体化に当たっては、民間先行を認めその目標と過程を明らかにする」との方針を決定した。

しかし、総評の変化は、この「民間先行の承認」だけにとどまらなかった。「統一」推進派が主張した「国際自由労連志向」の条件にたいしても大きく道をあけることになる。総評は七八年の定期大会方針を受けて、七九年一月にOECD労組諮問委員会(TUAC)加盟、二月にドイツ労働総同盟DGBとの交流などをすすめてきたが、この年の方針も、①欧米主要労組との交流の強化、拡大、②OECD・TUAC活動への積極的参加などを打ち出した。また、翼下单産でも全電通が国際自由労連に加盟した(一月)ほか、日教組、自治労がそれぞれ対応する国際産業別組織ITSへの加盟に向けて討議を開始した。私鉄総連も八一年大会で、一年間の職場討議

を前提にITS加盟の方針をかかげるにいたった。

このような、全体としての国際自由労連寄りの諸活動の展開のなかで、七九年一月、マドリードでひらかれた国際自由労連第二回世界大会へ富塚事務局長を団長とする代表団を派遣することになり、労働界で大きく注目された。この大会には、国際自由労連の副会長である塩路自動車総連会長、宇佐美同盟会長、さらに堅山中立労連議長も参加していたからである。富塚事務局長は現地で国際自由労連のケルステン書記長との会談の約束をとりつけていた。この富塚・ケルステン会談で、何が話し合われたか明らかではないが、会談翌日の十一月二〇日、大会であいさつした富塚事務局長は「私たち総評代表は昨夜、ケルステン書記長と話し合ったが、両者ともこの会談は歴史的なものだと評価し合った。というのは、総評の要求や政策活動が自由労連のそれと原則的に違いはないことを確認し合ったからだ」と述べ、さらに「わが国で進みつつある労働戦線の統一の過程で、新たなナショナルセンターを展望するなかで、自由労連加盟を前向きに検討する用意のあることを表明した」と、会談の内容を明らかにした。

統一労組懇の「批判活動」の活発化

総評のこのような「右寄り」の路線転換にたいして、運輸一般、全日自労建設一般、医労協、国公労連などで組織している統一労組懇(統一戦線促進労働組合懇談会)は批判を集中。六月一二日には「労働戦線の真の統一のために」として、①搾取と抑圧に反対して、勤労国民の生活と権利を守る大衆的共同行動の促進、②労働組合の「資本からの独立」、「政党からの独立」を確立し、階級的自主

性の堅持、③反共主義による選別反対、④特定の国際路線を前提にしない自主的統一、⑤未組織労働者の組織化、の「五項目提案」を提起。さらに十一月六日には、①総評の社公中軸路線は、反共革新分断の推進であり、ことは重大、②今日のナショナル・センターのあり方が問い直されるべき段階にきたことを示す、③八〇年代を展望し、真に労働者、国民の利益を守るナショナル・センターのあり方について、本格的な討論を開始しよう、との「真に労働者を守るナショナル・センターのあり方について全国討論を」とのよびかけを発表した。

総評の右寄り批判を強めた統一労組懇は、十一月二〇日の国際自由労連大会での富塚事務局長あいさつにたいして、「同盟など右翼的潮流へのすり寄り」として危機感を深め、十一月二日から三日間おこなわれた「第五回秋の大学習交流会」で、学者、研究者、労働組合幹部などによる「ナショナル・センターのあり方懇談会」（通称・あり方懇）を発足させること、統一労組懇の地方組織を各地に組織化していくことを確認。この確認にもとづいて、七九年中に、中央段階の「あり方懇」にひきつづいて、「自治体あり方懇」、「教職員あり方懇」が相ついで発足した。

総評と統一労組懇の対立激化

これらの動きについて総評榎枝議長、富塚事務局長は「分派分裂行動である。活動は停止すべきだ」と批判。一方、統一労組懇側は「総評の下部組織でもない統一労組懇を非難するのは不当な干渉だ。しかも政推会議には理解と期待さえ表明している」と、統一労組懇批判が「右へのすり寄り」隠しであると反論した（統一労組懇一〇

単産世話人のうち総評加盟は運輸一般、医労協、全日自労、国公労連の四単産）。

この総評と統一労組懇の対立は、翌八〇年春闘から七月の総評大会、さらに総評翼下の各単産大会で激化する。

八〇年春闘では、統一労組懇は、労働四団体が「八%要求基準」で合意したことを批判するとともに、前年年末の年次総会での「行動する団体に脱皮する」との確認にもとづいて、全国的署名運動の展開とこれを集約する全国中央行動、決起集会を開催した（四月三日）。総評はこの行動にたいして三月三十一日、持ち回り幹事会で「分派分裂行動であり、各単産、県評は統一労組懇の名による諸行動にたいしては規約上の組織的措施をふくむ厳正対応を」という確認を決定。さらに六月二二日おこなわれた両院同時選挙ののちの総評第六一回定期大会は、結成三〇周年の記念大会であったが、選挙中の社共論争を理由として、共産党代表の招請をとりやめた。同党代表を招請しなかったのは、二五年ぶりのことであった。この大会はまた、統一労組懇をめぐって激論を交わすが、最終日に富塚事務局長答弁、「統一労組懇は解散してもらいたい」をふくめて、執行部原案を多数で決定した。

統一労組懇と各単産の動向

この総評大会決定を受けて、夏から秋の各単産大会では統一労組懇批判や解散要求を打ち出したのが特徴であった。なかでも組織内に「あり方懇」をもつ自治労、日教組の両大会の論議は激烈をきわめ、日教組大会では五月に統一労組懇加盟を決定した東京都教組の増田委員長を査問委員会にかけることを決定した。

ところで、この六一回定期大会では、統一労組懇加盟単産以外にも、総評の社公合意、国際自由労連志向に強い危惧を表明した単産が多かった。動労、紙パ労連、全港湾、全造船などで、とくに八月一五日に動労が主催した「労働運動の階級的前進をめざす八・一五集会」には全港湾吉岡、全造船畑田の両委員長、全国一般佐野書記長と並んで全日自労の中西委員長がいさつして注目された。また、動労は八月二二日から五日間の定期大会に來賓あいさつとして共産党代表を招請した。動労大会での共産党代表あいさつは一年ぶりのことであった。

統一労組懇とこの総評内左派との非公式の話し合いが始まるのはこの後からである。そしていわゆる「左派結集」が抬頭するのは八〇年の秋からである。統一労組懇も独自活動の強化の方針をかかげながら、「総評の右転落を憂える労働組合との連帯」をも方針として打ち出した（八月の臨時総会方針）。

「統一を進める会」をめぐる諸動向

ところで、七九年秋に「八〇年に新組織の結成」を打ち上げた鉄鋼労連、ゼンセン同盟、さらに「統一を進める会」を提唱した自動車総連塩路会長など「戦線統一」推進派は、豎山電機労連委員長を議長とする総連合の、総評、同盟にたいする媒介を見守っていたが、同年一二月に同盟の拒否にあつて仲介がストップするや、非公式の話し合いをつづけることになった。すなわち二月以降、塩路自動車、宇佐美ゼンセン、豎山電機、橋本電力、中村鉄鋼、田中全化の各会長、委員長の六人が恒常的な話し合いを持つようになった。ところで、同盟は八〇年一月の第一六回大会で天池会長に代わっ

て宇佐美ゼンセン同盟会長が会長に就任、書記長に田中全化同盟会長が選出されたことで、一転して総連合を媒介とする「団体間の話し合い」も急速にすすみはじめた。そして二月、三月の団体間の話し合いで「単産レベルの話し合いの場を設ける」ことを確認した。

かくて、総連合、総評、同盟の了承のもとに単産レベルの話し合いの場が保障され、五月三〇日、先の六人による会合で、「統一を進める会」のメンバーを中川全日通委員長、宇佐美ゼンセン同盟会長、豎山電機労連委員長、中村鉄鋼労連委員長、橋本電労連会長、塩路自動車総連会長の六人とし、これら代表は総評、同盟、総連合、金属労協、化学エネルギー労協、純中立組織におのおの影響をもつものと位置づけた。

これで「統一を進める会」のお膳立てはすべて出そろったと思われたが、総評側がなお団体間の話し合いが重要であること、大産業別組織の代表として全交運代表（私鉄総連）の参加を求めることを確認した（六月二七日民間単産三役会議）。一方、総連合内では、新産別が「統一を進める会」に新産別の構成組織が入っていないことや構成メンバーの位置づけの不明確なことを理由に「性急な結論を急ぐことはより混乱を招く」と反発した。かくて当初の六月二七日発足は見送られ、総連合は内部調整をすすめるとともに、総評、同盟との調整工作を精力的にすすめることとなった。

この間、総評は七月の第五九回定期大会で、「六単産（進める会）も軌道に乗せる時期に來ている。団体間の話し合いを基軸に総評内民間労組の一致をはかりながら努力したい」との富塚答弁を了承し、「進める会」の発足を認めることになった。総連合内では新産別が事実上譲歩するかたちで豎山議長に調整を一任した（八月九

日、三役会議）。

しかし、九月一日からの電労連大会で橋本会長は「統一問題は今や決断と行動の段階である」と強調し、「進める会」がすすまない場合は「政推会議を核とした統一を進める」と述べ、同大会に出席した宇佐美同盟会長、中村鉄鋼労連委員長もこの橋本発言に賛意を表し、電機労連の決断を促した。これにたいして堅山委員長は、「六人委員会については九月いっぱい発足できるようにしたい。総評も民間先行に合意している。ナショナルセンターの了解のもとに出発させたい」と答えた。

総連合はさらに調整工作をすすめ、九月二二日に同盟および総評と会談し、五項目の「民間六単産の話し合いを発足させるにあつての了解確認」で合意、九月三〇日に六単産の話し合いを発足させることを確認した。三団体間の了解確認の内容は、つぎのとおり。

【労働戦線統一に関する民間労組の合意を促進するための、民間六単産話し合いを発足させに於ての了解確認】

①選挙後の新たな情勢を迎え、労働戦線の統一がますます重要性を加えている、との事態認識に於て、八〇年代の労働運動の最大の戦略を労働戦線の統一におき、民間労組を先行統一し、さらに官民労組を含めた全体の統一をはかるという基本態度を確認する。

②労働戦線の統一を促進するため団体間、単産間の話し合いを通じ、合意形成のあらゆる努力をする。ただ現状では労働団体間で直接、統一を話し合う条件は未成熟であるので、当面の団体間話し合いは総連合との話し合いを必要に応じ開催する。

③民間労組の合意拡大を促進するための民間六単産の話し合いは総評、同盟、総連合、純中立などの団体、グループをカバーする単産の話し合いとして、取りあえず発足することを了解する。

④民間六単産による積極的な話し合いを推進するなかで、民間労働運動

の基軸的な役割を果たしている単産との多面的な相互理解の話し合いの努力もする。

⑤政策・制度課題の一致した要求についての労働四団体の共同歩調を大切にし、充実をはかる。

3 「戦線統一」運動の本格的展開

——統一推進会発足から今日まで

「労働戦線統一推進会」の発足と会合

八〇年九月三〇日に発足した労働戦線統一推進会（略称・統一推進会）は、その目的を「民間労組の統一を推進する」ととし、「統一準備会の合意形成の場として必要な諸活動を行う」ことを確認した。その後、一月五日に第二回推進会をひらき、「統一の阻害要因」として考えられる課題を整理して、①情勢の基本認識、②統一の必要性と目的、③統一のための運動の基調、④民間統一母体の性格と既存組織との関係、の四項目をあげ、同時に「作業委員会を設置して討議課題を整理する」、「八一年の各単産大会までに中間報告ができるよう努力する」ことを確認した。推進会はその後年内に十一月一九日、十二月一九日と第三回、第四回の会合をひらいたが、第四回会合では、①統一はゆるやかな協議体または共闘組織的性格とし、その発足時点で政推会議、民間賃闘共闘組織との合理化をはかる、②八一年の各単産大会の終了をまって同年内に統一準備会を発足させるよう努力する、などを申し合わせた。

年が明けて八一年、統一推進会は春闘時をのぞいて月二回のペースで会合をつづけたが、その会合は六人のメンバーと同じ数の作業

委員会のメンバーのみでおこなわれ、毎回終了後の記者会見では、当日の会合のテーマと確認事項を簡単に説明するのみで、討論の詳細は明らかにされることはなかった。しかし、会合での討論の詳細は、輪番制の座長の責任で議事録として記録されたといわれており、七月の総評第六一回大会ではその一部と思われるものが代議員に配布され、代議員から議事録の公開を要求する意見も聞かれた。

この統一推進会の討論の非公開性の必要に関連して、鉄鋼労連の中村委員長は「今回の場合、ナショナルセンターの合意を得たということは、むしろナショナルセンターから付託されたとぼくらは理解しています。私はIMF・JCを代表はしていませんがカバーしています。全日通の中川さんも総評民間単産をカバーしています。中川個人として総評に縛られることなくフリーに討論して、でき上がったものについて総評がどうかは後の問題だということです。要するにわれわれ六人がつくった統一体の路線の枠組み、その運営の中身についてこれでどうなのか、問いかけていけばいいのであって、われわれがそれぞれの団体から強く規制を受け、その出先機関として話し合いをやるのであれば、推進会をやる意味がなく、四団体でやればよい。そういう意味でわれわれは一切の干渉や介入を今日まで受けていないし、将来にわたって受け入れる気はない」(鉄鋼労連機関紙、八〇年二月発行、一一三二号)と述べていた。

「戦線統一の基本構想」発表

八一年五月一日、統一推進会は一二回の会合の結果、「民間先行による労働戦線統一の基本構想」を発表した。この「基本構想」は「運動の基調」、「情勢の基本認識」、「統一の必要性和目的」、「統一

の進め方、①新たな協議体の性格と運営、「②当面の統一の進め方」、「全的統一への展望」という構成になっていた。当日の記者会見では、前回までに残されていた課題である、①統一労組懇への対応、②国際自由労連の扱いについて、統一労組懇の扱いにかんしては「情勢の基本認識」の項で名称を出さずに、「団体・組織」とすることと一致したが、別途に重要確認事項としてその内容を明らかにすることにしたと述べ、国際自由労連については、「統一の必要性和目的」の項のなかで、「国際労働運動の面で環境条件を同じくする〇〇との連携強化が必要」として空欄のままであることが明らかにされた。しかし、この空欄の部分は六月三日の第一三回会合で「国際自由労連」と明記されることになった。

【労働戦線統一の基本構想(要旨)】

「運動の基調(理念)」

1 民間労働者の結集をもとに、完全雇用の確保、労働基本権の確立、労働条件の維持・改善をはかる。物価、税制、住宅、年金などにも積極的に取り組み、労働組合の経済、社会、政治各方面における地位向上をはかる。

2 労働組合の主体性を堅持、外部の支配介入を排除し民主的組織の確立をはかる。要求、政策、目的が一致する政党、団体とは、自主性を尊重し、必要に応じ協力して活動する。政党支持は、当面、加盟組織の判断にゆだねる。

3 環境・条件と運動理念を同じくする自由圏の労働者との連携を重視し、世界平和と繁栄に貢献する。

「情勢の基本認識」 1 戦後の労働運動における特定政党の直接、間接の介入、干渉は目にあまるものがあり、きびしく批判されなければならない。

2、3 (略)

4 いまこそ、組織の統一をはかることが不可欠の緊急課題である。民

間先行による戦線統一の討議が進められている。これを右翼的再編と一方的にきめつけ、教条的な誹謗（ひぼう）妨害をはかる団体、組織などには、毅然（ききん）然として対応しなければならない。

〔統一の必要性和目的〕 1（略）

2 わが国の労働組合と諸外国の労働組合との国際的連携は、急速に進んでいる。国際自由労連（ICFTU）との関係も、すでに同盟が正式加盟しているばかりでなく、総評、中立労連の代表が第三回ICFTU大会に傍聴参加する一方、各産別組織段階での国際産別組織（ITS）への加盟促進などの動きもある。こうした国際的な連携、協力の場で、日本の労働組合の意見の一本化は不可欠の条件である。そうした面からも環境条件と運動理念を同じくする〇〇との連携強化が必要である。

3、4、5（略）

〔統一の進め方〕 1 新たな協議体の性格と運営▽新たな協議体（民間統一体）の性格Ⅱ新たな協議体は、全的統一を展望するなかで、とりあえず、民間先行で発足させる。当面は、協議会組織とし、政策・制度の要求や賃金をはじめとする労働条件の改善など、共通する課題の実現をめざす。この組織は、全的統一への機運と協議会の実績を踏まえ、連合会組織に発展させて行く▽既存組織との関係Ⅱ新たな組織と既存のナショナルセンターとの関係は、協議会組織を連合会組織に発展させる時期までに明らかにすることとし、この間は、現状を保持していく。

2 当面の統一の進め方Ⅱこの基本構想を、各産別組織の機関（大会）で討議し、本年中に「民間先行による労働戦線統一準備会」を発足させる。準備会は、民間先行による新たな協議会の運営要綱案や、運動方針案、予算案など、協議会結成の準備を進める。新たな協議会の発足は、一九八二年とする。

〔全的統一への展望〕 当面は、協議会参加組織の相互信頼を高め、自らの充実をはかることが急務で、速やかに第二段階の連合会組織に発展させることが肝要である。一方、未参加組織とも、交流を通じて参加を呼びかけ、官公労働界自身の統一への努力や民間労組と官公労組との相互信頼

の醸成・連携の強化に全力をあげることが、全的統一の展望を開く。

「基本構想」内容の修正、変更の余地問題

ところで、後述の総評五項目補強見解との関係で、この「基本構想」の内容に関し、いったい修正ないし変更が可能なのだろうか。一つの重要な問題点であった。この点を判断する手がかりとして、ここでは、統一推進会代表委員のうち、宇佐美同盟会長と中川全日通委員長の発言を掲げておこう。

すなわち、四月二四日の統一推進会第一回会合で最終案ができあがった後、宇佐美同盟会長は、二八日に開かれた同盟の構成組織の代表者会議で、「これは字句の修正も許されない」と言明し、田中同盟書記長も、「仮に総評が注文をつけるような場合には同盟として対応する」と補足した。一方、中川全日通委員長は、五月二七日の総評民間単産幹事会で、「基本構想はすでに合意されたもので変更の余地はない」旨、言明した。

また別に、八月四日、総連合と同盟が会談した際にも、「いろいろ意見はあっても、最終的には基本構想に戻ることが原則であり、基本構想は変えられない」ことで意見が一致したと伝えられている。

いずれにしても、統一推進会の発足について、すでに総評、同盟、総連合の合意があり、「基本構想」はあくまで、その前提のうえで練られ、発表されたものであった。

「基本構想」の内容と「清田メモ」の比較

この「基本構想」の内容について、『週刊労働ニュース』五月一日付け第九九四号が、七二年の「清田メモ」と比較して、つぎの

ように解説しているのが注目された。

統一推進会は労働戦線統一の基本構想を固めた。最終的には六月三日の会合で確定し、これに賛同する民間単産による統一準備会の年内結成を呼びかける段取りである。ところで七二年(昭和四十七年)十一月の統一連絡会議に提起された「労働戦線統一に関する清田メモ」と比べ、今回の構想は総評側にとって厳しい内容といえる。清田メモでは当面は民間協議会を結成するが、全的統一へ向けて同協議会と官公労代表で準備作業に取り組むことが明記されていた。ところが今回の構想では、全的統一を展望し、官公労の統一努力や官・民の相互信頼の醸成・連携強化を強調しているが、具体的な官民の話し合いについてはふれていない。また清田メモでは、参加呼びかけの対象を「一万名以上の産業別組合に無差別に参加を呼びかける」としていたが、基本構想では「基本構想を各産別組織などの機関(大会)で討議し、新たな組織への参加の方向を確認した産別」としつつも、右翼的再編と誹謗、妨害する団体・組織には毅然として対応する。そして統一労組懇系の組織を排除する姿勢を示している。さらに政党との関係では、どちらも政党支持は各単産の自主性に委ねているが、清田メモが「政策の一致を基本として革新政党と協力関係を持つ」としていたのに対し、今回の構想では「要求・政策・目的が一致する政党、団体とは相互の自主性を尊重しながら必要に応じ協力して活動をすすめる」と述べるにとどめ、革新政党とだけ協力関係を持つのか、保守政党まで含めるのか明確にしていない。このほか、国際連帯について清田メモは「社会制度の違いにとらわれず、相互協力関係の伸長」を基本としていたが、基本構想は「環境条件と運動理念を同じくする自由圏の労働者との連帯」を重視する立場を打ち出している。

「この指とまれ」方式の「基本構想」

さらに、この「基本構想」の性格、特徴についての『朝日新聞』

五月二日付朝刊の解説は、きわめてユニークかつ明解なものとして注目された。

統一推進会が進めている民間労組の結集構想は「この指とまれ」方式である。まず運動の基調を示し、この路線に賛成の組合は集まれ、というやり方。その意味では、「労働戦線の統一」というよりも、「再編成」に近い。統一推進会の動きには、野党再編成の土壌づくりに向けた政治的戦略も秘められているとみられ、それだけに、民間労組の結集といっても、そう簡単ではないようだ。

統一推進会の「指」にどの範囲の組合が結集できるかは、「ハードルの高さ」によって決まる。このハードルの役目になっているのが、基本構想の中の国際自由労連問題と、統一労組懇問題。新しくできる協議会が反共色の強い国際自由労連加盟を前提とすることが明確になれば、総評主流派の多くがハードルを越えられない。共産党系の統一労組懇を排除するかどうかも同じ問題だが、固有名詞を削除したものの、反共色はかなり鮮明に出している。

このハードルの高さを六人の統一推進会メンバーで決めるのはどうか、という声も労働界には根強い。まして、「選別結集方式による再編成は反対」との原則をとる総評にとっては、受け入れにくい問題。総評側がクレーム(苦情)をつけて国際自由労連問題の決着を先に持ち越したのも、こうした事情を背景としている。

現在の労働界は、総評、同盟、中立労連、新産別の四団体に分かれている。このうち、ナショナルセンターとして強い機能を持っているのは総評と同盟で、両者はそれぞれ社会、民社両党と運命共同体的な関係にある。しかし、同盟などは野党再編成の基盤づくりに向けて強い意欲を見せており、民間結集を進めることによって労働界―野党関係のワク組みを変ええるのが大きなねらいだ。新しい協議体結成の目標を八二年秋と定めたのも、翌八三年の参院選をにらんでのこととみられる。

こうした政治的背景があるだけに、統一推進会が示した基本構想をめぐる論議は、極めて複雑なかけ引きになることが予想される。当面は統一推

進会のアピール発表が予定される六月三日に向けて、総評と同盟の間の綱引きが展開される。そのあと夏の大会シーズンで、どれだけの単産が基本構想に賛意を示すかが最大の焦点になりそうだ。

統一推進会、第一三回会合確認事項

「基本構想」の発表を終えた統一推進会は六月三日、第一三回会合をひらき、前回に残された課題などを最終的に確認、六人のメンバー全員の連名による参加アピールを発表した。この日の確認事項によれば、今後のすすめ方について、①準備会発足まで推進会が責任をもち、それまでの事務局を電機労連におく、②協議会と準備会の関係は、協議会のための準備会である、③準備会、協議会の参加取り扱い、各組織の自主的方法に委ねる、となっている。このうち③項の意味については、「準備会参加決定時に協議会参加も決める」、「準備会に参加せず協議会に参加する」、「準備会に途中から参加する」などいろいろの方法があろうとし、それは各単産の自主性に任せることであると説明された。

【第一三回確認事項（まとめ）】

一、基本構想ならびに重要確認事項を合意するとともに、参加要請文を確認した。本日の発表で呼びかけにかえる。

二、①準備会発足まで、統一推進会が責任をもつ。②準備会は参加組織で構成する。

三、協議会と準備会との関係は、①協議会のための準備会である②準備会・協議会への参加の取扱いは、各組織の自主的方法に委ねる。

四、事務業務は作業委員会が担当する。なお、事務局は電機労連におく。

〔注〕 推進会構成は、電機労連・全日通・ゼンセン同盟・鉄鋼労連・電

力労連・自動車総連の各委員長・会長。作業委員は同単産の各書記長・副会長。

【参考、基本構想に関わる重要確認事項】

「民間先行による労働戦線統一の基本構想」にある情勢の基本認識のうち、統一の取り組み努力を右翼的再編と一方的にきめつけ、教条的な誹謗、妨害を計る団体・組織とは、例えば統一戦線促進労働組合懇談会（統一労組懇）などをいう。

「基本構想」への総評の対応と諸論議

統一推進会が「基本構想」を発表、それにもとづいて「統一準備会への参加」を要請したことで、戦線統一問題は新たな局面を迎えた。

総評は五月二八日に拡大評議員会をひらき、これへの対応を協議した。富塚事務局長は、「総連合を媒介としたナショナルセンター間の協議を通じて」、①全統統一への展望、②官公労働者全体の話し合いのためのテーブル設置、③労働基本権の確立、④国際自由労連加盟を前提としない、などの点を明確にしたうえで、準備会の参加については「総評民間単産は統一した対応をする」と提起。また、前日（二七日）の総評民間単産幹事会に提案した富塚メモについて説明した。このメモは、「基本構想」に、①労働基本権確立、②当面は国際自由労連との連携を強化するが、加盟を前提としない、③国際自由労連と「運動理念を同じくする」という「基本構想」の文言を削除する、④統一労組懇を名指して非難しない、⑤「基本構想」はあくまで民間先行の構想、の五点が了承されるなら、「原則としてこれを認める」というもの。

この評議員会の討論では、「基本構想」の賛否ならびに準備会参

加について、大別して三通りの意見があった。第一は運輸一般、医労協、国公労連など統一労組懇参加組合で、「基本構想」に反対、また富塚提案の「統一した対応」についても、「不可能なこと」として拒否した。第二のグループは全国一般、全港灣などいわば主流派左派組合で、「構想はビッグユニオン中心の統一構想だ」（全国一般）、「明らかに選別結集」（全港灣）など、「基本構想」批判を明確にしたが、同時に「十分な時間をかけての討論を」とも要望した。第三は、電通労連、合化労連など「基本構想」賛成派。「妥協がまったくなしで統一できると考えるのはナンセンス」（電通労連）、「民間基幹産業の賃金闘争が重要で、総評には基幹産業が少ない。最低の原則でまともればよいのではないか」（合化）などと、その理由を述べた。

この三つのいずれにも属さず、注目されていた私鉄総連は、「これから討論をスタートさせる。年内発足の準備会には間に合わない」と述べ、「全国金属、官公労、中小単産と相談して対処したい」との態度を表明した。

これら総評の民単単産の態度は、七月二〇日から四日間ひらかれた総評第六三回定期大会でも、基本的には変わらないまま持ちこまれることになる。

同盟

一方、同盟は七月一日の三役会議で、「戦線統一に対する当面の態度」をきめ、同月八日の第四九回中央評議会で確認した。この「当面の態度」では、「『基本構想』は大筋において同盟方針をふまえている」と評価する半面、「労働組合主義、国際自由労連加盟を

柱とする行動方針からみれば不透明な点が多い」と不満を述べ、「各民間構成組織は統一準備会への参加の方向で討議を行い、一体的に対応する」としている。

統一労組懇の「基本構想」批判

ところで、「基本構想」で、統一を「妨害する団体」として名指しされた統一労組懇は五月二〇日、第五回全国代表者会議をひらき、「基本構想についての見解」（草案）を補強修正したうえで、下部討論に付すことを決定した。この「見解」は、「基本構想」について、①労資協調というより労資一体化路線であり、労働組合の自殺行為である、②反共主義を明確にしたもので、保守と反動を利するもの、③国際自由労連への指向、加盟を前提にすることは本末転倒である、④全的統一でなく、選別主義の立場である、と批判し、「基本構想」に反対の立場を明確にした。

電機労連、私鉄総連、合化労連の態度

注目の総評大会（七月二〇～二三日）を前に、電機労連（同八～九日）、私鉄総連（同一六～一八日）、合化労連（同一七～一九日）などの大会が相次いでひらかれた。

電機労連は、①「基本構想」に賛成して統一準備会に参加する、②これを通じて協議会結成に努力するが、協議会参加の手続きは大会あるいは中央委でおこなうなどを決定。堅山委員長はあいさつのなかで、とくに総評の決断を促したことが注目された。

私鉄総連大会は、統一準備会参加について、①「基本構想」には問題点があるので、発足後も補強の討議をすべきだ、②総評民間単

産のまとめ役を果たすとともに、組織討議に時間をかけるため、今大会では態度をきめない、との方針。そして、補強すべき問題点として、①春闘についての評価の欠如、②中小企業労働者の問題にふれていない、③労働者の生活と権利擁護の視点が不明確である、などをあげた。そして、これらの補強点が「自由に討議される場」、が統一準備会発足後も保障されるならば、統一準備会参加に向けて総評民間単産の「一致した対応」に努力を傾注し、総評民間単産のまとめ役としての役割を果たす姿勢を確認した。

合化労連大会は、「基本構想」に大筋賛成であるとして、①統一準備会（協議会をふくむ）に参加する、②参加の時期は総評民間単産と統一的に対処する、などの方針をきめた。しかし、大会では「今大会での参加決定を見合わせて、十分な職場討議を」との趣旨の修正案を否決して（賛成三八％）決定しただけに、五項目補強見解をめぐって執行部としても、この意見を配慮しないわけにいかないと思われる。

総評第六三回定期大会——五項目補強見解をめぐって

七月二〇日からの総評第六三回定期大会は、統一準備会参加をめぐって、鉄鋼労連、合化労連、電通労連、全日通が参加の方針を固めている一方、運輸一般、医労協、全日自労建設一般が「基本構想」反対の態度を明確にしている、という状況のもとで始まった。

富塚事務局長提案による本部提案は、まず「基本構想」について「大筋において理解するが、問題点も多いので、団体間協議などを通じて合意が得られるよう努力する」とし、今後の討議のすすめ方として、①準備会参加問題は私鉄総連を軸に、全単産が同一步調を

とるよう努力する、②民間相互、官民の意見交換を密にする、③その際、選別主義を絶対認めないこととあわせ、各単産が独自行動をとらないよう配慮と努力をする、と述べた。また、「今大会で、急いで結論を出すのではなく、一〇月頃の臨時大会で結論を出すようにしたい」とし、「今大会では一定の方向性を得たい」と大会討論のわく組みを示した。

また、「基本構想」への補強意見としてつぎの五項目を幹事会提案として示した。①国民春闘の評価と今後の展望、②反自民、全野党の結集という視点の明確化、③選別主義反対、全的統一の展望を、④中小企業労組、未組織労働者への援助と地域労働運動の発展、⑤企業主義の克服、社会的責任の重視、労組の機能、政策立案能力強化とたたかう目標の明確化。

この執行部提案にたいして、運輸一般、国公労連、日本医労協、全日自労建設一般の四単産が連名で修正案を提出した。提案説明をした医労協の松本代議員は、「原案の『基本構想』を大筋理解というのは了解できない。基本構想は絶対反対です。富塚五項目の補強についてのみいえば、かなりの苦心の策だといえます」と述べ、「資本、政党からの独立、一致した要求での統一行動、この三原則で戦線統一を進めるべきであります」と強調した。

大会での討論は、先の拡大評議員会での三通りの意見に大別されるが、私鉄総連とともに去就が注目された全国金属は、「総評が対応を誤れば三つ四つに分かれかねない。一致して行動することが何より大切である」（平沢代議員）と強調したが、富塚五項目補強見解への賛成をふくめて、この意見が全体の大勢を占めた。また、総評民間単産のまとめ役とされた私鉄総連は、「五項目の全てを一步

も譲れないというのでは、まとめ役を果たせない。特に反自民・全野党の結集の項は無理ではないか。幹事会は五項目についてのミニマムを示せ」(田村代議員)と迫ったことが注目された。

大会はこれらの討論を受けて、幹事会提案として、①戦線統一の項については原案支持が大勢である、②修正案の趣旨は、現状では基本構想に反対であり、五項目提起は否定しない、③したがってさらに大衆討議、単産や地域での話し合いをすすめ、臨時大会に向けて最終方針を決定する、の三項目を示して、修正案、原案のいずれも採択しない、とのまとめを示し、拍手で確認された。

結 び

かくして、総評としての最終的な態度決定は、一一月に予定される臨時大会へと持ちこされることになった。一方、統一推進会は九月五日、第一五回会合を開き、総評民間の動向、とくにその大勢を左右する私鉄総連の対応(一二月上旬に中央委員会を予定)に最大の配慮を払いながら、「基本構想」にいう「準備会」の発足を、一二月一四日とする旨、決定した。それゆえ、そうした日程をにらみつつ、八一年秋、事態はきわめて重要かつ流動的な局面を迎えている。

とくに総評系では、統一労組懇関係だけではなく、主流派内部においても、いわゆる左派を中心として、「基本構想」に対し、これを同盟、JCペースの「右寄り再編構想」だとする批判が強まって

いる。また総評顧問の太田薫、市川誠、岩井章の三氏は八月二一日、総評に対して、「基本構想」批判、五項目補強見解厳守などの「労働戦線統一に関する要望書」を提出、総評、日本労働運動への強い危機感を表明し、注目された。

流動的な状況とはいえ、総評内部は、本稿執筆段階では五分極化しているといわれている。すなわち、①積極推進派の鉄鋼、②合化、全鉦、全日通(純中立の運輸労連として)、電通労連(民間部門)など、「総評民間と統一的対応」の条件づき準備会参加派、③私鉄、全金。総評臨時大会を見守る方針だが、できれば総評民間をまとめて準備会参加。④全港湾、全造船および大部分の官公労。「基本構想」への強い批判。⑤統一労組懇。「基本構想」の全面批判。もちろん、こうした分布も、今後流動しうるし、単組、地域レベルにいたると、もっと複雑化している。

いずれにしても、「戦線統一」をめぐる動向は、八一年秋、きわめて重要な局面を迎えようとしている。そして、そのさき八三年参院選を中心とする「政治決戦」をひかえ、「戦線統一」問題は、八二年にこそ真に重要なヤマ場を迎えるものと観測されている。

折しも八一年七月、臨時行政調査会の第一次答申が出され、行財政改革のあり方が、秋の重要争点となりつつある。「戦線統一」をめぐる当面の動向は、この問題ともからみ、いまやきわめて注目視すべきものとなっている。

【参考資料】(1)各関連組合大会関係資料、機関紙誌、(2)日本労働協会『週刊労働ニュース』および『年報・日本の労使関係』各年版、機関紙連合通信社『機関紙連合通信』、(3)大原社研『日本労働年鑑』第三八集、第五一集。

第一部 労働者状態

I 労働人口の構成

概要□わが国の人口と世帯の概況——都道府
県別人口／年齢別人口／労働力人口と労働力
率／就業者の産業別数／人口の社会的構成
——労働者の部門別構成——工業労働者／鉱
山労働者／運輸・通信労働者／公務労働者／
教育労働者

概

要

一、一九八〇年の国勢調査結果によると、前回七五年の調査時以後の五年間にわが国の人口は五二万人、四・六%を増加して一億一七〇六万人となった。この間、戦後一貫して人口増がつづいた東京都ではじめて人口を減少する一方、そのほかのすべての道府県で増加した。とくに地方県庁所在都市での増加率の高さが目立ち、三大都市圏からの人口のＵターンやＪターンの増加を裏づけている。

一、人口の年齢構成では、六五歳以上の老年人口が一〇五七万人、総人口の九・〇%を占めるにいたっている。同じ割合は一九四五年までは五%前後で推移し、その後六五年六・三%、七五年七・九%と急速に高まり、八〇年にはついに一〇〇〇万人%をこえて高齢化社会への対応をせまられている。

一、就業者五五六六万人の産業別構成のうち、農業就業者の比重は九・七%と今回はじめて一〇%を割った。製造業就業者も縮小する一方、サービス業等就業者の比重拡大が大きく一九六〇年以降の「第三次産業型への移行」がひきつづいている。

一、各回国勢調査の「従業上の地位」と「職業分類」別人口の組み替えにより編成されたわが国社会階級構成表の上で、戦後もっとも大きな変化を生じたのは一九五五年から六〇年にかけての時期で

あった。この時点で、労働者階級人口の構成比率は過半数に達し、農・漁民と都市自営業者層をふくむ中間階級人口の割合が半数以下となった。この動向はその後も着実にひきつがれており、八〇年では労働者階級三七〇九万人（労働力人口の六五％）にたいし、中間階級一五六〇万人（同二七・三％）とその地位の逆転がいっそう強められており、とりわけ農林漁業自営業者層の減少傾向がいちじるしい。

一、労働者階級の内部構成では、物的生産の直接的な担い手である生産労働者層の比重を低めているのにたいし、専門的技術的職業従事者、販売従事者、事務従事者の増加が大きい。この層の急増は一面では物的生産過程での技術革新や産業構造の高度化を反映しており、他面では社会生活や消費構成上の変化を示すものといえる。とはいえ、生産的労働者層一六〇二万人は、労働者階級全体の四三・一％を占め、その中核部分としてわが国経済の基盤をささえている。

1 わが国の人口と世帯の概況

——八〇年第一三回国勢調査抽出速報集計結果による

総理府統計局は、一九八〇年一〇月一日現在で実施された第一三回国勢調査結果のうち、各都道府県および市区町村で作成した要計表にもとづく「昭和五五年国勢調査、全国都道府県市区町村別人口」

第1表 わが国の人口推移（1920年～80年）

年次	人口 (1000人)	5年間の人口増加		年平均 人口増 加率 (%)
		増加数 (100人)	増加率 (%)	
1920年	55,963	—	—	—
1925年	59,737	3,774	6.7	1.3
1930年	64,450	4,713	7.9	1.5
1935年	69,254	4,804	7.5	1.4
1940年 ¹⁾	71,933	2,679	3.9	0.8
1945年 ²⁾	72,147	780	1.1	0.2
1950年 ³⁾	84,115	2)11,052	15.3	2.9
1955年	90,077	3)5,959	7.1	1.4
1960年	94,302	4,225	4.7	0.9
1965年	99,209	4,908	5.2	1.0
1970年	104,665	4)5,455	5.5	1.1
1975年	111,940	7,274	7.0	1.4
1980年	117,057	5,118	4.6	0.9

〔備考〕 各回国勢調査結果による。ただし、1945年は人口調査結果に軍人および外国人を加えた補正人口。各年とも10月1日現在の人口。
1) 内地外の軍人・軍属等を除く。
2) 沖縄を除く。
3) 吐噶喇列島の人口を除く。
4) 小笠原諸島（782人）の復帰による人口増を除く。
5) 総理府統計局『昭和55年国勢調査、全国都道府県市区町村別人口』1981年1月刊による。

（一九八一年一月刊）、および全国の全世帯から一〇〇分の一を抽出して人口の年齢、労働力状態、産業・職業などの構成を明らかにするための「昭和五五年国勢調査、抽出速報集計結果」（一九八一年三月刊）を発表した。それによると（第1表）、①わが国の総人口は、前回一九七五年の調査時以後五二二万人（四・六％）を増加して一億一七〇六万人となった。これは五年毎の国勢調査の調査周期でみて戦後最低の増加率であり、また戦後一貫して人口増がつづいた東京ではじめて人口を減少する一方、これまで人口を減少していた

第2表 都道府県別人口（1980年10月1日現在）

都 道 府 県	世 帯 数	人 口			75年—80年の人口増減	
		総 数	男	女	実 数	率（％）
全 国	35,976,517	117,057,485	57,593,074	59,464,411	5,117,842	4.6
市 部	28,749,637	89,183,924	44,026,245	45,157,679	4,050,697	4.8
郡 部	7,496,880	27,873,561	13,566,829	14,306,732	1,067,145	4.0
北 海 道	1,842,100	5,576,110	2,737,233	2,838,877	237,904	4.5
	427,421	1,524,029	735,509	788,520	55,383	3.8
	397,576	1,421,969	688,446	733,523	36,406	2.6
	599,745	2,082,272	1,025,879	1,056,393	127,005	6.5
	343,189	1,256,781	603,443	653,338	24,300	2.0
山 形 県	323,507	1,251,878	605,329	646,549	31,576	2.6
	549,983	2,035,302	990,603	1,044,699	64,686	3.3
	692,480	2,557,903	1,272,390	1,285,513	215,705	9.2
	489,721	1,792,205	885,553	906,652	64,202	5.5
	516,026	1,848,566	908,857	939,709	92,086	5.2
埼 玉 県	1,583,552	5,420,340	2,739,093	2,681,247	599,000	12.4
	1,418,117	4,735,437	2,383,170	2,352,267	586,290	14.1
	4,309,394	11,615,069	5,855,707	5,759,362	—58,485	—0.5
	2,257,000	6,924,258	3,535,898	3,388,360	526,510	8.2
	657,916	2,451,357	1,193,624	1,257,733	59,419	2.5
富 山 県	291,299	1,103,459	532,656	570,803	32,668	3.1
	321,919	1,119,298	542,767	576,531	49,426	4.6
	212,537	794,363	384,231	410,132	20,764	2.7
	227,704	804,272	391,645	412,627	21,222	2.7
	590,590	2,083,942	1,008,892	1,075,050	66,378	3.3
岐 阜 県	539,413	1,960,117	954,051	1,006,066	92,139	4.9
	969,087	3,446,776	1,695,737	1,751,039	137,977	4.2
	1,877,009	6,221,629	3,112,354	3,109,275	298,060	5.0
	477,635	1,686,922	817,561	869,361	60,920	3.7
	294,386	1,079,885	529,194	550,691	94,264	9.6
京 都 府	626,561	2,527,248	1,238,290	1,288,958	102,392	4.2
	2,770,587	8,473,412	4,203,910	4,269,502	194,487	2.3
	1,590,832	5,144,896	2,512,440	2,632,456	152,756	3.1
	339,285	1,209,299	587,015	622,284	131,808	12.2
	327,163	1,087,648	523,706	563,942	15,530	1.4
鳥 取 県	168,338	604,225	289,914	314,311	22,914	3.9
	226,445	784,779	377,497	407,282	15,893	2.1
	561,977	1,871,005	905,443	965,562	56,700	3.1
	876,773	2,739,156	1,336,809	1,402,347	92,832	3.5
	498,452	1,587,089	759,245	827,844	31,871	2.0
徳 島 県	239,788	825,265	396,118	429,147	20,099	2.5
	293,762	999,968	481,146	518,822	38,676	4.0
	470,217	1,506,661	718,464	788,197	41,446	2.8
	275,227	831,283	396,430	434,853	22,886	2.8
	1,430,437	4,553,520	2,200,520	2,353,000	260,557	6.1
佐 賀 県	232,921	865,603	410,977	454,626	27,979	3.3
	470,530	1,590,554	758,320	832,234	18,642	1.2
	525,000	1,790,277	850,799	939,478	75,004	4.4
	378,737	1,228,924	583,065	645,859	38,610	3.2
	358,658	1,151,575	550,161	601,414	66,520	6.1
鹿 児 島 県	606,807	1,784,364	839,294	945,070	60,462	3.5
	298,714	1,106,595	543,689	562,906	64,023	6.1

〔備考〕 1) 会社、官公庁の独身寮については、前回は棟ごとにまとめて一つの世帯としていたが、今回はそれぞれ一つの世帯として調査した。2) 出所第1表に同じ。

県をふくめて東京都以外のすべての道府県で増加した。②総世帯のうち、施設等の単身者からなる世帯をのぞいた一般世帯が三五八一万世帯、その一世帯当たり世帯規模は三・二二人である。この世帯規模は核家族化の進行、一人世帯の増加、女子の出生力の低下によって縮小してきているものの、その度合は鈍化している。③人口の年齢別構成をみると、一五歳未満の年少人口の伸びが過去五年間で一・一％と小さかったのにたいし、六五歳以上の老年人口は一九・三％と大きく増加して一〇五七万人（総人口の九・〇％）となり、人口の老齢化傾向をいっそう強めている。④就業者五五六六万人の産業別構成では、農業就業者の比重は今回一〇％を割り、製造業就業者も縮小する一方、一九六〇年以來の「第三次産業型への移行」がひきつづいており、なかでもサービス業就業者の比重拡大が大きく、また農業は高齢者中心、サービス業は若年層中心という構造化になっている。

都道府県別人口

第2表により都道府県別の人口を前回調査時の五年前と比べると、戦後一貫して増加してきた東京が六万人、〇・五％を減少している。これとは逆にそのほかの道府県ではすべて増加した。人口増減率から自然増減率を差し引いた社会増減率をみても、東京が四・九％減でもっとも高く、ついで大阪が二・八％減、さらに愛知県も〇・六％の社会減少を示しており、三大都市圏から人口が流出するUターンやJターンがふえてい

ることを裏づけている。

増加率をもっとも高かったのは千葉（二四・一％）、埼玉（一二・四％）、奈良（二二・二％）、滋賀（九・六％）など東京、大阪の周辺県であり、また県庁所在都市のうち奈良、千葉、札幌、宮崎、

大分、大津、鹿児島、七市で一〇％をこえる増加をみたほか、東京都二三区と大阪市をのぞいた県庁のある四五市の平均増減率も五・八％と、市部平均の四・八％を上回っている。一方、工業都市の人口は停滞しており、室蘭、尼崎、玉野、呉など主な重工業都市では人口が減少し、川崎や北九州市でも人口の伸びが低くなっている。過疎地域振興特別措置法で公示された過疎地域一〇九三町村の人口は全部で八一六万人、五年間で三・二％を減少していたことになる。これを一九六五～七〇年の一三・四％減、七〇～七五年の八・一％減にくらべれば、今回さらに減少率が鈍化したわけで、過疎にもようやく歯止めがかかってきているとみられる。

年齢別人口

人口を年齢によって三区区分してみると（第3表）、一五歳未満の年少人口が二七五三万人、一五～六四歳の生産年齢人口七八七六万人、六五歳以上の老年人口一〇五七万人でそれぞれ総人口の二三・五％、六七・四％、九・〇％を占めている。同じ年齢別構成比は一九二〇年の第一回国勢調査時以降一九五〇年まで大きな変化がなく、老年人口も五％前後で推移してきたが、その後の低出生率と平均寿命の延長などにより大きく変化し、八〇年にはついに一〇〇〇万人をこえ人口の老齢化を加速しつつある。

労働力人口と労働力率

就業者と「完全失業者」とからなる労働力人口（第4表および第1図）は五七〇八万人（うち女子二一四九万人）で、この五年間に二六九万人（四・九％）を増加したが、前回調査結果で落ちこみが大きかった女子で七・〇％と比較的大きな伸びを示したのにたいし、男子は三・七％増にとどまった。また、一五歳以上人口に占める労働力人口の割合つ

第3表 年齢（3区分）別人口の推移（1920～80年）

年次	人口（1000人）				割合（1000（％）			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
1920年	55,963	20,416	32,605	2,941	100.0	36.5	58.3	5.3
1925年	59,737	21,924	34,792	3,021	100.0	36.7	58.2	5.1
1930年	64,450	23,579	37,807	3,064	100.0	36.6	58.7	4.8
1935年	69,254	25,545	40,484	3,225	100.0	36.9	58.5	4.7
1940年 ²⁾	73,075	26,369	43,252	3,454	100.0	36.1	59.2	4.7
1950年	84,115	29,786	50,618	4,155	100.0	35.4	59.6	4.9
1955年	90,077	30,123	55,167	4,786	100.0	33.4	61.2	5.3
1960年	94,302	28,434	60,469	5,398	100.0	30.2	64.1	5.7
1965年	99,209	25,529	67,444	6,236	100.0	25.7	68.0	6.3
1970年	104,665	25,153	72,119	7,393	100.0	24.0	68.9	7.1
1975年	111,940	27,221	75,807	8,865	100.0	24.3	67.7	7.9
1980年	116,916	27,533	78,755	10,574	100.0	23.5	67.4	9.0

〔備考〕 1) 総数には年齢不詳をふくむ。
2) 旧外地人以外の外国人をのぞく。
3) 総理府統計局『昭和55年国勢調査，抽出速報集計結果』1980年3月刊による。以下同じ。

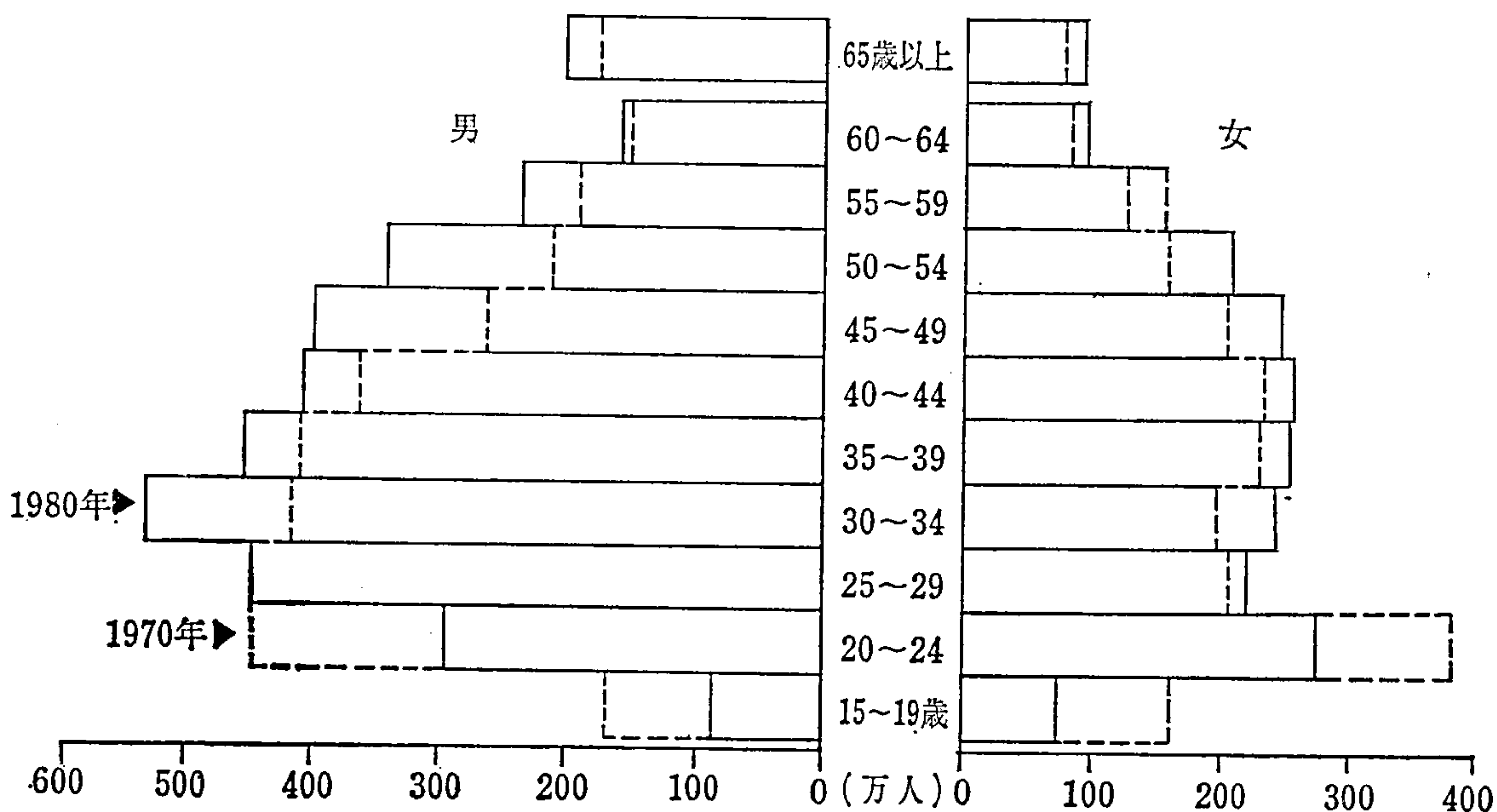
第4表 労働状態別15歳以上人口（1955～80年）

区分	15歳以上人口（1000人）			労働力率 （％）
	総数 ¹⁾	労働力人口	非労働力人口	
総数				
1955年 ²⁾	59,969	40,360	19,609	67.3
1960年	65,867	44,384	21,472	67.3
1965年	73,680	48,627	25,031	66.0
1970年	79,512	53,321	26,188	67.1
1975年	84,673	54,390	30,283	64.2
1980年	89,330	57,076	32,120	63.9
男				
1955年 ²⁾	28,904	24,617	4,287	85.3
1960年	31,778	27,018	4,756	85.0
1965年	35,693	29,693	5,993	83.3
1970年	38,512	32,467	6,042	84.3
1975年	41,112	34,306	6,806	83.4
1980年	43,366	35,582	7,739	82.1
女				
1955年 ²⁾	31,065	15,744	15,322	50.6
1960年	34,089	17,367	16,716	50.9
1965年	37,987	18,933	19,038	49.8
1970年	41,001	20,854	20,146	50.9
1975年	43,561	20,084	23,477	46.1
1980年	45,964	21,494	24,381	46.8

〔備考〕 1) 総数には労働力状態不詳をふくむ。
2) 沖縄は14歳以上人口による。
3) 出所第3表に同じ。

まり労働力率は男子が八二・一％、女子は四六・八％であり、これをそれぞれの年齢区分で見ると、男子の場合には在学者の多い一五～一九歳の二〇・二％から上昇して、三〇歳から四九歳までの各年齢階級で九八％台の高い率となり、その後は低下して六五歳以上では四五・四％となる。一方、女子では一五～一九歳の一八・五％から、二〇～二四歳には七一・四％へ上昇して全年齢階級中もっとも高い率を示し、二五～二九歳四九・三％、三〇～三四歳四六・三％へと低下する。その後は年齢が高まるにつれてふたたび労働力率は上昇し、四五～四九歳の六一・九％をピークにしないで低下して、六

第1図 労働力人口の年齢構成（全国，1970年，1980年）



五歳以上では一五・七％となる。このようにわが国の女子年齢別労働力率は二つの山をもつM字型となっており、とくに二〇～二九歳代での労働力率の上昇がいちじるしい。

就業者の産業別数

就業者総数五五六六万人の産業別構成では（第5・6表）、製造業が一三一五万人（就業者総数の二三・六％）でもっとも多く、ついで卸・小売業一二六三万人（二二・七％）、サービス業一〇三五万人（一八・六％）、農業五四三万人（九・七％）、建設業五三六万人（九・六％）などが大きな比重を占めている。これを一九七〇年以後の調査結果とくらべてみると、農業の比重は一七・九％から八〇年には九・七％へと大幅に縮小している。また製造業も七〇年には二六・一％を占めていたが、七五年には二四・九％と戦後はじめての減少を示し、今回も二三・六％へと縮小がつづいている。一方、この一〇年間ではサービス業での比重拡大がもっとも大きく七〇年の一四・六％から一八・六％へと四・〇ポイント上昇させている。ついで卸・小売業、建設業の比重もそれぞれ三・四ポイント、二・一ポイント高まっている。こうしたサービス業を中心とする「第三次産業型への移行」のなかでは、とくに若年層（一九～二九歳）就業者の割合の変化がいちじるしい。たとえば、第一次産業は高齢層中心、第三次産業は若年層中心というごとくである。

第5表 産業大分類別15歳以上就業者数（全国，1975年・80年）（単位：千人）

産 業	15歳以上就業者数		1975～80年年年の増減		割 合（％）	
	1980年	1975年	増減数	増減率（％）	1980年	1975年
総 数 ¹⁾	55,665	53,141	2,524	4.7	100.0	100.0
第1次産業	6,062	7,354	△1,292	△ 17.6	10.9	13.8
A 農 業	5,426	6,700	△1,274	△ 19.0	9.7	12.6
B 林業，狩猟業	177	179	△ 2	△ 1.2	0.3	0.3
C 漁業，水産養殖業	459	475	△ 16	△ 3.4	0.8	0.9
第2次産業	18,621	18,106	515	2.8	33.5	34.1
D 鉱 業	111	132	△ 21	△ 16.0	0.2	0.2
E 建 設 業	5,364	4,729	635	13.4	9.6	8.9
F 製 造 業	13,145	13,245	△ 100	△ 0.8	23.6	24.9
第3次産業	30,863	27,513	3,350	12.2	55.4	51.8
G 卸売，小売業	12,633	11,372	1,261	11.1	22.7	21.4
H 金融・保険業	1,604	1,383	220	15.9	2.9	2.6
I 不動産業	433	372	61	16.5	0.8	0.7
J 運輸・通信業	3,476	3,365	111	3.3	6.2	6.3
K 電気・ガス・水道・熱供給業	348	321	28	8.7	0.6	0.6
L サービス業	10,346	8,741	1,605	18.4	18.6	16.4
M 公 務	2,023	1,959	63	3.2	3.6	3.7

- 〔備考〕 1) 分類不能の産業をふくむ。
2) 1975年は，80年国勢調査の産業分類による組み替え数。
3) △印減少。
4) 総理府統計局『昭和55年国勢調査，抽出速報集計結果』1981年3月刊による。

第6表 産業（3部門）別15歳以上就業者数の推移（単位：千人）

区 分	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年
総 数	34,590 (100.0)	44,042 (100.0)	47,960 (100.0)	52,593 (100.0)	53,141 (100.0)	55,665 (100.0)
第1次産業	16,291 (41.1)	14,389 (32.7)	11,865 (24.7)	10,153 (19.3)	7,354 (13.8)	6,062 (10.9)
第2次産業	9,427 (23.4)	12,804 (29.1)	15,115 (31.5)	17,897 (34.0)	18,106 (34.1)	18,621 (33.5)
第3次産業	14,051 (35.5)	16,841 (38.2)	20,962 (43.7)	24,503 (46.6)	27,513 (51.8)	30,836 (55.4)

- 〔備考〕 1) 1980年国勢調査の産業分類による組み替え数。
2) 前掲資料による。

2 人口の社会的構成

——一九八〇年の社会階級構成表

わが国人口の社会的構成を明らかにするための基本資料としては、国勢調査の結果のほか事業所統計調査と就業構造基本調査の結果をあげることができる。本年鑑では、総理府統計局が五年目ごとに実施する各回国勢調査の結果報告によりその「従業上の地位」と「職業分類」別人口を、一定の手続のもとに組みかえ作成された社会階級構成表によって、わが国における基本的な社会階級すなわち資本家階級と労働者階級およびその中間階級とみなしうる自営業者層の三大社会集団、そしてまたそれ自身としては労働者階級中の一構成部分でありながら、特種な意識形態と行動様式をもつことによって、それとは区分して考えられる自衛官、警察官その他の保安サービス員からなる社会集団のそれぞれについて概観してきた。同じ手続によって、前掲一九八〇年国勢調査一％抽出速報結果を組みかえ社会階級構成表として示したものが第7表である。これによって、わが国の最近の社会階級構成における変化の特徴点についてみればおよそつぎのごとくである（なお、表中の「国調分類記号」によって社会階級構成表編成のための組みかえ内容をかかげてあるが、その手続の詳細については、本年鑑一九七八年版第四八集および七一年版第四一集を参照されたい）。

①一九八〇年におけるわが国の社会階級構成中、資本家階級は三六二万人（労働力人口の六・三％）であり、七五年以後の五年間に約四二万人を増加したが、その大部分は会社役員と管理職員の増加によっている。

②自営業者層一五六〇万人（同二七・三％）は、全体として過去五カ年間に絶対数においても構成比でも減少しており、とりわけ農林漁業従事者の減少傾向がひきつづき、八〇年には構成比で九・八％とはじめて一〇％を割った。この農林漁業従事者の減少とは対照的に、都市型の自営業者たとえば八百屋、魚屋のような小売業、理容業、クリーニングのようなサービス業、また開業医のような専門的技術的職業従事者等はいずれも都市における労働者階級人口の増大に連動するかたちでかなりの規模でふえつづけ、八〇年には自営業者全体の約三分の二に及んでいる。

③労働者階級は三七〇九万人、同じく五年間に約二六五万人を増加し、構成比も六五％を占めるにいたっているが、いわゆる経済の「高度成長」期にみられたような量的増大が鈍化する一方では、その内部構成に大きな変化がみられる。すなわち、物的生産の直接的な担い手である生産的労働者層の比重を低めているのにたいし、専門的技術的職業従事者、販売従事者、事務従事者はその比重を高めている。もっとも増加のいちじるしい専門的技術的職業従事者とは科学者、技術者、教員、会計士、医師、福祉職員、ジャーナリスト、芸術家などをふくむが、この層の急増は一面では機械・電気技術者、情報処理技術者などの増大にうかがえるように物的生産過程の革新や産業構造の高度化を反映しており、他面では医療・保健、

第7表 戦後日本の階級構成

(単位：千人)

階級別労働力人口構成	1955年	1980年	列号	1955	1975	1980		総数構成比率 (%)						
	国調分類記号	国調分類記号				総数	男	女	1955	1960	1965	1970	1975	1980
労働年齢人口 (15歳以上人口)			1	59,282	84,700	89,330	43,366	45,964	148.5	148.4	151.4	149.0	155.8	156.5
労働力人口 (完全失業者を含む)			2	39,908	54,375	57,076	35,582	21,494	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
就業者人口 (休業中を含む)			3	39,154	53,141	55,665	34,519	21,073	98.1	99.3	98.6	98.7	97.7	97.5
A 資本家階級 = (1)+(2)+(3) (1) 個人企業主 (2) 会社役員と公務員 (3) 管理者	Ⅲ (a) Ⅱ (b) Ⅰ (c)	B (a) B (a) - B (b) b 全, B (b)	4	807	3,203	3,620	3,200	420	2.0	2.7	3.6	5.0	5.9	6.3
			5	73	69	103	96	7	0.2	0.2	(0.03)	0.1	0.1	
			6	630	3,014	3,368	2,958	410	1.6	2.3	3.5	4.7	5.6	
			7	104	120	149	147	3	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2	
B (4) 軍人・警官・保安サービス員	K (d, a) 中分類	J (a)	8	430	738	769	753	16	1.1	1.1	1.2	1.2	1.4	1.3
C 自営業者・家族従業者 (5) 自営業者 (6) 自営業者 (1) 自営業者 (2) 自営業者 (3) 自営業者 (4) 自営業者 (5) 自営業者 (6) 自営業者 (7) 自営業者	V (a, b, c) Ⅶ, Ⅷ (a, b, c) Ⅵ (a, b, c) Ⅴ (a, b, c) Ⅳ (a, b, c) Ⅲ (a, b, c) Ⅱ (a, b, c) Ⅰ (a, b, c) Ⅰ (a, b, c) Ⅰ (a, b, c)	E (c, d, e) F, G, H (c, b, e) D (c, d, e) J, K (c, d, e) A, C (c, d, e) B (d, e) A ~ K (e)	9	21,251	15,993	15,597	8,074	7,523	53.2	45.7	38.3	34.2	29.4	27.3
			10	20,894	14,838	14,223	7,501	6,722	52.4	44.7	37.1	33.8	27.3	24.9
			11	15,046	6,904	5,592	2,817	2,775	37.7	30.6	23.0	18.1	12.7	9.8
			12	2,463	3,677	3,824	2,416	1,408	6.2	6.2	6.2	7.3	6.8	6.7
			13	2,776	2,818	3,257	1,683	1,574	7.0	6.2	5.9	5.5	5.2	5.7
			14	608	1,440	1,551	585	966	1.5	1.6	1.9	2.3	2.6	2.7
			15	357	1,154	1,374	573	801	0.4	1.0	1.2	1.6	2.1	2.4
			16	11,975	6,728	6,289	1,214	5,075	30.0	23.9	19.1	16.0	12.4	11.0
			17	17,419	34,441	37,090	23,555	13,535	43.1	50.5	59.9	59.0	63.3	65.0
			18	4,977	11,574	12,954	6,693	6,261	12.5	14.2	17.0	18.3	21.3	22.7
D 労働者階級 = (8)+(9) (8) 専門的技術的職業従事者 (9) 専門的技術的職業従事者 (1) 専門的技術的職業従事者 (2) 専門的技術的職業従事者 (3) 専門的技術的職業従事者 (4) 専門的技術的職業従事者 (5) 専門的技術的職業従事者 (6) 専門的技術的職業従事者 (7) 専門的技術的職業従事者	I (d, e) Ⅲ (d, e) Ⅱ (d, e) Ⅰ (d, e) Ⅰ (d, e) Ⅰ (d, e) Ⅰ (d, e) Ⅰ (d, e) Ⅰ (d, e) Ⅰ (d, e)	A (a) C (a) E (a) F, G, H, (a) D (a) J, K (a)	19	1,634	3,392	4,164	1,873	1,873	4.1	4.0	4.6	5.3	6.2	7.3
			20	3,343	8,182	8,790	4,402	4,388	8.4	10.1	12.4	13.0	15.1	15.4
			21	8,956	15,361	11,605	12,238	3,777	22.4	27.8	29.2	29.3	28.2	28.1
			22	798	407	398	319	79	2.0	1.7	1.2	0.8	0.7	0.7
			23	8,158	14,954	15,618	11,920	3,678	20.4	26.1	28.0	28.5	27.5	27.4
			24	2,733	6,272	6,710	3,633	3,077	6.8	7.8	9.3	10.1	11.5	11.8
			25	1,409	3,888	4,294	2,808	1,485	3.5	4.1	5.3	6.0	7.1	7.5
			26	1,324	2,384	2,416	824	1,591	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4	4.4
			27	754	1,234	1,411	991	420	1.9	0.7	1.4	1.3	2.3	2.5
			28	19,373	30,373	32,120	7,739	24,381	48.5	48.4	51.4	49.0	55.8	56.3
非労働年齢人口 (14歳以下人口)			29	29,992	27,992	27,553	14,088	13,445	75.2	63.8	52.1	47.0	50.0	48.2
総人口			30	89,276	111,279	116,916	57,490	59,462	223.7	212.3	203.5	196.0	205.9	204.8

〔備考〕 1) 本表は当該年の「国勢調査報告」の「職業、従業上の地位別、就業者数」を大橋隆憲氏の方法により組み替えたもの。 2) 1975年,80年は「全国速報集計結果 (1%抽出集計結果)」によっており, 国調分類記号中, (a)雇用者, (b)役員, (c)雇入のある業主, (d)雇入のない業主 (家庭内職者をふくむ), (e)家族従業者とした。なお, 総人口には, 年齢不詳をふくむ。 3) 1975年, 80年の従業上の地位「不詳」は自営業者層のサービス職業従事者に算入してある。 4) 年本鑑各年版参照。

社会福祉、文化・教育従事者の増加など社会生活や消費構造のうえでの変化を示すものといえる。

3 労働者の部門別構成

1 工業労働者

通産省調査統計部「昭和五三年工業統計表、産業編」(一九八〇年九月刊)によると(第8表)、一九七八年一二月末のわが国製造業事業所総数は七四万四三三七、その従業者数は一〇八九万〇二二一人で、これを前年にくらべて事業所数で三万〇一六〇(四・二%増)、一九七四年以降減少傾向にあった従業者数も五年ぶりに一万五三三三人(同〇・一%)の微増となった。業種別従業者数のうち前年比で増加した業種は出版・印刷・同関連産業五・三%、なめしかわ・同製造・毛皮製造業四・一%、衣服・その他の繊維品製造業三・五%、その他の製造業三・三%、精密機械器具製造業二・四%、家具装備品製造業二・一%、金属製品製造業二・〇%各増である。一方減少した業種は非鉄金属製造業四・二%、鉄鋼業四・〇%、化学工業三・四%、輸送用機械器具製造業三・二%各減などである。なお、右の従業者数のうち従業者三〇人以上規模事業所における常用

労働者の内訳数は第9表のとおり。

2 鉱山労働者

通産省調査統計部「昭和五四年本邦鉱業のすう勢」(一九八〇年二月刊)でみると、一九七九年末における鉱業常用従業者総数は四万八一〇〇人、臨時・請負夫一万一一〇二人で、これを前年にくらべるとそれぞれ二八四七人、三一人の減少となっている。その業種別数はつぎのとおり(各一二月末現在、単位人)。

区 分	常用従業者		臨時・請負		計
	生産部門	管理部門			
一九七八年総数	三、〇三三	二、九五五	二、二三三		三、〇八〇
一九七九年総数	三、八五三	二、三六八	二、二〇三	(九、三七七)	五、〇二二
金属鉱業	五、二三五	一、七九	一、二七二	(一、〇三七)	八、三三五
石炭亜炭鉱業	九、七六八	四、八三	五、二四	(四、〇九八)	二九、七四
石油・天然ガス鉱業	一、六四	九四	二八	(一、〇〇)	二、八三
非金属鉱業	二、二七三	三、七三	四、四五	(四、二四)	一八、二九一

(注) 臨時・請負欄のカッコ内は請負のみを示す。

3 運輸・通信労働者

交通協力会編「交通年鑑、一九八一年版」ならびに運輸省調べに

第8表 製造工業の従業者構成

(1978年12月末現在)

区 分	従 業 者 数		
	総 数	男	女
1977 年 総 数	10,874,768人	6,966,877人	3,907,891人
1978 年 総 数	10,890,121	9,958,555	2,931,566
個人業主および家族従業者	2,522	906	1,616
従業者 30 人以上の事業所 { 常用労働者	6,672,900	4,556,917	2,115,983
うち生産労働者	4,792,296	3,096,405	1,695,891
管理・事務・技術労働者	1,880,604	1,460,512	420,092
計	6,675,422	4,557,823	2,117,599
従業者 29 人以下の事業所 { 個人業主および家族従業者	758,315	458,293	300,022
常用労働者	3,456,384	1,942,439	1,513,945
計	4,214,699	2,400,732	1,813,967

第9表 製造工業の業種別事業所数および従業者数

(1978年12月末現在)

区 分	従 業 者 30 人 以 上 の 事 業 所			
	事業所数	従 業 者 数		
		総 数	うち常用労働者 男	女
総 数	54,153	6,675,422人	4,556,917人	2,115,983人
食 料 品 製 造 業	6,759	650,516	326,721	323,667
繊 維 工 業	4,373	423,086	168,334	254,752
衣服, その他の繊維製品製造業	3,679	260,130	48,459	211,249
木 材・木 製 品 製 造 業	1,853	129,632	89,009	40,591
家 具・装 備 品 製 造 業	1,529	111,341	75,752	35,565
パルプ・紙・紙加工品製造業	1,824	183,628	135,532	48,079
出版・印刷・同関連産業	2,477	248,363	200,612	47,735
化 学 工 業	1,957	375,981	292,218	83,759
石油製品・石炭製品製造業	138	37,295	33,662	3,633
ゴ ム 製 品 製 造 業	650	108,374	78,619	30,237
なめしかわ・同製品製造業	427	32,598	16,493	16,079
窯 業・土 石 製 品 製 造 業	3,519	305,534	226,322	79,168
鉄 鋼 業	1,637	380,030	352,664	27,350
非 鉄 金 属 製 造 業	807	154,137	130,697	23,437
金 属 製 品 製 造 業	4,006	341,669	256,460	85,163
一 般 機 械 器 具 製 造 業	5,028	702,189	590,612	110,011
電 気 機 械 器 具 製 造 業	6,041	1,000,140	596,364	403,651
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	2,293	759,062	655,122	103,922
精 密 機 械 器 具 製 造 業	1,323	184,527	104,081	80,427
(武器製造業)	5	1,161	808	353
そ の 他 の 製 造 業	3,180	285,398	178,376	106,975

【備考】 1) 本表における従業者とは、常用労働者のほか個人業主および家族従業者の合計である。そして常用労働者には、(ア) 1 カ月をこえる期間を定めて雇用される臨時の者、(イ) 日々または1 カ月以内の期限で雇用されていた者のうち、11月と12月の各月において18日以上就業した臨時および日雇の者をふくんでいる。2) 通産省調査統計部『昭和53年工業統計表、産業編』1980年9月刊参照。

よる運輸交通関係従業者数はつぎのごとくである。

- ▽日本国有鉄道職員数（一九八〇年三月末現在） 四二万〇八一五人
- ▽地方鉄道、軌道従業員数（一九七八年三月末現在） 一〇万二五〇〇人
- ▽通運事業関係従業員数（一九八〇年三月末現在） 五万〇五〇六人
- 右のうちに在籍人員は四万〇二七〇人で、臨時職員が三五二七人、構成比で全体の七・〇％を占めていた。
- ▽船員数（一九七九年一〇月一日現在） 二三万八一三三人
- 右は船長、航海士、機関長・士、通信長、船医およびそれと同等の待遇をうけているものすなわち職員と、職員以外のすべてのものすなわち部員との合計であり、予備船員三万〇四八八人をふくんでいる。外航部門での乗務員数にたいする予備員数の割合つまり予備員率は七四・八％と高率を示す。

また、郵政・通信関係従業者数はつぎのとおり。

- ▽郵政省職員数（一九七九年一〇月二日現在、郵政省「昭和五四年
度郵政統計年報、総括編」一九八一年一月刊による） 三〇万九六〇五人
- ▽日本電信電話公社職員数（一九八一年三月末現在、同公社職員局
給与課要員係調べ） 三二万七七一一人
- ▽国際電信電話株式会社職員数（一九八一年三月末現在、同社第一
人事係調べ） 六六八六八人
- 右には短時間制職員（五一〇人）をふくむ。このほか定年後再雇用語学
専門職嘱託として一二七人が在籍している。

4 公務労働者

行政管理庁行政管理局および自治庁給与課調べによる一九七九年

第10表 公務員の総数

区 分		人 員
1978年総数		5,071,573
1979年総数		5,173,300
国家公務員		1,197,598
常勤職員	特別職	324,293
	立法部	4,062
	司法部	24,466
	行政部	295,765
	一般職(行政部)	873,305
地方公務員		3,167,744
普通会計分	一般職員	1,155,856
	教育職員	1,269,533
	警察・消防職員	361,230
	臨時職員	12,392
公営企業会計職員		381,125
政府関係機関職員		807,958

〔備考〕 1) 地方公務員数は各年4月1日現在、他は各年度末現在数、常勤者のみであって、地方公務員の常勤的分限をふくむ。2) 行政管
理庁「行政管
理年報」参照。

度国家、地方公務員の総数は約五一七万人、その内訳数は第10表のとおりである。

同表の国家公務員特別職のうちには、予算定員でその約八三％に当たる二六万八九九二人の防衛庁職員（自衛隊員）をふくむ。なお国家公務員数は常勤者のみであって、総理府人事局調べではこのほか七九年七月一日現在で非常勤職員二二万〇七六一人が、また五現業でも非常勤職員三万九七九四人が在籍していた。

5 教育労働者

文部省「文部統計要覧、昭和五五年度版」（一九八〇年七月刊）によると、全国の大学以下、専修・各種学校をふくむ教職員総数（本務

者のみ）は約一六七万人、そのうち教員一二四万二〇七九人、職員（常勤的非常勤勤務者をふくむ）四二万九四一三人でそれぞれ学校種類別にみると第11表のとおりである。

以上の本務者のほか、兼務者が教員では二五万人となっている。

第11表 学校別本務教員・職員数
(1979年5月1日現在)

区 分	教 員			職 員 (本務者)
	本 務 者		兼務者	
	総 数 (うち女子)			
1978年総数	1,214,251人	(512,961)人	240,004人	420,831人
1979年総数	1,242,079	(528,459)	250,001	429,413
幼稚園	100,331	(94,407)	8,997	20,152
小学校	459,580	(259,973)	2,763	115,279
中学校	246,146	(77,671)	12,893	40,835
高等学校	237,637	(41,921)	38,921	64,408
特殊学校	30,942	(14,702)	1,188	13,307
大学・短期大学	120,667	(14,755)	92,333	155,352
専修学校	19,056	(12,599)	55,946	8,537
各種学校	27,720	(12,431)	36,960	11,543

- 〔備考〕 1) 特殊学校は、盲・ろう・養護学校の集計。
2) 大学・短期大学には、国立養護教諭養成所、高等専門学校をふくむ。
3) 文部省「学校基本調査」結果による。

【参考資料】 (1)立命館大学人文科学研究所「戦後日本の社会構造の変化―第一回日ソ学術シンポジウム報告集―」一九八〇年六月刊所収、「現代日本の社会構成における労働者階級」(P・P・トペハ)ほか。(2)向笠良一ほか

編著『工場調査・巨大工場と労働者階級(上・下)』新日本出版社、八〇年一月刊、(3)安富邦雄「福島県における労働者階級の構成と組織状況」『福島大東北経済』六九号、八〇年十二月、(4)「特集・現代における窮乏化と中流意識の構造」『月刊労働組合』一六五、八〇年十二月号)所収「現代日本の階級構成分析」(原野人)ほか、(5)「特集・現代社会論の地平」『経済評論』三〇―一、八一年一月号)所収「現代社会の階級構造」(庄司興吉)ほか、(6)友寄英隆「階級構成はどう変化しているか―一九八〇年国勢調査速報による」『赤旗』八一年四月二・三・七日付掲載、(7)経済理論学会編『現代資本主義と労働者階級―学会年報第一六集』(青木書店、七九年八月刊)所収「労働の社会化」と労働者階級」(富沢賢治ほか)、(8)総理府統計局「昭和五五年国勢調査、全国都道府県市区町村別人口(要計表による人口)」八一年一月刊、(9)同「昭和五五年国勢調査、抽出速報集計結果」八一年三月刊。

II 雇用構造と労働市場

概要□雇用の動向——労働力人口／就業人口／完全失業者／非労働力人口／就業構造／就業者の産業別構成／雇用者人口／雇用者の産業別構成／雇用者の企業規模別構成／雇用者の職業別構成／雇用者の雇用形態／短時間就業と転職希望／景気動向と雇用動向——景気動向／新規学卒者の需給状況／一般職業紹介状況／技能労働者の需給状況／入・離職率の推移／雇用保険の諸指標

概

要

一、総理府統計局の「労働力調査」によると、一九八〇年の労働力人口は五六六〇万人で、前年を五四万人上回った。労働力人口中の就業者数は五五三六万人で前年より五四万人の増加となった。完全失業者数は前年より三万人減少し、年平均二四万人で推移した。完全失業率は〇・一ポイント低下して二・〇％となった。就業人口の増加でみる雇用の増加は比較的好調であったが、完全失業率でみる労働力需給バランスはさほど好転せず、なお相当に不整合な状態をつづけた。一方における雇用の拡大と他方における労働力需給バランスの停滞とが交錯し、八〇年の雇用情勢はまだら模様で推移した。

一、一九八〇年の就業人口の増加は、第二次産業部門、とくに製造業で顕著であった。就業者数は、前者で四五万人、後者で三四万人増加した。就業者の産業部門別構成は、第一次産業一〇・四％、第二次産業三八・四％、第三次産業五四・八％、となった。各部門の相対的な比重は、前年とくらべて、第一次産業〇・八ポイント増、第二次産業〇・四ポイント増、第三次産業〇・四ポイント増、となった。「三次化」の趨勢は確かであるが、日本の就業構造において、第二次産業部門の比重は、国際比較的にみて相対的に相当な

比重を占めつつづけている、といつてよい。

一、就業人口の比較的堅調な増加とともに就業人口中の雇用者人口が、久方ぶりに高度成長期を想い出させるほどに大幅に増加したことは、八〇年の雇用動向の重要な特徴の一つとなった。雇用者人口は、前年よりも九五万人増加した。対前年増加率は二・五%であった。その結果、就業人口の従業上の地位別構成は、自営業主一七・二%、家族従業者一〇・九%、雇用者七一・七%となり、雇用者比率は、前年よりも一・〇%も上昇した。なお、自営業主と家族従業者の比重はそれぞれ、前年よりも〇・四ポイント、〇・五ポイント低下した。

雇用者人口の大幅な増加とともに、雇用者数の変動が、業種別、規模別に、一方における雇用者数の顕著な増加と、他方における顕著な減少との対照を示したことは、八〇年代の雇用動向のいま一つの重要な特徴であった。雇用者数は、製造業、金融保険、対事業所サービスの諸産業で顕著に増加し、建設業、電気・ガス・水道・熱供給業、運輸通信、対個人サービスの諸産業で顕著に減少ないしは停滞した。製造業では、機械関連の諸業種で増加し、消費財関連と素材関連の諸業種で減少ないしは停滞した。大企業の雇用は顕著に増加し、小零細企業では減少ないしは停滞した。

一、八〇年の雇用動向の諸特徴は、この年の景気動向の諸特徴を反映した。第一に、雇用の拡大は、実質経済成長率と鉱工業生産の推移におけるマイルドな好況を反映した。第二に、雇用水準における業種別・規模別の顕著に多様な変動は、八〇年の成長と生産のパターンが輸出主導型、設備投資けん引型であり、個人消費、公共投資停滞型であったことを反映した。以上の諸特徴は、また、新規学

卒者の求人倍率や就職先の動向、一般職業紹介における新規求人数の動向にも直接的な影響を与えた。八〇年にはまた、雇用の拡大と減少という業種間、規模間の雇用変動の多様化を背景とし、労働異動が相当に活発となった。しかし、使用者の雇用ニーズにかんする種々な調査や「技能労働者需給状況調査」によれば、一方における人手不足と他方における仕事不足の状況が根づくつづいている。八〇年における、雇用拡大のもとでの労働力需給バランスの不整合は、あらためて労働市場の構造的諸要因への注意を喚起しているといえよう。

1 雇用の動向

労働力人口

総理府統計局「労働力調査」によると、一九八〇年の労働力人口数は五六六〇万人で、前年を五四万人ほど上回った。対前年増加率は一・〇%であった。労働力人口は、六〇年代に年平均七〇万人台で増加をつづけたが、七〇年代の前半には、四〇万人台へと増加率が減速し、七五年を境にして、後半にはいくぶん増勢を回復して年平均五〇万人台の増勢となった。しかし、その増勢は、年々の労働力需要の強さなどに左右されており、七〇年代の後半についてみても、七五年一三万人、七六年五五万人、七七年八〇万人、七九年六四万人、八〇年五四万人のごとく

第 12 表 労働力状況¹⁾

年 月	総 人 口	満 15 歳 以上人口	労 働 力 人 口	従業上の地位別就業者数				完全失業者	失 業 率 ²⁾	非労働力 人 口	労働力率 ³⁾	雇用者比率 ⁴⁾
				全 産 業			雇 用 者					
				総 数	自営業主	家族従業者						
1970年平均	10,357 万人	7,885 万人	5,153 万人	5,094 万人	977 万人	805 万人	3,306 万人	59 万人	1.1	2,273 万人	65.4	64.9
1975年平均	11,161	8,447	5,323	5,223	939	628	3,646	100	1.9	3,095	63.0	69.8
1976年平均	11,283	8,543	5,378	5,271	934	617	3,712	108	2.0	3,139	63.0	70.4
1977年平均	11,392	8,632	5,452	5,342	942	621	3,769	110	2.0	3,157	63.2	70.6
1978年平均	11,495	8,726	5,532	5,408	964	636	3,789	124	2.2	3,169	63.4	70.1
1979年平均	11,592	8,824	5,596	5,479	967	627	3,876	117	2.1	3,200	63.4	70.7
1980年平均	11,683	8,932	5,650	5,536	951	603	3,971	114	2.0	3,249	63.3	71.7
1～6月平均	11,661	8,799	5,554	5,432	950	601	3,925	122	2.2	3,220	63.1	71.6
1980年7月 8月 9月 10月 11月 12月	11,681	8,825	5,696	5,580	988	636	4,007	116	2.0	3,097	64.5	17.0
	11,696	8,838	5,673	5,554	979	634	3,986	118	2.1	3,130	64.2	17.1
	11,704	8,846	5,641	5,533	965	638	4,007	108	1.9	3,172	63.8	71.3
	11,716	8,969	5,716	5,603	957	614	4,002	113	2.0	3,222	63.7	71.8
	11,722	8,977	5,674	5,553	925	571	4,046	121	2.1	3,272	63.2	72.9
	11,723	8,978	5,601	5,483	900	534	4,037	118	2.1	3,340	62.4	73.6
1981年1月 2月 3月 4月 5月 6月	11,736	8,991	5,532	5,408	882	495	4,021	123	2.2	3,459	61.5	74.4
	11,740	8,992	5,533	5,398	887	513	3,990	135	2.4	3,459	61.5	73.9
	11,743	8,998	5,629	5,488	922	573	3,985	142	2.5	3,369	62.6	72.6
	11,748	9,002	5,759	5,621	949	627	4,035	137	2.4	3,243	64.0	71.8
	11,758	9,010	5,788	5,656	978	637	4,034	132	2.3	3,191	64.2	71.3
	11,766	9,015	5,804	5,678	980	634	4,055	126	2.2	3,179	64.4	71.4

- 〔備考〕 1) 総理府「労働力調査」による。
2) 失業率＝完全失業者／労働力人口
3) 労働力率＝労働力人口／満15歳以上人口
4) 雇用者比率＝雇用者数／就業者数

であり、七九年と八〇年の二カ年にわたって増勢が減速した（第12表）。

労働力人口の増勢が減速したのにたいし、一五歳以上人口の増勢は、七九年にひきつづいて、やや加速気味であった。この生産年齢人口の増加数は、七六年以降、九七万人、九六万人、九五万人と、七八年まで減速をつづけたが、七九年には九八万人、八〇年には一〇八万人と加速的に増加した。以上の結果として労働力率の伸びが停滞した。労働力率は、七五年を境として、一九五〇年代以降の趨勢とは正反対に、七六年以降、六三・〇％、六三・二％、六三・四％と、七八年まで漸次上昇しつづけたが、七九年には六三・四％と、前年水準にとどまり、八〇年には六三・三％と、前年よりも〇・一ポイント低下した。六〇～六四歳年齢層の労働力率は五六・四％から五六・〇％へ、六五歳以上年齢層の労働力率は二六・八％から二六・五％へとそれぞれ〇・四、〇・三ポイント低下した。

労働力人口の推移を男女別にみると、八〇年の男子労働力人口は三四六五万人で、前年よりも、人数で二八万人、増加率で〇・八％ほど増加した。同じ八〇年の女子労働力人口は二一八万人で、前年よりも、人数で二五万人、増加率で一・二％ほど増加した。

男子労働力人口は、六〇年代と七〇年代の前半を通して、年平均約四七万人増加したが、七〇年代の後半には、年平均二五万人へと減速した。八〇年の男子労働力率は七九・八％であった。男子の労働力率は五〇年代の八五・八六％の水準から、六〇年代、七〇年代初頭を通じて漸次低下しつづけ、七五年までに八一・四％の水準へ下降したが、その後も、八一・二、八〇・六、八〇・三、八〇・二と低下しつづけ、八〇年にはついに七九・八％に下降した。八〇年

の男子労働力率の低下は、五〇代後半（五五～五九歳）の年齢層の労働力率が前年の九一・九％から九一・二％へと、〇・七ポイントほど下降したことによるところが大きい。

女子労働力人口は、六〇年代には年平均約二〇万人増加し、次いで七〇年代前半には、年平均八万人ほど減少しつづけ、七〇年代後半には、年平均四五万人ほど増加しつづけた。八〇年の女子労働力人口の増加二五万人という数字は、七〇年代後半の平均と比較すれば、七九年の三五万人につづいて、それを大幅に下回る数字である。女子労働力人口の増勢は、八〇年には、前年にひきつづいて減速した。八〇年の女子労働力率は四七・六％であった。女子の労働力率は、五〇年代の五五・五六％から、六〇年代と七〇年代をとおして下降しつづけ、七五年には四五・七％の水準にあったが、以後反転し、四五・八％、四六・六％、四七・四％のごとく加速的に上昇した。しかし七九年には四七・六％と、前年より〇・二ポイント上昇したにとどまり、八〇年には前年と同じ水準で推移した。

就業人口

八〇年の年平均就業者数は五五三六万人で前年よりも五七万人増加した。対前年増加率は一・〇％であった。就業人口の年平均増加数は、六〇年代には平均して約七〇万人、七〇年代の前半には約四七万人、七〇年代後半には約四八万人であった。八〇年の増加数五七万人は、それゆえ、六〇年代以降の実績からすると、おおむね中位の増加数である。八〇年の就業人口の増加数五七万人は、同年の労働力人口の増加数五四万人をいくぶん上回った。

就業人口を男女別にみると、八〇年の男子就業者数は三三九四万人で、前年よりも、人数で三十一万人、増加率で〇・九％上回った。

八〇年の女子就業者数は二四二万人で、前年よりも、人数で二五万人、増加率で一・二％上回った。就業者の増加幅を人数でみると、男子就業者の増加幅が七九年にひきつづいて、二年間連続して女子就業者の増加幅を上回った。八〇年の男子就業人口の伸び三十一万人、〇・九％は、同年の労働力人口の伸び二八万人、〇・八％をいくぶん上回った。八〇年の女子就業人口の増加二五万人、一・二％は、女子労働力人口の増加二五万人、一・二％と、人数からしても比率からしても、まったく同一の伸びとなった。

完全失業者

八〇年の完全失業者数は年間平均で二一四万人であり、前年よりも三万人の減となった。完全失業率は二・〇％で、前年よりも〇・一ポイント減少した。完全失業者数は七五年以降、一〇〇万人、一〇八万人、一一〇万人、一二四万人と増加しつづけたが、七九年になって若干減少し、一一七万人となり、八〇年に、さらにいくぶん減少して一一四万人となった。完全失業率も、七八年の二・二％から、二・一％、二・〇％と減少した。しかし、就業人口の増加が前年にひきつづいて相当な水準であったのにたいし、完全失業者の減少数はわずかであり、労働力需給バランスの改善は停滞した、といわねばならない。

八〇年の完全失業者を男女別にみると、男子は全体の六二・三％を占めるが、前年よりも三万人（対前年比四・二％）減少した。したがって、完全失業者の全体に占める女子の比重は、前年の三六・七％から三七・七％へと、一・〇ポイントほど増加した。なお、八〇年の男子労働力人口中に占める男子完全失業率は二・〇％であった。八〇年の女子の完全失業率も二・〇％であった。七八年以降、男子の完全失業率は、二・二％、二・一％、二・〇％と傾向的に低

下したが、女子の完全失業率は、三年つづきで二・〇％と変わらなかった。

八〇年の完全失業者を年齢階級別にみると、五五歳以上の高齢者層は二二万人、完全失業者全体中の構成比一九・五％である。これらは、それぞれ前年よりも、一万人（対前年比四・三％）、〇・二ポイントほどの減となった。四〇～五四歳の中高齢者層は二五万人、二二・七％である。それぞれ、前年よりも、一万人（三・八％）〇・一ポイントほどの減となった。二五～三九歳の中堅年齢層は四二万人（三七・二％）である。この年齢層の完全失業者数は前年とかわらず、構成比中の比重は〇・九ポイントほど増大した。一五～二四歳の若年層は二四万人（二一・二％）で、それぞれ、前年より二万人（七・七％）、一・〇ポイントほど減少した。完全失業者のうち、若年層が、対前年比からして、かなり減少したこと、高齢層、中高年齢層もいくぶん減少したことが注目される。高齢層、中高年齢層の完全失業者が、人数からしても、全体中の構成比からしても、いくぶんなりとも減少したことは、第一次石油危機以降はじめてのことである。

非労働力人口

八〇年の非労働力人口は、三二四九万人で、前年より四九万人増加した。対前年増加率は約一・五％であった。非労働力人口の増加幅は、七三年の第一次石油危機以降、一一五万人、八七万人、四四万人、一八万人、一二万人のごとくに毎年縮小していたが、七九年には反転して三十一万人の増加となり、八〇年もひきつづいて四九万人の増加となった。男女別にみると、八〇年の男子非労働力人口は八五九万人で、前年より二三万人増加している。対前年増加率は二・八％であった。女子の非労働力

人口は、二三九一万人で、前年より二七万人も増加した。対前年増加率は一・一％であつた。女子の非労働力人口は七六年以降三年つづきで減少したのであるが、七九年には反転して顕著に増加し、八〇年には、さらに大幅に増加した。八〇年に前年より増加した非労働力人口につき、男女別に、年齢階級ごとの内訳をみると、男子の非労働力人口の対前年増二二万人（二・八％）の内訳は、五五歳以上の高年齢者層一〇万人（三・一％）増、四〇～五四歳の中高年齢者層三万人（一〇・〇％）増、二五～三九歳の中堅年齢層二万人（六・七％増）、一五～二四歳の若年齢層一〇万人（二・二％増）のごとくとなる。人数では五五歳以上の高年齢層、対前年増加率では、四〇～五四歳の中高年齢層の増加がとくに目立った。つぎに、女子の非労働力人口の対前年増二七万人（一・一％）の年齢階級別の内訳をみると、五五歳以上の高年齢者層三〇万人（三・八％増）、四〇～五四歳の中高年齢層一万人（〇・三％増）、二五～三九歳の中堅年齢層九万人（一・三％減）、一五～二四歳の若年齢層六万人（一・四％増）であつた。女子の場合、人数からしても、対前年増加率からしても、五五歳以上高年齢者の増加が圧倒的に大きかった。

就業構造

就業者総数を第一次産業（農林業、漁業、水産養殖業）、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）、第三次産業（上記以外の諸産業）の三部門に分けると、八〇年、第一次産業の年平均就業者数は五七七万人であつた。前年よりも、さらに三六万人（五・九％）減少した。第一次産業部門の全体に占める比重は一〇・四％で、前年よりも〇・八ポイント減少した。第二次産業の就業者数は一九二六万人であつた。前年よりも四五万人（二・四％）ほど増加した（第13表）。

就業者全体に占める第二次産業の比重は三八・四％で、前年よりも、〇・四ポイント増加した。第二次産業の就業者数は、一九七五年に、六七万人も減少したのち、七六年に三二万人増加したが、七七年と七八年の二カ年にわたってほとんど増加せず、七九年になつて二〇万人増加した。八〇年の四五万人の増加は、七三年以降久方ぶりの大幅な増加であつた。第三次産業の就業者数は三〇三三万人であつた。前年よりも五七万人（一・九％）ほど増加した。就業者全体に占める第三次産業の比重は五四・八％で、前年よりも〇・四ポイント増大した。第三次産業就業者の増勢は確かにもせよ、八〇年の対前年増加五〇万人、一・九％は、七〇年代後半の年平均増加約七〇万人、二・五％を大幅に下回つた。第三次産業の伸びは顕著に減速した。

男女別に産業部門ごとの増減数をみると、男子就業者は、第一次産業で一七万人（五・五％）の減、第二次産業で二五万人（一・九％）の増、第三次産業で三〇万人（一・七％）の増となつた。女子就業者は、第一次産業で一九万人（六・三％）の減、第二次産業で二二万人（三・六％）の増、第三次産業で二七万人（二・二％）の増となつた。男女を通じて、対前年比で、第二次産業での就業者数の伸びが、第三次産業でのそれを相当大幅に上回つた。

就業者の産業別構成

八〇年の年平均農林業就業者数は五三二万で、前年より三六万人減少した。就業者全体の中での割合は九・六％で、前年より〇・八ポイント減少した。非農林業の八〇年平均の就業者数は五〇〇万人で、前年よりも九二万人（一・九％）増加し、全産業就業者中の非農林業就業者の割合は九〇・四％と、九〇％の大半をこえた（第14表）。非農林業の

第13表 第1次、第2次、第3次産業別就業者数 (年平均) (単位：万人)

	第 1 次 産 業 ²⁾			第 2 次 産 業 ³⁾			第 3 次 産 業 ⁴⁾			構 成 比 (%)			
	実 数	対 前 年		実 数	対 前 年		実 数	対 前 年		総 数	第 1 次 産 業 ²⁾	第 2 次 産 業 ³⁾	第 3 次 産 業 ⁴⁾
		増	減		増	減		増	減				
計	1965年	1,113	36	1,507	40	2,109	71	100.0	23.5	31.9	44.6		
	1970	886	60	1,791	51	2,409	60	100.0	17.4	35.2	47.3		
	1975	658	15	1,823	67	2,688	60	100.0	12.7	35.2	51.9		
	1976	643	15	1,855	32	2,763	75	100.0	12.2	35.2	52.4		
	1977	634	9	1,858	3	2,839	76	100.0	11.9	34.8	53.1		
男	1978	633	1	1,861	3	2,904	65	100.0	11.7	34.4	53.7		
	1979	613	20	1,881	20	2,976	72	100.0	11.2	34.4	54.4		
	1980	577	36	1,926	45	3,033	57	100.0	10.4	34.8	54.8		
男	1965年	540	16	1,039	27	1,272	40	100.0	18.9	36.4	44.6		
	1970	436	29	1,217	34	1,433	30	100.0	14.1	29.4	46.4		
	1975	328	10	1,348	37	1,606	30	100.0	10.2	41.1	49.7		
	1976	327	1	1,299	49	1,663	57	100.0	9.9	39.5	50.6		
	1977	324	3	1,290	9	1,686	33	100.0	9.8	39.0	50.9		
	1978	323	1	1,283	7	1,712	26	100.0	9.7	38.6	51.5		
	1979	311	12	1,297	14	1,748	36	100.0	9.3	38.7	52.1		
	1980	294	17	1,322	25	1,778	30	100.0	8.7	39.0	52.4		
女	1965年	573	20	468	13	887	31	100.0	30.5	24.9	44.6		
	1970	451	31	574	18	975	29	100.0	22.5	28.7	48.7		
	1975	330	6	534	44	1,083	22	100.0	16.9	27.4	55.6		
	1976	316	14	558	24	1,100	17	100.0	16.0	28.3	55.7		
	1977	309	7	567	9	1,151	51	100.0	15.2	27.9	56.6		
	1978	310	1	578	11	1,191	40	100.0	14.9	27.7	57.2		
	1979	302	8	584	6	1,227	36	100.0	14.3	27.6	57.9		
	1980	283	19	605	21	1,254	27	100.0	13.3	28.2	58.5		

【備考】 1) 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

2) 第1次産業：農業，林業，狩猟業，漁業水産養殖業 3) 第2次産業：鉱業，建設業，製造業 4) 第3次産業：左記以外の産業

5) 総理府統計局「労働力調査年報」昭和54年中第5表産業，従業上の地位別就業者数58～65頁より算出，構成比の合計は100にならない。

就業者数およびその対前年増減の状況を産業別にみると、漁業水産養殖業が四五万人で増減ゼロ、鉱業が一二万人で一人（八・三％）の減、建設業が五四八万人で一二万人（二・二％）の増、製造業が一三六七万人で三四万人（二・六％）の増、卸小売・金融保険・不動産業が一四三九万人で二六万人（一・八％）の増、運輸・通信・電気・ガス・水道業が三八一万人で一人（〇・三％）の減、サービス業が一〇〇一万人で二二万人（二・一％）の増、公務が一九

九万人で二万人（一・〇％）の減、であった（第15表）。対前年増減率で、非農林業就業者の全体の伸び率一・九％を上回る伸び率を示したのは、建設業、製造業、およびサービス業であった。とくに製造業において、人数からしても、対前年比からしても、就業者数の伸びが最大であったことが注目される。

非農林部門の男女別構成は、八〇年平均で男子三一三四万人、女子一八七〇万人で、それぞれ六二・六％、三七・四％の割合となっ

第14表 就業者の従業上の地位別構成 (単位：万人)

従業上の地位別	従業者数	農 林 業				非 農 林 業							
		総数	自営業主	家族従業者	雇 用 者	総数	自営業主	家族従業者	雇 用 者				
									総数	常 雇	臨 時	日 雇	
総数	1970年	5,094	842	363	451	29	4,251	614	354	3,277	3,005	162	109
	1976	5,271	601	309	282	31	4,670	645	335	3,682	3,382	183	117
	1977	5,342	589	282	276	31	4,752	659	345	3,738	3,406	208	124
	1978	5,408	589	283	277	30	4,819	682	359	3,770	3,417	222	130
	1979	5,479	568	270	268	30	4,912	697	359	3,846	3,485	233	128
数	1980	5,536	532	253	249	30	5,004	698	354	3,941	3,567	252	123
うち	1980年男子	3,394	260	196	190	21	3,134	462	69	2,597	2,461	72	63
	女子	2,142	272	57	206	9	1,870	236	286	1,345	1,105	180	60

【備考】 1) 従業上の地位の区分は、つぎのようになっている。
「自営業主」一人経営の事業を営んでいる者。
「家族従業者」一人営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。
「雇用者」一会社、団体、官公庁あるいは個人に雇用されて給料、賃金を得ている者、および会社団体の役員。
「常雇」一雇用期間について別段の定めがないか、あるいは1年をこえる期間を定めているもの、および会社団体の役員。
「臨時」一1カ月以上1年以内の雇用期間を定めて雇われている者。
「日雇」一日々あるいは1カ月未満の契約で雇われている者。
2) 総理府統計局「労働力調査」各年による。

第15表 非農林業産業別就業者数

	漁業水産養殖業			鉱業			建設業			製造業			卸小売・金融保険・不動産業			運輸・通信・電気・ガス・水道業			サービス業			公務		
	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)	実数 (万人)	対前年 増減 (%)	増減率 (%)
1970年	44	-3	-6.4	20	-4	-16.7	394	23	6.2	1,377	32	2.4	1,144	11	1.0	353	15	4.4	751	29	4.0	161	5	3.2
1975	43	-2	-4.4	16	2	14.3	479	15	3.2	1,346	-81	-5.7	1,296	36	2.9	363	-1	-0.3	855	25	3.0	196	4	2.1
1976	42	-1	-2.3	18	2	12.5	492	13	2.7	1,345	-1	-0.1	1,323	27	2.1	374	11	3.0	876	21	2.5	190	-6	-3.1
1977	45	3	7.1	19	1	5.6	499	7	1.4	1,340	-5	-0.4	1,372	49	3.7	371	-3	-0.8	903	27	3.1	192	2	1.1
1978	44	-1	-2.2	15	-4	-21.1	520	21	4.2	1,326	-14	-1.0	1,390	18	1.3	374	8	0.8	943	40	4.4	197	5	2.6
1979	45	1	2.3	12	-3	-20.0	536	16	3.1	1,333	7	0.5	1,413	23	1.7	382	8	2.1	980	37	3.9	201	4	2.0
1980	45	0	0.0	11	-1	-8.3	548	12	2.2	1,367	34	2.6	1,439	26	1.8	381	-1	-0.3	1,001	21	2.1	199	-2	-1.0

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

た。男子は前年よりも四七万人の増加、女子は四五万人の増加であったから、七五年以降の趨勢と異なり、八〇年の非農林部門の男女別就業構造は、七九年にひきつづいて、男子化の度合を高めた。つぎに、非農林就業者の従業上の地位別構成をみると、自営業主は八〇年平均で六九八万人で、前年よりも一万人（〇・一％）の増加、家族従業者は三五四万人で前年よりも五万人（一・四％）の減少、雇用者は三九四一万人で前年よりも九九万人（二・五％）の増加となった。その結果、非農林部門の従業上の地位別構成は、自営業主一四・〇％、家族従業者七・一％、雇用者七八・九％となった。この部門の雇用者比率は、前年よりも〇・四ポイントほど上昇した。

雇用者人口

八〇年の年平均雇用者人口は三九四一万人であった。前年より人数で九五万人、増加率で二・五％ほど増加した。雇用者人口の年増加数は、六〇年代に平均して九五万人、七〇年代前半で八八万人、七〇年代後半で四八万人であったのであり、八〇年の雇用者人口の増加数六五万人は、高度成長期の六〇年代の数字に相当する。対前年増加率二・五％というのも、おおむね六〇年代なみであり、七〇年以降の〇・二、一・八、一・五、〇・八、二・〇と比較すれば、抜群の高水準であるといつてよい。雇用者人口の伸び九五万人、二・五％は、労働力人口の伸び五四万人、一・〇％はもとより、就業人口の伸び五七万人、一・〇％を格

段に上回った。

雇用者人口およびその増減を男女別にみると、男子雇用者人口は、八〇年平均で二六一七万人で、前年より五一万人も増加した。対前年増加率は二・〇％であった。女子雇用者人口は一三五四万人で、前年より四四万人も増加した。対前年増加率は三・六％であった。男子雇用者人口の増加五一万人、二・〇％は、男子の労働力人口の増加二五万人、〇・八％はもとより、男子の就業人口の増加、三十一万人、〇・九％を格段に上回った。男子の雇用者比率は、八〇年平均で七七・一％であり、前年を〇・八ポイントも上回った。女子雇用者人口の増加四四万人、三・五％も、女子労働力人口の増加

二五万人、一・二％、女子就業人口の増加二五万人、一・二％を格段に上回るものであった。八〇年平均の女子の雇用者比率は六三・二％であり、前年を一・三ポイントも上回った。

雇用者の産業別構成

非農林業の雇用者数は、すでに述べたように、八〇年には年平均で三九四一万人であり、前年よりも九五万人（二・五％）増加した。その内訳を非農林業部門の重要産業についてみると、建設業は四二七万人で一〇万人（二・四％）の減、製造業は一三三三万人で二八万人（二・五％）の増、卸小売・金融保険・不動産業は一〇〇三万人で三七万人（三・八％）の増、運輸通信、電気・ガス・水道・熱供給業は三六二万

第16表 おもな産業の雇用者数

(単位：万人)

年	非 農 林 業				建 設 業				製 造 業				卸小売・金融保険・不動産業				運輸通信・電気ガス水道熱供給業				サ ー ビ ス 業			
	実数	対 前 年		この就業者に対する割合	実数	対前年		この就業者に対する割合	実数	対 前 年		この就業者に対する割合	実数	対 前 年		この就業者に対する割合	実数	対 前 年		この就業者に対する割合	実数	対 前 年		この就業者に対する割合
		増減	増減率			増減	増減率			増減	増減率			増減	増減率			増減	増減率			増減	増減率	
1970	3,277	+ 108	+ 3.4	77.1	305	+ 16	+ 5.5	77.4	1,144	+ 28	+ 2.5	83.1	731	+ 19	+ 2.7	63.9	340	+ 14	+ 4.3	96.3	558	+ 30	+ 5.7	74.3
1975	3,617	+ 10	+ 0.3	78.5	377	+ 15	+ 4.1	78.7	1,318	- 63	- 5.2	84.6	868	+ 26	+ 3.1	67.0	346	+ 1	+ 0.3	95.3	659	+ 26	+ 4.1	77.1
1976	3,682	+ 65	+ 1.8	78.8	385	+ 8	+ 2.1	78.6	1,133	- 5	- 0.4	84.2	903	+ 35	+ 4.0	68.3	357	+ 11	+ 3.2	95.5	692	+ 18	+ 2.7	77.7
1977	3,738	+ 56	+ 1.5	78.7	390	+ 5	+ 0.01	78.2	1,126	- 7	- 0.6	84.0	940	+ 37	+ 4.1	68.5	354	- 3	- 0.1	95.4	711	+ 20	+ 3.0	77.5
1978	3,770	+ 32	+ 8.6	78.2	403	+ 13	+ 3.3	77.5	1,109	- 17	- 1.5	83.6	942	+ 2	+ 0.2	67.8	356	+ 2	+ 0.6	95.2	729	+ 37	+ 4.6	77.3
1979	3,846	76	2.0	78.3	417	+ 14	+ 3.5	77.8	1,107	- 2	- 0.2	83.1	966	+ 24	+ 2.5	68.4	364	+ 8	+ 2.2	95.3	763	+ 34	+ 4.7	77.9
1980	3,941	95	2.5	78.8	427	+ 10	+ 2.4	77.9	1,135	+ 28	+ 2.5	83.0	1,003	+ 37	+ 3.8	69.7	362	- 2	- 0.6	95.0	788	+ 25	+ 3.3	78.7

【備考】 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。1974年以降は沖縄県をふくむ。

人で二万人(〇・五%)の減、サービス業は七八八万人で二五万人(三・三%)の増のごとくであった(第16表)。非農林部門の雇用者人口の増加率二・五%を上回って雇用者数が増加したのは、製造業、卸小売・金融保険・不動産業、サービス業であった。その結果、雇用者人口の産業別構成は、非農林業九九・二%、建設業一〇・八%、製造業二八・六%、卸小売・金融・不動産業二五・三%、運輸通信・電気・ガス・水道・熱供給業九・一%、サービス業一・九%のごとくになった(第17表)。

雇用者の企業規模別構成

非農林業雇用者のうち、民間部門の雇用者、すなわち官公部門をのぞく雇用者は八〇年平均で三四四万人であった。その企業規模別人数および対前年増減数をみると、二九人以下の零細企業の雇用者数は一三四九万人で、前年よりも二〇万人(一・五%)ほど増加した。三〇〜九九人の小企業の雇用者数は六一六万人で、前年よりも二〇万人(三・四%)ほど増加した。一〇〇〜四四九人の中企業の雇用者数は五六六五万人で、前年より二〇万人(三・七%)増加した。五〇〇〜九九九人の中堅企業の雇用者数は一七四万人で、前年より六万人(三・六%)増加した。一〇〇〇人以上の大企業の雇用者数は七四三万人で、前年よりも二三万人(三・二%)増加した。雇用者数の伸びが非農林部門、民営企業計の平均を下回ったのは、二九人以下の零細企業においてのみである。八〇年に目立って雇用者数が増加したのは大中の企業においてであった。その結果、雇用者の規模別構成は、二九人以下の零細企業三九・一%、三〇〜九九人の小企業一七・八%、一〇〇〜四四九人の中企業一六・四%、五〇〇〜九九九人の中堅企業五・〇%、一〇〇〇人以上の大企業二一・五%と

なった(第18表)。

雇用者の職業別構成

雇用者の職業別人口およびその増減をみると、男子の場合、専門的・技術的職業は一八八万人で前年より七万人(三・九%)増、管理的職業は二〇六万人で前年より二万人(一・二%)増、事務従業者は四二四万人で前年より五万人(一・二%)増、販売従業者は三四〇万人で前年より一二万人(三・七%)増、農林・漁業従業者は三〇万人で前年より一万人(三・四%)増、採鉱・採石従業者は四万人で前年より一万人(二〇%)減、運輸・通信従業者は二二五万人で前年より四万人(二・〇%)増、技能工・生産工程従業者は九四六万人で前年より一三万人(一・四%)増、単純従業者は九四万人で前年より三万人(三・三%)増、保安職業・サービス職従業者は三四二万人で前年より六万人(一・八%)増となった。男子雇用者人口合計の対前年増加率二・四%を上回る伸びを示したのは、専門的・技術的職業、販売従業者、農林・漁業従業者(もっぱら漁業・注)、単純従業者であった。八〇年には、七九年にひきつづいて、男子雇用者の職業別構成において、技術的・専門的職業と、販売従業者の比重が相対的に増大した。前者は七・二%、後者は一三・〇%で、それぞれ〇・一ポイント、〇・二ポイント増加した(第19表)。

女子の場合、専門的・技術的職業は一七六万人で前年より五万人(二・九%)増、管理的職業は一一万人で前年と増減なし、事務従業者は四四三万人で一八万人(四・二%)増、販売従業者は一五七万人で八万人(五・四%)増、農林・漁業従業者は一〇万人で一万人(二〇・〇%)増、運輸・通信従業者は一四万人で二万人(二二・五%)減、技能工・生産工程従業者は三一四万人で、九万人(三・

第17表 雇用者の産業別構成比

		構 成 比 (%)						
		全産業	非農林業	建設業	製造業	卸小売・金融・不動産業	運輸・通信・電気・ガス・水道・熱供給業	サービス業
男	1965年	100.0	97.9	9.3	34.5	20.6	10.0	26.2
	1970	100.0	99.1	9.2	34.6	22.1	10.3	16.9
	1975	100.0	99.2	10.3	31.2	23.8	9.5	18.1
	1976	100.0	99.2	10.4	30.5	24.3	9.6	18.6
女	1977	100.0	99.2	10.4	29.9	24.9	9.4	18.9
	1978	100.0	99.2	10.6	29.2	24.8	9.4	19.2
計	1979	100.0	99.2	10.8	28.6	24.9	9.4	19.7
	1980	100.0	99.2	10.8	28.6	25.3	9.1	19.8

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

第18表 非農林業雇用者の企業規模別構成比（官公をのぞく）

（%）

企業規模別		計	500人以上	100～499人	30～99人	29人以下
総数	1965年	100.0	31.0	15.1	17.3	36.7
	1970	100.0	30.1	16.1	16.7	36.9
	1975	100.0	28.8	16.0	17.1	37.9
	1976	100.0	27.9	16.1	17.7	38.3
	1977	100.0	27.2	15.8	17.5	39.3
	1978	100.0	26.4	15.8	17.6	40.0
	1979	100.0	26.4	16.2	17.7	39.5
	1980	100.0	26.5	16.4	17.8	39.1

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。

第19表 雇用者の職業別構成

（%）

職業別		1975年		1976年		1977年		1978年		1979年		1980年	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業		6.8	11.6	7.1	11.5	7.0	11.7	6.9	12.2	7.1	13.1	7.2	13.0
管理的職業		7.8	0.9	8.1	1.0	7.9	0.8	7.6	0.7	8.0	0.8	7.9	0.8
事務		16.1	32.2	15.8	32.2	15.8	32.4	16.3	32.0	16.3	32.4	16.2	32.7
販売		12.0	11.1	12.8	11.1	12.9	11.1	12.8	11.6	12.8	11.4	13.0	11.6
農林・漁業		1.3	0.8	1.3	0.7	1.3	0.7	1.2	0.7	1.1	0.7	1.1	0.7
採鉱・採石		0.4	0.0	0.4	0.0	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
運輸・通信		8.2	1.5	8.3	1.4	8.2	1.2	8.4	1.1	8.2	1.2	8.2	1.0
技能工・生産工程作業者		37.5	24.5	36.9	24.9	36.7	24.9	36.5	24.5	36.4	23.3	36.1	23.2
単純作業者		3.6	3.7	3.5	4.0	3.7	3.3	3.6	3.9	3.6	4.0	3.6	4.0
保安職業・サービス職業		6.3	13.7	6.2	13.7	6.0	13.3	6.4	13.4	6.4	13.1	6.4	12.9

〔備考〕 総理府統計局「労働力調査年報」各年による。73年以降は沖縄県をふくむ。

〇％）増、単純作業者は五四万人で二万人（三・八％）増、保安職業・サービス職従事者は一七四万人で三万人（一・八％）増であった。女子雇用者人口合計の対前年増加率三・四％を上回る伸びを示したのは、事務従事者、販売従事者、農林・漁業作業者（もっぱら漁業―注）、単純作業者であった。八〇年には、七九年にひきつづいて、女子雇用者の職業別構成において事務従事者の相対的比重が増大し、三二・七％へと、前年よりも〇・三ポイント上昇した。

雇用者の雇用形態

八〇年非農林業雇用者人口を雇用形態別にみると、常雇は三五六七万人で、前年よりも八二万人（三・五％）ほど増加した。臨時雇は二五二万人で、前年よりも一三万人（五・六％）増加した。他方、日雇は一三万人で、前年よりも五万人（三・九％）減少した。非農林雇用者に占める三者の構成は、常雇九〇・五％、臨時雇六・四％、日雇三・一％であり、常雇と日雇の比重が、それぞれ前年よりも〇・一ポイント、〇・二ポイント減少し、臨時雇の比重が〇・四ポイント増加した。

八〇年の常用雇用水準を、労働省「毎月勤労統計調査」によってみると、七五年を一〇〇とすれば、一〇三・一％上昇している。このうち、七九年からの上昇分は〇・八ポイントである。常用雇用指数で常用雇用者の対前年上昇率をみると〇・八％であり、総理府「労働力調査」による雇用者人口の対前年増加率二・五％を大幅に下回っている。八〇年に常用雇用指数が前年よりも上昇したのは、製造業（九四・八、〇・七ポイント）、卸売・小売業（一〇六・八、〇・八ポイント）、不動産業（八六・六、〇・五ポイント）、電気・ガス・水道・熱供給業（一〇四・三、〇・二ポイント）、サービス業（一二一・三、三・五ポイント）であった。他方、常用雇用指数

が低下したのは、鉱業（八四・三、〇・八ポイント）、建設業（一〇七・九、一・八ポイント）、金融・保険業（一〇八・八、〇・七ポイント）、運輸・通信業（九八・九、〇・五ポイント）であった（第20表）。

短時間就業と転職希望

総理府「労働力調査」によれば、非農林業雇用者のうち休業者をのぞく人口は、八〇年平均で三八八六万人（対前年比二・五％）増であった。その週労働時間別構成をみると、三四時間以下の短時間就業者が三九〇万人（一〇・一％）、三五～四八時間の就業者が二〇八八万人（五四・〇％）、四九～五九時間の就業者が八五五万人（二二・一％）、六〇時間以上の就業者が五三七万人（一三・九％）となっている。前年とくらべれば、三四時間以下が二四万人（対前年比六・二％）増、三五～四八時間が同じく二四万人（一・一％）増、四九～五〇時間が三五万人（四・一％）増、六〇時間以上が増減なし、であった。疑いなく、短時間就業者と、残業をおこなう雇用者の比重が増加した。

右の事実とともに、就業人口中の転職希望者の比率、すなわち転職希望率が、前年の五・〇％から五・三％へと〇・三ポイント上昇したことが注目される。転職希望者数は、週三四時間以下の就業者のあいだで四万人（四・四％）増加し九四万人となった。週三五時間以上の就業者のあいだでも一三万人（五・六％）増加し二四四万人となった。なお就業人口中の追加就業希望者の比率すなわち追加就業希望率は、前年の三・六％から三・五％へと〇・一ポイント低下した。しかし、三四時間以下の就業者のあいだでは、追加就業希望者数が四万人（四・八％）ほど増加して八八万人となった。週三

第20表 産業別常用雇用指数¹⁾²⁾

(1975年=100)

年 月	調査計	鉱 業	建設業	製造業	卸売・ 小売業	金融・ 保険業	不動産業	運輸・ 通信業	電気・ガス・ 水道・熱供給業	サービス業
1970年平均	97.8	213.2	92.1	107.0	90.5	90.7	80.0	100.5	93.8	84.5
1975年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1976年平均	100.0	93.8	101.9	98.0	101.6	102.1	91.9	99.3	100.5	103.8
1977年平均	101.3	91.7	104.5	97.1	104.3	105.3	89.8	99.9	101.2	109.0
1978年平均	101.7	86.9	106.6	94.9	106.0	108.7	85.8	100.0	102.7	114.1
1979年平均	102.3	85.1	109.7	94.1	106.0	109.5	86.1	99.4	104.1	117.8
1980年平均	103.1	84.3	107.9	94.8	106.8	108.8	86.6	98.9	104.3	121.3
1～6月平均	102.6	84.2	107.8	94.4	106.3	109.0	85.9	98.8	104.2	119.9
1980年7月 8月 9月 10月 11月 12月	103.8	84.2	108.6	95.4	108.2	110.0	87.9	99.8	104.9	122.4
	103.5	84.3	108.1	95.1	107.5	109.2	87.5	98.7	104.8	122.3
	103.3	84.6	107.9	95.0	107.1	108.8	87.0	98.7	104.5	122.3
	103.2	84.3	108.0	94.9	106.6	108.3	86.8	98.9	104.1	122.6
1981年1月 2月 3月 4月 5月 6月	103.4	84.3	108.5	95.0	106.5	108.1	86.5	99.0	104.1	122.8
	103.0	84.3	107.1	94.7	106.3	107.4	86.3	99.3	103.8	122.0
	102.3	83.6	104.7	94.0	105.3	106.5	85.5	99.2	103.4	121.6
	102.1	83.5	105.5	93.8	104.8	106.0	85.3	99.1	103.1	121.4
	102.2	83.1	105.5	94.0	105.5	105.6	85.7	99.2	102.8	120.8
	105.0	84.7	108.4	96.6	110.2	110.9	89.5	99.1	104.3	124.5
	105.0	84.5	108.7	96.4	109.7	110.9	89.4	99.0	104.6	124.6
	105.0	84.4	109.3	96.4	109.6	110.4	89.0	99.0	104.3	124.6

〔備考〕 1) 常用雇用指数は6カ月ごとに中間補正がなされる。本表は補正済みの指数である。
 2) 79年4月に標本事業所の抽出替えがおこなわれ、指数については、新旧両調査の結果により75年6月まで遡ってギャップ修正がおこなわれた。このため、毎勤統計の従来の数字と合わない。
 3) 72年7月以降は沖縄県をふくむ。指数については、沖縄県をふくめたことによるギャップが修正されている。
 4) 労働省「毎月勤労統計調査」による。

五時間以上就業者のあいだでは四万人(二・六%)ほど減少したが、なお、一五四万人の大台で推移した。

2 景気動向と雇用動向

景気動向

一九八〇年の実質経済成長率は、七五年価格で、前年の五・五%には及ばなかったが、それでも五・〇%の水準を維持した。鉱工業生産の上昇率は、前年の八・三%の上昇には及ばなかったとはいえ、七八年の対前年比六・二%の上昇を上回る七・〇%のアップで推移した。第二次石油危機の衝撃にもかかわらず、経済成長率と鉱工業生産の水準からは、八〇年の景気はマイルドな好況であったといえる。ただし、成長パターンは、前年とくらべて顕著に相違した。七九年の成長は八〇年にひきつづいて比較的内需主導型であったが、八〇年の成長は、顕著に輸出主導型であった。また、七五年以降抑制されてきた設備投資が、設備の更新期をむかえて相当に増加したことも、七九年との対比での重要な特徴となった。他方、住宅建設や個人消費の伸びは例年になく低迷しつづけた。このため、八〇年下半年から上半期にかけて景気は停滞した。

八〇年の景気は、企業収益の動向からみると、大企業では好況、小零細企業では不振であった。日銀「短期経済観測」によれば、主

要企業(約五三〇社)の八〇年上半年期の経常利益は、対前年比で三五・一%の超大型増益となった。八〇年下半年期の主要企業の経常利益は、上半期よりも一二・一%の減となったが、それでも、八〇年以前の史上最高記録を一九%も上回る水準であった。他方、小零細企業の経営は一般的に言えば、困難な状況となった。企業倒産件数は、前年よりも一八五四件ほど増加して、一万七八八四件を記録した。これは、七七年に次いで史上第二の倒産件数であった。

新規学卒者の需給状況

「職業安定業務統計」によれば、八〇年三月卒の新規学卒者にたいする求人倍率は、中学卒の場合二・八倍、高校卒の場合一・九倍であった。中学卒の場合は前年より〇・一ポイント減、高校卒の場合は〇・二ポイントの増となった。大学卒にたいする求人倍率は不明であるが、就職率が前年の七二%をいくぶん上回る水準であったことや、大学窓口の実感からして、就職者数にたいする求人者数の割合が前年をかなり上回ったことは確かであるといつてよい。

文部省「学校基本調査」によれば、八〇年三月卒の就職者は、中学卒が六・七万人、高校卒が六〇・〇万人、大学卒が四二・六万人で、合計では一〇九・三万人であった。雇用者のリタイヤーや死亡による交替補充需要を八〇年につき控え目にみてかりに七〇万人に見積もると、就業人口の純増六四万人にたいする新規学卒者による充足率は約五〇%程度となる。八〇年の新規学卒者の就職先としては、製造業の比重が増大した。製造業に就職した者は、中卒で六二・五%、高卒で二九・八%、大卒で二三・一%であった。それらは、それぞれ前年よりも、二・九ポイント、二・五ポイント、一・〇ポイント増加した。また、高卒と大卒では、金融・不動産業の比

第21表 一般職業紹介状況¹⁾²⁾³⁾

年 月	新 規 求 人 数 (A)	新 規 求 職 件 数 (B)	新 規 求 人 倍 率 (A)/(B)	有 効 求 人 数 (C)	有 効 求 職 者 数 (D)	有 効 求 人 倍 率 (C)/(D)	就 職 件 数 (E)	充 足 率 (E)/(C)	季 調 済		
	千 人	千 件	倍	千 人	千 人	倍	千 人	%	新 規 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	効 率
1970年平均	309	352	0.88	794	1,249	0.64	142	17.8	1.52	1.35	
1975年平均	339	350	0.97	943	1,536	0.61	122	13.0	0.98	0.59	
1976年平均	348	343	1.02	948	1,487	0.64	119	12.6	0.97	0.64	
1977年平均	311	366	0.85	845	1,517	0.56	118	14.0	0.83	0.54	
1978年平均	331	362	0.91	885	1,574	0.56	115	13.0	0.96	0.59	
1979年平均	386	347	1.11	1,071	1,507	0.71	117	10.9	1.13	0.73	
1980年平均	390	364	1.07	1,128	1,507	0.75	119	10.5	1.09	0.75	
1～6月平均	424	399	1.10	1,176	1,611	0.73	142	11.8	1.10	0.76	
1980年 7 月	364	304	1.20	1,037	1,411	0.74	95	9.1	1.09	0.76	
8 月	430	293	1.47	1,084	1,375	0.79	82	7.5	1.06	0.74	
9 月	432	333	1.30	1,155	1,399	0.83	104	9.0	0.99	0.72	
10月	380	332	1.14	1,172	1,397	0.84	112	9.6	1.00	0.72	
11月	285	290	0.98	1,077	1,359	0.79	105	9.7	1.02	0.72	
12月	141	424	0.57	951	1,474	0.65	81	8.5	1.03	0.72	
1981年 1 月	404	595	0.68	1,018	1,761	0.58	90	8.8	1.01	0.72	
2 月	396	351	1.13	1,098	1,731	0.63	99	9.0	0.97	0.71	
3 月	469	396	1.19	1,278	1,785	0.72	194	15.2	0.89	0.67	
4 月	409	499	0.82	1,237	1,802	0.69	237	19.2	0.87	0.66	
5 月	347	429	0.81	1,078	1,718	0.63	149	13.8	0.96	0.65	
6 月	332	346	0.96	1,023	1,623	0.63	108	10.5	0.95	0.66	

〔備考〕 1) 学卒をのぞきパートをふくむ一般労働者。
 2) 実数は72年から沖縄県をふくむ。
 3) 労働省「職業安定業務統計」による。

重がいくぶん増大した。また、産業規模別の就職先についてみると、高卒の場合、五〇〇人以上規模と一〇〇～四九九人規模の比重が増加した。それぞれ三八・九％と三〇・五％の比重を占め、前年よりも二・六ポイント、〇・三ポイント増加した。中卒の場合一〇〇～四九九人規模と三〇～九九九人規模企業とで比重が増加し、それぞれ二七・七％と二〇・七％の比重となり、前年よりも二・〇ポイント、〇・六ポイント増加した。高卒と中卒とを通じて二九人以下規模の比重は低下した。高卒の場合一三・一％の比重で一・四ポイント低下し、中卒の場合、三二・八％の比重で、二・〇ポイント低下した。

一般職業紹介状況

八〇年以降の景気動向は、公共職安における一般職業紹介状況の推移にも投影している。

マイルドな好況を背景として、有効求人倍率は、前年の年平均月当たり〇・七一から〇・七五へと〇・四ポイント上昇した。また、就職件数も、前年の月当たり一一・七万人から一一・九万人へと、二〇〇〇人（一・七％）ほど増加した。有効求職者数にたいする就職件数の比率、すなわち就職率は、前年の七・八％から七・九％へと〇・一ポイント上昇した（第21表）。しかし、有効求人倍率は、八〇年九月以降、前年同月の水準を下回るようになった。新規求人は、すでに六月以降から前年同期の水準を下回るようになった。「職業安定業務統計」によって、業種別に新規求人数の推移をみると、建設業からは年初来求人が前年同月を下回りはじめ、ついで運輸・通信業からの求人が四月～六月以降から、また卸売・小売からの求人は七月以降から、前年同月を下回りはじめた。製造業からの求人も、九月以降、前年同月を下回りはじめた。ただし、製造業からの

第22表 技能労働者の不足数

(単位：千人)

規 模 ・ 産 業		1965年	1970年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年
合 計		1,797 (21.7)	1,837 (19.8)	779 (8.0)	794 (8.4)	779 (8.3)	629 (6.7)	816 (8.8)	837 (9.0)
規 模	従業員500人以上	280 (10.8)	149 (6.0)	17 (0.8)	21 (1.1)	13 (0.6)	10 (0.5)	15 (0.8)	24 (1.3)
	100人～499人	413 (17.9)	371 (5.2)	78 (3.6)	69 (3.5)	70 (3.4)	50 (2.6)	70 (3.4)	77 (4.0)
	30人～99人	515 (25.9)	473 (22.7)	177 (8.3)	168 (8.2)	175 (8.4)	128 (6.4)	186 (9.0)	177 (8.1)
	5～29人	662 (33.6)	844 (37.0)	507 (15.3)	535 (15.6)	520 (16.7)	441 (12.3)	545 (16.6)	558 (16.8)
産 業	鉱 業	24 (11.3)	14 (8.7)	5 (4.6)	4 (3.8)	5 (5.0)	5 (5.6)	6 (6.3)	7 (7.7)
	建 設 業	226 (30.6)	329 (31.7)	171 (11.3)	200 (12.9)	199 (13.3)	225 (13.9)	258 (17.7)	222 (15.5)
	製 造 業	1,379 (22.0)	1,294 (19.0)	506 (7.6)	510 (8.0)	484 (7.7)	332 (5.5)	447 (7.3)	506 (8.2)
	運 輸 通 信 業	120 (14.3)	124 (12.1)	64 (5.7)	49 (4.6)	66 (5.9)	49 (3.8)	73 (5.9)	61 (4.6)
	電気・ガス・水道 ・熱供給業	2 (3.7)	2 (3.0)	1 (1.7)	1 (1.2)	1 (0.9)	0 (0.5)	1 (0.8)	0 (0.6)
	自動車整備業等	46 (31.3)	75 (35.4)	32 (11.8)	34 (13.3)	25 (9.0)	18 (5.8)	32 (11.4)	40 (16.2)

〔備考〕 1) () は不足率を示す。

$$2) \text{ 不足率}(\%) = \frac{\text{不足技能工数}}{\text{調査時点の技能工数}} \times 100$$

3) 電気・ガス・水道業には73年分以降に熱供給業をふくむ。

4) 労働省「技能労働力需給状況調査」(各年6月)。

求人数の推移には業種別のバラツキが目立った。電気機械、輸送用機械、精密機械などの機械関連業種からの求人数は、一般的にいつて前年同月の水準を維持したが、食料品、繊維、紙製品、木材・木製品などの個人消費や住宅建設への依存度が高い業種からの求人は四月ころから減少しはじめ、次いで、金属製品や鉄鋼、非鉄、化学、窯業、土石などの素材・関連業種ないしは公共投資への依存度が高い業種からの求人が減少した。また企業規模別にみると新規求人が減少に転じたのは小規模事業所からであり、年央以降中規模からの求人数も減少に転じた。これにたいし、大規模からの求人数は、おおむね前年同月を上回るか、ほぼ同一の水準で推移した。就職率は、八〇年の全体をとおしていくぶんか上昇したが、年平均で七・九%、すなわち一〇〇人の有効求職者中で就職者七・九人という水準であった。他方、有効求人数にたいする就職件数の比率は、年平均一〇・五%で、前年よりも〇・四ポイント低下した。一〇〇件の求人にした

第23表 雇用保険業務取扱状況¹⁾²⁾

年 月	雇 用 保 険 ²⁾³⁾			
	一 般			日雇受給 者実人員
	離職票 提出件数	受給者 実人員	基本受給 ³⁾ 率	
	千件	千人	%	千人
1970年平均	150	491	2.3	182
1974年 "	194	574	2.4	136
1975年 "	194	870	—	139
1976年 "	135	754	2.7	134
1977年 "	134	632	2.6	130
1978年 "	134	708	2.9	128
1979年 "	126	658	2.7	127
1980年平均	130	648	2.6	128
1～6月 "	153	593	2.5	134
1980年 7月	116	713	2.8	137
8月	119	694	2.7	135
9月	131	669	2.6	132
10月	129	675	2.7	126
11月	96	652	2.6	125
12月	89	666	2.7	89
1981年 1月	176	640	2.6	152
2月	142	625	2.5	122
3月	150	670	2.8	124
4月	230	705	2.8	114
5月	165	736	2.8	134
6月	135	800	3.0	119

〔備考〕 1) 労働省「雇用保険事業月報」による。
2) 雇用保険法施行にともない、制度上の変更があったため1975年4月以降はそれ以前と接続しない。したがって75年平均の数値は、3月まで失業保険制度の数値をふくむ。

$$3) \text{ 基本受給率} = \frac{\text{基本手当受給者実人員}}{\text{被保険者数} + \text{基本手当受給者実人員}}$$

「毎月勤労統計」によって、年間の入職と離職の状況を業種別にみると、製造業では八〇年に、前年よりも入職率が相当顕著に上昇し、離職率が相当に低下し、入職超過率が相当顕著に上昇した。入職率は一・三ポイント上昇して一七・三%となり、離職率は〇・三ポイント低下して一六・八%となり、入職超過率は一・六ポイント上昇して〇・五%となっ

た。一般労働者の場合新規学卒者からの入職者は三八・一%を占め、一般未就業者からの入職者は一七・九%を占め、転職者からの入職者は四四・〇%を占めた。パートタイム労働者の場合、新規学卒者からの入職者は一〇・一%を占め、一般未就業者からの入職者は五七・六%を占め、転職者からの入職者は三二・三%を占めた。ことわるまでもなく下半期には、入職者中の一般未就業者と転職者からの比重が格段に増大する。

いして一〇件が充足されるという水準であった。すなわち、一方の仕事不足と他方での人不足とが、ともに深刻な状況で推移した。
技能労働者の需給状況
労働省職業訓練局の「技能労働者需給状況調査」によると、技能集約的な産業での特掲職種の技能労働者の不足数は、八〇年六月現在、八三万六八〇〇人で、前年よりさらに二万一二〇〇人（二・六%）ほど増加した。また、技能労働者総数にたいする不足数の割合、すなわち不足率は九・〇%であり、前年の八・八%を〇・二ポイント上回った。不足率は、自動車整備業（一六・二%）、建設業（一五・五%）、製

造業（八・五%）、鉱業（七・八%）においてとくに深刻な数字となった（第22表）。事業所規模別では小企業ほど不足が深刻となっている。このことは構造的要因の存在を示唆するが、七九年以降、小規模企業の不足率は深刻な水準がつづいており、八〇年六月現在、二人以下の企業、および三〇～九九人規模の企業では、不足率が、それぞれ一六・八%、八・一%の水準にある。

入・離職率の推移

「雇用動向調査」によれば、八〇年上半期の入職者中、パートタイム労働者でない一般労働者が全体の八八・一%を占め、パートタイム労働者が一一・九%を占めた。一般労働者の場合新規学卒者からの入職者は三八・一%を占め、一般未就業者からの入職者は一七・九%を占め、転職者からの入職者は四四・〇%を占めた。パートタイム労働者の場合、新規学卒者からの入職者は一〇・一%を占め、一般未就業者からの入職者は五七・六%を占め、転職者からの入職者は三二・三%を占めた。ことわるまでもなく下半期には、入職者中の一般未就業者と転職者からの比重が格段に増大する。

た。反対に、建設業では、入職率が顕著に低下し、離職率が顕著に上昇し、入職超過率が顕著にマイナスとなった。他のほとんどの産業では、入職率・離職率とが、ともに前年より上昇して、入職超過率は前年よりいくぶん上昇した。産業計では入職率は〇・四ポイント上昇して一九・三%となり、離職率は〇・二ポイント上昇して一八・九%となり、入職超過率は〇・三ポイント上昇して〇・四%となった。ただし、労働移動が前年より活発化したとはいっても、七〇年代前半のように入職率・離職率が二〇・三%で、入職超過率が一・三%のような水準にはほど遠い。なお、製造業について企業規模別の入・離職状況をみておくと、八〇年には全規模を通じて、入職率が離職率を上回り、入職超過となった。五〇〇人以上規模および一〇〇～四九九人規模での入職超過率は、それぞれ一・二%、〇・三%であった。これらの規模で入職超過となったのは七四年以降はじめてのことである。二九人以下規模および三〇～九九人規模では、入職率・離職率ともに一九・二%の範囲にあり、労働移動は高水準であるが、二九人以下規模では二・四%、三〇～九九人規模では〇・六%の入職超過を維持した。

雇用保険の諸指標

雇用保険制度による離職票提出件数は、『雇用保険事業月報』によれば、八〇年の年平均で一カ月当たり一三・〇万件で、前年との比較では四〇〇〇人(三・二%)増大している。転職件数が増加したことがその主たる原因であろう(第23表)。

雇用保険の受給者実人員は、一般受給者の場合、八〇年平均で六四・八万人であり、前年よりも一万人(一・五%)減少した。しかし、他方では、従来の、いわゆる失業手当に相当する基本手当の受

給者が、被保険者人口に占める比率である「基本手当受給率」は、ごくわずかしき減少していない。基本手当受給率は、八〇年平均で二・六%であり、前年より〇・一ポイント減少したにすぎない。以上要するに、「雇用調整」対策の対象としての受給者数は減少し、また転職件数も増加したが、他方では「基本手当」を受給する立場におかれている人たちの数はほとんど減少しなかった。日雇受給者実人員は、八〇年に一二・八%で、前年より〇・一万人(〇・八%)増加した。

【参考資料】 ①総理府統計局「労働力調査年報」昭和五五年版、②労働省労働大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」昭和五五年版、③同上「労働統計調査月報」昭和五五年および五六年一～六月、④労働省職業安定局「職業安定業務統計」、⑤同上「雇用保険事業月報」、⑥労働省「労働経済動向調査」、⑦同上「昭和五五年労働経済の分析」、⑧同上「昭和五五年三月新規学卒者の職業紹介状況調査」、⑨同上「昭和五五年度技能労働者需給状況調査」

III

賃金と労働時間

概要□賃金——賃金水準と労働分配率・名目賃金／春季賃上げ額と率／実質賃金／労働分配率の動向／企業間賃金構造・産業別賃金格差／規模別賃金格差／地域別賃金格差／企業内賃金構造・労働者種類別賃金格差／男女別賃金格差／年齢別賃金格差／賃金支払形態・賃金構成比率／定年延長と賃金形態／定期給与と臨時給与・定期給与と臨時給与の比率／労働時間——労働時間の動向／週休二日制／夏季休暇

概

要

一、一九八〇年の賃金は、現金給与総額の対前年上昇率でみると、調査産業計で七・〇%、製造業で八・一%となっている。それぞれ前年の上昇率を上回った。しかし賃金水準の上昇がヒトケタにとどまっているのは、労働力需給緩和の傾向がつづいていること、消費者物価上昇率がやや高まったとはいえ八・〇%におさまったことにもとづくものである。

一、八一年の春季賃金闘争における賃上げ率は七・六八%で、額・率ともに前年を上回っている。八一年春闘時における有効求人倍率は〇・七倍程度で前年の〇・七八倍を下回り、また消費者物価の上昇率も前年一月～三月にくらべて低下している。さらに企業の業績も悪化しているにもかかわらず、賃上げ率は前年を上回った。このような結果をもたらしたのは、八〇年度における実質賃金目減りの問題が、賃上げ圧力として作用したためである。

一、八〇年における労働分配率（付加価値額に占める人件費の割合）は、八〇年度上期は四八・七%と前年同期に比べ二・七ポイント低下したが、下期は付加価値率が低下したため五一・四%と、前年同期にくらべて二・二ポイントの上昇となった。日本生産性本部の労働生産性指数（製造業）は、八〇年平均は一五六・〇（七五年

Ⅱ一〇〇）であるが、対前年上昇率は九・二ポイントとなった。

一、企業間賃金構造をみると、八〇年において製造業の賃金は前年にひきつづいて相対的に上昇し、製造業以外の産業は不動産業をのぞいていずれも指数が低下している。産業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは、電気・ガス・水道業であり、産業中分類別には鉄鋼がもっとも高い。規模別賃金格差は、前年にひきつづいて若干拡大をみている。長期的な傾向をみると、石油ショック以後における規模別賃金格差の拡大が目立っている。

一、企業内賃金構造をみると、ホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差は、鉱業でいくらか縮小し、製造業でやや拡大している。年齢別の賃金格差をみると、一〇〇〇人以上の規模の企業の賃金は、賃金のピークの年齢が若くなると同時に、三五～三九歳から年功賃金のカーブがやや立ち上がる傾向を示している。中小企業の賃金にも同様の傾向がみられる。

一、八〇年の臨時給与は、調査産業計では、年計の支給率が四・二九カ月で、前年より〇・一二カ月の増加となっている。臨時給与の現金給与総額に占める割合は、年平均では調査産業計二六・三％、製造業二五・四％であり、両者とも前年を上回っている。

一、八〇年の調査産業計の平均実労働時間は一七五・七時間で、前年に比べて〇・五時間の微減となった。総実労働時間のうち所定内労働時間は前年より〇・八時間減少したが、所定外労働時間は〇・三時間増加している。産業大分類別にみて総実労働時間がもっとも長いのは鉱業、産業中分類別には木材である。労働時間の規模別の特徴をみると、規模が小さくなるにつれて総実労働時間は長くなり、また所定外労働時間が短くなる。したがって所定内労働時間

は、規模が小さいほど長いことになる。

1 賃 金

1 賃金水準と労働分配率

名目賃金

一九八〇年の名目賃金の水準は、労働省「毎月勤労統計調査報告」（規模三〇人以上）の現金給与総額

によってみれば、調査産業計で二六万三三八六円、製造業で二四万、四五七一円であり、対前年上昇率は、前者で七・〇％、後者で八・一％となっている（第26表）。上昇率は、調査産業計では前年の六・二％を、また製造業では前年の七・四％をそれぞれ上回っている。

しかし賃金水準の上昇率が前年にひきつづいてヒトケタにとどまっているのは、第一に八〇年の有効求人倍率が〇・七五倍と求職者数が求人数を上回っていること、第二に賃金水準に影響をあたえる消費者物価指数（全国）がやや高まったとはいえ、八〇年平均で八・〇％とヒトケタにおさまったためである。

八〇年の初任給を労働省「賃金構造基本統計調査報告」（一〇人以上事業所）によってみると（第24表）、男子初任給は、全国平均で

大卒（事務）一二万四四〇〇円、高卒九万二八〇〇円、中卒八万一一〇〇円であり、女子の場合は、大卒一〇万八七〇〇円（男子を一〇〇として九五％）、高卒八万八三〇〇円（九五）、中卒七万三二〇〇円（九〇）となっている。また八〇年の初任給の対前年比上昇率を第24表によってみると、男子は大卒（事務）四・七％、高卒四・七％、中卒七・六％、女子は大卒（事務）四・八％、高卒四・三％、中卒四・九％となっている。前年の上昇率よりもやや高いが、とくに男子中卒の上昇率が前年より高い。

春季賃上げ額と率

名目賃金水準上昇の一つの要因である労働組合の春季賃金闘争の妥結結果を、賃上げ額および賃上げ率についてみると（労働省労政局調べ、第99表）、八〇年賃上げ額は、民間平均で一万一六七九円、賃上げ率で六・七四％であり、前年より額・率ともに若干上昇している。産業別の賃上げ状況をみると、比較的高い賃上げを獲得したのは、卸小売業（八・四三％）、新聞放送（八・一三％）、証券（七・四六％）、自動車（七・二四％）、電気機器（七・二％）、化学（七・一三％）などであり、低かったのは水産・食料品（五・七四％）、金属・石炭鉱業（五・七五％）、電力（五・九％）などであった。賃上げの分散係数は、前年の〇・一〇に対して〇・〇六と縮小をみている。これは景気の回復にともなって産業間の業績格差が縮小したためであろう。

八一年の春季賃上げ額は、労働省労政局調べによると、民間平均で一万四〇三七円、賃上げ率で七・六八％となり、前年より額・率ともに上昇をみている。八一年春闘当時（一月～三月）における有効求人倍率は、〇・七倍をやや上回る程度で、前年一月～三月の〇・七八倍より低下しており、また消費者物価も前年一月～三月の平

均七・五％にたいして、八一年一月～三月は六・七％となっている。さらに企業の支払能力をみると、製造業の経常利益は日銀の短期観測によれば八〇年度下期は、前期対比二三・五％の減益となっている。

このように労働力需給状況、消費者物価、企業の支払能力のいずれをとってみても八一年は八〇年より低下しており、したがって賃上げ率も前年より減少するはずであるにもかかわらず、逆に一程度賃上げ率が増加している理由は、八〇年度において一・一程度実質賃金が低下し、そのことが労働組合の下部の不満をまねいて賃上げの圧力となったためである。すなわち八一年における賃上げにあたっては、賃金決定要因における、いわゆる労使関係要因が大きな影響をあたえたといえる（春闘要求、経過については本年鑑Ⅱ―Ⅳ「賃金闘争」参照）。

実質賃金

実質賃金指数を労働省算出の資料によってみると、（第25表）、八〇年平均では、調査産業計で〇・九％の減少、製造業で〇・一％の増加となっている。前年はそれぞれの二・五％、三・七％の増加であったが、八〇年においては一九五二年に実質賃金の調査が開始されて以降はじめて前年の水準を下回っている。このように実質賃金の低下がみられたのは、原油価格の大幅な上昇にもとづく卸売物価の高騰が消費者物価にはねかえったためである。

実質賃金指数の月別の対前年同期増減率の動向をみると、調査産業計では、二月から九月まで七月をのぞいて各月とも減少し、一月にも一・三％の減少をみている。製造業も、二月から四月までと、八月から十一月までが対前年同期減少を示している。

第 24 表 初任給対前年比上昇率（規模計）

（単位：百円，％）

年	男 子					女 子			
	大 卒		短大卒	高 卒	中 卒	大 卒 （事務）	短大卒	高 卒	中 卒
	事 務	技 術							
1 9 7 9 年	1,093	1,097	958	886	754	1,037	930	847	698
上 昇 率	3.5	4.3	3.0	3.1	3.6	3.8	2.5	3.3	3.9
1 9 8 0 年	1,144	1,148	1,007	928	811	1,087	974	883	732
上 昇 率	4.7	4.6	5.1	4.7	7.6	4.8	4.7	4.3	4.9

〔備考〕 労働省「賃金構造基本統計調査報告」による。

第 25 表 調査産業計および製造業における実質・名目賃金指数の推移

（現金給与総額， 1975年＝100）

年 月	調 査 産 業 計				製 造 業			
	名 目 賃 金		実 質 賃 金		名 目 賃 金		実 質 賃 金	
	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率	指 数	対前年同 期増減率
1970年平均	42.4		73.1		43.7			
1975年平均	100.0	14.8	100.0	2.7	100.0	11.5	100.0	△ 0.3
1978年平均	129.9	6.4	106.0	2.5	129.1	5.9	105.3	2.0
1979年平均	137.9	6.2	108.6	2.5	138.7	7.4	109.2	3.7
1980年平均	147.6	7.0	107.6	△ 0.9	149.9	8.1	109.3	0.1
1979年 1 月	111.0	7.4	34.3	0.6	111.5	8.4	84.7	1.6
2 月	107.0	7.0	80.6	△ 0.9	109.0	7.7	82.1	△ 0.6
3 月	121.9	7.8	91.0	△ 0.2	110.7	7.6	82.7	△ 0.4
4 月	110.3	6.9	81.0	△ 1.3	112.3	8.2	82.5	△ 0.1
5 月	112.1	6.9	81.6	△ 1.2	116.6	8.8	84.9	0.6
6 月	199.4	6.5	144.7	△ 1.8	176.9	9.0	128.4	0.5
7 月	197.5	8.3	143.0	0.6	420.0	9.3	173.8	1.5
8 月	129.6	4.9	94.0	△ 3.4	136.0	7.7	98.6	△ 0.9
9 月	112.0	5.9	80.0	△ 2.8	115.3	7.0	82.4	△ 1.8
10 月	115.2	7.8	82.2	0.0	115.3	7.2	82.2	△ 0.6
11 月	116.9	7.0	83.2	△ 1.3	120.8	8.0	86.0	△ 0.3
12 月	338.3	7.2	242.3	0.1	344.6	7.4	239.7	0.3

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第26表 産業別平均月間現金給与支給額

(規模30人以上)

産業別	年 別	1965年	1970年	1975年	1979年	1980年
調 査 産 業 計		—	75,670	177,213	247,933	263,386 (107.7)
鉱 業		41,650	79,209	197,301	264,948	281,478 (115.1)
建 設 業		39,439	71,727	158,045	235,286	251,579 (102.9)
製 造 業		36,106	71,447	163,729	227,753	244,571 (100.0)
食 料 品・た ば こ		—	62,801	146,592	194,491	208,168 (85.1)
織 維		25,068	52,657	113,878	165,474	177,510 (72.6)
衣 服		22,003	40,041	96,001	129,695	137,207 (56.1)
木 材・木 製 品		27,102	54,777	128,661	176,667	190,351 (77.8)
家 具		28,993	55,250	131,385	183,640	193,301 (79.0)
パルプ・紙・紙加工品		37,795	73,159	195,698	229,998	241,593 (98.8)
出 版・印 刷		47,639	87,257	207,045	288,914	316,093 (129.2)
化 学		44,091	86,785	198,811	282,613	303,673 (124.2)
ゴ ム		32,085	64,740	161,240	223,644	236,173 (96.6)
窯 業・土 石 製 品		36,702	70,543	157,476	217,485	232,848 (95.2)
鉄 鋼		49,281	100,710	217,512	291,121	318,489 (130.2)
非 鉄 金 属		42,883	85,419	181,078	258,516	275,256 (112.5)
金 属 製 品		35,134	71,353	165,626	225,639	238,025 (97.3)
一 般 機 械 器 具		38,564	81,222	176,417	254,174	275,042 (112.5)
電 気 機 械 器 具		32,082	63,830	151,089	217,004	231,191 (94.5)
輸 送 用 機 械 器 具		43,781	82,769	181,768	254,654	279,241 (114.2)
精 密 機 械 器 具		34,834	69,153	152,940	219,409	232,068 (94.9)
卸 売 業・小 売 業		36,464	68,647	164,958	226,608	239,478 (97.9)
金 融・保 険 業		50,486	85,260	206,979	303,975	324,108 (132.5)
不 動 産 業		46,480	98,173	190,701	268,947	291,315 (119.1)
運 輸・通 信 業		47,164	84,825	198,669	267,414	281,573 (115.1)
電 気・ガ ス・水 道 業		59,627	106,648	241,039	322,647	337,047 (137.8)
サ ー ビ ス 業		—	82,856	202,465	273,931	287,153 (117.4)

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

2) 1975年より沖縄県をふくむ。

労働分配率の動向

八〇年における労働分配率（付加価値額に占める人件費の割合）の動向を、日本銀行「主要企業短期経済観測」によってみると、八〇年度上期は四八・七％と前年同期に比べ二・七ポイント低下したが、下期は、付加価値率が低下したため五一・四％と前年同期に比べて二・二ポイントの上昇となった。いわゆる景気のかげり現象による売上高の低下が、労働分配率の上昇をもたらしたとみることができる。日本生産性本部の労働生産性指数（製造業）をみると、八〇年平均は一五六・〇（七五年＝一〇〇）であるが、七九年の対前年上昇率は一二・一％であったのにたいして、八〇年の上昇率は九・二ポイントにとどまっている。

2 企業間賃金構造

産業別賃金格差

賃金の産業別格差を産業大分類別にみると（第26表）製造業を一〇〇として、鉱業一一五・一

（前年一一六・三）、建設業一〇二・九（一〇三・三）、卸売・小売業九七・九（九九・五）、金融・保険業一三二・五（一三三・五）、不動産業一一九・一（一二八・一）、運輸・通信業一一五・一（一二七・四）、電気・ガス・水道業一三七・八（一四一・七）、サービス業一一七・四（一二〇・三）となっている。前年に比べて、不動産業をのぞいても指数が低下しているが、このことは製造業の賃金上昇が前年にひきつづいて高かったことを物語っている。産

業大分類別にみてもっとも賃金が高いのは、電気・ガス・水道業一三七・八であり、ついで金融・保険業一三二・五、不動産業一一九・一、サービス業一一七・四となっている。前年に比べると不動産業とサービス業の順位が入れ替わった。また、もっとも賃金が低いのは卸売業・小売業九七・九、製造業一〇〇となっている。

つぎに、製造業を一〇〇とした賃金の産業別格差を中分類別にみると（第26表）、指数の増加した産業は出版・印刷（一二六・九から一二九・二）、鉄鋼（一二七・八から一三〇・二）、輸送用機械器具（一二一・八から一二四・二）などであり、これらの産業で賃金が相対的に上昇したことを示している。

低下した産業は、食料品・たばこ（八五・四から八五・一）、衣服（五六・九から五六・一）、パルプ・紙・紙加工品（一〇一・〇から九八・八）、ゴム（九八・二から九六・六）、非鉄金属（一一三・五から一一二・五）、金属製品（九九・一から九七・三）、電気機械器具（九五・三から九四・五）となっている。

中分類別にみてもっとも賃金が高い産業は鉄鋼一三〇・二であり、ついで出版・印刷一二九・二、化学一二四・二、輸送用機械器具一一四・二、非鉄金属一二二・五、一般機械器具一二二・五の順となっている。前年に比べて輸送用機械器具と非鉄金属の順位が入れ替わっている。もっとも賃金の低い産業は、衣服五六・一で、ついで繊維七二・六、木材・木製品七七・八、家具七九・〇の順となっている。

規模別賃金格差

八〇年における賃金の規模別格差をみると（第27表）、五〇〇人以上の規模の賃金を一〇〇として、一〇〇～四九九人の規模は八〇・五（前年八一・一）、三〇～

第27表 製造業規模別賃金格差

年	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
1970年	100.0	81.4	69.5	61.8
1975年	100.0	82.9	68.7	60.2
1978年	100.0	82.7	68.1	60.6
1979年	100.0	81.1	66.4	59.5
1980年	100.0	80.5	65.4	58.0

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第28表 製造業における規模別1人平均月間現金給与額

年 月	1,000人以上	500～999人	100～499人	30～99人
1978年1月	220,437 (100.0)	194,125 (88.1)	181,427 (82.3)	149,191 (67.7)
2月	217,231 (100.0)	191,523 (88.2)	171,867 (79.1)	149,919 (69.0)
3月	220,272 (100.0)	196,928 (89.4)	175,772 (79.8)	150,336 (68.3)
4月	223,347 (100.0)	196,364 (87.9)	177,001 (79.2)	155,333 (69.5)
5月	235,358 (100.0)	207,404 (88.1)	184,086 (78.2)	156,952 (66.7)
6月	392,162 (100.0)	362,933 (92.5)	278,392 (71.0)	193,981 (49.5)
7月	519,133 (100.0)	428,411 (82.5)	383,000 (73.8)	292,333 (56.3)
8月	258,394 (100.0)	225,373 (87.2)	217,784 (84.3)	197,711 (76.5)
9月	230,088 (100.0)	203,748 (88.6)	182,377 (79.3)	157,052 (68.3)
10月	231,650 (100.0)	203,533 (87.9)	182,187 (78.6)	156,394 (67.5)
11月	242,560 (100.0)	216,536 (89.3)	191,682 (79.0)	161,474 (66.6)
12月	720,231 (100.0)	629,872 (87.5)	531,058 (73.7)	400,006 (55.5)

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

一九九人の規模は六五・四（六六・四）、五〇二九人の規模は五八・〇（五九・五）となっており、前年に比べて規模別賃金格差は拡大している。一九七〇年以降の長期的な推移をみると、いずれの規模の企業も一貫して指数が低下し、規模別格差はとくに第一次石油ショック以後拡大の傾向を強めていることが看取できる。高度成長期においては、労働力の需給逼迫を通じて規模別賃金格差の縮小がみられたのであるが、石油ショック以降は労働力の需給が緩和し、規模別の労働生産性格差が、賃金格差に反映する傾向が強まったといえるであろう。

一九八〇年の製造業における規模別現金給与額の月別推移を第28表によってみると、一〇〇〇人以上規模の賃金を一〇〇として、五〇〇～九九九人規模賃金はほぼ九〇％弱（最低で八二・五、最高で九二・五）であ

第29表 調査産業計、製造業における都道府県別平均賃金指数
(1980年、東京=100)

府県別	調査 産業計	製造業
全 国	84.8	80.7
北海道	80.4	71.7
青森	70.2	49.8
岩手	69.0	53.5
宮城	77.7	63.2
秋田	65.9	48.2
山形	64.7	52.2
福島	65.5	59.1
茨城	79.7	75.8
栃木	73.7	73.8
群馬	73.4	71.0
埼玉県	80.2	78.0
千葉県	84.2	83.6
東京都	100.0	100.0
神奈川県	91.0	92.0
新潟県	71.6	61.3
富山県	73.1	68.5
石川県	78.7	71.2
福井県	73.8	63.7
山梨県	77.1	66.6
長野県	71.7	66.1
岐阜県	72.2	66.0
静岡県	78.4	77.2
愛知県	84.6	82.4
三重県	74.8	72.3
滋賀県	77.7	76.8
京都府	88.4	85.9
大阪府	93.4	90.9
兵庫県	86.8	86.9
奈良県	81.6	75.5
和歌山県	83.4	84.5
鳥取県	65.5	52.0
島根県	67.1	56.6
岡山県	77.1	73.9
広島県	81.7	82.2
徳島県	76.3	82.6
香川県	72.0	64.1
愛媛県	74.1	61.7
高知県	71.8	67.6
福岡県	67.6	58.1
佐賀県	81.0	81.2
長崎県	69.4	59.9
熊本県	71.1	63.5
大分県	71.2	58.1
宮崎県	70.4	65.9
鹿児島県	66.4	56.7
沖縄県	65.9	52.0
	74.1	74.8

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

り、一般的にいうと一時金の支給月の格差が大きい。一〇〇〜四九
九人の規模はほぼ八〇%（最低で七一・〇、最高で八四・三）、三
〇〜九九人の規模では七〇%弱（最低で四九・五、最高で七六・
五）となっており、一時金の支給される六月四九・五、七月五六・
三、一二月五五・五とくに低い。

地域別賃金格差

賃金の地域別格差は、調査産業計の場合、東京
を一〇〇としてもっとも高いのは大阪九三・四

（前年九四・二）、神奈川九一・〇（九一・五）、京都八八・四（八
八・七）、兵庫八六・八（八七・七）、愛知八四・六（八四・四）、千
葉八四・二（八四・二）、和歌山八三・四（八三・一）、広島八一・
七（八一・五）、奈良八一・六（八一・八）、福岡八一・〇（八二・
三）、北海道八〇・四（八〇・五）、埼玉八〇・二（八〇・七）とな
っており、全般的にみて東京とその他の県の賃金格差は若干拡大を
みている。もっとも低いのは山形六四・七（前年六四・七）、鳥取
六五・五（六五・七）、福島六五・五（六七・二）、秋田六五・九
（六六・九）、鹿児島六五・九（六七・九）、島根六七・一（六八・

一）、高知六七・六（六八・五）、岩手六九・〇（六八・七）、佐賀六
九・四（六九・六）の順となっている。前年と同様に東北、九州、
山陰地方の各県の賃金が低く、地域別賃金格差は拡大する傾向がみ
られる。

製造業で賃金をもっとも高いのは、神奈川九二・〇（前年九二・
二）、ついで大阪九〇・九（九一・四）、兵庫八六・九（八六・九）、
京都八五・九（八五・四）、和歌山八四・五（八四・四）、千葉八
三・六（八三・八）、愛知八二・四（八二・五）、山口八二・六（八
二・〇）、広島八二・二（八一・〇）の順となっている。もっとも
低いのは秋田四八・二（四九・二）、ついで青森四九・八（四九・
二）、鳥取五二・〇（五二・〇）、鹿児島五二・〇（五二・三）、山形
五二・二（五二・〇）、岩手五三・五（五三・二）、島根五六・六
（五六・七）、熊本五八・一（五七・一）、高知五八・一（五八・七）
の順である。

第30表 常用労働者の種類別・給与内訳別1人平均1カ月現金給与額
(規模30人以上：1980年)

産 業 別	合 計			生 産 労 働 者			管理・事務・技術労働者		
	現金給与 総 額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特 別 に 支 払 わ れ た 給 与	現金給与 総 額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特 別 に 支 払 わ れ た 給 与	現金給与 総 額	きま ま っ て 支 給 す る 給 与	特 別 に 支 払 わ れ た 給 与
調 査 産 業 計	263,166	193,901	69,264	*	*	*	*	*	*
鉱 業	281,531	215,602	65,929	262,856	208,242	54,614	319,877	230,826	89,051
製 造 業	244,332	182,291	62,041	213,171	163,119	50,052	304,676	219,469	85,227

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。
2) *印は労働者の種類別の調査をおこなっていない。

第31表 常用労働者の性別1カ月平均現金給与額
(規模30人以上：1980年)

産 業 別	現金給与総額		きま ま っ て 支 給 す る 給 与		特 別 に 支 払 わ れ た 給 与	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
調 査 産 業 計	309,028	166,199	227,003	123,856	82,024	42,342
鉱 業	296,032	150,296	226,965	112,615	69,067	37,681
製 造 業	295,615	128,773	219,210	98,988	76,405	29,784

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」より算出。

3 企業内賃金構造

労働者種類別賃金格差

労働者の種類別に賃金格差をみると(第30表)、まず現金給

与総額では、管理・事務・技術労働者を一〇〇として、生産労働者は鉱業八二・二(前年八一・二)、製造業七〇・〇(七〇・五)であり、ホワイトカラーとブルーカラーの賃金格差は、鉱業で縮小し、製造業でやや拡大している。きま
ま
っ
て
支
給
す
る
給
与
は、鉱業九〇・二(前年八九・一)、製造業七四・三(七四・九)で、前年にひきつづいて製造業における格差拡大が目立っている。特別に支払われた給与は、鉱業六一・三(五三・七)、製造業五八・七(五九・一)であり、製造業において格差が拡大している。なお「賃金構造基本統計調査」(八〇年)によって規模一〇〇人以上の企業の役職者(男子労働者)の賃金をみると、部長の賃金は高卒で三六万三三〇〇円、大卒で四二万七一〇〇円、課長の賃金は高卒で二九万九四〇〇円、大卒で三四万円となっている。

男女別賃金格差

賃金の男女別格差をみると(第31表)、まず現金給与総額では、男子を一〇〇とすると、女子の調査産業計は五三・八(前年五四・七)、鉱業五〇・八(五〇・二)、製造業四三・六(四

第32表 企業規模別にみた年齢別賃金格差（産業計，男子労働者）
(20～24歳＝100)

年齢階級	計		1,000人以上		100～999人		10～99人	
	1979年	1980年	1979年	1980年	1979年	1980年	1979年	1980年
計	157	160	172	175	157	160	143	145
～17歳	70	71	66	68	72	72	70	72
18～19	82	82	83	82	83	84	79	81
20～24	100	100	100	100	100	100	100	100
25～29	128	127	129	129	127	127	127	125
30～34	155	156	160	161	156	157	149	148
35～39	178	181	189	191	180	182	164	165
40～44	190	194	210	213	193	195	168	171
45～49	192	198	222	228	196	200	163	167
50～54	190	194	226	225	191	196	157	161
55～59	165	169	200	203	174	177	145	149

〔備考〕 労働省「賃金構造基本統計調査報告」による。

四・六）である。前年に比べると鉱業、製造業ともに格差が若干拡大している。つぎに、きまって支給する給与は、調査産業計五四・六（前年五五・五）、鉱業四九・六（四九・一）、製造業四五・二（四六・一）であり、製造業における格差拡大が目立っている。特別に支払われた給与は、調査産業計五一・六（五二・五）、鉱業五四・六（五四・二）、製造業三九・〇（四〇・二）であり、これまた製造業で格差の拡大がみられる。

男女の賃金格差が生ずる原因の一つは、男子の場合、年功賃金のカーブがたっているのにたいして、女子の年功賃金のカーブがねていることにある。すなわち八〇年の「賃金構造基本統計調査」によると、男子の賃金は企業規模計で、二〇～二四歳の賃金を一〇〇として、三〇～三四歳一五六、四五～四九歳が一九八、五〇～五四歳が一九四となっているのにたいして、女子の賃金は二〇～二四歳の賃金を一〇〇として、二五歳以上の賃金は一一〇～一二〇の範囲内にあり、ほとんどフラットになっている。

年齢別賃金格差

八〇年における男子労働者の年齢別賃金格差を第32表によってみると、まず一〇〇人以上の規模の企業の賃金は、二〇～二四歳の賃金を一〇〇として最高は四五～四九歳の二二八である。前年は五〇～五四歳の二二六であったから、ピークの年齢が若くなると同時に、三五～三九歳から年功賃金のカーブがややたち上がる傾向を示している。前年にひきつづいて中高年齢層にたいする生活を配慮して賃金が配分されていることが看取される。

一〇〇～九九九人の規模の企業の賃金は、二〇～二四歳を一〇〇として、最高は四五～四九歳の二〇〇である。前年は一九六であっ

第33表 産業別の給与構成比率

(企業規模30人以上, %)

産業および年月	所 定 内 賃 金									
	合 計	計	基 本 給	業績手当	勤務手当	奨励手当	通勤手当	生活手当	その他の手当	所 定 外 金
産 業 計	1970年9月	100.0	88.6	83.3	5.4	3.5	6.2	1.2	0.4	11.4
	1975年9月	100.0	91.8	84.0	2.6	3.9	1.0	7.9	0.7	8.2
	1997年9月	100.0	90.6	83.7	2.1	4.1	0.9	8.6	0.6	9.4
	1879年9月	100.0	89.9	83.5	2.0	4.2	0.8	8.7	0.7	10.1
	1980年9月	100.0	89.7	82.1	2.0	4.4	0.8	7.3	0.7	10.3
鉱 業	1970年9月	100.0	83.0	68.2	17.6	3.2	7.9	3.1	0.1	17.0
	1975年9月	100.0	85.2	86.2	2.1	3.4	1.0	6.3	1.0	14.8
	1978年9月	100.0	85.2	85.7	0.9	3.5	0.9	8.2	0.7	14.8
	1979年9月	100.0	86.2	85.0	2.1	3.0	1.1	8.5	0.3	13.8
	1980年9月	100.0	85.2	85.0	1.8	2.8	0.7	7.5	0.7	15.0
製 造 業	1980年9月	100.0	87.2	84.8	4.0	3.2	6.2	1.4	0.3	12.8
	1975年9月	100.0	91.7	85.9	1.6	3.3	1.2	7.7	0.4	8.3
	1978年9月	100.0	89.4	85.3	1.4	3.4	1.0	8.5	0.5	10.6
	1979年9月	100.0	88.4	85.3	1.2	3.5	1.0	8.5	0.5	11.6
	1980年9月	100.0	88.0	84.0	1.1	3.6	0.9	7.3	0.5	12.0

〔備考〕 1) 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。
2) 所定内賃金の各手当の数値は、所定内賃金計を100とした比率である。

たから、この規模の企業においても年功賃金のカーブはややたてられている。前年低下した五〇～五四歳の賃金が一九一から一九六に上昇している。

一〇～九九人の規模の企業の賃金は、最高が四〇～四四歳の一七一であり、規模のより大きな企業に比べると賃金の最高の年齢がさらに低下している。とはいえ年功賃金のカーブはたてられる傾向がみられる。

以上の統計は、各年齢階層ごとの平均賃金を指数化したものであるから、賃金の低い中途採用者もふくまれているが、企業の規模の如何をとわず年齢によって賃金が増している。すなわち年功賃金は大企業においてのみみられるのではなく、中小企業においてもカーブがねているとはいいいながら大企業と同様に年功賃金であることに注意すべきである。

「賃金構造基本統計調査」(八〇年)によって男子労働者の賃金を学歴間で比較してみると、高卒を一〇〇とした場合の中卒の年齢別賃金は、一八～一九歳一〇二、二〇～二九歳一〇六と中卒のほうが高いが、それ以降の年齢になるとしだいに格差が拡大し、四五～四九歳では中卒が七九となっている。つぎに高卒を一〇〇として大卒と比較してみると、二〇～二四歳では大卒一〇四とそれほどのひらきはないが、五〇～五四歳になると一六〇と格差が拡大する。二〇～二四歳を一〇〇とした学歴毎の年齢間格差をみると、中卒は最高の五〇～五四歳が一五四であるのにたいし、高卒は二〇八、大学卒は三二一であり、大学卒の賃金格差は三倍に達している。

4 賃金支払形態

賃金構成比率 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」(一九八〇年九月)は、本稿執筆時において未発表のため、ここでは中労委の従業員一〇〇〇人以上の四二三社を調査対象とした「賃金事情調査」(八〇年六月)によって賃金支払形態の実態を明らかにしておく。なお労働省の調査は、発表されしだい収録することにした。

まず基準内賃金を一〇〇とした各賃金項目の構成比は、第34表にみられるように、基本給九一・六(前年九一・七)、奨励給一・二(〇・五)、生活補助給七・二(七・八)で、前年に比べて奨励給の構成比がかなり増加し、生活補助給の構成比が減少している。また生活補助給の内訳をみると、家族手当三・七(前年三・六)、世帯手当〇・八(一・〇)、通勤手当〇・六(一・〇)、住宅手当一・一(一・二)、地域手当〇・五(〇・五)、その他(食事手当、別居手当等)〇・四(〇・四)となっている。

本社において役付手当制度を有する会社の割合は七四・四%(前年七三・一%)で、前年と比べて一・三ポイントの増となっている。役付手当の支給態様は、「一律」四一・九%、「幅あり」三五・五%、「一部一律、他は幅あり」一三・五%となっている。

家族手当制度を有する会社の割合は、八六・五%(前年八六・三%)で、このうち打ち切り制度のある会社の割合は五六・三%(五

第 34 表 基準内賃金の構成比

区 分	合 計	基本給	奨励給	計	生 活 補 助 給						
					家 族 手 当	世 帯 手 当	通 勤 手 当	住 宅 手 当	地 域 手 当	そ の 他	
平 均	100.0	91.6	1.2	7.2	3.7	0.8	0.6	1.1	0.5	0.4	
最 高	—	98.3	8.9	15.9	8.3	8.8	3.0	4.8	9.7	5.7	
最 低	—	81.0	*	1.0	0.3	*	*	*	*	*	

〔備考〕 最高・最低は、各賃金項目ごとに、産業のなかで賃金構成比率のもっとも高い数値のものと、もっとも低い数値のものである。なお、最低値の*印は制度のないものである。

第 35 表 規模およびおもな賃金体系の種類別企業数の割合 (%)

企 業 規 模	全企業	単 一 型 体 系 ¹⁾						併存型体系 ²⁾					
		計	仕事給型 ³⁾				属 ⁴⁾ 人給型	総 ⁵⁾ 合給型	計	仕事給 ・属人 給型	仕事給 ・総合 給型	属人給 ・総合 給型	仕事給 ・属人 ・総合 給型
			小 計	職務 給	職能 給	職務・ 職能給							
調 査 産 業 計													
1979年	100.0	84.7	15.3	2.9	2.4	10.0	9.5	59.9	15.3	4.5	4.9	4.4	1.4
1980年	100.0	82.6	13.8	1.7	2.3	9.8	6.9	61.9	17.4	5.5	5.7	4.7	1.6
1,000人以上													
1979年	100.0	54.6	8.0	0.4	4.0	3.7	7.7	38.9	45.4	19.1	12.8	9.1	4.4
1980年	100.0	55.4	8.1	0.3	3.4	4.4	6.9	40.4	44.5	17.2	13.0	8.3	6.1
100～999人													
1979年	100.0	78.3	11.0	2.5	2.4	6.2	10.6	56.7	21.6	7.6	5.6	6.8	2.6
1980年	100.0	76.2	8.8	1.6	2.1	5.1	8.2	59.2	23.8	7.3	7.4	6.9	2.2
30～99人													
1979年	100.0	88.3	17.2	3.2	2.4	11.7	9.1	62.0	11.7	2.7	4.4	3.4	1.2
1980年	100.0	86.0	15.9	1.8	2.3	11.7	6.4	63.6	14.0	4.4	4.8	3.7	1.2

- 〔備考〕 1) 「単一型体系」とは、基本給の項目が1つのものまたは基本給の項目が2つ以上あるもののうち、それぞれの項目が同種の型（銘柄）で構成されているものをいう。
- 2) 「併存型体系」とは、基本給の項目が2つ以上あるもののうち、それぞれの項目が異なった型（銘柄）で構成されているものをいう。
- 3) 「仕事給型」とは、基本給部分が職務内容や職務遂行能力などの仕事の要素のみに対応してきめられているものをいう。
- 4) 「属人給型」とは、基本給部分が年齢・勤続・学歴などの属人的要素のみに対応してきめられているものをいう。
- 5) 「総合給型」とは、1つの基本給項目の中で仕事の要素および属人的要素を総合勘案してきめられているものをいう。
- 6) 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。

第36表 各種手当を採用する企業数の割合

(%)

	勤務手当				奨励 (精皆勤) 手当	通勤 手当	生活手当				その他の 諸手当
	役付 手当	特殊 作業 手当	特殊 勤務 手当	技能 手当			地域 手当	家族 手当	住宅 手当	その他 生活 補助 手当	
1970年	78.8	17.3	22.8	35.6	62.1	80.2	65.5	13.5	32.1	19.2	16.3
1975年	80.4	16.1	32.1	38.1	62.8	86.7	74.5	17.1	44.9	32.7	20.2
1978年	83.2	15.0	36.5	39.1	59.9	89.5	72.8	15.6	45.4	34.9	22.8
1979年	83.8	15.3	36.3	38.4	58.4	91.6	74.4	15.2	44.9	34.4	21.9
1980年	80.6	15.7	30.9	38.2	58.7	88.5	72.4	15.4	44.5	48.1	17.7

〔備考〕 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。

五・七％）となつてい
る。その内容をみる
と、支給人員数で打ち
切るもの五九・七％、
支給額に限度額を設け
ているもの八・七％、
支給人員数と支給額の
限度額双方をきめてい
るもの三一・六％とな
っている。家族手当支
給額は、妻一万二八〇
〇円、第一子三八〇〇
円、第二子三六〇〇
円、第三子二一〇〇円
である。

通勤手当制度を採用
している会社は九九・
八％であり、公共交通
機関利用の場合は、実
費全額支給六五・二
％、一定金額・一定距
離まで全額支給二三・
九％となっている。

住宅手当制度を採用
している会社は六八・

六％（前年六七・六％）となっており、支給額のきめ方をみると、
「扶養家族の有無別」に手当額をきめている会社は、住宅手当制度
を有する会社の八九・三％、「住居の形態別」で九二・八％、「同一
住居の形態で手当額に幅を設けている」五一・四％となっている。

定年延長と賃金形態

定年延長は、年功賃金を採用している場合
に人件費の増加をもたらすことが多く、そ
のため多くの企業において定年延長にともなつて賃金形態が変更さ
れている。ここでは二、三の例をあげてその特徴を明らかにしてお
きたい。

〔東芝電機労組〕 電機労連傘下の東芝の場合をみると、一九七〇年
に労使が協定した定年は、男子満六〇歳、女子満五六歳（七二年協
定で五七歳に延長）で、七〇年一〇月一日から七一年九月三〇日ま
での一年間に到達する年齢によって、段階的に延長することになっ
た。これによって六〇歳（男子）の定年退職者が生ずるのは、七七
年一〇月以降となる。

東芝の労使協定で締結されたおもな内容はつぎのようなものであ
る。第一に定年前管理としては満五六歳（女子満五一歳）到達時に
従事職務の全面的見直しをおこない、役職は原則として解任するこ
とになった。しかしのちに女子の年齢を五三歳に引き上げ、五六歳
到達時に課長職以上にあった者は、専門課長等、「専門」をつけて呼
ぶことにした。第二に賃金は、満五六歳（女子五三歳）到達時の本
給・仕事給・能力加給の合計額をもって「基本給」とし、昇給（定
昇・ベースアップとも）はおこなわない。ただし、扶養加給・住宅
手当・特殊作業加給は、一般基準により支給する。四九年には一般
者の仕事給賃率引き上げ分の二分の一程度の昇給をおこなうことに

なった。このような改善があったとはいいながら、五六歳以降の賃金は、一般者に比べて相対的に低下することになることはいうまでもない。第三に一時金については「 $(\text{昇給率} \times \text{在職年数} \times \text{退職金}) \times 94\%$ 」とされていたが、その後、平均妥結月数の部分を「 $(\text{昇給率} \times \text{在職年数} \times 94\%)$ 」に改善した。

以上東芝においては、中高年層の雇用確保に重点がおかれ、賃金その他の労働条件についてはかなり思いきった譲歩がなされている。しかし改善すべき点については、地味ではあるが着実に解決されつつあるといつてよい。

〔小田急電鉄労組〕 私鉄総連傘下の小田急電鉄では、七九年末における私鉄総連の統一闘争で二つの基本項目を労使が合意して以後、労使で協議をつづけた結果、問題を定年延長にかんすることに限定せず、企業内での総合的高齢者対策システムの確立をめざして、つぎの点を基本条件として確保した。すなわち第一に五八歳以降の定年延長の実施については、個人の体力、適性などに対応できる多様な雇用延長の形態を設ける必要があること。第二に、現行の職務や配置を洗い直し、作業表の再編成、要員の再配置をおこなうことによって、労働時間・休日数などの基本的労働条件が同一であっても、労働の質的差異をもった職務・職場の創出をおこなう必要があること。第三に、雇用確保のためには、積極的な雇用創出を必要とするので、鉄道業、兼業などの周辺業務のなかから、高齢者向きの業務を受託する新会社の設立につとめること。以上のような確認事項をもとに、雇用延長の形態については、五八歳以降みずからの意思で選択をおこなうことができるように、①定年延長後も職種を継続するコース、②定年延長後は職種を変更するコース、③いったん

退職したのち、再雇用されることを前提としたコース、④選択定年コースの四つのコースを設けた。このうち①、②は定年を二年延長して六〇歳に、③は雇用を六三歳までに、④は五五歳から選択できることにした。

これらのコースにおける賃金その他の労働条件の取り扱いをみると、第一の現職型定年延長コースでは、満五八歳時の基本給が確保されるほか、臨時給与も現行基準で支給される。ただし昇給額は通常の昇給額の七五％、退職金は満五八歳時の算定基礎額と定年時まで通算された支給月数によって支給される。このように小田急の場合も、私鉄大手の他社と同様に定年到達後の賃金は相対的に若干低下するが、低下幅は他社に比較してもっとも少ないといえるであろう。第二の職種変更型定年延長コースは、変更職種に対応し、基本給を満五八歳時の額から新旧職務給の差額を引いた額にし、また昇給額を通常の昇給額の七〇％にしている。第三の準社員型雇用継続コースは、再雇用であるから賃金は低下するが、六三歳まで雇用が確保されるものであり、また第四の選択定年コースは、満五五～五八歳未満の退職者は定年として扱われ、退職時点の年齢に応じて割増退職金が付加される。

以上のように小田急の「定年延長総合プラン」は、定年延長をシステム化したものであり、六五歳までの雇用確保のコースをふくんでいる松下電器の「熟年ライフプラン」とともに定年延長のあり方として注目すべき内容をもっている。

〔新日鉄労組〕 鉄鋼労連傘下の新日鉄においては、八〇年一〇月八日に会社から制度改訂案が示され、団体交渉による話し合いの結果、一二月二六日妥結調印がおこなわれた。その内容をみると、新

日鉄の場合、基本賃金は基本給・職務給・職務加給・業績給からなりたっている。これらの賃金部分の構成比率をみると、年功的な基本給が五〇％で、職務給・職務加給が四〇％、業績給が一〇％となっているが、業績給の個人配分は年功賃金にリンクしておこなわれるので、実質的には年功賃金六割、職務給等の仕事給が四割ということになる。

ところで今次の定年延長によって、基本給については、五〇歳以上の定期昇給は、現行昇給金額の三〇％で実施されることになった。いうまでもなく定期昇給はベースアップとは別のものであり、ペアは五〇歳以上の者についても適用される。

職務給は、一〇級から二二級までに分類し、各職級ごとに一号俸から三号俸の金額テーブルが決まっている。これまで一号俸から二号俸へは六カ月、二号俸から三号俸へは二年経過すると昇給がおこなわれてきた。今回この号俸昇給が廃止され、三号俸のテーブル一本となった。このことは経過年数による自動昇給という年功的部分が整理され、職務の価値に應ずる賃金として純化されたことを意味している。職務加給は、配分単位（これまでは掛）ごとの職務給総額に支給率をかけた金額を財源として、個々人の職務遂行と成果にもとづく係数をかけ合わせ、職務給を補完する役割を果たしてきた。今回の改訂で業績給の定額財源をくり入れて、これまでの二〇％の比率を二五％に高めることにした。業績給は、会社の粗鋼生産性によって能率を測定する全社一本の団体能率給であり、個人配分は基本給比でおこなわれてきた。今回の提案では、これまでであった定額部分を職務加給に財源移動させ、個人配分は段階的に職務的賃金に移行させることにし、初年度については業績給の二〇％（つま

り基本賃金全体の二〇％）を職務加給にくり入れた。したがって五年たつと年功給と職務給の比率は五対五になる。

結論的にいって新日鉄の場合は、五〇歳以上の者は賃金カーブを寝かせ、職務的賃金については比率を拡大し、さらに定年延長による退職金の増加を防止する措置をとったことができる。

5 定期給与と臨時給与

定期給与と臨時給与の比率

一九八〇年における定期給与の推移をみると（第37表）、対前年同期増減率は、年間を通じてほぼ六％程度の増加となっている。

労働省「毎月勤労統計」によって八〇年の特別給与（臨時給与）をみると、調査産業計では年計の支給率が四・二九カ月で、前年より〇・一二カ月の増加となっている。対前年比八・九％の増加である。このうち夏季の支給率は一・八〇カ月で、前年より〇・〇二カ月増であり、また年末手当の支給率は二・〇九カ月で、前年より〇・〇三カ月の増加である。製造業は、年計の支給率が四・〇八カ月で、前年より〇・〇八カ月増、前年比一〇・二％の増加である。このうち夏季手当の支給率は一・八六カ月で〇・〇五カ月の増、前年比一〇・八％の増加、年末手当の支給率は二・〇二カ月で〇・〇四カ月の増、対前年比八・四％の増となっている。

特別給与の支給状況を規模別にみると、規模五〇〇人以上の支給率は四・四八カ月、一〇〇～四九九人は四・二〇カ月、三〇～九九

第 38 表 調査産業計，製造業における
特別に支払われた給与の現金
給与総額のなかに占める割合(%)

年 月	調査産業計	製 造 業
1980年 1 月	5.8	5.7
2 月	1.1	0.5
3 月	13.0	2.1
4 月	2.3	1.8
5 月	3.6	3.9
6 月	44.8	35.2
7 月	44.3	52.5
8 月	15.7	17.4
9 月	1.8	1.0
10月	3.9	1.2
11月	5.0	5.3
12月	66.9	65.8
1980年平均	26.3	25.4

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」
より算出。

第 37 表 常用労働者 1 人 1 カ月当たり「きまっ
て支給する給与」の推移
(調査産業計，規模30人以上)

年 月	きまって支 給する給与	指 数 1975年=100	対前年同 期増減率
1980年 1 月	186,553	142.7	6.3
2 月	188,735	144.3	6.6
3 月	189,146	144.7	6.6
4 月	192,094	146.9	6.5
5 月	192,570	147.3	7.0
6 月	196,095	150.0	6.6
7 月	195,956	149.9	6.5
8 月	194,801	149.0	6.3
9 月	195,999	149.9	6.0
10月	197,360	150.9	6.0
11月	198,002	151.4	5.9
12月	199,504	152.6	6.0

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

2 労働時間

労働時間の動向

労働省「毎月勤労統計調査報告——全国調査」
によると(第39表)、調査産業計の一九八〇年の

平均総実労働時間は一七五・七時間で、前年の一七六・二時間に比
べて〇・五時間(マイナス〇・三ポイント)の微減、製造業では一
七八・二時間で前年の一七七・九時間に比べて〇・三時間(〇・二

人は三・一九カ月となっている。特別給与の推移を長期的にみると、
調査産業計で年計の支給率が、一九六〇年には二・九一カ月であっ
たものが、六五年には三カ月台に、七〇年には四カ月台になった。
四九年には四・八三カ月とピークに達したが、石油ショック以後は
やや低下する傾向を示している。
一九八〇年における臨時給与の現金給与総額に占める割合をみる
と(第38表)、年平均では調査産業計二六・三％(前年二五・四％)、
製造業二五・四％(二四・三％)であり、両者とも前年を上回って
いる。臨時給与の月別比率をみると、調査産業計でもっとも高いの
は二月六六・九、ついで六月四四・八、七月四四・三、八月一
五・七、三月一三・〇の順である。製造業でもっとも高いのは二
月六五・八、ついで七月五二・五、六月三五・二、八月一七・四の
順である。

ポイント)の微増となっている。

総実労働時間のうち所定内労働時間は、調査産業計で一六二・二時間(前年一六三時間)、製造業で一六一・八時間(一六二・四時間)で、それぞれ微減となっている。所定外労働時間は、調査産業計で一三・五時間(前年一三・二時間)、製造業で一六・四時間(一五・五時間)で、それぞれ一・八ポイント、六・二ポイントの増加となっている。

産業大分類別にみて、総実労働時間がもっとも長いのは、鉱業一八八・八時間、ついで建設業一八八・七時間、運輸・通信業一八〇・八時間の順となっている。またもっとも短いのは、金融保険業一六〇・四時間、ついで電気・ガス・水道業一六八・三時間、サービス業一七〇・五時間の順である。所定外労働時間がもっとも長いのは鉱業二二・二時間、ついで運輸・通信業一八・三時間、製造業一六・四時間となっている。

産業中分類別にみて、総実労働時間がもっとも長いのは木材の一八八・四時間、ついで輸送用機器一八四・七時間、出版・印刷一八四・四時間、家具一八三・七時間、金属製品一八三・九時間の順である。またもっとも短いのは、化学の一六四・八時間、ついで石油・石炭一七一・九時間、精密機器一七三・一時間、ゴム一七四・五時間、鉄鋼一七四・六時間の順である。所定外労働時間がもっとも長いのは、輸送用機器二六・三時間、ついで出版・印刷二三・八時間、一般機械一九・七時間、金属製品一九時間の順である。

規模別の労働時間を製造業についてみると(第40表)、まず総実労働時間では五〇〇人以上が一七六時間(一〇〇)であるのにたいして、一〇〇～四九九人の規模は一七六・三時間(一〇〇・二)、三

〇～九九人の規模は一八三・〇時間(一〇四・〇)、五～二九人の規模は一六八・六時間(九五・八)である。五～二九人の場合をのぞいて規模が小さくなるにつれて総実労働時間は長くなっている。

所定外労働時間をみると、五〇〇人以上の規模の企業が二〇時間(二〇〇)であるのにたいして一〇〇～四九九人は一五・五時間(七・五)、三〇～九九人は一三・四時間(六七・〇)となっており、前年同様規模の小さい企業ほど所定外労働時間が短く、総実労働時間とは逆の格差となっている。したがって所定内労働時間は、企業の規模が小さいほど長いことになる。

つぎに、製造業の規模別労働時間の対前年同期増減率を第41表によってみると、まず総実労働時間については、五〇〇人以上の規模が一・〇ポイント増、一〇〇～四九九人〇・二ポイント減、三〇～九九人〇・三ポイント減、五～二九人九・一ポイント減であり、規模の小さい企業ほど減少幅が大きい。所定外労働時間をみると、五〇〇人以上の規模が一三・一ポイント増、一〇〇～四九九人が三・六ポイント増、三〇～九九人が〇・六ポイント減となっており、規模の小さい企業ほど、いわゆる景気のかげり現象の影響を多く受けていることを示している。

前述のように、労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」の発表が遅れているので、本稿では同盟の八

〇年度「賃金・労働条件調査報告」によって、週休二日制の実施状況を明らかにしよう。

この調査によれば、週休二日制実施組合は四八二組合中一〇四組合、比率にして二一・六%ということになる。産業別にみると、造船・自動車は完全週休二日制が半数以上を占めるが、電力・交通・

第39表 労働時間の推移

(規模30人以上)

		調査産業計			製造業		
		総実 労働時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間	総実 労働時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間
実 数 (時間)	1970年	187.7	169.9	17.8	187.4	168.4	19.0
	1975年	172.0	161.4	10.6	167.8	158.7	9.1
	1978年	175.2	162.9	12.3	175.6	161.9	13.7
	1979年	176.2	163.0	13.2	177.9	162.4	15.5
	1980年	175.7	162.2	13.5	178.2	161.8	16.4
対前年 同期増減率 (%)	1970年	△ 0.7	△ 0.5	△ 3.3	△ 1.2	△ 0.8	△ 4.5
	1975年	△ 1.9	△ 0.8	△ 16.7	△ 3.0	△ 1.3	△ 24.2
	1978年	0.4	0.2	3.4	0.8	0.4	5.0
	1979年	0.4	△ 0.1	6.8	1.1	0.0	13.6
	1980年	△ 0.3	△ 0.5	1.8	0.2	△ 0.4	6.2

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

2) 対前年同期増減率は指数から算出し、調査事業所の抽出替えによるギャップは修正済である。

第40表 製造業規模別労働時間数と格差

(単位：時間)

		500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
総実労働時間	1970年	185.0(100.0)	187.0(101.1)	191.5(103.5)	195.1(105.5)
	1975年	163.3(100.0)	166.8(102.1)	175.6(107.5)	180.6(110.6)
	1978年	171.7(100.0)	174.4(101.6)	182.8(106.5)	184.5(107.5)
	1979年	174.2(100.0)	176.4(101.3)	183.6(105.4)	185.5(106.5)
	1980年	176.0(100.0)	176.3(100.2)	183.0(104.0)	168.6(95.5)
所定外労働時間	1970年	22.4(100.0)	17.7(79.0)	15.8(70.5)	—
	1975年	9.7(100.0)	8.6(88.7)	9.0(92.8)	—
	1978年	15.0(100.0)	13.2(88.0)	12.7(84.7)	—
	1979年	17.7(100.0)	15.0(84.7)	13.5(76.3)	—
	1980年	20.0(100.0)	15.5(77.5)	13.4(67.0)	—

〔備考〕 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。

第 41 表 規模別労働時間の対前年同期増減率（製造業）(%)

		500 人以上	100～499人	30～99人	5 ～29人
総実労働時間	1976年	3.8	3.5	3.7	1.5
	1977年	1.0	△ 0.1	△ 0.1	0.4
	1978年	0.3	1.0	0.7	0.2
	1979年	1.4	1.1	0.7	0.6
	1980年	1.0	△ 0.2	△ 0.3	△ 9.1
所定外労働時間	1976年	37.0	34.9	24.2	—
	1977年	10.6	4.2	0.8	—
	1978年	1.8	9.3	5.9	—
	1979年	18.0	13.4	8.9	—
	1980年	13.1	3.6	△ 0.6	—

〔備考〕 1) 労働省「毎月勤労統計調査報告」による。
2) 3年ごとに標本抽出替えがおこなわれる際（最近は79年4月）、ギャップを生じるため、前年同期はギャップ修正済指数により算出している。

紙パにおいては完全には採用されていない。規模別に完全週休二日制の採用比率をみると、一〇〇〇人以上二九・七％、三〇〇～九九九人二五・三％、三〇〇人未満八・九％となっており、中小企業における普及率は低い。

夏季休暇 同盟の調査によると、回答総数四七三組合中三五〇組合（七四％）が夏季休暇をとっており、平均日数は五・六日となっている。日数が多い組合は、全化七・八日、自動車七・七日、ゼンセン六・七日、全金六・一日の順となっている。

【参考資料】 (1)労働省『昭和五五年労働経済の分析』、(2)労働大臣官房労働統計調査部『労働統計月報』、(3)春闘共闘委編『一九八〇年春闘白書』、(4)総合労働研究所「団体交渉のための賃金資料」（一九八〇年十二月）、(5)労働法令協会『賃金通信』、(6)労働旬報社『賃金と社会保障』、(7)産業労働調査所『賃金実務』

第42表 おもな週休制の形態別企業数の割合（調査産業計）

（％）

企業規模	合 計	週 休 1日制	週 休 1日半制	週 休 2 日 制						その他
				計	完 全	月3回	隔 週	月2回	月1回	
計										
1970年	100.0	88.3	3.2	4.4	0.4	0.2	1.0	1.3	1.6	4.0
1975年	100.0	54.5	2.1	43.4	4.6	2.2	9.8	12.6	14.1	0.1
1978年	100.0	51.6	3.6	44.7	5.6	2.9	9.0	12.3	15.0	0.1
1979年	100.0	50.0	3.7	46.1	5.6	3.0	9.7	12.9	14.8	0.1
1980年	100.0	49.6	2.8	47.6	5.4	3.3	8.8	13.0	17.3	—
1985年	100.0	49.6	1.2	49.1	6.1	3.6	7.7	12.7	18.6	—
1000人以上										
1970年	100.0	64.5	7.3	26.1	4.2	1.4	7.7	4.4	8.4	2.2
1975年	100.0	14.1	2.5	83.4	28.5	9.0	15.9	17.1	13.0	—
1980年	100.0	8.0	1.8	90.2	30.6	10.8	15.1	18.6	15.1	—
100～999人										
1970年	100.0	81.9	6.7	8.1	0.6	0.5	1.9	1.6	3.5	3.3
1975年	100.0	36.4	3.1	60.2	7.2	4.2	14.8	16.4	17.6	0.3
1980年	100.0	34.6	2.3	63.1	10.7	5.2	11.1	16.9	19.3	—
30～99人										
1970年	100.0	91.6	1.8	2.4	0.2	—	0.5	1.0	0.7	4.4
1975年	100.0	63.2	1.7	35.2	2.8	1.1	7.6	10.9	12.7	—
1980年	100.0	56.9	3.0	40.1	2.5	2.3	7.6	11.2	16.5	—

- 〔備考〕 1) 労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」による。
 2) 「週休1日半」とは週6労働日のうち1日が半日のものをいう。
 3) 「その他」とは、週休日の定めが季節や事業の繁閑によって不定期のものなどをいう。
 4) 1975年以降はサービス業をふくむ9大産業についてのものである。

IV 合理化の現状と労働 災害・職業病

概要□「合理化の局面・形態」——経済基調／労働生産性の急上昇と「減量経営」／雇用・「合理化」の進展／主要産業における「合理化」の実態——鉄鋼業／自動車／電機産業／造船業／紙・パルプ／公務員／国鉄／郵政／労働災害・職業病——労働災害・産業別災害度数率・強度率／規模別災害度数率・強度率／重大災害発生状況／職業病・業務上疾病発生状況の年次別推移／産業別種類別発生状況

概

要

一、ここ一年、景気は停滞した。さらに、労働力需給の改善も足ぶみした。

一、他方、労働生産性は、「減量経営」の結果、ここ数年急上昇を示し、国際的にも高水準にある。そのうえで、雇用・「合理化」、「減量経営」がひきつづいている。

一、鉄鋼業では、八〇年後半から粗鋼の減産が実施された。大手では、ドラスティックな人べらしは目立たなかったものの、電炉業界では、過当競争のもと、大規模な人べらしがおこなわれている。

一、自動車業界では、「合理化」の面で注目されるのが、産業用ロボットの導入であり、その部門で要員削減をもたらしている。

一、電機業界では、当面「不況知らずの好景気」のもと、技術革新がすすんでいる。激しい国際競争のもと、「合理化」投資もさかんである。

一、造船業では、安定基本計画にもとづき、設備削減と人員整理が、八〇年三月に、目標達成率一〇五％となった。そして七九年初めから造船受注量が回復しはじめたことも手伝って、業績も黒字に転化した。

一、紙・パルプ業界では、産業再編成の過程で、企業間競争が一

段と激化するなかで、中小製紙の倒産の発生等の事態および「合理化」攻勢がはげしい。

一、公務員に関連する「合理化」計画は、今日、行政改革の動向にほぼ集中的に表現されている。とくに、臨時行政調査会の第一次答申（八一・七・一〇）は、この点で今後、きわめて重要な争点となる内容を多くふくんでいる。

一、国鉄「合理化」の最たるものは、現在の国鉄職員を、一九八五年までに「三五万人」とする人員削減攻撃である。郵政では、貯金・保険のオンライン「合理化」のごとく、いまや全体的かつ全国的レベルで「合理化」がすすめられている。林野でも現在、「長期合理化計画」がすすめられ、減量経営化が進行している。

一、労働災害は、八〇年の場合、全体として、度数率・強度率ともに、七九年より減少した。重大災害発生の状況も、全体として八〇年は減少した。

一、業務上疾病は、六六年以降、目立って増加しているが、七九年の場合は、前年と比べ大幅に減少した。疾病率も同様である。疾病の種類別発生状況では、負傷に起因するものが断然多い。産業別では、製造業で最も多い。なお腰痛が、いずれの産業をとわず、広範に発生している。

1 「合理化」の局面・形態

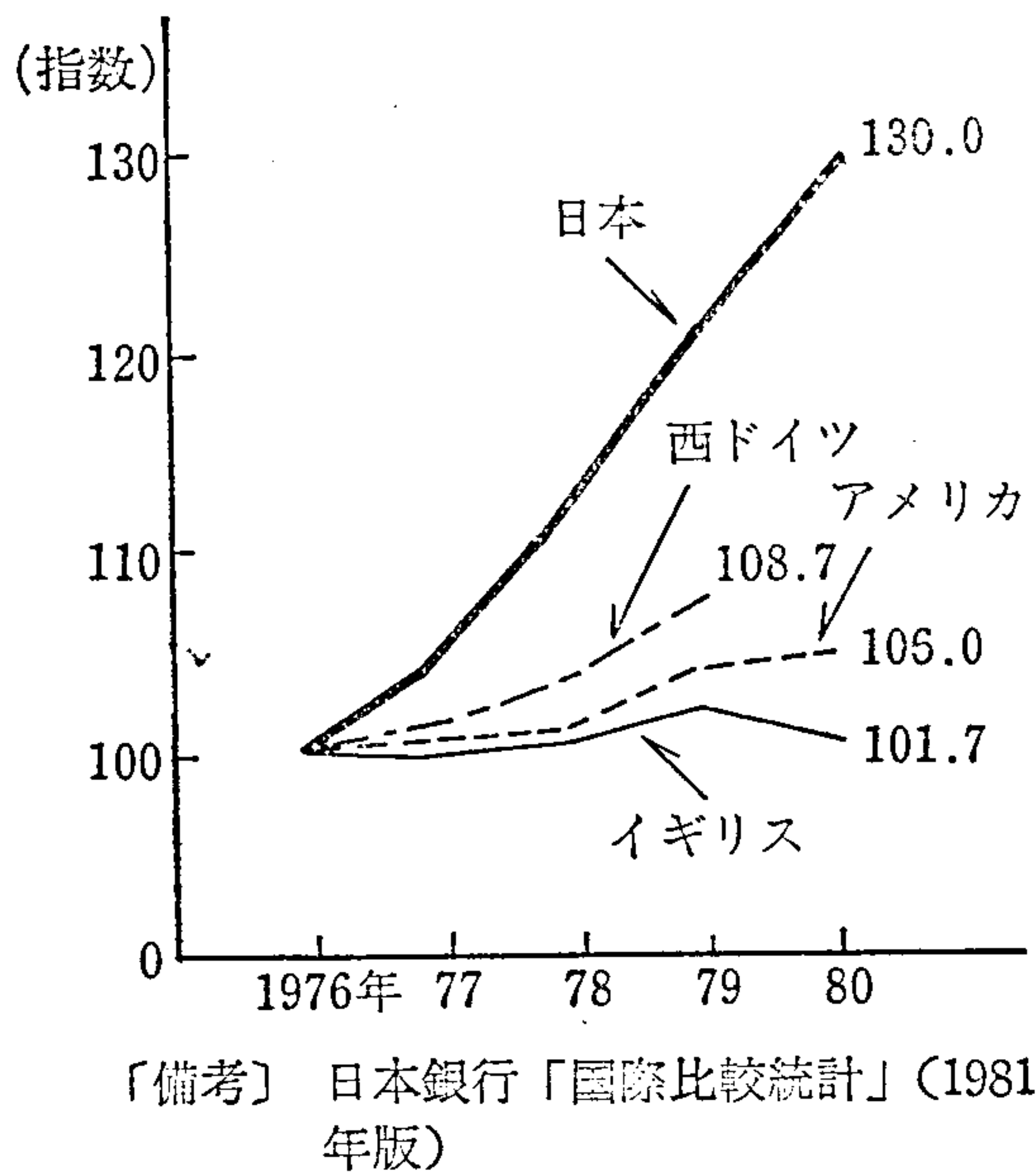
経済基調

一九七九年をつうじ、鉦工業生産の順調な伸びに示されたように、景気は一定の回復局面にむかい、企業収益もまた好調であった。だが、七九年後半から八〇年にかけて、原油価格高騰（第二次石油危機）を契機に、国内民間需要は低迷しはじめた。とくに個人消費、住宅投資の停滞が目立ち、輸出、設備投資は好調であったものの、全体として生産活動は春以降不活発化し、後半には停滞状況が目立っていた。また企業収益は、減益のもとでもなお高水準を保っていた。

他方、物価動向をみると、とくに消費者物価の騰勢がつづき、八〇年をつうじ、年間上昇率八%を示した。このため、個人消費支出の停滞がいつそう目立ったが、収入の中心たる賃金では、消費者物価上昇のため、実質賃金が年間で〇・九%ダウンするという異例の事態さえ生じた。

そうした経済活動の停滞を反映し、労働力需給の改善の動きも足ぶみし、求人減少、失業者の増大が目立った。もっとも、雇用の増加自体は七九年を上回った。とはいえ、雇用指数（製造業）をみると、七五年を一〇〇とした場合、八〇年は九四・八であり、七八年九四・九、七九年九四・一と合わせ、雇用情勢はいぜんとして

第2図 労働生産性の国際比較
(製造業, 1976年=100)



停滞状況を脱していない。一方で、新規卒等の雇用が促進されつつ、他方、「減量経営」もまた同時進行中である。

労働生産性の急上昇と「減量経営」

目してみよう。

第2図は、七六年以来の労働生産性について、国際比較をおこなったものである。一見して明らかのように、先進資本主義諸国（アメリカ、イギリス、西ドイツ）に比べ、日本の労働生産性の伸びが、とびぬけて顕著である。

『経済白書』（一九八〇年版）は、こうした労働生産性上昇の要因を、①資本装備率（就業者一人当たりの生産設備ストックの量）、②稼働率、③産出係数（生産設備当たりの生産量）——の三つに分

解したうえで、「日本の生産性が高いのは、主として資本装備率の伸びが高かったことによって」と述べている。

そして、「資本装備率が高かったのは、設備投資が一貫して高い伸びを続け、昭和四八年以降でも設備投資が伸び悩んだとはいえ、なおかなりの資本ストックの増加がみられた半面、企業が減量経営を進めて雇用調整を図ったからである」とし、さらに「わが国の場合、労働者の質が高く、既存のものの進歩、改善をめざす意欲が強い」ことや、とくに最近では「稼働率がかなりのテンポで上昇している」ことをあげている。

雇用・「合理化」の進展

『経済白書』が指摘するように、労働生産性上昇の一方の核心は、「減量経営」、雇用調整、そして「労働者の質」、「意欲」つまりは労働強度の増大にある。別に言いかえれば、今日の「合理化」の核心もまた、雇用・「合理化」にあることを物語っている。

そして一方で、「減量経営」、雇用調整をおこなうことにより、他方「不安定就業者層」が大量に形成されているのが、今日、一つの重要な特徴ともなっている。

そのうえで、雇用・「合理化」は、組織の簡素化、そして年功序列制の見直しといった具合に、形態の質を変えつつ進行している。したがって、終身雇用慣行もまた、動揺、変質の過程にある。それにともなあって、年功序列型の職場秩序・賃金もまた動揺、再編の過程をたどりつつある。労務管理の再編、厳格化もいっそう強まる気配にある。そうした総体が、今日の「合理化」の特徴点である。では「合理化」の動向を、主要産業について見てみよう。

2 主要産業における「合理化」の実態

鉄鋼業

八〇年後半から粗鋼の減産が実施され、一年に及ぶ在庫調整が実施されている。これは内需（対建設、電機、自動車）、外需（とくに対アメリカ）とも減少ぎみのためである。この結果、「七割操業態勢」も維持することができず、八一年三月期決算では減益となった。しかしながら、鉄鋼大手は増収を維持し、減益ではあるが高利益水準を維持し、不況への抵抗力がきわめて強いことをみせつけた。

鉄鋼大手が高利益水準を維持することができたのは、減産による固定費負担増、原材料値上げなどのマイナス要因を、鋼材値上げ（八〇年半ばに実施）、エンジニアリングの売上げ増、「合理化」といったプラス要因によってカバーしたからである。

設備近代化に基礎をおく「合理化」は前年にひきつづき進展した。この結果、労働生産性は、前年ほどではないが、四・一％上昇した。設備技術の点で目立ったことは、オールコックス操業（オイルレス）が急速に普及し、八〇年末で全稼働高炉四四基のうち三〇基がオイルレス操業をおこなったこと、および連続鑄造設備がひきつづき導入され、八〇年末で連鑄比率が六〇％に達したことである。つまり、省資源・省エネルギー技術の革新が進展したのである。

設備近代化が、省力化に重点がおかれていないので、鉄鋼大手では希望退職者募集等によるドラスティックな要員削減はなかった。ただし、従業員数は微減であった。これは定年退職者が新規学卒採用者よりも多かったことが最大の理由である。人員減の内訳では事務・技術系が微増しているのにたいして技能系が減少しており、定年退職というかたちをとりながら現場労働者の削減が進展していることを示している。この結果、現場では労働密度が高まっている。このほか、鉄鋼大手では鋼片受け払い業務の社外企業への完全委託化などの目立たない「合理化」も進展した。

鉄鋼中小各業種では特殊鋼專業をのぞいて軒なみに収益が悪化した。とくに普通鋼電炉、線材二次製品の業界は深刻であり、単圧業界も不振である。

電炉業界は七〇社あまりの会社が過当競争下にある。前回の不況下で七五年に「構造不況法」のもとで安定基本計画を策定し、約三〇〇万トンの過剰設備を廃棄し、全従業員の三分の一にあたる約一万人の人員を削減した。七八年春から景気は回復にむかったが、第二次石油危機と電力料金値上げによりふたたび経営難に陥り、加えて八〇年夏以降、需要が急減し、市況が崩落したために経営危機に直面している。八一年一月に小型棒鋼の業界は数量カルテルをむすび六〇％の減産をおこなった。また、同年三月には安定基本計画が二年延長され、それにもとづいて設備の再削減が実施されている。このため、同業界では休業や廃業（工場閉鎖）が実施され、一時帰休、応援、配転などが実施されている。こうしたなかで、八一年五月末に労使と政府代表による普通鋼電炉拡大労使連絡会が設けられ、政労使が共同行動によって危機を打開しようという動きもみら

れる。この連絡会の労働者側は鉄鋼労連だけでなく、全国金属、全金同盟、全国一般、中立といった電炉労協加盟の四〇社の労働組合から構成されている。

自動車

自動車産業の八一年三月期決算は、増収微減益であった。前年ほどではないが、高利益水準を維持したわけである。これは、実質賃金の低下や割賦販売金利の上昇などにより国内消費が一定程度低下したにもかかわらず、サウジアラビアを中心とする中東向けや欧州向けの輸出が高水準を維持したからである。輸出が高水準であったのは第二次石油危機によって省エネルギー指向が強まり、日本の小型車への需要が強まったことおよび絶えざる「合理化」がすすめられているため、コスト、品質、アフターサービス、納期などの諸点で国際競争力が強く、かつ円安で輸出環境が有利になったことによるものである。

「合理化」面では従来から専門工場化、コンピューターによる集中制御、トランスファーマシン、トランスファープレスによる生産自動化などがすすめられていた。近年の特徴は世界的な小型車指向、とくにGMの小型車世界戦略に対抗して、小型化、軽量化、燃費向上をめざして新製品開発や生産「合理化」がすすめられていることである。とくに、マイコン導入によるエンジンの効率化、新素材による小型化、軽量化、省力化と品質向上のためにNC工作機械の普及、産業用ロボットの導入などが特徴的である。

「合理化」の面で目立っているのが産業用ロボットの導入である。八〇年は産業用ロボットの普及元年とよばれ、今後急速に普及していくことは確実である。現在、ロボットは溶接部門で普及率が高く（大手では九〇％以上といわれる）、さらに、塗装、プレス部門

でも普及しつつある。

産業ロボットの普及は当該部門の要員の大幅削減をもたらした。当該部門では、残留した労働者が、自動化された機械を従来より多く受け持って作業し、それ以外の労働者は塗装、組み立て部門などに配転させられた。溶接作業は、従来、騒音、悪臭、高熱の悪環境でおこなわれていたのでロボット導入で仕事内容が楽になったことは事実である。しかし、その代わりに自動化された職場に特有な疎外感が増大し、また、ロボットは故障しやすいため新たに保全作業が必要になったのであり、労働者の作業状態が改善されたとは言えない。

なお、雇用者数は産業の好況を反映して八〇年四月以降、完成車メーカー、部品メーカーとも漸増している。産業ロボット導入時も、解雇ではなく配転等によって雇用調整を実施したのである。八一年五月初めに、対米輸出の数量規制（年間一六八万台）が決定され、完成車メーカー間の輸出枠競争が展開されている。また、GMと日本メーカーとのあいだの国際小型車競争も激化しつつある。このため、完成車メーカーは部品メーカーの選別を強化している。トヨタ、日産は系列下請にたいして「系列内外の競合メーカーと受注合戦をやれ」と指導し、その他のメーカーも下請にたいして損益分岐点の引き下げ（たとえば、本田は八〇～八二年に一五％引き上げ）を命じ、その目標に達する下請だけを選別的に育成するとしている。系列企業間の提携・合併の動きも強まっている。こうしたなかで部品メーカーや孫下請にたいする「合理化」がすすめられ、淘汰される企業で人員整理が発生するおそれが強まっている。また、クライスラーの経営危機の影響を受けた三菱重工の下請では八一年

一月～二月に臨時工の大幅削減や残業カットなどが発生した。

電機産業

日本産業のなかには景気のかげりがみられた産業が多かったが、電機産業では生産が一貫して上昇した。不況知らずの好景気といってよい。八一年三月期決算で増収増益を記録した。電機産業が好況・高利潤を維持することができたのは、重電、家電・音響、通信・情報、電子部品というあらゆる業種で内外の需要が好調だったからである。重電では電力関連部門が低滞したが、輸出が好調であり、民間設備投資関連部門が、鉄鋼、プラントなどの「合理化」投資、省力化投資にささえられて比較的順調であった。家電・音響では、世界市場で日本製が九〇%以上を占めるVTRが急成長しているのをはじめ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、カラーテレビ、オーディオ機器なども好調であった。通信・情報ではコンピューター関連がオフィス・オートメーションの流れのなかで好況であり、電話関連も民需や輸出を中心に好調であった。電子部品でも、IC、LSI需要の急増、機械産業の電子化（メカトロニクス）および輸出の急増によって一貫して好調であった。

好況のなかで電機産業各社は積極的な設備投資を実施した。八〇年度までは、IC、LSIを中心とした激しい国際競争のもとでコストダウンのための「合理化」投資が旺盛に実施された。大手セツトメーカーおよび中堅セツトメーカーで自動化装置の導入、生産の「平準化」と「段取り替え」の時間短縮が進展した。とくに、コストダウンのために自動挿入機が大幅に採用された。この結果、セツトメーカーでは若年女子労働者の削減と主婦パートや中高年正規（男子四五～五五歳）の採用がすすみ、大幅な人件費削減がおこなわれた。セツトメーカーによる自動化装置の導入にともない部品メ

ーカーは抵抗器、コンデンサーなどをテーピングしたかたちでセツトメーカーに納入するようになってきた。こうして部品メーカーの一貫生産が進展し、なかにはコンデンサー生産ラインが無人工場に近い完全自動化ラインさえ出現した。このため、一方では自動化ラインにおける人員削減・配転がすすみ、他方では部品メーカーが下請に依存していた生産工程を内製化したので、零細下請・家庭内職は切り捨てられて転廃業を強いられた。このように、セツトメーカーによる国際競争戦にうちかつたためのコストダウン政策は、セツトメーカーにおける若年女子労働者の削減、部品メーカーにおける配転、零細下請・家庭内職の転廃業という犠牲のうえに進展しているのである。

八一年度に入ると、合理化投資とならんで、生産能力拡大投資が目立ってきた。八一年度の設備投資は、史上最高の八〇年度を大幅に上回っている。これは内外の需要が急増しているために供給が不足気味になったからである。とくに、セツトメーカーと部品メーカーをとわず、新工場建設が実施されており、それはLSIなど半導体関連を中心として、VTR、音響機器、電子部品などエレクトロニクス分野全般にわたっている。

雇用について述べれば、八〇年度は前年より増加しているが、その伸びは少ない。「合理化」投資のなかで雇用が抑制されたことを示している。このため、労働密度が高まって労働生産性が大幅に上昇するとともに時間外労働が増大した。八一年度は生産能力拡大投資の増大にともなって雇用は増加気味である。

造船業

八〇年九月期決算で大手六社は経常利益の黒字を計上し、八一年三月期決算では大手六社は黒字幅を増

大させ、中手も黒字に転じた。これは、安定基本計画にもとづく設備削減と人員整理が八〇年三月に目標達成率一〇五％となり、「減量経営」が進行したなかで、七九年初めから新造船受注量が回復しはじめ、船価も上昇し、八〇年度はそれらに拍車がかかり、建造費が大幅に増加しはじめたからである。新造船では中小型タンカーとバルク・キャリアの受注が増加した。また大手では、産業機械、工作機械、海洋開発、航空宇宙、エネルギー関連等々の総合重工業部門および軍需部門が好況であるため、高利潤を確保した。

造船業における「合理化」は人員整理は造船資本の予想さえこえて進展し、職能別労働者構成にアンバランスを生じ、設計や現場作業に混乱が生じるほどであった。そうしたなかで、景気回復にともない仕事量が急増したので、職場では要員不足を生じた。ところが、造船資本は要員不足を人員増によってカバーしようとはせず、多能工化、時間外労働の増大、応援や配転などによって対処した。このため、職場では労働密度が強化されている。

また、景気回復にともなって社外工の採用が増大し、その比率が高まっている。とくに、中手は発展途上国との競争にうちかつたために、もともと社外工比率を高くして人件費を抑制してきたが、今回の不況からの脱出過程でもそうした「合理化」を実施した。こうして、来島どつく、今治造船などの中手は周辺の中小造船を系列下に再編成しつつ、社外工依存による低船価によって競争力を強化して、大手に準ずる建造能力を確保している。

造船大手の動きとして見のがすことができないことは、政治の反動化のなかで軍事費の増大を歓迎しつつ軍需部門の比重を高めていることである。しかも、同盟造船重機労連はこうした動きを促進す

るために武器輸出解禁方針などを推進しようとしている。このなかで、防衛秘密という名で、立入禁止の職場が拡大され、労働者の個人チェック、組合活動の規制などによる労働者支配が強化されている。

なお、中手以上とは対照的に、中小漁船業界では工事量の減少によって経営危機に陥っている企業もあり、人員「合理化」にふみきった企業もみられた。

紙・パルプ

紙・パルプ産業では、資源・エネルギー多消費型の急速にすすめている。企業合併、系列化、業務提携による独占集中、不採算部門の切り捨て、別会社化による減量経営、設備の改造、新設にともなう生産過剰と過当競争など、企業間競争がいつそう激化している。

こうした産業再編成の過程で、八〇年夏の三星紙業倒産につづいて一〇月に平和製紙、十一月に大竹紙業、鶴崎製紙、八一年一月に入って出水製紙が倒産するという事態がつづいている。

さらに、八一年六月下旬以降、王子、十条、大昭和、山陽国策パルプなど主要八社が一時帰休の実施にふみきること足なみをそろえた。同業界は、三月に雇用調整給付金の対象業種に指定されたことから、四月から五月にかけて、三菱製紙白河工場（福島県）、十条製紙都島工場（大阪府）、十条系列の日本加工製紙高萩、勝田両工場（茨城県）が一人三、四日の一時帰休を実施。五月には山陽国策の岩国が一二日間の長期休業に入り、不況カルテルが実施されたことで、各社ともいっせいに一時帰休の動きを強めてきた。こうして、「合理化」攻勢は、今後いつそう激化する気運にある。

公務員

公務員に関連する「合理化」計画は、今日、行政改革の動向にほぼ集約される。それに先立って、定年制導入等の動き、数次にわたる定員削減計画の実施があった。だが、行政改革の動向こそは、今までの「合理化」動向の集大成であり、したがって、その成り行きが今後注目される。

ここでは、当面の行政改革の先導役としての臨時行政調査会の第一次答申（八一・七・一〇）のうち、「行政の合理化、効率化の推進」にかんする部分から、紙数の関係で、「国」にかんする部分をかかげておこう。それは国家公務員関係だけでなく、三公社、特殊法人、地方公共団体にも及ぶものである。

【第二次臨時行政調査会・第一次答申より、「行政の合理化、効率化の推進」について】

1 行政の合理化、効率化の当面の方針

国、地方を通ずる行政の合理化、効率化及び減量化は、行政の体質を改善し、国民負担の軽減を図り、もって行政に対する信頼を回復するために、早急に着手されなければならない。

このような認識に立って、当面、次のような方針で臨むべきである。

- ① 公務員等の定数の縮減、給与等の合理化により、総人件費の抑制を図る。
- ② 機構及び事務・事業の見直し、民間委譲の推進等により、行政の合理化、効率化を図る。
- ③ 行政サービスの適正化、民間活力の導入等により、行政の減量化、効率化に努める。

2 国の行政部門の合理化、効率化方策

(1) 国家公務員の定員の合理化

ア 定員削減計画の改定強化

行政の簡素化、効率化、行政コストの節減等を図るため、次のイ及びウの措置を講ずることなどにより現行の定員削減計画を改定強化し、

まず、非現業においては、一般の職員について五年間に一〇%を上回る削減を行うこととし、その他の特別の配慮を要する職員を含め全体として五年五%（昭和五七・六一年度）程度の削減を行うとともに、五現業においても、これに準じて措置する。

その際、ここ数年来削減措置を行わなかった職種（教官、医師、看護婦等）についても、定員配置の在り方等を改めて見直し、削減措置の対象に含める。

これにより、後述の新規増員の抑制と併せ、極力大幅な定員の縮減を図る。

イ 事務・事業の見直しによる定員の縮減

定員の合理化に資するため各行政部門の見直しを行い、①社会経済事情の変化等に対応した事務・事業、施設等の整理合理化、②事務処理の簡素化、効率化、定員配置基準の合理化、③民間委託等による民間能力の活用等を進めることとし、増員需要の大きい部門等についても次のような措置を講ずることなどにより定員の合理化を推進する。

(ア) 国立大学については、①時代の変化等に対応した学部、学科、研究所等の整理統廃合、②本部・学部等における事務処理の効率化（事務機構の一元化、授業料等納入の銀行振込制採用等）、③国立大学教官の配置基準の合理化（非常勤講師の活用を含む）、④清掃、洗濯、給食、電話交換、ボイラー運転等の役務業務の民間委託等を推進する。

(イ) 国立病院、療養所については、①地域の医療供給体制を踏まえた施設の整理統廃合及びその病床数の削減合理化、②清掃、洗濯、給食、電話交換、ボイラー運転等の役務業務の民間委託等を推進する。

なお、国立病院、療養所（らい療養所を除く。）を独立の事業体とすることについて、引き続き当調査会において検討する。

(ウ) 郵政事業については、①郵便局窓口取扱時間の短縮、郵便配達度数の見直し、②郵便業務の機械化、郵便貯金・簡易保険業務のオンライン化等による一層の効率化、③郵政事業における管理・共通業務の簡素化、効率化、④郵便物の取集、運送、配達の民間委託等を

推進する。

(エ) その他、①国立研究機関等の統廃合、②国立青年の家及び国立少年自然の家の管理・運営の大幅な民間委託、③社会保険相談業務における退職職員の一層の活用等を推進する。

ウ 定員合理化の円滑化方策

(ア) 省庁間配置転換を一層促進するため、その推進体制の強化、送り出し・受け入れ機関間の情報交換及び研修の充実等の方策を検討、実施する。

(イ) 高齢職員の離職を促進するため、離職後の再就職に備えての能力開発等に資する臨時暫定的な制度として、一定の期間に限り、終了後の離職を条件とする新たな特別の勤務制度（退職準備制度）（仮称）を速やかに検討する。

また、年齢構成の是正を図るため、一定の年齢の職員に対する上記制度の活用についても検討する。

(ウ) 定年制の円滑な実施及び定員削減の確実な実行に資するため、国家公務員の勧奨退職について、更に積極的に推進する。

また、必要に応じ、勧奨退職者の囑託としての活用も検討する。

なお、高齢者の昇給抑制措置の強化についても、民間給与の動向等に配慮し、検討する。

エ 新規増員の抑制

財政再建期間中、原則として、施設の新増設の見送り、既定計画の延伸、凍結等により、新たな増員を伴う施策の実施を抑制する等、徹底した増員抑制を行うこととし、①国立大学、学部等の新増設、入学定員の増員の見送り、②国立病院、療養所の増床、病床転換等の見送り、③国立少年自然の家の増設計画の延伸、凍結等の措置を講ずる。

(2) 国家公務員の給与等の合理化

ア 公務員の給与の在り方については、労働基本権の制約、社会経済情勢、財政事情、国民世論の動向等が十分考慮されるべきものと考え

る。差し当たり、本年度の給与改定については、以上の点を踏まえ、適切な抑制措置を講ずる。

また、公務能率の増進の観点から、給与に関する成績主義のなお一層の推進を図る。

イ 国家公務員等退職手当法等の一部改正案について、行財政改革の推進を図る観点から、その早期成立を図る。

ウ 共済年金については、他の公的年金との整合性、将来の年金財政の見通し等を踏まえ、抜本的に見直す必要があるが、その支給制限の強化については、特に厚生年金等との均衡を考慮しつつ検討する。

エ 給与、退職手当及び年金については、生涯を通じた処遇管理の確立、官民の均衡の確保等の観点を含め引き続き検討することになるが、これらの管理機能の在り方についても、その一元化を含めて、当調査会において検討する。

(3) 機構の簡素化

ア 行政機構全般の簡素合理化については、今後、引き続き検討するが、府県単位機関については、当調査会において、既往の閣議決定の趣旨をも踏まえ、その整理合理化について早急に結論を得る。

イ 行政事務及び行政組織の在り方を一定期間ごとに見直すための方策について速やかに検討し、その本格的実施を図る。

なお、組織規制の弾力化について、引き続き当調査会において検討する。

3 特殊法人の合理化、効率化方策(略)

4 地方公共団体の合理化、効率化方策(略)

5 許認可等の整理合理化方策(略)

国 鉄 国鉄「合理化」の最たるものは、現在の国鉄職員四二

万四〇〇〇人を一九八五年までに三五万人とする大

「合理化」攻撃である。それは八〇年度政府予算案決定と同時に閣議決定され、秋の国会を通過した「国鉄再建特別措置法」に関連する基本構想であり、それから具体化されたものである。国鉄当局はこの「三五万人体制完遂」のために、さまざまな「合理化」を企図している。具体的には大綱以下のとおり。

【合理化の具体的大綱】

(一) 検修業務の外注化と能率向上

時間的拘束の弱い台車検査、交番検査(B)、臨時検査、その他附帯作業を外注化し、約一万三千人を減員するもの。また、検修作業の能率向上については作業体制や検修体制の見直しをして、関係職員数の三分の一にあたる約一千三百人の要員減をおこなうというものである。

(二) ローカル線の廃止

国鉄三五万人体制と同様に、「国鉄再建案」のなかの重要な柱として、赤字ローカル線の廃止四千キロ／五千キロ(八〇線区)を目標として徹底化することがあげられている。このローカル線廃止は国鉄経営の矛盾を地域社会におしつけ、同時にそこに働く労働者に大きな犠牲をおしつけることにもなる。

(三) 車両基地統廃合

車両基地統廃合は運転職場への要員削減攻撃としての内容をもっている。基地を統廃合することにより、基地間距離を延長し車両運用の「合理化」を進めつつ、検修基地の集約化と検修作業の効率化をはかり、乗務員には長距離、長時間乗務をもたらし、災害復旧などの対応もきわめて劣悪化する懸念の大きい内容である。

(四) 動力車乗務員の運用「合理化」

これはダイヤ改正などを契機に折にふれてだされてくる問題であり、国鉄当局が日常的に追求してきている事がらである。

運転士、機関士の乗務距離を延長し、休養時間を短縮、拘束時間を最大限に活用して、単位当たりの作業量を高める内容をもっている。

(五) 旅客・貨物列車の削減

輸送力(列車)と輸送量(旅客、荷、貨物)の間にかい離があることから列車を削減して輸送量にあわせた輸送力にするという内容である。

以上、大綱的に示した内容は、八一年五月一日、『経営改善計画』として、さらに具体的内容をもって提示され、「国鉄の存立にかかわる、いわゆる『後のない計画』」であると認識」されている。今後、その動向が大いに注目されるところである。

郵 政

郵政事業における「合理化」は、郵便、為替貯金、簡易保険の三事業を中心として全事業部門において急速

に進行している。

総括的にいえば、貯金、保険事業におけるオンライン「合理化」にみられるように、これまで部門ごと、地域ごとにすすめられてきた「合理化」が今日では全体的かつ全国的レベルで推進される段階にきている。また、郵便事業における「取り集め」から「局内区分」「輸送」「配達」というあらゆる分野で機械化、高能率化を追求してきたが、来たるべき通信システムとして「電子郵便制度」「光通信システム」などの実現にむけて、従来の事業構造の根幹をくつがえすような「合理化」を企図しており、労働諸条件に重大な影響がもたらされるばかりか、構造的な減員、人べらし要素も増大されつつある。これらの「合理化」の進行により、労働態様、労働密度等労働諸条件の変化が進行し、労働災害や各種職業病などが大きな問題となってきた。

【各事業ごとの「合理化」の現状】

〔郵便事業〕

(1) 郵便輸送「合理化」

国鉄「合理化」とも関連して「拠点間直行、車中継送区分の廃止」、「専用自動車化」、「輸送集約基地の新設および鉄道郵便局の廃止」等が進行しつつある。

(2) 集中処理局の建設

大都市の大量輸送に対応するため新鋭搬送施設等を完備した郵便工場的な集中処理局が現在東京三局、大阪に一局設置されており、今後とも大都市において同様の建設計画がある。

(3) 郵便の機械化、合理化

郵便処理の各過程のうち、特に局内処理の諸部分の機械化、自動化が推

進されている。

自動読取り区分機、自動選別取り揃え機、選別台付自動取り揃え押印機、小包区分装置、各種自動発売機、引受機など多種。

(4) 郵便の取集めと配達部門の機動車化

〔簡易保険事業〕

(1) 一九六七年から契約原簿の機械化が開始され、七一年まで七地方簡易保険局が終了し一、三三五人が減員されている。

(2) その後、七六年からオンライン「合理化」がはじまり、八〇年度末で全国の普通郵便局約千局と通信回線で直結して全国オンライン網が完成されようとしている。

(3) 今後の「合理化」の動向は、行政管理庁勧告との関連で大幅な人べらし、特定局へのオンライン化拡大などが出されてくる可能性がある。

〔為替貯金事業〕

(1) 主に通常貯金原簿の機械化で、六九年に横浜地方貯金局の機械化が実施されて以降、七六年二月の小樽地方貯金局まで二八地方貯金局中一七局がEDPS化されている。この他、東京地方貯金局で振替事業の機械化が実施されている。これらのEDPS化に伴い二、五〇七名の減員が実施されている。

(2) 一九七八年から貯金事業の大きなオンライン「合理化」が着手され、東京計算センターをはじめ九計算センター、二八局の事務センターの構想が明らかにされており、八四年度までには、全国約二万局の郵便局窓口と結び本格稼働が開始されようとしている。

〔その他〕

(1) その他、全国二万余局に分散されている郵便関係職場の給与計算事務、物品管理事務などの集中化、コンピュータ化が推進されており、労働諸条件に重大な影響を与えるばかりでなく、首切りを含む深刻な不安を与えている。

(2) 労災・職業病の多発化

たとえば一九七八年度「労働災害」として認定された一万四七九件のうち「交通災害」の割合は五四・四％にのぼり、さらにそのうち八七・二％が「バイク運転中の被災」となっているように、「合理化」による労働用

具・労働態様の変更はさまざまな有害な影響をもたらしている。

2 労働災害・職業病

1 労働災害

産業別災害度数率・強度率

労働災害は、七四年以来の生産活動の停滞を反映して、かなりの減少を示している。第43表によって、産業別の災害の頻度を示す度数率（二〇〇万延べ労働時間当たり労働災害による一日以上休業の死傷者数）、および災害の強度を示す強度率（一〇〇〇延べ労働時間当たり労働災害の死傷による労働損失日数）の推移をみておこう。

度数率の産業計は、一九七〇年に九・二〇であったが、七五年に四・七七と激減し、七九年三・六五、八〇年三・五九とさらに減少している。他方、強度率の産業計は、七〇年に〇・八八であったが七五年は〇・四三と半減し、七九年〇・三六、八〇年〇・三二と推移している。

つぎに、産業別に度数率をみると、八〇年にもっとも高いのが、鉱業二三・四〇、ついで林業二〇・四九、サービス業一二・〇二

第43表 産業大・中分類別労働災害度数率・強度率の推移（規模100人以上）

産 業	度 数 率				強 度 率			
	1970年	1975年	1979年	1980年	1970年	1975年	1979年	1980年
計	9.20	4.77	3.65	3.59	0.88	0.43	0.36	0.32
林 業	18.22	19.97	21.89	20.49	1.70	1.02	1.45	0.82
鉱 業	89.09	29.93	24.08	23.40	7.22	5.43	4.37	2.58
建 設 業	10.02	4.27	3.18	3.31	2.13	1.15	0.37	0.64
製 造 業	6.07	3.79	2.75	2.68	0.66	0.34	0.29	0.27
食 料 品・たばこ	8.59	6.86	5.11	5.17	0.61	0.36	0.28	0.45
織 維	4.26	3.13	2.80	2.69	0.42	0.33	0.19	0.30
衣 服	1.84	1.54	1.49	1.73	0.34	0.05	0.04	0.05
木 材	18.42	10.63	8.29	8.75	1.60	0.77	1.04	1.08
家 具	11.99	9.70	8.16	7.60	1.08	0.56	0.41	0.41
パ ル プ ・ 紙	8.40	3.99	3.57	3.24	1.22	0.51	0.54	0.41
出 版 ・ 印 刷	5.59	3.83	2.53	2.67	0.40	0.27	0.17	0.13
化 学	4.77	3.09	2.00	1.90	0.59	0.24	0.21	0.38
石 油 ・ 石 炭	3.99	2.38	1.04	0.84	0.66	0.45	0.14	0.19
ゴ ム	5.36	2.99	2.26	2.53	0.59	0.26	0.27	0.36
な め し か わ	7.85	4.27	3.41	4.00	0.70	0.10	0.56	0.49
窯 業 ・ 土 石	9.93	6.13	5.15	4.06	0.95	0.52	0.51	0.64
鉄 鋼	6.35	3.10	2.14	2.04	1.40	0.56	0.49	0.38
非 鉄 金 属	6.65	3.27	2.47	2.24	0.90	0.40	0.25	0.23
金 属 製 品	9.81	5.98	4.90	4.48	1.13	0.80	0.35	0.42
一 般 機 械	8.37	4.56	3.30	3.40	0.56	0.22	0.32	0.17
電 気 機 器	2.27	1.65	1.06	1.18	0.24	0.14	0.15	0.07
輸 送 用 機 器	5.71	3.56	2.42	2.16	0.81	0.35	0.34	0.26
精 密 機 器	3.18	1.66	1.46	1.37	0.25	0.10	0.06	0.12
そ の 他	6.51	4.44	2.75	3.13	0.36	0.50	0.31	0.23
運 輸 ・ 通 信 業	12.43	5.71	4.86	5.11	0.96	0.38	0.34	0.34
電気・ガス・水道・熱供給業	2.72	2.60	1.45	1.32	0.56	0.42	0.19	0.13
サ ー ビ ス 業	18.26	22.25	17.13	12.02 (18.59)	0.75	0.31	0.29	0.29 (0.29)

- 〔備考〕 1) 労働省「労働災害動向調査」。
- 2) 度数率とは100万延べ労働時間当たり労働災害による1日以上休業の死傷者数。
- 3) 建設業は職別工事業、設備工事業である。サービス業は自動車整備業、機械修理業、廃棄物処理業のみである。
- 4) 強度率とは1,000延べ労働時間当たりの労働災害の死傷による労働損失日数。

第44表 規模別労働災害度数率、強度率および平均労働損失日数の推移（規模100人以上）

規 模	1970年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年
〔度数率〕						
規 模 計	9.20	4.37	4.32	3.91	3.65	3.59
1,000 人 以 上	7.15	2.17	2.27	2.10	1.85	1.76
500 ～ 999 人	7.64	2.99	2.87	2.40	2.35	2.14
300 ～ 499 人	9.66	4.54	4.44	4.00	3.58	3.35
100 ～ 299 人	12.02	7.01	6.63	5.96	5.66	5.49
〔強度率〕						
規 模 計	0.88	0.36	0.42	0.35	0.36	0.32
1,000 人 以 上	0.80	0.29	0.42	0.29	0.30	0.21
500 ～ 999 人	0.81	0.29	0.28	0.29	0.31	0.24
300 ～ 499 人	0.97	0.36	0.45	0.37	0.32	0.28
100 ～ 299 人	0.95	0.44	0.49	0.42	0.44	0.43
〔平均労働損失日数〕						
規 模 計	96.1	81.4	98.2	90.5	98.3	87.9
1,000 人 以 上	114.0	134.3	185.0	139.9	164.5	121.5
500 ～ 999 人	106.1	97.5	98.4	121.4	130.0	112.2
300 ～ 499 人	99.7	79.2	100.4	93.2	88.9	82.7
100 ～ 299 人	79.2	63.5	73.4	70.8	78.0	78.0

〔備考〕 1) 労働省「労働災害動向調査」。
2) 度数率、強度率は第43表の〔備考〕参照。

第45表 産業別重大災害発生状況

産 業	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年
〔発生件数〕	件	件	件	件	件
計	275	246	261	210	186
製 造 業	95	60	51	54	49
建 設 業	125	116	160	103	91
運輸業・貨物取扱業	6	20	8	7	7
林 業 ・ 漁 業	7	11	8	9	9
そ の 他	42	39	34	37	30
〔死傷者数〕	人	人	人	人	人
計	1,430 (186)	1,276 (194)	1,546 (207)	1,057 (159)	1,063 (133)
製 造 業	533 (35)	338 (24)	314 (28)	271 (29)	264 (30)
建 設 業	594 (101)	568 (94)	752 (121)	480 (73)	415 (57)
運輸業・貨物取扱業	33 (7)	97 (18)	23 (5)	27 (7)	29 (0)
林 業 ・ 漁 業	43 (3)	50 (8)	38 (10)	63 (5)	40 (11)
そ の 他	227 (40)	223 (50)	419 (43)	216 (45)	315 (35)

〔備考〕 1) 労働省「重大災害報告」。
2) 重大災害とは一時に3人以上の死傷者をともなった労働災害のことである。
3) 死傷者欄の（ ）内は死亡者数。

第 46 表 産業大・中分類別労働災害による死傷者 1 人当たり平均労働損失日数の推移
(規模 100 人以上) (単位：日)

林	業	1970年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年
	計	96.1	81.4	98.2	90.5	98.3	87.9
林	業	93.4	58.9	71.8	50.5	66.4	39.9
鉱	業	81.0	137.6	176.5	122.4	181.4	110.2
建設	業	211.3	168.2	279.5	152.2	117.2	193.5
製造	業	109.6	80.3	102.9	101.4	106.1	102.5
食料品・たばこ		70.9	48.0	53.8	55.3	54.0	88.1
織	維	99.8	82.1	84.0	90.7	66.7	113.3
衣	服	181.9	37.5	61.6	37.3	28.2	28.9
木	材	87.4	97.1	117.5	136.2	126.0	123.9
家具		90.8	81.2	88.0	72.3	50.4	53.5
パルプ・紙		146.1	110.5	119.6	172.1	151.9	126.1
出版・印刷		71.9	40.6	79.6	120.2	67.3	50.5
化学	学	124.7	79.9	126.7	88.9	105.6	197.8
石油・石炭		168.0	179.7	153.4	135.8	132.5	226.1
ゴム		111.8	74.3	93.7	114.6	121.0	141.5
なめしかわ		89.4	64.5	34.2	32.8	165.3	122.9
窯業・土石		96.1	86.3	117.2	65.7	98.6	157.5
鉄	鋼	221.3	121.0	223.1	217.0	229.0	186.4
非鉄金属		136.0	137.3	126.7	127.2	100.6	104.5
金属製品		114.9	54.8	99.8	98.6	71.0	94.3
一般機械		66.6	78.2	68.1	91.1	93.3	50.7
電気機器		107.2	46.7	110.5	92.3	140.9	63.0
輸送用機器		140.6	114.6	128.7	123.5	140.1	118.5
精密機器		79.0	37.5	49.2	44.1	43.6	85.8
その他		57.5	79.8	58.5	75.3	114.3	74.5
運輸・通信業		76.7	76.9	70.0	65.0	70.6	67.1
電気・ガス・水道・熱供給業		204.7	69.1	105.8	191.9	132.8	95.5
サービス業		40.6	17.4	16.7	23.8	16.9	23.7 (15.5)

〔備考〕 労働省「労働災害動向調査」。

と、順位は前年と変わらない。製造業のなかでは、木材八・七五、家具七・六〇が相変わらず高い。

他方、産業別の強度率をみると、八〇年でもっとも高いのが鉱業二・五八であるが、前年の四・三七に比べ大幅に減少している。ついで林業〇・八二であるが、前年の一・四五にたいし、これも減少している。なお建設業は〇・六四と、前年の〇・三七に比べ大幅に増加し、七八年と同じ数値になっている。製造業では、木材一・〇八がとくに高い。ついで窯業・土石〇・六四、なめしかわ〇・四九とつづいている。

規模別災害度数率・強度率

つぎに、同じく労働省「労働災害動向調査」によって、企業規模別の災害度数率、強度率、および平均労働損失日数をみておこう(第44表)。

まず度数率を八〇年についてみると、一〇〇〇人以上一・七六、五〇〇～九九九人二・一四、三〇〇～四九九人三・三五、一〇〇～二九九人五・四九と、規模が小さいほど度数率は高い。強度率もほぼ同様の傾向を示しており、一〇〇〇人以上〇・二一、五〇〇～九九九人〇・二四、三〇〇～四九九人〇・二八、一〇〇～二九九人〇・四三となっている。

つぎに、平均労働損失日数をみると、八〇年で、一〇〇〇人以上一二・五日、五〇〇～九九九人一二・二日、三〇〇～四九九人八二・七日、一〇〇～二九九人七八・〇日となっている。一〇〇～二九九人をのぞき、前年よりは減少している。

全体として、度数率、強度率、平均労働損失日数とも、前年よりは減少している。とはいえ、災害の「重篤度」は大企業ほど高くなっていることに変わりはない。

重大災害発生状況

災害の「重篤度」、重大災害発生状況はどうであろうか。第46表は労働災害による死傷者一人当たり労働損失日数を示している。労働損失日数は、産業計では、七九年九八・三日から八〇年八七・九日と減少した。産業別にみると、八〇年の場合、建設業が一九三・五日でトップ、ついで前年トップの鉱業が一一〇・二日、これに製造業一〇二・五日とつづいている。

製造業のなかでは、石油・石炭二二六・一日が断然多い。ついで、化学一九七・八日、鉄鋼一八六・四日などが目立っている。

つぎに、一時に三人以上の死傷者をともなった重大災害発生状況をみておこう(第45表)。まず発生件数では、七九年二一〇件から八〇年一八六件へと減少した。だが件数減にもかかわらず、死傷者数は七九年一〇五七人から八〇年一〇六三人へとわずかに増加している。ただし、死者では、七九年一五九人から八〇年一三三人と減っている。

2 職業病

業務上疾病にかんする労働省統計は、七九年までしか発表されていない。そのかぎりでは、若干の特徴をみておこう。

業務上疾病発生状況の年次別推移

まず、業務上疾病の発生状況を年次別に通観してみよう(第47表)。疾病件数(休業一日以上)では、六六年以降、目立って増加してい

第48表 1979年の産業および疾病の種類別業務上疾病発生状況

疾 病	合 計	製造業	鉱 業	建設業	運輸交 通業	貨物取 扱業	農林水 産業	商業・ 金融・ 広告業	その他 の事業
(1) 負傷に起因する 疾病	(10,582) 13,807	(3,418) 4,696	(565) 673	(2,277) 3,267	(1,962) 2,114	(506) 559	(238) 581	(821) 948	(795) 969
物理的 因子									
(2) 有害光線によ る疾病	22	11	—	6	1	—	—	3	1
(3) 電離放射線に よる疾病	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 異常気圧下 における疾病	17	—	—	7	—	—	9	—	1
(5) 異常温度条件 による疾病	1,623	1,050	5	221	53	10	9	66	209
(6) 騒音による耳 の疾患	30	10	—	16	—	—	3	—	1
(7) (2)～(6)以外 の原因による疾病	19	6	1	4	—	—	5	1	2
過度の 負担									
(8) 重激業務によ る運動器疾患と 内臓脱	112	41	1	21	24	2	7	8	8
(9) 負傷によらな い業務上の腰痛	982	384	4	156	221	78	14	60	65
(9) 振 動 障 害	432	58	79	66	1	—	224	2	2
(11) 手指前腕の障 害および頸肩腕 症候群	103	49	—	7	1	1	4	22	19
(12) (8)～(11)以外 の原因による疾病	36	30	—	1	3	—	1	1	—
(13) 酸 素 欠 乏 症	44	14	—	24	—	—	3	1	2
(14) 化学物質による 疾病(がんを除く)	669	366	2	127	23	16	56	27	52
(15) じん肺症および じん肺合併症	2,491	765	1,231	484	—	—	—	—	11
(16) 病原体による疾 病	101	12	—	1	21	4	2	4	57
がん									
(17) 電離放射線に よるがん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(18) 化学物質によ るがん	6	6	—	—	—	—	—	—	—
(19) (17), (18)以外 の原因によるがん	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(20) その他業務による ことの明らかな疾 病	50	12	—	14	1	—	11	3	9
合 計	20,544	7,510	1,996	4,422	2,463	670	929	1,146	1,408

- 〔備考〕 1) 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。
2) (1)負傷に起因する疾病欄内()は腰痛で内数である。
3) (18)の化学物質は労働基準法施行規則別表1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。
4) 本統計の数字は1979年中に発生した疾病で1980年3月末日までには握したものである。
5) 「化学的因子による疾病は」(13), (14), (18)をさす。
6) 出所第47表に同じ。

る。七〇年、七二年は三万件台にのぼっている。ただし、七九年は二万五四四件と、前年の二万七四五六件に比べ大幅に減少した。なお疾病率は、長期的にみれば、ほぼ減少傾向にある。七九年は〇・五六と、前年の〇・七五に比べ、かなり減少した。疾病件数、疾病率とも、七九年の減少が、八〇年以降も持続するかどうかは、今後の注目点である。

産業別種類別発生状況

つぎに、七九年の産業別、疾病の種類別発生状況をみてみよう（第48表）。まず産

第 47 表 年次別業務上疾病発生状況の推移

年	疾 病 件 数	疾 病 率
1958年	19,023	1.36
1960年	21,621	1.33
1965年	19,108	0.73
1970年	30,796	0.94
1975年	24,953	0.70
1976年	25,796	0.70
1977年	27,256	0.74
1978年	27,456	0.75
1979年	20,544	0.56

- 〔備考〕 1) 疾病件数は休業1日以上のものである。
2) 疾病件数年千人率 = $\frac{\text{疾病件数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$
3) 79年の統計からは、1978年3月30日改正後の労働基準法施行規則第35条の疾病分類によって分類している。
4) 労働省「業務上疾病調べ」。

業別には、製造業が七五一〇件と、全体の三六％を占めている。ついで建設業四四二二件（二一％）、運輸交通業二四六三件（一一％）、鉱業一九九六件（九％）とつづいている。

疾病の種類別では、負傷に起因する疾病一万三八〇七件、全体の六七％と断然多く、ついでじん肺症関係二四九一件が目立つ。なお負傷に起因する疾病のうち腰痛が、産業をとわず広範に発生している。負傷によらない業務上の腰痛の場合も同様である。

全体として、疾病はきわめて多様であり、深刻なものが多くなっている。たとえば、「化学的因子による疾病」（13）、（14）、（18）などは、数はいちじるしく多いとはいえないにしても、その深刻さには、とくに留意すべきであろう。疾病件数、疾病率の減少も、実際の疾病状況をみるとき、手ばなしで評価するわけにはいかない。

【参考資料】（1）労働省「昭和五五年労働経済の分析」、日本労働協会編『昭和五六年版・労働運動白書』、（2）丸山康雄事務所『臨調ニュース』、『ところろ調査』、（3）『賃金と社会保障』、『月刊いのち』、『労働経済旬報』、『経済』、『週刊東洋経済』、『日経産業新聞』、（4）日本鉄鋼連盟『鉄鋼界』、中小企業研究センター『電子部品工業における構造変化と八〇年代の生産・分業体制』

V 労働者の生活

概要□消費者物価の動向と政府の物価見通し
——八〇年全国消費者物価指数の上昇率八・〇％／政府の物価見通し／庶民の物価感覚と勤労者生計費諸指標——「国民生活動向調査」結果／春闘共闘の生計費指数／総理府統計局の「生計費指数」検討作業／一九八〇年版『国民生活白書』——労働者家計の収入と支出——概況／共働き世帯の家計収支／首都圏労働者の家計——収入／支出／人事院の標準生計費との比較／標準生計費——人事院の標準生計費／厚生省の生活保護基準

概

要

一、総理府統計局の一九八〇年平均全国消費者物価指数は、前年比八・〇％の上昇となった。また八〇年度平均でも、八一年一月～三月のあいだに對前年同月比で六～七％台の上昇がつづいたことで前年度平均比七・八％と、ここ数年では七六年度の九・四％につぐ高い水準となり、政府の当初見通し六・四％をかなりに上回り、修正見通し「七％程度」をもこえた。

一、総理府統計局の消費者物価指数にたいしては、家計の支出内容のうち商品価格およびサービス料金のみがとりあげられていることなどで、労働組合や消費者団体では必ずしも生活の実態を十分に反映したものでなく、庶民の「生活実感とかけはなれている」との批判がある。そうした批判にこたえて、春闘共闘が一九七四年いらい発表している首都圏労働者の家計費構成を反映した生計費指数によると、八〇年平均の對前年比上昇率は八・五％、これを東京都区部消費者物価指数の同じ上昇率七・七％に比べると〇・八ポイント高であった。

一、総理府統計局でも現行消費者物価指数とは別に、税・社会保険料など非消費支出負担、住宅購入費なども加味した生計費指数を政府統計に導入するための検討作業を開始した。

一、総理府統計局の家計調査結果によると、全国勤労者世帯の八〇年一ヵ月当たり実収入は三四万九千六百六円、前年比で名目七・三%増加したが、消費者物価が八・〇%も上昇したため実質では〇・六%減と、第一次石油危機後の七四年（〇・三%減）いらいの落ちこみとなった。だが、この実収入から非消費支出を差し引いた手取り収入となると、その落ちこみがいっそう大きい。すなわち、八〇年の場合、減税が見送られたため税率ランクの上昇がひびいて勤労所得税が前年比一九・一%増、地方税など「その他税」同一〇・八%増、また社会保障費同一〇・五%増、この結果手取り収入は一・四%減となっており、実収入中に占めるこれら非消費支出の割合は七五年の八・七%から八〇年には一二・六%へと高まっている。一方、消費支出二万三千八百一十二円も前年比実質で〇・八%減と四年ぶりの減少を示している。

一、国民春闘共闘会議の第七回家計調査報告「実質賃金マイナスの家計」によると、①首都圏労働者の八〇年一〇月の実収入は二万八千九百九十三円、世帯主収入二万六千四百八十六円で、これを春闘共闘の生計費指数で実質化すると、前年同月比でそれぞれ〇・五%、二・〇%減となり、それを補うための主婦のパート収入、あるいは貯金引き出しや借金の増加をうかびあがらせている。②消費支出二万七千三百九十五円も、前年同月比、同じ実質で四・三%減とその減少幅がいっそういちじるしい。③実支出をまかなうための世帯主所定内賃金は、実額で二万六千四百〇四円の不足、その充足率で八九・六%と前年同月よりも〇・四%ポイント低められている。さらに生命保険やローンなどをふくめた総生活費との対比では約七万円の不足を生じており、わが国労働者の消費面からみた生活水準は、一九七四年い

らい一貫して傾向的にしかもかなりの程度で低下していることになる。

1 消費者物価の動向と 政府の物価見通し

八〇年全国消費者物価
指数の上昇率八・〇%

一九七五年を一〇〇とした総理府統計局の全国消費者物価指数でみると（第49表）八〇年平均では一三七・二、これは前年

平均に比べて八・〇%の上昇となった。同じ対前年平均比上昇率は七五年一一・八%、七六年九・三%、七七年八・一%、七八年三・八%、七九年三・六%と沈静化していたが、八〇年には一転して高い伸びであった。費目別の上昇率では、光熱が三八・二%でもっとも高く、ついで雑費が七・四%、被服が七・三%、住居が六・五%、食料が六・〇%となっており、光熱の目立つ高さは電気・ガス代が前年に比べ大幅に上昇したほか、灯油、プロパンガスなども大幅に値上がりしたことによっている。

各月の動きを対前年同月比上昇率でたどると、八〇年一月には六%台、二月から二月までは七%台で推移している。すなわち、二月から六月まで八・〇%、八・四%の上昇をみたのち、前年に野菜が暴騰していた影響で七月は七%台にとどまったが、八月は八

第49表 物 価 指 数 表

(1975年=100)

年 次	卸売物価 指数 ¹⁾	全 国 消 費 者 物 価 指 数 ²⁾								
		総 合	食 料		住 居	光 熱	被 服	雑 費	季節商品 をのぞく 総合	持家の 家賃を 含む 総合
			計	うち主食						
1975年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1976 "	105.0	109.3	109.1	111.9	106.2	107.2	107.5	111.7	108.8	109.4
1977 "	107.0	118.1	116.4	121.7	112.4	117.4	114.0	129.9	117.4	118.3
1978 "	104.3	122.6	120.5	128.1	117.3	115.8	118.0	129.9	122.2	123.3
1979 "	111.9	127.0	123.1	130.0	122.1	120.3	123.7	136.0	126.4	127.9
1980 "	131.8 (17.8)	137.2 (8.0)	130.5 (6.0)	136.7 (5.2)	130.5 (6.5)	166.2 (38.2)	132.7 (7.3)	146.1 (7.4)	136.4 (7.9)	137.8 (7.7)
1981年1月	132.3	141.3	135.4	139.8	133.3	175.9	134.6	149.7	140.1	141.9
2月	132.1	141.4	136.4	140.0	133.5	175.9	131.5	149.8	139.9	141.9
3月	132.1	142.2	137.5	140.1	133.8	175.8	132.7	150.2	140.4	142.7
4月	132.7	143.3	137.8	141.2	135.1	175.8	134.6	152.2	141.6	143.9

【備考】 1) 日本銀行の卸売物価指数。

2) 総理府統計局の消費者物価指数。カッコ内は、1979年平均の対前年平均比騰貴率を示す。

・七％、九月は八・九％と上昇率が高まり、その後一〇月七・八％、十一月八・四％、十二月七・一％の上昇となっている。このように二月から六月まで八％台の高い上昇率を示した要因の第一は、原油値上がりの影響である。燈油が二月から五月まで前年の二倍をこえる上昇となったほか、プロパンガスも大幅に値上がりした。また四月には電気代およびガス代の値上げ幅も大きかった。第二に、生産財を中心に八〇年二月には前年比二〇％台の上昇を示した卸売物価の影響が、しだいに消費者物価に波及してきていたことがあげられる。卸売物価の上昇が直接影響する「工業製品」は、五月から九月まで八・九％台の上昇となっていた。第三に野菜の高騰である。一〇月以降長雨や台風の影響で大幅に上昇した野菜は、八〇年二月には前年の二倍に達する上昇となり、三月および四月も前年を大幅に上回る上昇となっていた。なお、一〇月および一二月の上昇が七％台にとどまったのは、野菜が前年に比べて下落したほか、燈油やガソリンの上昇幅が夏以降しだいに縮小していたことが影響している。

政府の物価見通し——景気と物価両にらみから「景気重視」へ

一九八〇年度平均の全国消費者物価指数も、八一年一月の三月のあいだに前年同月比で六・七％台の上昇がつづいたことで、前年度平均に比べても七・八％の上昇率となり、ここ数年では七六年度の九・四％に次ぐ高い水準となった。この結果、政府の八〇年度消費者物価の当初見通し六・四％をはるかにこえ、修正見通し「七％程度」をものかなりに上回り、都市銀行など民間予測の七・一〇％台に近い数字となった。年明けから上昇しはじめた消費者物価は、四月には前年同月比で八

・四％と急騰し、夏には当初見通しの達成はまず不可能になっていた。ところが経済企画庁がそれを公式に「七％程度」と修正したのは、ようやく八〇年二月二〇日の臨時閣議で報告し了承された「昭和五十六年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」においてであって、しかもこの修正にあたっては来春闘における賃上げ相場が意識されていた。これより先、二月一五日のNHK番組「総理にきく」の放映で、鈴木首相は今年度の消費者物価見通しについて「目標の前年度比六・四％達成は非常にむずかしくなってきた」と述べ、はじめて政府目標の達成は無理だとの見解を示した。だが経企庁の物価見通しはさらにきびしいというわけで「七％程度」というあいまいな表現に落ちつき、河本経企庁長官は「七％程度とは七・五％までをふくむ」との苦しい解釈をひねりだしたものの、結局それさえも上回ってしまった。

政府の前掲一九八一年度の経済運営では、わが国の経済が第二次石油危機後の調整をおえ、中長期ビジョンにたった安定成長にむかうと予測し、今年度までの異常な輸出依存を改め、内需中心に転換することによって「実質五・三％程度の成長、五・五％程度の消費者物価上昇率」をめざすとして、「景気と物価の両にらみ」から「景気重視」への姿勢が明らかである。

2 庶民の物価感覚と勤労者

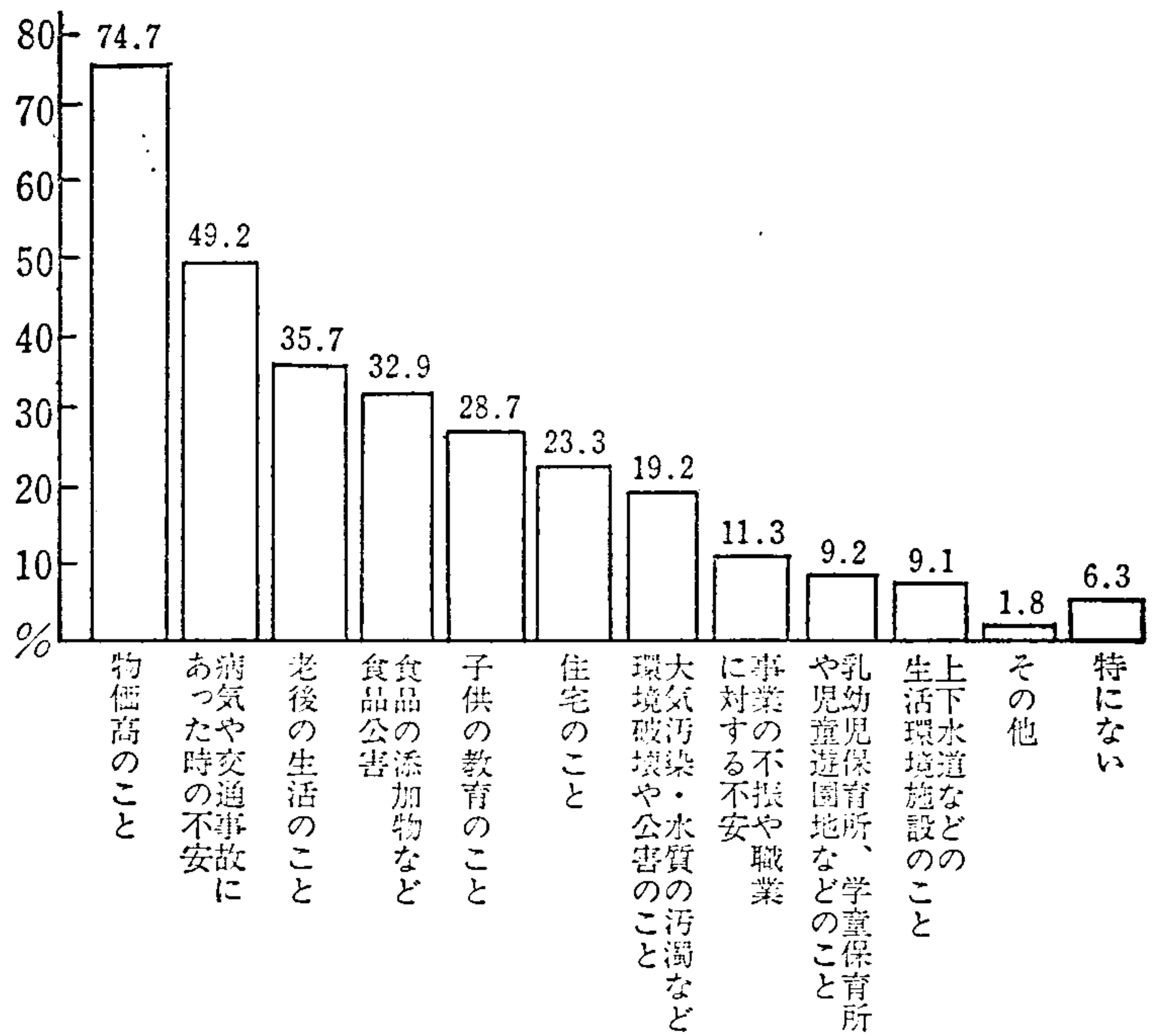
生計費諸指標

「国民生活動向調査」結果

家庭の主婦が自分たちの生活についてどのように感じているかを八〇年九月に調べた国民生活センター（経済企画庁の外郭団体）の「第一回国民生活動向調査」結果によると（第3図）、毎日の生活のなかで家庭の主婦は一〇人中九人がなんらかの「不満・不安」をもち、その原因の多くが生活を圧迫する物価高にあることが示されている。

同調査は、全国の人口五万以上の都市に住む六九歳以上の主婦三〇〇〇人を対象としたもので、その結果では生活のなかでなんらかの不満や不安をもつ主婦が九三・一％にも達し、その内訳では「物価高」七四・七％、「病気や交通事故にあった時の不安」四九・二％、「老後の生活」三五・七％の順となっており、「住宅」との答えも二三・三％あった。とりわけ電気・ガス代など公共料金のこの一年間の値上がりをもくむ消費者物価の高騰が生活を「圧迫している」と答えた主婦は全体の九一・二％と、前回七九年の調査結果の八七％をさらに上回っていた。こうした生活圧迫感を年収別にみると、二〇〇万円未満の人の五三％が「かなり圧迫している」と答えているが、六〇〇万円以上でも五六・八％の人が「多少圧迫してい

第3図 生活の中での不満・不安 (1979年9月) (%)



〔備考〕 1) 国民生活センター「国民生活動向調査 (1970年9月)」結果による。

る」と感じている。逆に「圧迫しているとは思えない」人は、五〇〇万円台でも八・九％とひとケタにとどまっている。生活を圧迫する高物価にたいする自衛策としては、「むだなものを買わず、買ったら最後まで使う」、「多少遠くても安い店で買う」など買物のくふうのほか、光熱費や衣料費の切りつめなどがとりあげられている。

春闘共闘の生計費指数

総理府統計局の消費者物価指数にたいしては、庶民の「生活実感とかけはなれてる」との批判がある。国民春闘共闘会議が、一九八〇年の第七回家計調査に付帯して三五四世帯を対象として一〇月に実施したアン

ケート調査結果においても、「一九七九年度総理府統計局の消費者物価指数によると四・五％の上昇となっていますが、あなたはどう思いますか」という質問にたいして、「そんなことはない」との答えが八〇％、「それくらいかもしれない」が一〇％、しかも前者の九割以上が「平均一五％は上がっている」と消費者物価指数をはるかにこえる実感を訴えていた。もっともこの調査が実施された時期は、消費者物価指数でみても年初いらい前年同月比で八％台の上昇がつづいていた最中のことであり、また家計をあずかる主婦の立場からは「毎日買う野菜の値段が一〇円上がっても強く感じる。反対に何年に一回しか買わない大型耐久消費財などは数千円上がっても大して感じない」といった事情もあるが、消費者物価指数は実感に遠いという批判にはそれなりの根拠があり、国民各階層の生活実態を反映する「生計費指数」作成へ向けての要望が強い。

春闘共闘では、そうした批判にこたえて生計費指数 (Cost of Living Index, 以下C L Iと略称) を算出し、発表してきている。この場合、消費者物価指数 (Consumer Price Index, 以下C P Iと略称) との差異の特徴点を指摘すればおよそつぎのごとくである (春闘共闘「切りつめもこれまで、実質賃金の家計——第七回家計調査・生計費指数報告」、労働経済社、八一年四月刊一二五頁)。

第一に、C P Iは家計の消費支出部分だけを指数計算の対象にしており、非消費支出といわれている税金、社会保険料は「移転支出」ということで除外されている。しかし労働者の生活からすれば税金も社会保険料も給料袋から天引きされているので、これを除外した生活費は考えられない。また、C P Iは消費支出のなかでも労働組合費、地代、仕送り金、負担費などはかなり大きなウェイトを占めているにもかかわらず、価格がとれないということで除外されている。さらに最も高騰をつづけている土地

・家屋購入費や住宅ローンは、財産の購入であるということで除かれている。これにたいしC L Iではこれら労働者の生活費の五分の一以上を占める品目、サービスをもちこんだ指数を作成しており、C P Iよりも労働者の生計費の動きをより広くカバーしている。

第二に、C P Iは物価変動の測定という目的に規定されているために、ウェイト作成の基礎である家計調査を異質な家計をふくめる「全世帯」ということで平均化してしまっている。このなかには医師、弁護士などの高額所得者や会社重役なども入っている一方、低所得層も入っているので一般労働者層の生活実態を反映した指数になっていない。公共料金が対前年比で上昇したといっても、高所得世帯と低所得世帯とは家計への影響度が異なっていることはいうまでもない。そこでC L Iでは、首都圏居住労働者世帯という同質世帯を基礎として物価、税金等の変動をみようとしているのである。したがって現在使用しているC L Iのウェイトは、春闘共闘傘下で比率の高い官公労、民間大・中企業労働者二六単産三五〇世帯の一九七四～七六年各一〇月の調査結果を平均して作成しており、年齢三七歳、夫婦と子供四人世帯、有業人員一名という標準的労働者世帯（主婦のパート・内職をふくむ）をモデルとして作成している。

さて、春闘共闘・生計費指数（一九七五年＝一〇〇）の一九八〇年平均〔B〕指数は一四六・〇、対前年比上昇率は八・五％であって、これを総理府統計局の東京都区部消費者物価指数に比べると八・一ポイント、対前年上昇率では〇・八ポイント高であった（第50、51表）。またそれを費目別にみると、消費者物価指数ではのぞかれている税・社会保険料など非消費支出が一七〇・五、地代住宅ローンをふくむ住居費で一六九・〇％と高い数字を示し、またこの年大幅に値上げされた電気・ガス料金など光熱水費が高い伸びとなり総合指数をおしあげている。

一方、消費の萎縮で切りつめのいちじるしい食料費、被服費は、

生計費指数ではウェイトの比重が消費者物価指数に比べて低く、したがって価格の値上がりも小さく反映されている。

なお、一九八〇年は公式統計の基準時改訂の年にあたっており、消費者物価指数も総理府統計局の八〇年家計調査結果によってウェイトの改訂や品目銘柄の変更などがおこなわれ、八一年九月から新指数が発表されることになっている。春闘共闘の生計費指数の場合にも、首都圏労働者を対象とした独自の八〇年家計調査結果にもとづいたウェイトの再検討がおこなわれる予定である。

総理府統計局の「生計費指数」検討作業

経済運営や賃上げの有力な指標となる総理府統計局の消費者物価指数（C P I）は、家計の消費支出内容を構成する商品価格およびサービス料金のみをとりあげて調査対象としている。このため労働組合や消費者団体では同指数が必ずしも生活実態を十分に反映したものではないとして、同指数を改めるかあるいはこれとは別の「生計費指数」の作成を要望してきていた。それにこたえて統計局では消費者物価動向に税・社会保険料など非消費支出負担、住宅購入費などをも加味した生計費指数を政府統計に導入する作業を開始し、各界の意見聴取など具体案づくりにとりくむことになった。生計費指数は、かつて七八年七月から美濃部都政下の東京都で算出されたが、鈴木都政に代わって八〇年三月限りで廃止され（本年鑑一九七七年版一三三頁および同八〇年版一五四頁以下参照）、これが具体化すれば、政府統計としては戦後はじめてのケースとなる。

消費者物価指数は貨幣購買力の動向を示す指標で、家計や予算の伸びを実質化するデフレーターつまり物価上昇分を除去する調整値ともなる経済統計の一つの柱であり、厚生年金など公的年金は同指

第 50 表 東京都・春闘共闘生計費指数

(1975年=100)

区 分		東 京 都				春 闘 共 闘		消費者物 価 指 数 (東京都 区 部)
		中 小 企 業 階 層		大 企 業 (事 務) 階 層		指 数 B	指 数 A	
		生 計 費	消 費 支 出	生 計 費	消 費 支 出			
指 数	1976年	110.4	110.5	111.1	110.2	111.5	110.3	109.6
	1977	121.9	120.9	122.2	120.1	123.0	120.8	118.7
	1978	130.2	126.4	130.5	125.7	128.4	126.0	123.8
	1979	139.3	131.2	139.9	130.8	134.6	131.2	128.1
	1980	—	—	—	—	146.0	141.0	137.9
対上 前昇 年率 (%)	1977年	10.4	9.4	10.0	9.0	10.3	9.5	8.3
	1978	6.8	4.5	6.8	4.7	4.4	4.3	4.3
	1979	7.0	3.8	7.2	4.1	4.8	4.0	3.5
	1980	—	—	—	—	8.5	7.6	7.7

- 〔備考〕 1) 東京都生計費指数—①中小企業階層とは世帯主が5～299人規模企業に勤めている世帯、②大企業階層とは世帯主が1,000人以上規模企業に勤めている世帯。③生計費指数は、税・社会保険料などの基礎資料の都合により、年次別指数のみ算出、前年度版暫定指数は本指数によって訂正されている。④東京都「東京都階層別生計費指数報告」(80年7月刊による)。
- 2) 春闘共闘生計費指数—①指数Bは、消費支出に税、社会保険料、住宅ローン、生命保険料など非消費支出を加えたもの。②指数Aは消費支出のみ、ただし指数品目は、指数Bと異なる。なお前年版指数との差異は季節商品価格指数の取扱い方を技術的に変更したためである。③春闘共闘「実質賃金マイナスの家計—1981年第7回家計調査・生計費指数報告」(81年4月刊)による。

第 51 表 春闘共闘・1980年平均 5 大費目別生計費指数

(1975=100, P=速報値)

費目 種別	食 料	住 居	光 熱 水	被 服	雑 費	非消費支出
CL I [B]	127.3	169.0	173.9	125.8	144.8	P 170.5
	(5.4)	(11.2)	(28.7)	(4.7)	(7.5)	(11.2)
CL I [A]	172.2	146.0	174.0	125.8	150.5	
	(5.3)	(8.7)	(28.9)	(4.8)	(7.5)	
C P I (都区部)	130.0	131.8	165.4	132.5	148.3	
	(5.6)	(4.9)	(36.3)	(7.9)	(7.0)	

〔備考〕 1) ()内は対前年上昇率。

2) $CL I [B] = CL I [A] + \text{税(勤労所得税・地方税・その他の税)} + \text{社会保険料(年金・健保・雇用保険料)} + \text{住宅ローン} + \text{生命保険料(ウェイトは掛け捨て分のみ63\%)}$ 。

$CL I [A] = CPI$ との比較参考として作成。

いわゆる消費支出品目に独自品目として地代・労働組合費・負担金・仕送金を加えたもの。

数に依拠して物価スライドすることになっているほか、春闘の賃上げ要求方式も「前年度物価上昇分プラス生活向上分」というかたちで定着してきている。しかし、このところの実質増税、また年金や医療保険の急激な負担増で賃金からの天引き額が高まった結果、名目賃金が伸びても「手取り」額の伸びがそれを下回り、家計が萎縮する傾向が強まっている。とりわけ八〇年度には勤労者の所得増を消費者物価上昇が上回る実質賃金目減り現象が加わったため、労働団体はそれぞれ独自の生計費もしくは手取り給与を試算して、目減り補てんの要求に拍車をかけた。

総理府統計局では、現行「消費者物価指数」をそのまま残し、同指数では除外されている、①個人負担の税、②公的年金、健保、雇用保険などの社会保障負担、③住宅購入費とローンの金利分などをもりこむことによって別建てで「生計費指数」を導入する方針であり、住宅については広義の耐久消費財とみて購入時の価格を対象とすること、ローン支払いは金利分のみを「生計費」とする考え方が示唆されている。とはいえ、これが公式統計として具体化するについては、統計局としての検討、関係省庁との協議、行政管理庁所管の統計審議会の承認手続、試算期間をもふくめて数年がかりの作業を要する見込みである。

3 一九八〇年版『国民生活白書』

—「変わる社会と暮らしの対応」

「変わる社会と暮らしの対応」という副題をもつ経済企画庁編『昭和五五年版・国民生活白書』（八〇年一月刊）は、前年版白書で「総じて順調な伸びだった」とされた暮らし向きとは様変わりした、過去一年間の暮らしを概観したあと、人の一生で大きな節目となる教育、職場、老後のそれぞれにみられる環境変化と、この変化に対応した生活態度の多様化傾向を指摘し、資源の制約や高齢化社会のなかでの広い意味での福祉について「効率化、合理化をこれまで以上にすすめていかねばならない」としめくくっている。すなわち、その構成は、第一章安定成長と物価懸念の中の消費者、第二章エネルギー不安と家計の対応、第三章環境変化の中での生涯設計、からなり、まず第一章では、物価上昇と税・社会保険料などの負担増とによって、勤労者世帯の実収入、消費支出とも実質減少に転じていることが示され、住宅ローンのある世帯についていえば勤労者世帯のうちのほぼ三軒に一軒の割合であり、その負債残高が年収の九五％に及んでいることでローン「支払い能力を十分慎重に見定める」など「家計の合理的管理の必要性」について述べられている。また第二章においては、家庭で直接使われるエネルギーがわが国総エネ

ルギー需要の一二―一三%を占めているのに加え、各種電気製品や家具の製造などに必要な間接的エネルギー消費をあわせると、全体で国内エネルギー需要の四割程度を占めていることが強調され、家庭での省エネ努力を求めている。

第三章環境変化のなかでの生涯設計では、「高学歴社会の状況変化」をとりあげて、①家計のなかでの教育費支出割合の上昇、③高学歴のメリットの低下、③大学・短大への進学率停滞、④専修学校への進学者増加にみられる高等教育の多様化傾向にふれ、高等教育をめぐる状況変化について指摘し、生活態度や雇用、教育などをふくむ制度改革が必要になっているとしている。

ところで、こうして白書がうつしだした勤労者家計の萎縮や、社会的な制度改革が必要とされる構造的なゆがみは恒常的なインフレーションのもとで拡大されつつあり、日常的な生活設計を描きにくくしている。とりわけ国民総生産（GNP）の半ば以上を占める個人消費支出のこのところの急速な落ちこみが、経済全体に深刻な影響をもつものであることはいまでもなく、白書でも「消費需要の減退が経済全体の不振をまねき、それがまた家計の消費に響くというように、影響が相乗的に累積することも懸念される」と指摘されているところである。

4 労働者家計の収入と支出

概況——収入と支出

一九八〇年における労働者家計収入と支出を、ここではまず総理府統計局の「昭和五五年家計調査報告（速報）」（八一年三月刊）によって概観しよう。

同報告（第52表）によると、全国勤労者世帯（平均世帯人員三・八三人、有業人員一・五人、世帯主の平均年齢四一・七歳）の家計収入は、八〇年一ヵ月平均実収入で三四万九六八六円、前年に比べて名目で七・三%増であったが、これを全国消費者物価指数によって調整し物価上昇の影響をのぞいた実質でみると〇・六%の減少となった。この実収入が実質減となったのは、第一次石油危機後の一九七四年（〇・三%減）くらい六年ぶりのことであり、また総理府統計局が六二年七月に現行家計調査を開始してからその落ちこみ幅がもっとも大きい。実収入の内訳では、最近の実収入の実質増加をささえてきた世帯主収入が八〇年には減少に転じているのにたいして、妻および世帯員収入の増加が、世帯主収入の実質減少を補う役割を果たしている。

実収入から税金、社会保険料など非消費支出を差し引いた可処分所得、つまり手取り収入は一・四%の実質減少で、その落ちこみ幅が実収入に比べていっそう大きい。それは非消費支出四万四一三七

第52表 全国勤労者世帯1980年1カ月間の家計収支

区 分	実 数	対前年増加率		区 分	実 数	対前年増加率	
		名 目	実質			名 目	実質
集 計 世 帯 数	5,390	* 5,399	—				
世 帯 人 員(人)	3.83	* 3.83	—	設 備 修 繕	3,505	4.8	— 7.8
有 業 人 員(人)	1.50	* 1.47	—	水 道 料	1,555	8.4	3.6
世帯主の年齢(歳)	41.7	* 41.1	—	家 具 什 器	9,360	—1.8	— 6.2
				光 熱 費	11,138	32.3	— 4.3
実 収 入	349,686	7.3	— 0.6	電 気 代	4,676	27.2	— 5.4
動 め 先 収 入	330,587	7.7	— 0.3	ガ ス 代	2,339	30.8	— 3.3
世 帯 主 収 入	293,362	7.0	— 0.9	他 の 光 熱	4,123	39.6	— 3.3
定 期	226,117	6.7	— 2.1	被 服 費	21,392	3.8	— 3.3
臨 時・賞 与	67,245	7.9	— 0.1	和 服	1,501	— 2.1	— 7.1
妻 の 収 入	24,397	13.3	4.9	洋 服	7,312	0.3	— 4.0
他 の 世 帯 員 収 入	12,823	13.9	5.5	シャツ・下着	3,799	9.6	4.7
事 業 内 職 収 入	5,889	— 2.5	— 9.7	他 の 衣 料	2,968	6.2	0.5
他 の 実 収 入	13,210	— 1.3	— 6.2	身 の 回 り 品	5,812	5.0	— 7.2
実 収 入 以 外 の 収 入	124,459	19.7	—	雑 費	118,048	6.9	— 0.5
				保 健 医 療	5,771	2.8	1.1
実 支 出	282,263	7.9	—	理 容 衛 生	5,923	7.2	— 0.1
消 費 支 出	238,126	7.1	— 0.8	交 通 通 信	9,061	6.5	2.8
食 料 費	66,245	6.7	0.7	自 動 車 等 関 係 費	11,175	14.1	3.4
主 食	9,122	7.1	0.8	教 育	6,876	10.5	0
米 類	5,605	3.0	—	文 房 具	747	10.8	0.9
麦・雑 穀	21	— 7.7	—	教 養 娛 楽	21,090	9.7	1.9
パ ン	1,884	17.2	—	た ば こ	1,360	14.3	0.2
粉・めん・	1,621	11.5	—	仕 送 り 金	4,502	2.2	—
そ の 他	34,706	8.1	0.9	負 担 費	2,310	6.5	—
副 食 品	5,409	3.2	— 2.0	損 害 保 険 料	1,394	26.3	—
生 鮮 魚 介	2,383	6.8	11.7	そ の 他	28,959	3.1	—
塩 干 魚 介	7,649	4.8	2.1	交 際 費	18,880	5.3	— 2.5
肉 類	3,816	6.8	— 0.4	非 消 費 支 出	44,137	12.6	—
乳 卵	5,457	14.1	— 7.3	勤 労 所 得 税	12,952	19.1	—
野 菜	817	4.2	— 1.4	他 の 税	11,257	10.8	—
乾 物	6,329	12.8	5.7	社 会 保 障 費	19,593	10.5	—
加 工 食 品	2,846	9.8	3.3	実 支 出 以 外 の 支 出	188,375	14.3	—
調 味 料	13,078	2.4	— 1.6	現 物 総 額	12,186	—	—
し 好 食 品	3,866	8.7	2.5	可 処 分 所 得	305,549	6.5	1.4
菓 子	3,129	— 5.6	— 6.7	黒 字	67,423	4.7	—
果 物	3,107	9.0	0.8	金 融 資 産 純 増	40,780	3.4	—
酒 類	2,976	— 2.5	— 4.6	貯 蓄 純 増	39,714	4.0	—
飲 料	9,339	7.8	1.3	有 価 証 券 純 購 入	1,066	—14.7	—
外 食	21,302	2.0	— 4.2	土 地 家 屋 借 金 純 減	7,177	— 8.3	—
住 居 費	6,882	4.5	0.2	月 賦 掛 買 純 減	3,409	— 1.0	—
家 賃 地 代				平 均 消 費 性 向 (％)	77.9	* 77.6	—
				平 均 貯 蓄 率 (％)	13.0	* 13.3	—
				エ ン ゲ ル 係 数 (％)	27.8	* 27.9	—

- 〔備考〕 1) * 印は前年の実数を示す。主要項目のため内訳と計とは必ずしも一致しない。交際費の対前年増加率は、消費者物価総合指数で実質化してある。
- 2) ①可処分所得は、実収入から非消費支出を差し引いた残額、つまり手取り収入、②平均消費性向は、可処分所得に占める消費支出の割合、③平均貯蓄率は、可処分所得にたいする貯蓄純増の割合。
- 3) 総理府統計局「昭和55年平均家計調査報告、(速報)」1981年3月刊、による。

円の伸び一二・六％増が実収入の伸びを大きく上回ったため、こうした傾向が七六年以後つづいている。すなわち、八〇年の場合にも所得減税が見送られた税率ランクの上昇がひびいて、勤労所得税は一万二九五二円(前年比一九・一％増)、地方税など「その他の税」が一万一二五七円(同一〇・八％増)、また社会保障費も一万九五九三円(同一〇・五％増)と軒並み負担が高まっている(第53表)。

一方、消費支出は一カ月当たり二万八千二百六円、前年に比べて名目で七・一％の伸びであったが、実質では〇・八％の減少となった。実質消費支出の推移をたどると、一九七四年に前年比二・四％減を記録したのち、七五年に四・七％増と回復したもの、七六年にはふたたび〇・五％減と落ちこみ、七七年一・四％、七八年一・三％各増と小幅な増加がつづき、七九年では三・一％増とやや伸びが大きかったものの、八〇年の〇・八％減と動揺が目立っている。消費支出の費目別内訳では、価格上昇の大きかった費目たとえば野菜や光熱費、また身の回り品、家具什器、洋服などの選択的な費目で実質減少がみられ、最近大きな伸びをつづけてきた外食も小幅な伸びにとどまっている。このことは実質所得の減少に対応して、比較的必需度の低い費目にたいする支出を切りつめようとする消費態度を示すものといえる。

なお、住宅ローン返済世帯の家計収支について調査した結果によると、同世帯の一カ月当たり実収入は四万三千六百八〇円、とくに世帯主年齢で四〇歳代、五〇歳代の比較的高所得層に多く、全勤労者世帯の二四・七％を占め年々その割合を高めている。一カ月当たり返済額は四万八千九百八円、可処分所得の一三・一％を占めていた。

第 53 表 全国勤労者世帯における非消費支出の実収入に占める割合および対前年増加率

区 分	非消費支出	実収入中に占める割合	対 前 年 増 加 率				実収入の対前年増加率
			非消費支出	勤労所得税	他の税	社会保障費	
1975年	円 20,644	％ 8.7	％ 14.9	％ 3.1	％ 21.2	％ 19.2	％ 14.8
1976	24,776	9.6	20.0	26.7	21.2	16.0	9.4
1977	29,699	10.4	19.9	14.6	17.0	25.2	10.8
1978	34,255	11.2	15.3	12.2	18.8	15.8	6.5
1979	39,186	12.0	14.4	18.6	17.1	10.9	7.0
1980	44,137	12.6	12.6	19.1	10.8	10.5	7.3

〔備考〕 資料出所第52表に同じ。

共働き世帯の家計収支

共働き世帯の家計収支についてみると(第54表)、その実収入は八〇年一カ月平均三万六千九百七十三円で世帯主のみ働いている世帯の三万八千六百一十一円を一六・一％上回っている。しかし実収入の内訳では、夫婦共働き世帯での世帯主収入が二万七千六百六十八円と世帯主のみ働いている世帯の同じ収入三万四千九百七十七円に比べて九・三％水準が低い。

一方、消費支出の内訳を構成比で見ると、夫婦共働き世帯では世帯主のみ働いている世帯に比べて雑費、被服費の割合が大きく、逆に食料費、住居費、光熱費の割合が小さくなっている。雑費のなかでは教育、仕送り金、自動車等関係費の割合がかなり大きい。被

第54表 全国夫婦共働き世帯1980年1カ月間の家計収支

項 目	金 額 (円)			構 成 比 (%)		
	核家族世帯	夫婦働き世帯	世帯主のみ働いている世帯	核家族世帯	夫婦働き世帯	世帯主のみ働いている世帯
実 収 入	343,838	369,773	318,611	100.0	100.0	100.0
世 帯 主 収 入	295,969	276,468	304,907	86.1	74.8	95.7
定 期 収 入	228,518	214,270	234,645	66.5	57.9	73.6
臨時収入・賞与	67,451	62,198	70,262	19.6	16.9	22.0
妻 の 収 入	22,631	70,534	0	6.6	19.1	0
他の世帯員収入	8,333	131	0	2.4	0.0	0
事業・内職収入	5,336	12,000	2,088	1.6	3.2	0.7
可 処 分 所 得	299,906	326,153	276,723	—	—	—
消 費 支 出	233,691	241,800	222,476	100.0	100.0	100.0
食 料 費	64,686	65,478	63,442	27.7	27.1	28.5
外 食	9,462	11,510	8,819	4.0	4.8	4.0
住 居 費	21,847	22,456	21,558	9.3	9.3	9.7
家 賃 地 代	7,763	7,394	8,588	3.3	3.1	3.9
家 具 什 器	9,241	10,248	8,466	4.0	4.2	3.8
光 熱 費	10,612	10,401	10,384	4.5	4.3	4.7
被 服 費	20,933	22,737	19,283	9.0	9.4	8.7
洋 服	7,160	8,007	6,725	3.1	3.3	3.0
身の回り品	5,763	6,508	5,425	2.5	2.7	2.4
雑 費	115,613	120,728	107,808	49.5	49.9	48.5
保 健 医 療	5,606	5,177	5,914	2.4	2.1	2.7
自動車等関係費	11,275	12,836	10,176	4.8	5.3	4.6
教 育	6,806	8,373	6,264	2.9	3.5	2.8
仕 送 り 金	4,488	5,593	3,713	1.9	2.3	1.7
交 際 費	18,540	19,040	17,509	7.9	7.9	7.9
土地家屋借金純減	12,285	15,643	10,471	4.1	4.8	3.8
平均消費性向(%)	77.9	74.1	80.4	—	—	—
金融資産純増	13.0	15.4	11.3	—	—	—

〔備考〕 1) 核家族世帯とは、夫婦のみもしくは夫婦と未婚の子供のいる世帯をいう。

2) 土地家屋借金返済の構成比欄には、可処分所得にたいする割合を示してある。

服費では洋服、身の回り品の割合が大きく、また食料費のうちで副食品、嗜好食品などが世帯主のみ働いている世帯に比べて比重を低めているが、外食の割合も共働き世帯で大きくなっている。さらに土地家屋借金返済額の可処分所得にたいする割合をみると、夫婦共働き世帯で四・八％と世帯主のみ働いている世帯の三・八％を上回っていて、教育、仕送り金、自動車関係費の負担の大きさとあわせて共働きをよぎなくしている事情がうかがえる。

5 首都圏労働者の家計

——春闘共闘の一九八〇年第七回家計調査結果

国民春闘共闘会議で、一九八〇年一〇月に実施した家計調査結果が「切りつめもこれまで、実質賃金マイナスの家計——第七回家計調査・生計費指数報告」（八一年四月刊）として刊行された（同調査の要領については、本年鑑一九七七年版一四三頁参照）。

同報告は首都圏に居住する民間、官公労両単産をふくむ二六単産から選ばれた三八〇世帯（世帯主の収入で生計を営んでいる一般世帯三五〇世帯と共働き世帯三〇世帯）を対象として調査された結果であって、ここに示された労働者家計（第55表）では、①実収入、世帯主収入とも国労などでの賃上げによる差額支給が加わっているので、総理府統計局の消費者物価指数（CPI）によって調整された

実質値は前年同月比実収入〇・八％増、勤め先収入〇・五％増となっている。しかし、これを春闘共闘の生計費指数〔B〕総合で実質化してみると実収入、勤め先収入、世帯主収入ともいずれもマイナスで〇・五％、一・八％、二・〇％各減となっており、それを補うための主婦のパート収入、あるいはまた貯金引き出しや借入金が増加をうかびあがらせている。②実支出、消費支出とも前年にひきつづきそれぞれ実質で一・四％、二・一％減を示し、費目別にみても一一大費目のうち六費目で実質減となっている。また、春闘共闘の生計費指数による実質では三・六％、四・三％減とその減少幅がいっそう大きい。③こうしたなかで、税・社会保険料など非消費支出は一九七五年を一〇〇とする八〇年では一九九・四と実収入の伸びを大幅に上回っていて実収入からそれらを差し引いた手取り収入を年々圧迫しつつある。④実支出をまかなうための世帯主の所定内賃金は、実額で二万六四〇四円の不足となっており、世帯主所定内賃金充足率で八九・六％と前年同月よりも〇・四ポイント低められている。さらに生命保険やローンなどをふくめた総生活費との対比では、約七万円の不足ということになる。以下、同報告による首都圏労働者家計の要点は以下のごとくである。

なお、同調査結果の利用にあたってはつぎの事項に留意されたい。

一、総理府統計局は、五年に一度の消費者物価指数基準時移行を翌年にひかえた七九年一〇月に、家計調査の収支項目分類の改訂を発表した。八一年一月から実施される同分類の改訂に先がけて、国民春闘共闘会議でも家計調査の収支項目分類について、より生活実態に近いものとするための検討がおこなわれ、今回八〇

第55表 首都圏労働者家計収支(1980年10月)

(単位:円)

区分				区分			
項目	総平均	民間単産平均	官公労単産平均	項目	総平均	民間単産平均	官公労単産平均
調査対象世帯主の年齢(歳)	328	186	142	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	3,504	3,304	3,767
世帯員数(人)	37.2	36.9	37.7	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	413	440	377
世帯員数(人)	14.1	13.0	15.6	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	1,703	1,586	1,858
世帯員数(人)	3.9	3.9	3.9	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	1,931	1,944	1,913
世帯員数(人)	1.1	1.1	1.1	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	671	417	1,003
収入総額	442,988	465,712	413,223	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	14,515	15,163	13,668
収入総額	282,993	280,552	286,189	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	376	376	375
収入総額	267,819	268,865	266,448	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	4,387	4,560	4,160
収入総額	264,846	265,099	264,514	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	1,913	2,047	1,738
収入総額	228,474	230,915	225,277	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	1,662	1,736	1,566
収入総額	27,920	33,791	20,230	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	2,851	2,981	2,681
収入総額	8,452	394	19,006	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	2,132	2,179	2,071
収入総額	0	0	0	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	1,193	1,283	1,076
収入総額	2,921	3,723	1,871	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	7,620	5,863	9,921
収入総額	52	43	63	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	6,243	4,348	8,725
収入総額	4,174	3,342	5,268	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	1,263	1,397	1,088
収入総額	445	489	387	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	114	118	108
収入総額	3,674	2,853	4,749	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	15,567	14,316	17,207
収入総額	55	0	127	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	6,120	5,457	6,989
収入総額	11,000	8,345	14,478	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	5,184	4,512	6,064
収入総額	212	0	489	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	4,263	4,347	4,154
収入総額	0	0	0	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	17,970	17,872	18,098
収入総額	2,087	2,690	2,960	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	8,040	7,702	8,483
収入総額	4,108	1,853	7,062	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	(1,558)	(1,568)	(1,546)
収入総額	1,067	591	1,690	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	1,800	1,839	1,570
収入総額	1,015	1,245	715	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	8,129	8,331	7,865
収入総額	1,791	1,966	1,562	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	0	0	0
収入総額	86,936	102,802	65,468	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	10,576	10,054	11,260
収入総額	76,063	94,740	51,600	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	6,697	6,630	6,785
収入総額	507	895	0	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	6,221	6,246	6,189
収入総額	6,684	3,069	11,420	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	475	384	595
収入総額	3,228	3,880	2,374	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	40,450	39,396	41,831
収入総額	73,356	82,357	61,566	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	3,336	3,345	3,325
支出総額	442,988	465,712	413,223	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	21,950	21,879	22,042
支出総額	262,936	263,178	262,620	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	9,178	7,912	10,836
支出総額	225,453	223,418	228,119	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	1,851	1,151	2,768
支出総額	73,640	73,296	74,090	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	284	446	70
支出総額	9,103	9,069	9,148	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	437	610	295
支出総額	5,112	5,104	5,122	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	1,992	2,264	1,636
支出総額	2,117	2,149	2,075	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	1,387	1,790	860
支出総額	1,877	1,815	1,951	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	37,483	39,760	34,501
支出総額	38,471	38,034	39,044	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	6,252	6,482	5,952
支出総額	4,874	4,691	5,114	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	9,603	10,036	9,035
支出総額	2,046	1,845	2,308	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	21,609	23,221	19,499
支出総額	8,511	8,357	8,714	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	19	21	16
支出総額	5,437	5,615	5,203	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	98,994	110,617	83,770
支出総額	6,064	6,029	6,111	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	60,720	70,789	47,531
支出総額	974	924	1,038	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	13,642	13,984	13,195
支出総額	4,189	4,251	4,107	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	14,143	14,983	13,044
支出総額	3,214	3,140	3,312	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	4,554	4,128	5,111
支出総額	14,169	14,710	13,459	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	2,521	2,965	1,939
支出総額	4,852	5,077	4,559	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	2,213	2,093	2,370
支出総額	3,768	3,728	3,821	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	81,058	91,917	66,833
支出総額	3,069	3,316	2,747	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	10,234	9,768	10,843
支出総額	2,479	2,590	2,333	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	△ 2,208	△ 10,862	9,126
支出総額	11,897	11,483	12,439	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	823	1,312	183
支出総額	1,558	1,568	1,456	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	7,702	9,560	5,267
支出総額	6,090	5,894	6,347	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	13,473	17,140	8,671
支出総額	4,249	4,022	4,545	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	20,057	17,374	23,659
支出総額	18,866	21,892	14,904	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	28.3	28.0	28.8
支出総額	8,058	10,753	4,529	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	32.7	32.8	32.5
支出総額	8,659	8,534	8,824	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	91.8	92.8	90.6
支出総額	2,149	2,605	1,551	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	13.2	14.2	12.1
支出総額	11,329	11,245	11,439	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	14.2	15.0	1380
支出総額	4,524	4,507	4,545	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	245,510	240,292	251,6.8
支出総額	3,785	3,939	3,584	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	△ 15,343	△ 23,951	△ 4,069
支出総額	1,184	960	1,479	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	100.7	100.7	100.7
支出総額	1,836	1,840	1,830	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費	86.9	87.7	85.8
支出総額	8,222	7,691	8,918	家庭用品・耐用品・家具・被服・雑消費			

〔備考〕 1) 主要項目のため内訳と計とは一致しない。教育費には学校給食費をふくまない。

2) 春闘共闘「実質賃金マイナスの家計」, 1981年4月刊による。以下同じ, 本年鑑81年度版, 162頁参照。

年一〇月の調査から新分類によるとりまとめがおこなわれている。また、前回七九年一〇月の集計結果もこの新分類にあわせて再集計されている。したがって前年との比較は、新分類による再集計結果によるものである。

総理府統計局の新収支項目分類は、七七年度から「収支項目分類改正に関する研究会」を局内に設置し、あわせて統計研究会（財団法人）の消費統計研究部会で検討がすすめられ、統計審議会の第一〇回国民生活・社会統計部会、第二〇回国民経済計算部会および第九回経済指標部会の合同部会の審議を経て第三二二回統計審議会に報告、了承されたものである。今回の改訂は、これを一言でいえば生活構造の変化に対応し、従来の品目分類を用途（目的）分類の方向へ一歩近づけると同時に、国際比較を可能にするための整合性をはかることをめざしたものである（総理府分類と春闘共闘分類の比較検討については、本年鑑八一年版一六一頁以下参照）。

一、今回の調査では、マンション購入の中間金を支払った二世帯をふくんでいるが、前年対比の都合上、土地・家屋購入費を除外し実支出、消費支出、住居費のいずれも総理府統計局分類〔A〕による集計をおこなっており、その本文の説明数字は、第55表の春闘共闘独自の新分類集計結果と若干の異同がある。

一、実質値算出に用いた消費者物価指数上昇率はつぎのとおり。同指数は可能な範囲内で春闘共闘収支項目分類に組みかえ使用されているが、*印費目では分類内容に若干の差異がある。

東京都都区消費者物価指数（八〇年一〇月）——総合七・三、食料三・九、住居四・六、光熱・水道四四・三、被服八・一、医療

・保険・衛生一・二、交通・通信二・一、*教育八・六、*教養・娯楽九・二。

収入

首都圏労働者（平均世帯人員三・九人、有業人員一・一人、世帯主平均年齢三七・二歳）の実収入は二八万二九九三円で、前年に比べると二万一二四〇円（八・一％）の伸びであるが、これはこの月に国労など四単産で賃上げ差額の支給がおこなわれ、それが臨時収入として計上されていることによる。したがってその差額支給分にほぼ相当する五三三〇円を差し引くと名目で六・一％増、東京都都区消費者物価指数で除した実質では一・一％減ということになる。このうち世帯主収入が二六万四八四六円で前年より一万九八八四円（七・六％増）であるが、この場合にも差額支給分を差し引いてみると実質一・七％減ということになる。妻のパート収入は二九二二円で前年より五四五円（名目二二・九％）増、逆にその内職収入二九二二円は前年より二〇一〇円（同二九・八％）減であった。

受贈、仕送り金などの増加による他の実収入が名目四八・六％と伸びが大きく、また実収入以外の収入八万六六三九円、前年比一二・二％増のうちでは貯金引き出し九・六％増、借入金二九％増が目立っている。

支出

実支出は二五万四八七八円、消費支出が二二万七三九五円それぞれ前年比名目で五・八％、五・〇％増だが、CPIによる実質ではいずれも一・四％、二・一％各減、春闘共闘の生計費指数によって実質化した場合には三・六％、四・四％の各減少となっている。第55表によると、まず食料は七万三六四〇円（対前年同期比五・三％増）であり、この月の野菜の安値によってCP

I 実質値も一・三％増となっている。しかし主食（五・九％減）、魚介四・二％減）、肉・乳卵（〇・九％減）、加工食品（四・四％減）、嗜好品（一・九％）と主要食品は軒並み実質減少となっていた。

住居費は一万〇八〇八円（二八・二％増）、CPI実質で一二・四％増だが、これには土地価格の高騰を反映した家賃値上げと特定世帯の大口設備修繕費がふくまれている。光熱水費は一万一三二九円、電気・ガス代の大幅値上げの影響で三二・一％の伸びだが、CPI実質値は三・八％減と節減されている。被服費は一万四五一五円、名目・実質ともそれぞれ四・三％減、一一・四％減で、交通・通信、教養娯楽について実質減少幅が目立っており、とくに交通・通信では自動車関係費の減少幅が大きい。逆に医療・保健・衛生で実質増が大きくなっているのは、歯科治療、子供の病氣入院などの大口支出世帯をふくんでいるためである。教育費一万九五二八円（学校給食費をふくむ）は名目四・〇％増、実質四・二％減となり、前年より増加しているのは進学準備、おけいこごとなどの学校教育補充のための支出である。

人事院の標準生計費との比較

春闘共闘の家計調査結果のうち、一九七四年以降各年の四人世帯消費支出を、同じ年の人事院標準生計費の四人世帯消費支出（東京）を一〇〇として指数化しその変化をみたものが第56表（b/a×100）である。これよれば、七四年には春闘共闘調査結果での消費支出額は約一二六の水準にあったが、三年後の七七年には一一五まで低下し、さらに三年後の八〇年には大幅に落ちこんで約一〇四となり、いまや両者の水準にはほとんど差がみられなくなっている。この場合、春闘共闘の調査で四人世帯はいうまでもなく代表的な世帯構成

第56表 消費支出の推移

区 分	1974年	1975	1976	1977	1978	1979	1980
a 人事院 消費支出	122,030	139,080	161,740	182,730	186,550	203,500	209,500
" (指数)	100.0	114.0	132.5	149.7	152.9	166.8	166.8
b 春闘共闘消費支出	153,533	165,817	189,080	210,101	214,108	213,164	218,392
" (指数)	100.0	108.5	123.2	136.8	139.5	138.8	142.2
a / b × 100	125.8	119.2	116.9	115.0	114.8	104.7	104.2

〔備考〕 1) 春闘共闘家計調査結果および『人事院月報』各年9月号により作成。
2) この場合の消費支出には、土地住宅の「購入改築」をふくまず。

をもつものであり、対象世帯の世帯主年齢にも大きな変動がなく、その点で毎年ほぼ同質の世帯を対象としているとみなしうる。他方、人事院の標準生計費もこの間にその考え方なり、算定方法なりに基本的な変化があるわけではない。人事院の標準生計費を一つの尺度として考えると、日本の組織労働者の消費面からみた生活水準は、一九七四年以後一貫して傾向的にしちかもかなりの程度低下しているということになる。

第 57 表 人事院算出の費目別，世帯人員別標準生計費（1980年 4 月）

（全 国）

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	24,390円	42,540円	58,000円	69,610円	77,320円
住 居・光 熱 費	12,360	20,600	24,730	25,600	25,760
被 服 費	4,830	8,870	12,110	14,560	16,220
雑 費	26,660	50,710	68,070	80,120	86,840
合 計	68,240	122,720	162,910	189,890	206,140

（東 京）

区 分	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	27,440円	48,070円	65,390円	78,260円	86,680円
住 居・光 熱 費	14,270	24,140	29,620	30,710	30,710
被 服 費	5,290	9,730	13,320	16,060	17,940
雑 費	27,820	52,110	70,760	84,470	93,220
合 計	74,820	134,050	179,090	209,500	228,550

【備考】 世帯人員 1 人欄の額は，独身男子（18歳程度）の額である。

第 58 表 厚生省の生活保護基準（1， 3 級地，1979・80年）

区 分	標 準 4 人 世 帯				母 子 3 人 世 帯			
	35歳男（日雇） 30歳女（無職）		9 歳男（小学生） 4 歳女		35歳女（無職） 14歳男(中学生)		8 歳女（小学生）	
	1979年度		1980年度		1979年度		1980年度	
	1 級地	3 級地	1 級地	3 級地	1 級地	3 級地	1 級地	3 級地
生 活 扶 助	114,340円	93,753円	124,173円	101,818円	92,921円	76,214円	101,159円	82,956円
加 算					＜母子加算＞ 16,420	＜母子加算＞ 16,420	＜母子加算＞ 17,710	＜母子加算＞ 17,710
計 { 世帯当たり	114,340	93,753	124,173	101,818	109,341	92,634	118,869	100,666
1 人当たり	28,585	23,438	31,043	25,455	36,447	30,878	39,623	33,555
教 育 扶 助	1,330	1,330	1,390	1,390	4,000	4,000	4,160	4,160
住 宅 扶 助	9,000	5,000	9,000	5,000	9,000	5,000	9,000	5,000
勤 労 控 除	18,330	17,230	19,740	18,550	—	—	—	—
合 計 { 世帯当たり	143,000	117,313	154,303	126,758	122,341	101,634	132,029	109,826
1 人当たり	35,750	29,328	38,576	31,690	40,780	33,878	44,010	36,609

【備考】 1) このほか，学校給食費，通学のための交通費等の実費が支給され，社会保険料，労働組合費，通学費等の実費が控除される。また，家賃，地代等が上記の住宅扶助基準を上回る場合には，特別基準が設定される。
2) 級地区分については，生活水準を考慮して市町村別に定められている。詳細は全国社会福祉協議会「生活保護手帳」参照。
3) 「勤労控除」は，日雇労務者に対する基礎控除額である。

6 標準生計費

最低生活費もしくは標準生活費の算出方法は、普通ローントリー方式（マーケットバスケット方式というののもこのうちにふくまれる）とエンゲル方式の二つがある。前者は「生計費の各費目ごとに、最低生活の維持に必要なとされる品目、物量を計算し、それぞれの市場価格によって貨幣換算してつみあげる」という方式である。後者は必要熱量、栄養量を基礎にした物量の確定を食料費についてだけおこない、そうして出されたいわば理論食料費と同額の食料費支出をもつ実態生計費から生活費の全体を算出する方式である。現在発表されているもののうち、労働組合が算定する理論生計費は前者の、一方、人事院の標準生計費および厚生省の生活保護基準は後者の代表例である。

人事院の標準生計費

これは、国家公務員の給与改訂資料として算出されている。しかし、公共企業体等の労働組合に組織されている労働者をはじめ、多くの組織労働者および最低賃金法の適用をうける未組織労働者の賃金決定にも影響を与える性格をもっている。一九八〇年四月の世帯人員別生計費では、四人世帯（東京）で二〇万九五〇〇円となっている（第57表）。

厚生省の生活保護基準

生活保護法の適用をうける場合、その基準となる生計費をいい、この最低生活水準を下回るものにたいしては、所得補充がおこなわれる建前になっている。東京など大都市（一級地）の生活保護標準世帯（三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳女の計四人）にたいする一九八〇年度の生活扶助額は月額一二万四一七三円、これに教育扶助一三九〇円、住宅扶助九〇〇〇円などが加算される（第58表）。

【参考資料】 (1) 総理府統計局「消費者物価指数」および「家計調査報告」
(2) 経済企画庁「物価レポート」および「昭和五五年版・国民生活白書」
(3) 東京都「都民のくらしむき——東京都生計分析調査報告」
(4) 国民春闘共闘会議「実質賃金マイナスの家計——第七回家計調査・生計費指数報告」
(5) 春闘共闘・全国高齢者・退職者の会連絡会議編「年金生活者の生活と意見」（労働経済社、七九年六月刊）
(6) 東京都立労働研究所「東京における離職者の生活実態」八〇年三月刊
(7) 佐原洋「労働家計調査が示す標準家計」（『労働調査』一五一、八〇年五月号）
(8) 真田是「現代の生活問題——その過渡期生活」（『国民生活研究』二〇一、八〇年六月）
(9) 鈴木諒一「景気回復下の家計構造について」（『慶大三田商学研究』二三一三、八〇年八月）
(10) 「特集——貧困化・生活不安問題の現段階」（『経済』一九七、八〇年九月号）
(11) 横本宏「最近の労働者家計の動向」（『国民生活研究』二〇一・二・三、八〇年一〇月）
(12) 「労働者生活における現代的貧困の展開」（『賃金と社会保障』八〇四、八〇年一〇月下旬）
(13) 石田保夫「家計調査の支出分類について（1）」（『統計局研究彙報』三四・三五、八〇年三・一二月）
(14) 「特集・生計費をどう考えるか」（『労働の科学』三六一二、八一年二月）
(15) 春闘共闘家計調査委員会「春闘共闘家計調査収支項目分類の改訂について」（『総評調査月報』一七〇、八〇年二月）
(16) 「家計調査と労働者のくらし」（『賃金と社会保障』八一五、八一年四月上旬号）
(17) 「特集・労働者生活の見直し」佐原洋「一挙に悪化した組合員家計収支——八〇年秋の家計調査について」ほか（『労働調査』一六〇・六一、八一年二月、三・四月）。

VI 農家の状態と農民の生活

概要□農家と農家人口——農家と農家人口…
農家人口と農家数／経営耕地規模別農家数／
専業農家と兼業農家…専業別農家構成／農
業従事者と兼業従事者…農業就業人口／基幹
的農業従事者／兼業従事者／農家人口の異動
…農家人口の異動／農家労働力の産業間異動
／農家世帯員の出稼ぎ状況／農家子弟学卒者
の動向…農家子弟の学卒者数／農家子弟学卒
者の卒業後の動向／農家経済と農業労賃…
農家経済と農家生計費…農家経済と所得／経
営耕地規模別農家経済／農家の費目別生計費
／農家総所得と農業賃金…農家と勤労者世帯
の所得比較／農業労賃と農村内外諸賃金の比
較

概

要

一、一九八〇年二月一日現在の農家人口は、最近の五年間に約八％減少し二一三七万人（総人口にたいする割合一八％）となった。農家数は、同じ期間に約六％減少し四六六万戸となった。

一、農家数の一般的減少傾向のなかで都府県では二・五ha以上層が、北海道では二〇ha以上層がそれぞれ増加した。

一、農家の兼業化傾向がとまった。専業農家はこの五年間に一％増加し約六二万戸となりその割合は一三％に、他方、兼業農家は約七％減少し四〇四万戸となり、その割合は八七％となった。なお、今回はこれまで一貫して増加してきた第二兼農家もはじめて微減した。

一、農業就業人口はこの五年間に一二％減じ六九七万人となった。基幹的農業従事者はそれを上回る一六％の減で四一三万人となった。農業労働力の女性化傾向は鈍化しつつあるが、高齢化傾向はつづいている。八〇年二月一日現在の女子と六〇歳以上の男子基幹的農業従事者は全体の六八％を占めた。

一、農家世帯員の兼業従事者は七〇年以降伸びなやみ、この五年間に六％減少し八一七万人となった。兼業種類別では恒常的勤務が増加し、出稼ぎと日雇・臨時雇の減少がつづいた。

一、一九七九年一年間の農家人口異動は、増加五八万人、減少八四万人で差引き農家人口の減少は二六万人であった。七〇年当時の純減少七三万人と比べると大幅な低下であり、低成長期の特徴となつた。

一、七九年の一年間に他産業に就職した農家世帯員は前年比二〇%減少し四七万人に、他方、他産業からの離職還流者は前年比三三%減少して二一万人となり、差引き二六万人の農家労働力が流出した。

一、農家の出稼ぎ者は七三年末以降一貫して減少している。七九年中の出稼ぎ者は前年に比べ一〇%減の一三万人となった。

一、一九八〇年三月に中学以上の学校を卒業した農家子弟は前年比二%減の七三万人であった。このうち自家農業に就いた者はわずかに七〇〇人で、農業就業率は二・七%に低下した。

一、七九年度の全国一戸当たり平均農家所得は前年度に比べ四・七%増加し四四二万円となった。このうち農業所得は、減反政策と主要農産物価格の低迷および生産資材価格の上昇という三要因によって前年度比六%減少、一一三万円に低下した。この結果、農業依存度は前年度のそれを二・八ポイント下回り二五・五%に低下、また農業所得による家計費充足率は四・三ポイント下回り三〇・七%となった。都府県農家三ha以上層の家計費充足率も九五%に低下、農業所得により家計費を充足させうる農家階層は消滅した。

一、七九年度の一戸当たり農家総所得は五三三万円、これにたいし勤労者の一世帯当たり実収入は三九六万円で、両者の格差は三五%であった。しかし就業者一人当たりでみると、農家収入が二一%低水準にある。

一、七九年度の一日当たり平均農業所得は五〇七七円、製造業常用労働者五人以上規模の労働者平均現金給与は九七一・九円で、その所得格差は四八%に及んでいる。

1 農家と農家人口

〔資料〕 世界農業センサスは、国際条約にもとづいて一九五〇年以来一〇年目ごとに実施されており、今回の一九八〇年世界農林業センサスはその四回目にあたる。なお、このセンサスとは別に日本では、その中間年次に独自の農業センサスを実施しており、これを含めると戦後七回目にあたる。調査期日は、八〇年二月一日現在であるが、沖縄県にあっては七九年一月一日現在である。

農林水産省統計情報部は、八〇年十一月、これを『一九八〇年世界農林業センサス結果概要』〔Ⅰ〕・〔Ⅱ〕・〔Ⅲ〕として公表した。〔Ⅰ〕は「農家調査及び農家以外の農業事業体調査」、〔Ⅱ〕は「林家調査及び林家以外の林業事業体調査」、〔Ⅲ〕は「農業集落調査」の概要である。

本年鑑では、農家調査の結果を中心に述べるが、留意すべきことは、今回の統計数値が概数であること、七〇年センサス以降の全国値はいずれも沖縄県をふくめたものであることである。したがって、七〇年以前の全国値の比較にさいしては沖縄県をふくめない数値を基準にした。

1 農家と農家人口

農家人口と農家数

一九八〇年二月一日現在の農家人口は、七五年以後の五年間に約八%減少し、二一三万七千人となった(第59表)。この農家人口の減少率は六五年以後各五年間の一二%台の減少と比べ小幅な低下であったが、この間、総人口が五・五%増加したため、総人口に占める農家人口の割合(農家人口率)は一八%に低下した。また、男女別農家人口の割合は、男子四八・七%、女子五一・三%でほとんど変化はなかった。

これを農業地域別にみると、いずれの地域も前の五年間に比べその減少の割合は低下したが、北海道(一四・六%)、沖縄(一四・四%)、九州(二〇・五%)の地域はいずれも一〇%をこえる減少であった。

八〇年二月一日現在の農家数は、四六六万戸で、この五年間に約六%、二九万戸減少した。この結果、農家一戸当たり世帯員数は七五年の四・七人から〇・一ポイント減じ四・六人となった。

この農家の減少を地域別にみると、北海道は一一%、九州八%と高い減少率を示したが、沖縄は七%弱の減にとどまった。ちなみに沖縄の前の五年間の農家減少率は、二〇%をこえる全国最高の激減であった。

経営耕地規模別農家数

第60表は北海道をのぞく都府県全農家数の推移を経営耕地規模別にみたものである。

る。これを中心に農家の動向の特徴をみるとつぎのとおりである。

(1) 農家数の一般的減少傾向のなかで二・五ha以上層のみが増加し、それ以下のすべての農家層は減少した。なお、七〇年までは二・二・五ha層も増加傾向にあったが、七〇年以後減少に転じ、最近の五年間でみても〇・八%とわずかではあるが減少をつづけた。

(2) 増加傾向にある二・五ha層のこの五年間の推移をみると、二・五・三ha層は八%増加し七・九万戸に、三ha以上層は二六%増加して九・五万戸になり、その階層割合はそれぞれ一・七%、二・一%となった。

(3) 都府県農家の減少率五・七%をこえた階層をみると、一・一・五ha層が一〇%の減少を、ついで〇・五・一ha層九%、〇・三・〇五ha層七%、一・五・二ha層六%の減少であった(これらの農家階層の動向については巻頭のグラビア図表を参照)。

最後に、同じ世界農林業センサス結果により北海道の経営耕地規模別農家数の動向をみると、この五年間に増加したのは二〇ha以上層の農家のみで他の階層はいずれも減少した。この傾向は七〇年以來のものであるが、三〇ha以上層は六三%増加して五・九万戸に、二〇・三〇ha層は七%増の六・九万戸となった。この結果、二〇ha以上層の全農家にたいする割合は一一%となった。

上層農家の経営規模拡大には一般に耕地の借入が大きな要因になっていることは都府県農家と同じく北海道でも認められる。ちなみに借入農家を経営耕地規模別にみると、都府県が二ha以上層、北海道が七・五ha以上層で増加した。

第59表 農家人口と農家数の推移（全国）

	農家人口 (千人)	5年間の 減少数 (千人)	5年間の 減少率 (%)	農 家 人口率 (%)	農家数 (千戸)	5年間の 増減数 (千戸)	5年間の 増減率 (%)	農家1戸当 たり人数 (人)
1950年2月1日	37,670	—		46.1	6,176	—	—	6.10
55. 2. 1	36,347	1,323	3.5	41.2	6,043	△ 133	△ 0.2	6.01
60. 2. 1	34,411	1,936	5.3	37.1	6,057	14	0.2	5.68
65. 2. 1	30,083	4,328	12.6	31.0	5,665	△ 392	△ 6.5	5.31
70. 2. 1	26,595	3,801	12.6	25.9	5,402	△ 323	△ 5.7	4.92
75. 2. 1	23,197	3,398	12.8	21.1	4,953	△ 449	△ 8.3	4.68
80. 2. 1	21,366	1,831	7.9	18.4	4,661	△ 292	△ 5.9	4.58

- 〔備考〕 1) 1950～65年には沖縄県および東京都小笠原村をふくまない。以下同じ。また、1950年には奄美群島のうち十島村をのぞく地域、1955年には同群島の十島村、三島村をのぞく地域がふくまれない。
- 2) 沖縄県の数値は前年12月1日現在のものである。
- 3) 1970年までの減少率、減少数、増減数、増減率は沖縄県をふくめないものの数値である。以下同じ。
- 4) 農家人口率は、総理府統計局による前年10月調査の推計総人口にたいする割合である。
- 5) △印は減少を示す。以下同じ。
- 6) ラウンドの関係で総数と各数値が一致しないことがある。以下同じ。
- 7) 資料は農林水産省統計情報部『1980年世界農林業センサス結果概要Ⅰ』（1980年11月28日公表）。同編『1981年ポケット農林水産統計』（1981年3月刊）。

第60表 経営耕地規模別農家数（都府県）

（単位：千戸，％）

		総 数	例外規定 農 家	0.3 ha 未 満	0.3～ 0.5ha	0.5～ 1ha	1～ 1.5ha	1.5～ 2ha	2～ 2.5ha	2.5～ 3ha	3ha 以上
農 家 数 (構成比)	1965年①	5,465.8 (100.0)	11.4 (0.2)	1,131.4 (20.7)	953.6 (17.4)	1,762.2 (32.2)	945.1 (17.3)	406.9 (7.4)	155.6 (2.8)	58.8 (1.1)	40.9 (0.7)
	1970 ②	5,236.2 (100.0)	14.5 (0.2)	1,106.0 (21.0)	909.5 (17.4)	1,618.4 (31.0)	874.5 (16.8)	406.7 (7.8)	172.1 (3.3)	71.8 (1.4)	62.5 (1.2)
	1975 ③	4,818.8 (100.0)	10.6 (0.2)	1,119.2 (23.2)	865.3 (18.0)	1,436.1 (29.8)	727.1 (15.1)	349.3 (7.2)	162.0 (3.4)	73.7 (1.5)	75.7 (1.6)
	1980 ④	4,541.7 (100.0)	10.5 (0.2)	1,105.0 (24.3)	806.1 (17.7)	1,304.2 (28.7)	652.4 (14.4)	328.2 (7.2)	160.6 (3.5)	79.4 (1.7)	95.3 (2.1)
増	②／①	△ 5.3	7.1	△ 3.9	△ 5.7	△ 8.1	△ 8.1	△ 0.8	9.4	20.4	47.7
減	③／②	△ 8.0	△ 27.0	1.2	△ 4.9	△ 11.3	△ 16.9	△ 14.1	△ 5.9	2.6	21.1
率	④／③	△ 5.7	△ 1.3	△ 1.3	△ 6.8	△ 9.2	△ 10.3	△ 6.0	△ 0.8	7.8	25.8

- 〔備考〕 1) 例外規定農家とは経営耕地面積が東日本10アール未満、西日本5アール未満であっても、調査期日前1年間に農産物販売額が10万円以上(1980年センサス規定)あった農家。
- 2) カッコ内の数値は構成比である。以下同じ。
- 3) 資料は前掲『センサス結果概要』。

2 専業農家と兼業農家

専業別農家構成

第61表によれば、専業農家は一九五〇年以来はじめて増加し、七五年から八〇年にかけて一・一％増加して約六二万戸となり、総農家に占める割合は七五年の一二・四％から一三・四％になった。他方、兼業農家はこの五年間に六・九％減少し約四〇四万戸となり、その割合は八六・六％に低下した。この兼業農家の絶対的減少は六〇年以来減少傾向にあった第一兼農家の減少によるものであるが、今回はこれまで一貫して増加してきた兼業を主とする第二兼農家の減少がそれにくわわった。すなわち、一兼農家はこの五年間に二〇％減じ一〇〇万戸に、二兼農家は一・四％減じ三〇四万戸になった。この結果、総農家に占める割合は一兼農家は二一・五％に低下したが、二兼農家はわずかな減少にすぎなかったことと、一兼農家の大幅減を反映し三ポイント増の六五・一％に高まった（なお、専業別農家数の動向については、巻頭のグラビア図表を参照）。

つぎに、同じセンサス結果により兼業農家のおもな兼業種類をみると、まず兼業農家の大半が「雇われ兼業」であることはこれまでと変わらない。兼業農家総数の絶対的減少を反映し「雇われ兼業」農家自体も総数としては減少傾向にあるが、その割合は各五年間にそれぞれ一ポイント程度増加し、八〇年二月一日現在、八四・七％（三四二万戸）であった。このうち、一兼農家のそれは九〇％（九

第 61 表 専業別農家数の推移

（単位：千戸，％）

		総農家数	専業農家	兼 業 農 家		
				計	第一種兼業	第二種兼業
実 数 （構成比）	1965年2月1日①	5,665 (100.0)	1,219 (21.5)	4,446 (78.5)	2,081 (36.7)	2,365 (41.8)
	1970・2・1 ②	5,402 (100.0)	845 (15.6)	4,557 (84.4)	1,814 (33.7)	2,743 (50.7)
	1975・2・1 ③	4,953 (100.0)	616 (12.4)	4,337 (87.5)	1,259 (25.4)	3,078 (62.1)
	1980・2・1 ④	4,661 (100.0)	623 (13.4)	4,038 (86.6)	1,002 (21.5)	3,036 (65.1)
対前年増減率	②	△ 5.7	△ 31.8	1.5	△ 13.4	14.5
	③	△ 8.3	△ 27.0	△ 4.8	△ 30.6	12.2
	④	△ 5.9	1.1	△ 6.9	△ 20.4	△ 1.4

〔備考〕 資料は前表に同じ。

〇万戸)、二兼農家のそれは八三% (二五二万戸) といずれも高いウェイトを占めた。また、この「雇われ兼業」のうち「恒常的勤務」の総数は一貫して増加し、八〇年には二五四万戸 (総数にたいする割合六七%) となった。これは、この形態の約八割を占める二兼農家の着実な増加によるもので、この五年間に八%増加し二〇二万戸となった。また、一兼農家も二%程度の微減にとどまり「恒常的勤務」の割合を高める要因となった。他方、「出稼ぎ、日雇・臨時雇」は一兼・二兼農家のいずれにあっても減少傾向をみせており、全体で八〇年二月一日現在、二九%の減少を示し八八万戸、総数に占める割合は七五年と比べ七ポイント低下し二二%となった。なお、この形態は一兼農家で三八%を占めているが、二兼農家では一六%にすぎない。

以上のことから、半プロレタリア層および実質的な労働者世帯である二兼農家を主体とする「恒常的勤務の絶対的増加」と「出稼ぎ、日雇・臨時雇」の絶対的減少とによって、わが国農家は全体として安定的兼業農家の性格をつよめていることがわかる。このことは、農業生産力にとって消極的要因をなすことは否定できないのであるが。

3 農業従事者と兼業従事者

農業就業人口 第62表によれば、一九八〇年二月一日現在の農業就業人口 (主として自家農業に従事した一六歳以

第62表 農業就業人口の推移

(単位：千人，%)

		総数	男	女
実数 (構成比)	1965年2月1日①	11,514 (100.0)	4,565 (39.6)	6,949 (60.4)
	1970・2・1 ②	10,352 (100.0)	4,015 (38.8)	6,337 (61.2)
	1975・2・1 ③	7,907 (100.0)	2,975 (37.6)	4,932 (62.4)
	1980・2・1 ④	6,973 (100.0)	2,674 (38.3)	4,299 (61.7)
対前年増減数	①	△ 11.0	△ 13.0	△ 9.6
	②	△ 23.6	△ 25.9	△ 22.2
	③	△ 11.8	△ 10.1	△ 12.8

〔備考〕 資料は前表に同じ。

上の世帯員）は、七五年以降の五年間に九三万人（一一・八％）減少し、六九七万人となった。この減少率は前の五年間に比べると半減したが、六五〇七〇年とほぼ同程度であった。この結果、一六歳以上の農家世帯員（一七〇九万人）に占める農業就業人口の割合は四〇・八％に低下し、他産業就業人口（七二四万人）の四二・四％にたいし比重は逆転した。

これを男女別にみると、男子は一〇％減少し二六七万人に、女子は一三％減少し四三〇万人となり、農業就業人口に占める男女比はそれぞれ三八％、六二％となった。女子の減少率はじめて男子のそれを若干上回ったとはいえ、いぜんとして農業労働力の女子化傾向に変化はみられない。また一六歳以上の農家世帯員に占める農業就業人口の男子の割合は三三％、他産業就業人口のそれは五六％で後者の割合が高く、他方、女子では前者が四九％にたいし後者が三〇％で、農業就業人口の比重が大幅に他産業就業人口を上回っている。

基幹的農業従事者

農業就業人口のうち、日常主として自家農業に従事した基幹的農業従事者を年齢別に示したのが第63表である。これによると八〇年二月一日現在の基幹的農業従事者は、この五年間に一六％（七六万人）減少し四一三万人になった。これは前の五年間の減少率の半ばにすぎないが、いぜんとして農業就業人口の減少率を上回っている。

これを年齢別にみると、いずれの年齢層も減少をつづけているが、とくに一六～二九歳層の減少がいちじるしく、この五年間に三一・五％（一二万人）減少した。この結果、二九歳未満の若年労働力の総数に占める割合は、七〇年の一一％から八〇年には六・五％

第 63 表 年齢別基幹的農業従事者数

（単位：千人，％）

	実 数			構 成 比		
	1970年	1975年	1980年	1970年	1975年	1980年
16～19歳	90.4	21.4	10.6	1.3	0.4	0.3
20～24歳	286.5	143.7	79.3	4.1	2.9	1.9
25～29歳	406.5	226.3	177.6	5.8	4.6	4.3
30～34歳	633.2	291.9	229.7	9.0	6.0	5.6
35～39歳	876.2	448.9	274.1	12.4	9.2	6.6
40～44歳	1,008.2	636.6	410.6	14.3	13.0	9.9
45～49歳	878.2	744.5	572.2	12.5	15.2	13.9
50～54歳	737.6	655.2	662.8	10.5	13.4	16.1
55～59歳	700.3	533.6	565.1	9.9	10.9	13.7
60歳以上	1,431.0	1,186.7	1,146.6	20.3	24.2	27.8
計	7,048.1	4,888.8	4,128.4	100.0	100.0	100.0
男	3,222.0	2,297.6	2,036.0	45.7	47.0	49.3
女	3,826.1	2,591.1	2,092.4	54.3	53.0	50.7

- 〔備考〕 1) 基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、主として自家農業に従事したもの。
2) 資料は前表に同じ。

にまで低下した。また、基幹的農業労働力の主体である三〇〜五九歳層も一八%（六〇万人）減少し二七二万人となったが、構成比で六六%を占め、いぜん農家労働力の中心的存在となっている。この若年層と、壮年層の大幅な減少にたいし六〇歳以上層の減少率は低く、減少率は三%程度にとどまった。このため六〇歳以上層のウェイトは七〇年二〇%、七五年二四%と上昇し、八〇年には二八%を占めるにいたった。なお、基幹的農業従事者に占める女子の割合は低下傾向にあるが、いぜんとして男子より高く五一%であった。

基幹的農業従事者の女性化が止まったとはいえ、総体として女性化・老齡化傾向はつづいている。八〇年二月一日現在の女子と六〇歳以上男子の基幹的農業従事者の合計は二八一万人で、全体の六八%であった。

兼業従事者 兼業従事者とは、一六歳以上の農家世帯員で「一年間に三〇日以上雇用兼業に従事した者または一年間

の販売金額で七万円以上ある自営業に従事した者」をいう。

この兼業従事者の動向をみたのが第64・65表である。兼業従事者は、一貫して増加してきたが、七〇年以降その増加傾向は鈍化し、七五年から八〇年にはじめて五・七%の減少を示し八一七万人となった。これを男女別にみると、男子は三三万人減少して五二二万人に、女子は一七万人減少し二九五万人になった。これまで増加をつづけてきた女子の兼業化が今回はじめてマイナスに転じたのであるが、男子の兼業化率の減少とほぼ同率であったこともあり、女子の割合は七〇年とほぼ同じ三六%であった。

つぎに兼業従事者の延べ人数を兼業種類別にみると、「恒常的勤務」は男女ともに増加し、この五年間に男子七%、女子九%増加

第 64 表 男女別兼業従事者数
(単位：千人，%)

		計	男	女
実数（構成比）	1965年	7,782 (100.0)	5,282 (69.2)	2,400 (30.8)
	1970 ①	8,663 (100.0)	5,668 (65.4)	2,995 (34.6)
	1975 ②	8,670 (100.0)	5,545 (64.0)	3,125 (36.0)
	1980 ③	8,174 (100.0)	5,220 (63.9)	2,954 (36.1)
増減率	①	10.3	4.4	23.7
	②	0.1	△ 2.2	4.3
	③	△ 5.7	△ 5.9	△ 5.5

〔備考〕 資料は前表に同じ。

し、それぞれ三三四万人、一七六万人となり、その割合は七五年に比べ七〜八ポイント高まり、それぞれ六一%、五九%となった。他方、「出稼ぎ、日雇・臨時雇」は二六%の急減をみせ一九七万人となった。この動向は男女ともに同じであった。この結果、「出稼ぎ、日雇・臨時雇」の構成比は、七〇年三三%、七五年三〇%、八〇年二四%と低下した。「自営兼業」も男女ともに微減をつづけ、その割合は七〇年の一九%から八〇年には一六%に低下した。これらを反映し八〇年二月時点の兼業従事者延べ人数は、五年間に六%減じ八三四万人となった。農家世帯員の他産業就業への依存は、「恒常的勤務」化を主流として進行しつつある。

第 65 表 兼業種類別従事者数（延べ人数）

（単位：千人，％）

		総 数	恒 常 的 勤 務	出稼ぎ，日雇・ 臨時雇	自 営 兼 業
総 数 （構成比）	1970年	8,833 (100.0)	4,225 (47.8)	2,947 (33.4)	1,661 (18.8)
	1975年	8,880 (100.0)	4,673 (52.6)	2,645 (29.8)	1,562 (17.6)
	1980年	8,339 (100.0)	5,007 (60.0)	1,966 (23.6)	1,366 (16.4)
男 （構成比）	1970年	5,805 (100.0)	2,764 (47.6)	1,993 (34.3)	1,048 (18.1)
	1975年	5,717 (100.0)	3,053 (53.4)	1,654 (28.9)	1,010 (17.7)
	1980年	5,352 (100.0)	3,243 (60.6)	1,231 (23.0)	879 (16.4)
女 （構成比）	1970年	3,028 (100.0)	1,460 (48.2)	954 (31.5)	613 (20.2)
	1975年	3,163 (100.0)	1,620 (51.2)	991 (31.3)	552 (17.5)
	1980年	2,987 (100.0)	1,764 (59.1)	735 (24.6)	487 (16.3)

〔備考〕 資料は前表に同じ。

4 農家人口の異動

農家人口の異動

農林水産省統計情報部は、毎年一～二月の一年間における農家人口の異動を『農家就業動向調査報告書』として公表しているが、その調査結果をもとに一九七九年の農家世帯員の異動の特徴をみるとつぎのとおりである（第66表）。

(1) 七九年の一年間に農家人口の増加は前年より一〇％減少し五八万人、減少人口は前年比一五％減の八四万人で、差引き純減少は二六万人となった。七〇年当時の純減少が七三万人であったのと比べると減少傾向は大幅に低下しており、これが低成長期の主要な特徴となっている。

(2) 増加人口（五八万人）の内訳をみると、社会的異動によるものが三七万人で六三％を占め、出生によるもの二一万人で三七％であった。社会的異動のうち、縁事や学卒後の転入などの「その他の転入」は構成比で四〇％（二三万人）を占めもっとも多く、ついで「勤務者の転入」が一三％（八万人）を占めている。また、社会的異動のすべての要因が、対前年比でマイナスを記録しているが、そのうち減少率をもっともいちじるしいのは「勤務者の転入」で二二％減、ついで「離職転入」の二〇％減、「農家の増加」によるもの一七％減であった。

(3) 減少人口（八四万人）の内訳をみると、社会的異動によるもの

第66表 農家の形態別人口異動

(単位：千人，％)

		総 数	増 加 人 口					自然的異動 出 生
			社 会 的 異 動					
			小 計	離職転入	勤 務 者 の 転 入	その他の 転 入	農家の増 加による	
実 数 (構成比)	1970年	703.1 (100.0)	469.4 (66.8)	66.6 (9.5)	97.9 (13.9)	245.5 (34.9)	59.4 (8.4)	233.7 (33.2)
	75 ①	616.8 (100.0)	406.5 (65.9)	51.9 (8.4)	87.2 (14.1)	225.1 (36.5)	42.4 (6.9)	210.4 (34.1)
	76 ②	583.4 (100.0)	377.6 (64.7)	47.7 (8.2)	88.6 (15.2)	220.8 (37.8)	20.6 (3.5)	205.7 (35.3)
	77 ③	624.3 (100.0)	412.2 (66.0)	51.1 (8.2)	100.8 (16.1)	236.6 (37.9)	23.8 (3.8)	212.1 (34.0)
	78 ④	644.3 (100.0)	425.5 (66.0)	50.1 (7.8)	97.6 (15.1)	253.5 (39.3)	24.2 (3.8)	218.8 (34.0)
	79 ⑤	579.9 (100.0)	365.4 (63.0)	40.0 (6.9)	76.5 (13.2)	228.8 (39.5)	20.1 (3.5)	214.5 (37.0)
対増 前減 年率	②／①	△ 5.4	△ 7.1	△ 8.1	1.6	△ 1.9	△ 51.4	△ 2.2
	③／②	7.0	9.2	7.1	13.8	7.2	15.5	3.1
	④／③	3.2	3.2	△ 1.8	△ 3.2	7.1	0.8	3.2
	⑤／④	△ 10.0	△ 14.1	△ 20.2	△ 21.6	△ 9.7	△ 16.9	△ 2.0
		総 数	減 少 人 口					自然的異動 死 亡
			社 会 的 異 動					
			小 計	就職転出	勤務者の 転 出	その他の 転 出	農家の減 少による	
減 少 (構成比)	1970年	1,428.4 (100.0)	1,170.6 (82.5)	312.5 (21.9)	115.3 (8.1)	456.4 (32.0)	286.4 (20.1)	257.8 (18.0)
	75 ①	1,034.2 (100.0)	819.3 (79.2)	167.8 (16.2)	80.9 (7.8)	381.1 (36.8)	189.6 (18.3)	215.1 (20.8)
	76 ②	900.5 (100.0)	697.8 (77.5)	145.4 (16.1)	83.1 (9.2)	344.7 (38.3)	124.6 (13.8)	202.6 (22.5)
	77 ③	961.0 (100.0)	761.0 (79.2)	143.9 (15.0)	93.4 (9.7)	355.4 (37.0)	168.3 (17.5)	199.9 (20.8)
	78 ④	984.0 (100.0)	775.2 (78.8)	127.3 (12.9)	99.2 (10.1)	379.4 (38.6)	169.4 (17.2)	208.7 (21.2)
	79 ⑤	837.6 (100.0)	642.8 (76.7)	114.2 (13.6)	61.0 (7.3)	323.7 (38.6)	143.9 (17.2)	194.9 (23.3)
対増 前減 年率	②／①	△ 12.9	△ 14.8	△ 13.3	2.7	△ 9.5	△ 34.3	△ 5.8
	③／②	6.7	9.1	△ 1.0	12.4	3.1	35.1	1.3
	④／③	2.4	1.9	△ 11.5	6.2	6.7	0.6	4.4
	⑤／④	△ 14.9	△ 17.1	△ 10.3	△ 38.5	△ 14.7	△ 15.1	△ 6.6

- 〔備考〕 1) 「就職転出」は就職のため6カ月以上の予定で家を離れ農家世帯員でなくなった者。
 2) 「勤務者の転入・転出」は異動の前後とも勤務者であることに変わりのない者の転入・転出である。
 3) 「その他の転出入」は縁事転出入、勤務および就離職等による転出入にともなうその家族の転出入である。
 4) 資料は農林水産省統計情報部「昭和54年農家就業動向調査報告書」(1981年3月刊)。

が七七%を占め、死亡によるものが二三%であった。この社会的異動のうち、縁事や進学による転出などの「その他の転出」の構成比は三九%（三二万人）でもっとも多く、ついで「農家の減少」によるもの一七%（一四万人）、「就職転出」一四%（一一万人）であった。また、増加人口と同じく、減少人口にあっても社会的異動の全形態がマイナスに転じているが、もっとも急減したのは「勤務者の転出」によるもの三九%減であり、「農家の減少」・「その他の転出」によるものは一五%程度の減少であった。

(4) 一九七九年の農家人口異動要因のうち、増加人口が減少人口を上回ったのは「出生・死亡」の二万人増と「勤務者の転出入」一・六万人増であった。他方、減少人口が増加人口を上回ったのは「農家の増減」によるもの一二万人減、「その他の転出入」九・五万人減、「離職転入・就職転出」七・四万人の減であった。このようにみると農家への人口還流の一時停滞もみられるが、それ以上に農家人口減少の鈍化傾向が農家人口の絶対的低下のもとでみとめられる。すなわち、農家人口異動の純減少は七〇年には七三万人であったのが、七五年には四二万人に、さらに七九年には二六万人と低下した。

農家労働力の産業間異動

第67表は、各一年間に六カ月以上の予定で他産業へ就職した者と、他産業を離職して還流した者の動向をみたものである。以下、七九年の動向を中心にその特徴をみる。

(1) 他産業へ就職した農家世帯員は、前年にくらべ二〇%という大幅減少を示し四七万人になった。他方、他産業からの離職還流者も急減し、前年対比三三%減の二二万人となり、差引き二六万人の労働力が農家から流出した。この流出数は新規学卒者の他産業就職者（二八万人）に照応するものである。

(2) 他産業就職者のうち「就職転出」は年々低下をつづけ、対前年比一〇%減じ一一万人に、他方、年々増加傾向にあった「在宅就職」は二三%と大幅な減少をみせ三六万人となったが、在宅就職率は七六%であった。また、他産業からの離職者のうち「在宅離職」も前年比三五%減少し、一七万人となったが、その割合は八一%を維持した。

(3) 男女別に他産業就職者をみると、男女ともに前年に比べ二〇%前後の減少をみせ、男子二三万人、女子二五万人と低下したが、女子の割合が五二%と男子を若干上回っている点は、この数年と変わらない。離職者についても男女ともに三二～三%の減少であり、男女比も均衡状態がつづいている。

(4) 年齢別に農外就職者の動向をみると、対前年比で三五歳以上層の四五%の急減をトップに、二〇～三四歳層一九%減、一九歳以下層七%減と、いずれの年齢層も減少した。この結果、三五歳以上層の構成比は、前年の二四%から一七%に低下、逆に一九歳以下層のそれは四三%から五〇%に上昇した。なお、二〇～三四歳層は変化なし。他方、離職者にあつては各年齢層とも大幅な減少を示したが、前年に比べ構成比に大きな変動はみられなかった。一般的特徴としては、一九歳以下層の還流率が低いことと二〇歳以上層の還流率が高いこと、とくに三五歳以上層の離職還流が過半を占めていることを指摘しておく。

(5) 男子の世帯上の地位別他産業就職者を前年に比べてみると、「世帯主」が四七%の急減、「あとつぎ」一〇%減、「その他」一四

第67表 農家労働力の産業間異動状況

(単位：千人，%)

	総数	就職形態		性別	年齢			世帯上の地位(男)					
		就職転出	在宅就職		19歳以下	20～34歳	35歳以上	世帯主	あとつぎ	その他			
他産業への就職者	実数 (構成比)	1975年	567.8 (100.0)	167.8 (29.6)	400.2 (70.4)	268.8 (47.3)	299.1 (52.7)	295.3 (52.0)	142.4 (25.1)	130.4 (23.0)	55.5 (20.6)	117.0 (43.5)	96.3 (35.8)
		77 ①	527.2 (100.0)	143.9 (27.3)	383.3 (72.7)	253.2 (48.0)	274.0 (52.0)	272.3 (51.7)	153.5 (29.1)	101.3 (19.2)	45.1 (17.8)	115.0 (45.4)	93.1 (36.8)
		78 ②	595.0 (100.0)	127.3 (21.4)	467.7 (78.6)	284.5 (47.8)	310.5 (52.2)	257.5 (43.3)	193.6 (32.5)	143.8 (24.2)	62.3 (21.9)	122.2 (43.0)	99.9 (35.1)
		79 ③	474.6 (100.0)	114.2 (24.1)	360.4 (75.9)	228.7 (48.2)	246.0 (51.8)	239.3 (50.4)	156.6 (33.0)	78.7 (16.6)	32.9 (14.4)	109.7 (48.0)	86.1 (37.6)
	対増 前年率	①	△ 6.6	△ 1.0	9.8	8.4	5.0	3.5	14.0	4.9	5.9	10.6	7.1
②	12.9	△ 11.5	22.0	12.3	13.3	△ 5.4	26.1	42.0	38.1	6.3	7.3		
③	△ 20.2	△ 10.3	△ 22.9	△ 19.6	△ 20.8	△ 7.1	△ 19.1	△ 45.3	△ 47.2	△ 10.2	△ 13.8		
他産業からの離職者	実数 (構成比)	1975年	228.3 (100.0)	51.9 (22.7)	176.5 (77.3)	109.7 (48.1)	118.7 (51.9)	17.9 (7.8)	99.3 (43.5)	111.2 (48.7)	57.5 (52.4)	31.5 (28.7)	20.7 (18.9)
		77 ①	245.5 (100.0)	51.1 (20.8)	194.4 (79.2)	121.4 (49.5)	124.1 (50.5)	16.2 (6.6)	108.1 (44.0)	121.1 (49.3)	62.9 (51.8)	36.9 (30.4)	21.6 (17.8)
		78 ②	314.6 (100.0)	50.1 (15.9)	264.4 (84.0)	156.5 (49.7)	158.1 (50.3)	16.7 (5.3)	133.9 (42.5)	163.9 (52.2)	83.0 (53.0)	43.0 (27.5)	30.5 (19.5)
		79 ③	211.9 (100.0)	40.0 (18.9)	171.9 (81.1)	104.4 (49.3)	107.4 (50.7)	12.1 (5.7)	93.2 (44.0)	106.6 (50.3)	55.9 (53.5)	30.1 (28.8)	18.5 (17.7)
	対増 前年率	①	19.3	7.1	23.0	18.4	20.3	20.9	14.9	23.4	19.8	20.6	11.3
②	28.1	△ 2.0	36.0	28.9	27.4	3.1	23.9	35.3	32.0	16.5	41.2		
③	△ 32.6	△ 20.2	△ 35.0	△ 33.3	△ 32.1	△ 27.5	△ 30.4	△ 35.0	△ 32.7	△ 31.0	△ 39.3		

%減であった。この結果、「世帯主」の割合は前年の二二%から一四%に低下し、「あとつぎ」のそれは四三%から四八%に上昇した。これを離職還流者についてみると、前年に比べいずれも三〇%前後の減少であったが、その構成比にはほとんど変化はなかった。「世帯主」の離職還流が五四%でもっとも高く、「あとつぎ」のそれは二九%であった。

農家世帯員の出稼ぎ状況

一カ月以上一年未満の予定で家を離れ出稼ぎに出た農家世帯員の動向をみたのが第68表である。これによると、七九年中の出稼ぎ者は前年より一〇%下回り一三万人となった。これは石油ショックのあった七三年(三〇万人)の四四%であり、出稼ぎの減少は一貫してつづいている*。

男女別出稼ぎ者をみると、男子が九二%を占めた。また、この男子出稼ぎ者のうち「世帯主」の割合は六五%で前年とほとんど変わらな
いが、「あとつぎ」は約一ポイント高まり二八%となった。これを年齢階層別にみると、「三五〜四九歳」層四〇%、「五〇〜五九歳」層二七%、「三四歳以下」層二五%、「六〇歳以上」層八%の順で、絶対的には減少しつつも五〇歳以上層のウェイトが高まる傾向をみせている。

第 68 表 農家世帯員の出稼ぎ状況

(単位：千人，%)

		実 数 (構成比)			対前年増減率	
		1975年	1978年	1979年	1978年	1979年
総	数	190.4(100.0)	148.3(100.0)	133.3(100.0)	△ 6.0	△ 10.1
性 別	男	175.5 (92.2)	135.3 (91.2)	122.0 (91.5)	△ 6.0	△ 9.8
	女	14.9 (7.8)	12.9 (8.7)	11.3 (8.5)	△ 7.9	△ 12.4
男の世帯上の地位別	世 帯 主	113.6 (64.7)	88.2 (65.2)	79.2 (64.9)	△ 7.0	△ 10.2
	あとつぎ	53.1 (30.3)	36.7 (27.1)	34.0 (27.9)	△ 6.4	△ 7.4
年 齢 別	34歳以下	49.6 (26.1)	36.3 (24.5)	33.1 (24.8)	△ 8.6	△ 8.8
	35〜49歳	86.8 (45.6)	62.4 (42.1)	53.6 (40.2)	△ 7.1	△ 14.1
	50〜59歳	40.8 (21.4)	39.1 (26.4)	36.5 (27.4)	△ 2.5	△ 6.6
	60歳以上	13.3 (7.0)	10.5 (7.1)	10.2 (7.7)	△ 2.8	△ 2.9
産業種類別	建 設 業	132.9 (69.8)	101.6 (68.5)	90.9 (68.2)	△ 3.5	△ 10.5
	製 造 業	39.5 (20.7)	30.4 (20.5)	28.9 (21.7)	△ 15.1	△ 4.9
	そ の 他	18.0 (9.5)	16.3 (11.0)	13.5 (10.1)	△ 3.0	△ 17.2

【備考】 1) 出稼ぎ者は1カ月以上1年未満の予定で居住地を離れ、他に雇われて就労するもので、就労期間後、居住地に帰る農家世帯員。
2) 資料は前表に同じ。

出稼ぎ先産業種類でも「建設業」六八%、「製造業」二二%と、両者で九割を占めており、農家労働力が労働条件の劣悪な重筋労働部門を支えていることに変化はみられない。

* 農水省統計情報部の出稼ぎ者の統計は一般に過小に評価されている。本年鑑第五集（一八〇～一八一頁）で労働省出稼ぎ調査の結果を紹介したが、農林水産省調査より出稼ぎ者数ははるかに多かった。しかし調査の対象・時期・期間等の相違があるので、両省調査結果の厳密な比較はできない。

5 農家子弟学卒者の動向

農家子弟の学卒者数 農水省統計情報部は、農家子弟のうち毎年三月に中学校以上の学校を卒業した者の卒業後の動向を七月一日現在（一九七七年以前は四月三〇日）で調査し、『農家子弟の新規学卒者の動向』として公表している。これによると、一九八〇年三月に中学校以上の学校を卒業した農家子弟は前年に比べ二%減少し七三万人となった（第69表）。これを学校別にみると、中卒者は三三万人（全体の四四%）、高卒者三三万人（四六%）、短大・大卒五万人（七%）、その他卒三万人（四%）で、実数は前年に比べ一・二%減少した。七八年まで増加傾向にあった短大・大卒は前年以來減少に転じ、今回も減少した。

農家子弟学卒者の卒業後の動向 同じ新規学卒者調査により農家子弟の卒業後の状況をみると、進学者は四五万人、就業者は二六万人で、それぞれ構成比は六二%、三六%で

第 69 表 農家子弟の新規学卒者数の推移 (単位：千人，%)

		総 数	中 卒	高 卒	短大・大学卒	その他卒
実 数 (構成比)	1970年3月卒	1,162 (100.0)	619 (53.3)	473 (40.7)	70 (7.0)	
	75・3	918 (100.0)	431 (46.9)	415 (45.2)	43 (4.7)	29 (3.2)
	78・3 ①	766 (100.0)	329 (43.0)	359 (46.9)	53 (6.9)	25 (3.3)
	79・3 ②	743 (100.0)	325 (43.7)	341 (45.9)	51 (6.9)	26 (3.5)
	80・3 ③	729 (100.0)	319 (43.8)	334 (45.8)	50 (6.9)	27 (3.7)
対前年増減率	①	△ 9.8	△ 11.8	△ 9.0	7.6	△ 22.7
	②	△ 2.9	△ 1.4	△ 4.9	△ 2.5	5.2
	③	△ 1.9	△ 1.7	△ 2.3	△ 2.5	1.9

〔備考〕 1) 1970～75年は4月30日現在調査，78年以降は7月1日現在調査。
2) 卒業者は中学校以上の学校を卒業した者のうち卒業当時農家世帯員で，卒業前の状態が通学が主であった者。
3) 資料は農林水産省統計情報部，昭和55年農家就業動向調査『農家子弟の新規学卒者の動向』（1981年3月刊）。

あった。就業者のうち、主として自家農業に就業した者は対前年比三％減少し七〇〇人となった。この結果、農業就業率は前年を〇・二ポイント下回り二・七％に低下した。この農業就業率の低下は、自家農業就業者のほぼ六割を占める男の「あとつぎ」にも強くみられ、それは前年比一・七ポイント減の五・八％にまで低下した。

2 農家経済と農業労賃

1 農家経済と農家生計費

農家経済と所得

第70表は全国農家一戸当たり平均の農家経済収支を、農水省統計情報部の『農家経済調査報告』により示したものであるが、一九七九年度の特徴をあげるとつぎのとおりである。

(1)七九年度の全国一戸当たり平均農家所得は四四二万円で、前年度に比べ四・七％増加した。また、この農家所得に出稼ぎ・被贈扶助等の収入をプラスした農家総所得は、五三二万円で前年度に比べ六％増加したが、これを農家購入品価格総合指数でデフレートした実績伸び率で見ると〇・六％増にすぎず、ほとんどゼロ成長にとど

第70表 農家経済の推移（全国1戸当たり平均）（単位：千円，％）

	実 数			対 前 年 増 減 率			
	1975年度	1978年度	1979年度	1975年度	1977年度	1978年度	1979年度
農 業 所 得	1,146.0	1,196.5	1,126.7	24.2	1.5	2.0	△ 5.8
農 外 所 得	2,268.4	3,024.6	3,291.0	12.1	12.2	7.6	8.8
農 家 所 得	3,414.4	4,221.1	4,417.7	15.9	8.8	5.9	4.7
租税公課諸負担	389.7	598.9	691.1	11.4	17.6	13.4	15.4
出稼ぎ、被贈扶助等収入	546.3	799.1	902.8	20.2	11.2	16.4	13.0
可 処 分 所 得	3,571.0	4,421.3	4,629.4	17.1	8.2	6.7	4.7
家 計 費	2,650.0	3,420.5	3,675.0	15.2	10.4	6.5	7.4
農 家 経 済 余 剰	921.0	1,000.8	954.4	22.7	1.0	7.4	△ 4.6
農 家 総 所 得	3,960.7	5,020.2	5,320.5	16.5	9.2	7.5	6.0
農 業 依 存 度	33.6	28.3	25.5	2.3	△ 2.2	△ 1.1	△ 2.8
家 計 費 充 足 率	43.2	35.0	30.7	3.1	△ 3.2	△ 1.5	△ 4.3

- 〔備考〕 1) 「農家総所得」は農家所得に出稼ぎ・被贈扶助等収入を加えたもの。
2) 「農家依存度」は農家所得にたいする農業所得の割合である。
3) 「家計費充足率」は家計費にたいする農業所得の割合である。
4) 資料は農林水産省統計情報部『昭和54年度農家経済調査報告』（1981年2月刊）。

まった。

(2) 農家所得の低水準の主要因は農業所得の低下にあった。すなわち、七九年度の農業所得は減反政策による米の生産減と主要農産物価格の低迷および生産資材価格の上昇により、前年度に比べ六％減少し一一三万円となった。

(3) したがって農家所得の水準を前年度なみに維持してきた要因は、いぜんとして労賃俸給手当等農外収入であった。農外所得は前年度比九％増の三二九万円であった。なお、七八年度以来農外所得の伸び率は一ケタ台にとどまっている。

(4) 農家所得の低迷に比べ租税公課諸負担は前年度（一三・四％増）を上回る一五・四％の増加であった。これに家計費の増加（七・四％）も加わった結果、農家経済余剰は前年度に比べ四・六％減少し九五万円にとどまった。

(5) 農業所得の絶対的減少を反映し農家所得にたいする農業依存度は前年度より二・八ポイント下回り二五・五％に低下した。また、農業所得による家計費充足率も前年度を四・三ポイント下回り三〇・七％となった。

経営耕地規模別農家経済

七九年度の都府県農家一戸当たり平均の農家経済収支を経営耕地規模別にみたのが第71表である。以下、この表によりその特徴をあげる。

(1) この数年、農家所得は経営耕地規模が大きいほど高いという傾向を示してきたが、七九年度はこの傾向に若干の変動がみられる。すなわち、〇・五～一ha層の所得は一・一五ha層よりわずかながら高くなった。また、二～二・五ha層の農家所得は前年度に比べ二二％のマイナスを記録して一・五～二ha層の所得と同列にならんだ。

第 71 表 経営耕地規模別農家経済（都府県 1 戸当たり平均）

1979年度（単位：千円、％）

	農 家 所 得			可 処 分 所 得	家 計 費	農家経済 余 剰	農 業 依存度	家計費 充足率
	計	農業所得	農外所得					
都府県平均	4,408.5	1,064.5	3,344.0	4,624.6	3,669.9	954.7	24.2	29.0
0.5ha 未満	4,282.4	193.3	4,089.1	4,512.6	3,599.0	913.6	4.5	5.4
0.5 ～ 1 ha	4,364.0	715.9	3,648.1	4,627.9	3,625.6	1,002.3	16.4	19.8
1 ～ 1.5ha	4,346.4	1,509.9	2,836.5	4,533.6	3,594.8	938.8	34.7	42.0
1.5 ～ 2 ha	4,529.7	2,180.6	2,349.1	4,660.0	3,786.7	873.3	48.1	57.6
2 ～ 2.5ha	4,529.2	2,662.9	1,866.3	4,684.3	3,894.8	789.5	58.8	68.4
2.5～ 3 ha	5,484.0	3,573.3	1,610.7	5,335.0	3,966.6	1,368.4	68.9	90.1
3 ha 以上	5,484.9	4,192.5	1,292.4	5,675.6	4,402.8	1,272.8	76.4	95.2

〔備考〕 資料は前表に同じ。

さらに3ha以上層は同じくマイナス(二・六%)となったが、トップの座を維持し、他方、最下層の〇・五ha層は六・六%増加したが最低の地位は動かなかった。このような農家所得の変動は以下にみるように農業所得の減少率の相違を反映したものであった。

(2) 農業所得は二・五ha層を除き前年度に比べ全階層で減少した。すなわち、都府県平均の減少は六%強であったが、それを上回る減少をみせたのは〇・五ha未満層の一七%、〇・五ha層の一〇%、二ha層の九%、一ha層の八%減であった。この結果、農家所得の農業依存度はいずれの階層においても低下した。都府県平均の農業依存度は前年度に比べ二・八ポイント減の二四・二%であるが、それをこえる減少を示したのは〇・五ha層の五ha層の全階層で、とりわけ二ha層は四・六ポイント減じ五八・八%に、一ha層は四・一ポイント減じ三四・七%に低下した。なお、3ha以上層の農業依存度は都府県平均と同じく二・八ポイント減じ七六・四%となった。

(3) 農家所得と同じく家計費もこれまで経営耕地規模が大きくなるにつれて高くなっていたが、七九年度のそれをみると一・五ha層が最低となった。これを農業所得による家計費充足率でみると、前年度に比べもとも高率の低下を示した階層は二ha層の二・八ポイント減の六八・四%、ついで三ha以上層の九・八ポイント減の九五・二%であった。この結果、農業所得により家計費を充足させる農家階層はすべて消滅した。減反政策と農産物価格の低迷に加え農業生産資材価格の上昇が農業所得を低下させたことは明らかである。この点、上層農家にあっても例外ではなかった。

農家の費目別生計費

一九七九年度の全国農家一戸当たりの平均家計費は三六八万円で、前年度に比べ七・四%増加した(第72表)が、農村消費者物価指数でデフレートした実質伸び率では二・三%増にすぎなかった。

これを費目別にみると、平均より高い増加率を示したのは雑費(二〇%)と光熱・水道料(一四%)であった。このため雑費の割合は前年度を一ポイント上回り五四%となったが、これは自動車費・教養娯楽・臨時費などの文化的支出の年々の増加を反映するものであった。また、光熱・水道料の増加は石油価格の上昇によるものであり、必ずしも質的生活向上を意味しない。なお、飲食費の伸びは年々低下し、七九年度のエンゲル係数は二三%になった。

2 農家総所得と農業賃金

農家と勤労者世帯の所得比較

「農家経済調査」による農家所得と総理府の「家計調査」による勤労者世帯収入の比較を示したのが第73表である。以下、この表により七九年度の農家所得水準の特徴をみよう。

(1) 七九年度の一戸当たり農家総所得は五三三万円で前年度比六%の増加であり、勤労者世帯の実収入は三九六万円で七%の増加であった。この結果、両者の所得格差は前年度より一ポイント強縮小し

第72表 農家の費目別家計費の推移（全国1戸当たり平均）
（単位：千円、％）

		総 額	飲 食 費	被 服 費	光 道 熱 料 水 道 料	住 居 費	雑 費
実 額 （構成比）	1970年度	1,225.2 (100.0)	353.5 (28.9)	118.3 (9.7)	42.8 (3.5)	169.7 (13.9)	540.9 (44.1)
	75	2,650.0 (100.0)	687.4 (25.9)	242.3 (9.1)	84.7 (3.2)	328.8 (12.4)	1,306.8 (49.3)
	77 ①	3,211.6 (100.0)	798.4 (24.9)	279.9 (8.7)	108.4 (3.4)	358.4 (11.1)	1,666.5 (51.9)
	78 ②	3,420.5 (100.0)	828.5 (24.2)	291.2 (8.5)	111.9 (3.3)	374.6 (11.0)	1,814.3 (53.0)
	79 ③	3,675.0 (100.0)	855.1 (23.3)	304.5 (8.3)	127.9 (3.5)	391.9 (10.7)	1,995.6 (54.3)
対前 年増 減率	①	10.4	6.8	6.1	8.1	6.0	14.3
	②	6.5	3.8	4.0	3.2	4.5	8.9
	③	7.4	3.2	4.6	14.3	4.6	10.0

【備考】 1) 資料は前表に同じ。

第73表 農家と勤労者世帯の所得の比較（全国平均）
（単位：千円、％）

		1970年度	1975年度	1977年度	1978年度	1979年度
農 家	1戸当り農家総所得 A	1,596.4	3,966.5	4,678.6	5,028.9	5,328.8
	就業者1人当り農家総所得 B	600.2	1,549.4	1,842.0	1,995.6	2,114.6
	世帯員1人当り可処分所得 C	300.3	784.4	924.4	988.8	1,042.2
	世帯員1人当り家計費 D	236.8	546.4	667.1	709.8	767.4
勤 労 者 世 帯	1戸当り実収入 a	1,390.5	2,897.2	3,482.8	3,701.9	3,961.5
	有業者1人当り実収入 b	891.3	1,931.5	2,353.2	2,501.3	2,676.7
	世帯員1人当り可処分所得 c	327.8	693.5	817.9	858.3	911.2
	世帯員1人当り家計費 d	248.6	510.3	558.5	604.7	633.2
対 比	A/a	114.8	136.9	134.3	135.8	134.5
	B/b	67.3	80.2	78.3	79.8	79.0
	C/c	91.6	113.1	113.0	115.2	114.4
	D/d	95.3	107.1	110.3	112.1	112.9

【備考】 1) 勤労者収入は総理府「家計調査」によるもの。
2) 資料は前表に同じ。

三五%の格差となった。この格差縮小は世帯員一人当たりの可処分所得についてもいえるが、その格差は一四%程度農家世帯の水準が高い。

(2)しかし、これを就業者一人当たりでみると、農家総所得は二一万円、勤労者世帯のそれは二六八万円で二一%農家のほうが低い。このことは、農家にあつてはその所得を得るために勤労者より多くの労働が投下されたことを示すものである。

また、農家総所得や世帯員一人当たり可処分所得が勤労者の実収入より高いといっても、それは兼業収入や出稼ぎ・被贈扶助等収入によるものであり、農業所得の農家総所得にたいする寄与率は二一%程度にすぎない。一戸当たり平均の農業所得は勤労者世帯実収入の二八%程度のもので、農工業間の所得格差は大きく開いている。

「農家経済調査」による一日当たり全国農家
農業労賃と農村
平均農業所得と労働省「毎月勤労統計調査」
内外諸賃金の比較
による製造業常用労働者五人以上規模平均現

金給与総額を比較してみると、七九年度の農業所得は五〇七七円、労働者賃金は九七一九円で、その格差は四八%に達する（農林統計協会編『農業白書附属統計表』昭和五五年度版）。

また、同じ農水省統計情報部は「農村物価賃金統計」（会計年度）の農林業労働賃金と労働省大臣官房統計情報部の「毎月勤労統計調査総合報告書」（暦年）の常用労働者三〇人以上規模賃金を比較しているが、それによると七九年度の全国平均一日当たり男子農業臨時雇い賃金は四七八九円であつた。これを基準に他産業賃金（男女総合）と比較すると、建設業二五%（二万二七四円）、製造業二三%（一万六九三円）、卸・小売業二一〇%（一万七二円）で、い

ずれも農業臨時雇い賃金の二倍以上の額であつた。このことは山林労働賃金、大工・左官賃金等と比較しても同様で、農業賃金はこれらの賃金より三三%から四四%低い（一九八一年版『ポケット農林水産統計』）。なお、全国農業会議所による「農業労賃等に関する調査結果」（一九八〇年一〇月公表）の七九年度の農業臨時雇い賃金と農村内外諸賃金の比較をみても、農業賃金の相対的低水準という同じ結果が示されている。

【参考資料】(1)農水省統計情報部「一九八〇年世界農林業センサス結果概要Ⅰ」（一九八〇年一月二八日公表）、(2)同編『ポケット農林水産統計—一九八一』（農林統計協会、一九八一年三月刊）、(3)同省大臣官房調査課監修、農林統計協会編『昭和五五年度農業白書附属統計表』（一九八一年五月刊）、(4)同省統計情報部「昭和五四年農家就業動向調査報告書」（一九八一年三月刊）、(5)同編『昭和五五年農家就業動向調査—農家子弟の新規学卒者の動向』（一九八一年三月刊）、(6)同編『昭和五四年農家経済調査報告』（一九八一年二月刊）、(7)全国農業会議所「昭和五四年農業労賃等に関する調査結果」（一九八〇年一〇月刊）。